

1994・95年度科学研究費補助金 一般研究 (B) 研究成果報告書

課題番号 06451064

岡山藩の支配方法と社会構造

研究代表者 深谷 克己  
(早稲田大学文学部教授)

1996年3月

## 目 次

報告書の刊行に当たって	代表 深谷 克己	1頁
研究組織・研究発表		2頁
活動経過		3頁

### 研究報告書

#### I. 岡山藩政の成立過程

①「姫路城主池田家分限帳」について	外園 豊基	7頁
②宇喜多氏権力の形成	久保 健一郎	41頁
③宇喜多氏関係史料目録	しらが 康義	44頁
④小早川秀詮の発給文書について	黒田 基樹	82頁
⑤池田輝政の発給文書について	黒田 基樹	98頁

#### II. 岡山藩の支配方法

⑥明君創造と藩屏国家（二） 一光政の家臣統制と明君像一	深谷 克己	127頁
⑦江戸・上方・国許の藩政機構	泉 正人	141頁
⑧岡山藩と対外関係	紙屋 敦之	144頁
⑨禁裏普請における贈答について 一岡山藩と朝廷・幕府一	久保 貴子	149頁
⑩武家官位をめぐる岡山藩・鳥取藩と幕府 一池田綱政の少将昇進をめぐって一	堀 新	157頁

#### III. 岡山藩政の展開と社会構造

⑪一七世紀後半岡山藩における徒党	保坂 智	160頁
------------------	------	------

## 報告書の刊行に当たって

代表 深谷克己

1994・95年度の2年間、我々は「岡山藩の支配方法と社会構造」というテーマで、文部省科学研究費「一般研究B」の補助金を得ることができ、申請メンバーを中心とした研究活動を進めてきた。本報告書はその活動成果の一端である。

我々はかねて幕藩体制の総合的研究を行なえる対象と史料群を求めていた。藩政史研究はその候補の一つであったが、たまたま岡山大学の所蔵であった岡山藩主池田家諸史料が全点マイクロフィルム化された。さいわいに、丸善から売り出されたフィルム（『池田家文庫藩政史料マイクロ版集成』）を早稲田大学中央図書館が全巻購入する運びになったので、我々は、さっそく科学研究費の申請を行うとともに、仲間を募って研究活動を開始したのである。

当初は、藩政史研究という戦後近世史のなかで総合性のある蓄積を誇る分野への関心がすべてであったし、それに、身近に置かれた大量のマイクロフィルム形態の史料群からどういう従来にない分析が可能になるのかというような史料学的関心もともなっていた。

しかし、早くも報告書を出す段階になった現在の共通の関心はなにかと言えば、それは、民衆社会・民衆文化を視野に十分収めて新しい近世政治史を発展させたい、という一言になるように思われる。藩政史はここでは唯一の目標ではなく、藩領域は自治体史のように絶対的な空間ではない。藩政史をいくつも足して全国史に近づくというのも一つの視座ではあろうが、我々がいま良しとしている視座は、民衆社会の豊富な情報をともなう8万点もの岡山藩政史料を用いて、そのまま総体的な近世政治史認識へ接近するというものである。

報告書の目次を見ていただけば瞭然だが、マイクロ集成のほんの僅かしか読み込んでいないのに、我々は早くもマイクロ版をはみ出た作業を行っている。池田家文庫に収められていない段階の備前政治史を明らかにすることがどうしても、新しい岡山藩研究には必要だと思われたからである。池田家文庫史料の時代についても同じで、マイクロ版にない村方・町方史料、家臣家史料などを探しに2年とも夏に実地調査に出向いた。

実際の共同研究参加者は数十名に達しており、その成果あるいは見込まれる成果は、この小さな報告書ではどうてい取録できない。マイクロ版史料の中からの史料調査と読み込み、現地での史料調査、重要史料の解読公表、さらには論文集の作成、と我々の仕事は今後に山積している。ぜひもう一度、科研補助金申請を行い、研究活動の潤滑油を得たいと考えている。

なお、本研究に研究協力者が多い理由は、本研究の採択時に文学部・教育学部の助手として研究分担者だった者が、任期制助手のために現在は嘱任されていないためであることをお断りしておく。

## 研究組織

研究代表者： 深谷 克己（早稲田大学文学部教授）

研究分担者： 安在 邦夫（早稲田大学文学部教授）

研究分担者： 泉 正人（早稲田大学大学史編集所）

研究分担者： 紙屋 敦之（早稲田大学文学部教授）

研究分担者： 外園 豊基（早稲田大学教育学部教授）

研究分担者： 保坂 智（國立館大学教養部助教授）

研究分担者： 村田 安穂（早稲田大学教育学部教授）

研究協力者： 久保 健一郎（日本学術振興会特別研究員）

研究協力者： 久保 貴子（早稲田大学第二文学部非常勤講師）

研究協力者： 黒田 基樹（日本学術振興会特別研究員）

研究協力者： しらが 康義（東京女学館短期大学非常勤講師）

研究協力者： 堀 新（早稲田大学第一文学部非常勤講師）

## 研究発表

### (1) 学会誌

深谷 克己「明君創造と藩屏国家（一）」

（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』本冊第40輯〈哲学・史学編〉，1995年3月 日）

深谷 克己「明君創造と藩屏国家（二）」

（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』本冊第41輯〈哲学・史学編〉，1996年3月 日）

紙屋 敦之「大君外交と日本国王」

（田中健夫編『前近代の日本と東アジア』、吉川弘文館、1995年1月30日）

### (2) 口頭発表

深谷 克己「明君創造と藩屏国家」

（岡山藩研究会第2回総会、1994年 7月16日）

保坂 智「近世初頭の徒党－岡山藩を中心にして」

（岡山藩研究会第7回全体会、1996年 3月 9日）

## 活動経過

### 1. 史料輪読会

①「御留帳 上・下」（寛文7年）、宗教関係史料

1994年 4月13日(水)  
27日(水)  
5月11日(水)  
25日(水)  
6月 8日(水)  
22日(水)  
9月14日(水)  
28日(水)  
10月12日(水)  
26日(水)  
11月 9日(水)  
12月 7日(水)  
1995年 1月11日(水)  
25日(水)  
2月 8日(水)  
4月12日(水)  
26日(水)  
5月10日(水)  
24日(水)  
6月14日(水)  
28日(水)  
9月20日(水)  
10月11日(水)  
25日(水)  
11月 8日(水)  
22日(水)  
1996年 1月17日(水)  
1月31日(水)

②宇喜多氏関連文書

1994年 4月20日(水)  
5月18日(水)  
6月22日(水)  
7月13日(水)  
9月28日(水)  
10月 5日(水)

11月16日(水)  
12月 7日(水)  
1995年 1月18日(水)  
3月15日(水)  
4月21日(金)  
5月12日(金)  
6月19日(月)  
7月12日(水)  
10月13日(金)  
11月17日(金)  
12月 1日(金)  
1996年 1月24日(水)

### ③池田輝政関連文書

1994年 7月13日(水)  
10月19日(水)  
11月30日(水)  
12月14日(水)  
1995年 1月25日(水)  
3月22日(水)  
4月28日(金)  
5月 8日(月)  
6月 2日(金)  
7月 3日(月)  
9月29日(金)  
10月11日(水)  
11月24日(金)  
1996年 1月17日(水)

### ④「江戸御国状留」

1994年 4月21日(木)  
5月19日(木)  
6月 2日(木)  
 16日(木)  
7月 7日(木)  
9月29日(木)  
10月 6日(木)  
 20日(木)  
11月17日(木)  
12月 1日(木)  
 15日(木)

1995年 1月19日(木)  
2月 2日(木)  
4月 6日(木)  
 20日(木)  
5月18日(木)  
6月 1日(木)  
 15日(木)  
 29日(木)  
7月 6日(木)  
9月21日(木)  
10月 5日(木)  
 19日(木)  
11月16日(木)  
12月 7日(木)  
1996年 1月18日(木)

#### ⑤農村文書

1994年 6月25日(土)  
7月 2日(土)  
1995年 5月20日(土)  
6月17日(土)

## 2. 論文講読会

1994年 4月15日(金) 『藩制成立史の綜合研究 米沢藩』  
 5月13日(金) 同上  
 9月24日(土) 『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』  
 10月28日(金) 同上  
11月18日(金) 同上  
12月17日(金) 『譜代藩政の展開と明治維新－下総国佐倉藩－』  
1995年 1月27日(金) 同上  
 2月 8日(金) 同上  
 3月11日(土) 同上  
 4月 5日(水) 同上  
 5月 9日(火) 同上  
 6月20日(火) 大森映子氏論文  
 7月 7日(金) 杉本史子氏論文  
10月24日(火) 田中誠二氏論文  
12月14日(木) 同上  
1996年 1月25日(木) 同上

### 3. 史料調査

1994年 8月27日(土)～ 9月 1日(木)

鳥取県立博物館、岡山大学附属図書館、岡山市立中央図書館、  
岡山県立総合文化センター、岡山県立博物館、高梁市立図書館、  
牛窓町立海遊文化館、

フィールドワーク

和意谷敦土山、閑谷学校、矢田部六人衆墓碑（佐伯町）、本久寺（佐伯町）、  
法泉寺（和気町）、杉本家（和気町）、本成寺（和気町）など

1995年 7月22日(土)～25日(火)

岡山大学附属図書館、岡山市立中央図書館、岡山県立博物館、玉井東照宮、

このほかに、隨時、早稲田大学学術情報センターマイクロ資料室架蔵の「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」を閲覧、複写した。

# 「姫路城主池田家分限帳」について

外園 豊基

本史料は三種の史料が一冊にまとめて書写されたものであり、三種の史料とは、①「池田家分限帳」、②「送物」帳、③「諸道具割符帳」である。以下、この三種の史料について簡単に述べることとしたい。

## ①「池田家分限帳」

これはいわゆる家臣分限帳であり、輝政の家臣とその知行高を集成したものである。末尾に「慶長十八年四月六日」の年紀と日置豊前忠俊・土肥周防貞久・荒尾但馬成高・池田出羽由之の4人の署判が記されているので、およそこの日を期してこれら4人が責任者として作成されたとみられる。同年正月25日に池田輝政が死去しており、これは輝政死去後に作成されたこととなる。3月15日に大御所徳川家康は、輝政死去後の「播磨仕置」のために側近の安藤重信・村越直吉を播磨に派遣しており、両名は4月27日に駿府に帰府している（『駿府記』）。本史料の作成は、ちょうどこの間の、家康による「播磨仕置」が行われていた時期にあたる。この「播磨仕置」は輝政の遺領の配分を主眼とするものであるが、これは家臣らの配分をももたらすものといえ、分限帳の作成は、そのために為されたとみられる。

記載内容について簡単に触れておくと、まず全体は大きく二つのグループに分けられている。1つは、3万3千石を領する家老伊木長門を筆頭とするものであり（A）、もう1つは3千2千石を領する家老池田由之を筆頭とするもの（B）である。さらにそれぞれのグループごとに、軍役を務める家臣（1）と、無役の小姓・徒足ら（2）の2つに分けられて記載されている。そして記載は、知行高と知行人名が、およそ知行高の高い順に列記されているが、必ずしも知行高順ではないので、おそらく家格などに拠った記載順となっているのであろう。また、有力家臣に配属されていた与力・組侍については、その寄親の部分に一括して記載されている。そしてそれぞれのグループごとに人数合計と知行高合計が集計されている。A 1は510人、34万2630石、A 2は237人、7万1845石で、A グループの合計は747人、41万6475石である。B 1の集計はなく、B 2は75人、1万8355石で、B グループの合計は324人、15万8709石である。そしてA・Bの2つのグループの合計は、1071人、57万5184石となっている。またA・Bごとに「侍」以外の、弓・鉄砲の数、歩行侍・伊賀者・船頭・水主・小者の人数も集計されており、全体の合計のみを示しておくと、弓・鉄砲は1536挺、歩行侍1273人・伊賀者59人・船頭55人・水主700人・小者1170人である。

本史料の詳細な分析は今後の課題であるが、輝政時代の池田氏の軍事編成を中心とした家臣団編成の在り方を知ることができる貴重な史料であることは言うまでもない。また、本史料には後年の記述であるが、大半の家臣について「備」「因」と記され、その後に備前池田氏と因幡池田氏のいずれに属したのかが示されており、「今～」と後述された時期の当主の名が記されている。また、他の大名家の旧臣であった者については、「前ハ岐阜中納言殿（織田秀信）二居申候、取次荒尾但馬」という具合に、以前に仕えていた大名名やその取次者が明記されていることが多く、輝政家臣団の成立過程やその編成状況について多くの知見を与えてくれるものといえよう。

## ②「送物」帳

これは輝政の遺物の配分を記したものである。末尾には「慶長十八年七月二十七日」の年紀と荒尾但馬・伊木長門・丹羽山城・池田出羽（由之）の4人の署判がみられる

ので、その日にこの4人を責任者として作成されたとみられる。輝政の遺領は6月16日にその配分が家康から決定されたようであり（『駿府記』）、8月10日過ぎに、輝政の嫡子玄隆（利隆）、五男忠継が相次いで駿府・江戸に遺領相続の御礼のために出府している。この間の7・8月頃に家臣の配分も行われたようであり（『当代記』）、輝政の遺物の配分もそれと同時に為されたとみられる。ここに記載されている遺物は、刀剣のみであり、配分の対象者は、大きく3つのグループに分けられており、1つ目は大御所徳川家康とその子息・駿府付年寄、2つ目は將軍徳川秀忠とその子息・弟・江戸付年寄ら、3つ目は羽柴秀頼以下14名の大名、である。

### ③「諸道具割符帳」

これは②と同じく輝政の遺物の配分を記したものであり、作成日・署判者はいずれも②と同一であることから、その配分は②と同時に為されたとみられる。ここで配分の対象となっているものは、様々な遺物であるが、その対象者は嫡子玄隆以下の身内の人々である。記載は大きく3つに分けられ、1つ目は、刀剣・数寄屋道具・船等を配分したもので、武蔵守（玄隆）・左衛門督（忠継）・宮内少輔（忠長のち忠雄）・松千代（輝澄）・岩松（政綱）・小七郎（輝興）・御前（輝政後室）・丹後お姫（輝政娘、羽柴京極高広室）・おふり（輝政娘、のち松平伊達忠宗室）の順に記されている。2つ目は武器を配分したもので、玄隆・忠継・忠長の3人に石火矢・鉄砲・玉等が配分されている。3つ目は、姫路城天守閣に貯蔵されている金銀について、諸方からの借金返済に当てられた分の内訳が記されている。

## 姫路城主池田家分限帳

池田家分限帳			
一 三万三千石	備		伊木長門
一 弐万弐千石	同		池田新吉
一 壱万四千石	同		池田下総
一 壱万石	同		大倉信濃
↗七万九千石	人数四人		
一 七千石	同		荒尾志摩
五百石	同		道家左太郎
四百五拾石	同		荒尾文左衛門
四百石	同		内海九兵衛
三百五拾石	備		松国弥五左衛門
三百五拾石	同		鷺見源重郎
三百石	同		中村新右衛門
同	同	今仙鬼一郎家	江戸四郎左衛門
同			斎村平兵衛
弐百五拾石	同		隱岐善兵衛
弐百石	同		菅沼勘兵衛
百五拾石	同		服部治兵衛
同			柴山善九郎
五百石			吉田与九郎
三百石			伊丹重助
百五拾石	因		中村与三郎
三百石			志賀源左衛門
弐百五拾石			高木伊兵衛
五百石			河合与三郎
四百石	因		新田権左衛門
↗壹万三千百石	人数弐拾人		
一 五千石			丹羽 山城
五百石	是判与力	今瀬兵衛	丹羽源兵衛
三百石	備	今瀬右衛門	丹羽清十郎
三百石	備		南部長左衛門
同			坂本孫右衛門
同			片岡基左衛門
同	備		三宅九右衛門
同	同	今瀬太夫	河口三右衛門
同	同		小泉五大夫
弐百五拾石			渡辺半右衛門
同			楠 久助

武百石	備	村尾加兵衛	
同		春日茂左衛門	
同		水野吉藏	
武百五拾石		横濱甚兵衛	
三百石		桜井太左衛門	
百五拾石	今三鷹	太田傳右衛門	
武百石	備	中生田三右衛門	
同	同	今五鷹	岡田勝兵衛
△九千八百石	人數十九人	外=鐵炮五拾挺	
一 四千六百石	因	和田壱岐	
四百石	但	和田兵次郎	
同		松田九右衛門	
同		矢木藤右衛門	
三百五拾石		加納惣右衛門	
三百石		伊庭小兵衛	
同		村田傳右衛門	
同		旧井民部	
同		多羅尾孫兵衛	
同		関 六兵衛	
同		佐藤弥右衛門	
同		田中権左衛門	
同		佐久間弥太郎	
同		渡辺十左衛門	
武百五拾石		△四	
武百石		西面長助	
同		岩田太郎助	
同		斎藤加兵衛	
同		岡田利兵衛	
同		中嶋茂左衛門	
△九千八百石	人數十九人		
一 三千石		下妻越前	
四百石	但	方穗次郎右衛門	
同		太田庄左衛門	
三百石		佐々九兵衛	
同	鑑右衛門	松本庄左衛門	
同		松陰与次兵衛	
武百石		坪内加右衛門	
同		丸山長二郎	
百五拾石		後二鷹右衛門 永田小兵衛	
△五千武百五拾石	人數九人		

一	武千石		篠尾縫殿
	五百石	但	斎木忠右衛門
	同		秋田勝吉
	四百石		圓尾助兵衛
	三百石		笛尾半兵衛
	武百六拾石		加賀彦作
	武百五拾石		篠尾弥八
	同		平尾喜左衛門
	同		沢 次兵衛
	武百石	但五石	佐々清三郎
	同		斎木伊兵衛
	〆四千九百拾石		人数十一人
一	武千石	備	八田丹後
	千武百五拾石	但備	田中新吉
	五百石	同	堀弥治兵衛
	三百五拾石	同	河田治郎八
	三百石	同	三宮惣右衛門
	同	備	今平 堀内七郎兵衛
	同	同	後赤左衛門 富田宗八
	同	同	深山與惣
	同	同	今清左衛門 那須惣太郎
	同	因	上嶋市右衛門
	武百石	備	京橋織部
	同	同	富田伊兵衛
	同		今斗鶴 春多右衛門九郎
	百五拾石	備	中条八右衛門
	同		深山善右衛門
	同		今松右衛門 中嶋惣左衛門
	同		今九兵衛 富田兵治
	同		中条新次郎
	同		田中吉内
	〆七千四百石		人数十九人 外三鉄炮三拾挺
一	武千五百石		今納 山脇主馬
	四百石		助 山脇市太夫
	三百五拾石	備	同 藤右衛門
	同	同	同 三郎兵衛
	三百石		同 五郎右衛門
	武百石	備	上嶋彦助
	同		大野六兵衛

同			森本喜右衛門
同			上嶋甚右衛門
同		備	今新兵衛
百五拾石		同	今納
百五拾石			岡嶋五郎作
同			今吉兵衛
百三拾石			岡嶋又太夫
同			西村小兵衛
百三拾石			每野彦右衛門
同			今源之丞
百武拾石			古沢源兵衛
同			上嶋市右衛門
			竹外
			大野十兵衛
↗五千八百五拾石 人数十七人 外=鐵炮五拾挺			
一	武千石		竹村新兵衛
	武百石		助 祖父江茂左衛門
	同		竹村半十郎
	百五拾石		岡 十兵衛
	同		今耕兵衛
	同		大津源太郎
	同		今村市左衛門
			今利佐輔
			長嶋九左衛門
↗三千石 人数七人 外=鐵炮五拾挺			
一	千石	因	神戸彦四郎
	武百石		助 浅賀勘兵衛
	同		中村次郎兵衛
	同		仙石次左衛門
	百五拾石		同 太郎兵衛
	同		古橋七郎右衛門
	百武拾石		栗本平右衛門
	同		野間久治
	同		了佐
	同		行本吉右衛門
	百石		吉田太郎八
	同		佐野源七
	同		大野加平次
	同		大口傳七
	四百五拾石	備	今平右衛門
	武百石	因	村瀬権兵衛
	百五拾石		大口孫次郎
	百武拾石		小寺惣左衛門
	百石		吉田源助
	八拾石		同 源太夫
			行本善助

	六拾石		勝部八之丞
	同		大口傳藏
	↗四千石	人数弐拾弐人 外=鐵炮三拾挺	
一	千石	因	天野四郎右衛門
	↗弐五百石		
	弐百石		勁 塚内傳八
	百八拾石		小林六内
	百五拾石		山口仁右衛門
	同		野村五郎四郎
	↗千八百三拾石	人数五人 外=鐵炮三拾挺	
一	千弐百石		河合源左衛門
	四百石	備	勁 同 四郎三郎
	弐百石	同	同 吉藏
	百五拾石		玉木三郎右衛門
	六百石	同	高木長兵衛
	↗弐千五百五拾石	人数五人 外=鐵炮三拾挺	
一	千石	因	高木外記
	三百石	同	勁 同 多左衛門
	同		宮木清右衛門
	弐百石		同 清三郎
	↗千八百石	人数四人 外=鐵炮三拾挺	
一	七百石	因	加賀九郎左衛門 佐
	弐百石		勁 今井長右衛門
	同		長谷川甚九郎
	↗千八百石	人数三人 外=鐵炮三拾挺	
一	八百石	因	佐藤勝兵衛
	千石		同 半左衛門
	六百石		入江忠左衛門
	五百石		寺西忠左衛門
	同	因	鎌田五郎兵衛
	同	同	石川又右衛門
	同		沢 助左衛門
	三百五拾石	因	森寺九左衛門
	同		村山八郎左衛門
	弐百六拾石		安井平藏
	弐百石		伏屋鶴千代
	弐百石		岸 兵助
	同		石黒久六
	百五拾石		村山平伍郎

六千百拾石 人數十四人

備

今馬  
助 中村隼人  
垂水半左衛門  
河村太郎左衛門  
斎藤彦九郎  
宮野平右衛門  
大西五郎左衛門  
福富治右衛門  
伊藤六右衛門  
田宮伊右衛門  
長谷川平内  
安川久治  
中川戸助  
吉田三郎右衛門  
今瀬古衛門  
溝口源太郎  
都志三五郎  
前田市兵衛  
永井甚兵衛  
栗山太郎太夫  
長井治兵衛  
澤 五郎太夫  
磯村加右衛門  
下河原平三郎  
村田利右衛門  
山部源之丞  
片岡治右衛門  
吉田六左衛門  
西沢傳右衛門  
木戸三太夫  
高原左兵衛  
戸田源十郎  
中村市右衛門  
田中三太夫  
近藤左平次  
横地利助  
西岡庄左衛門  
竹内七郎右衛門  
小川太郎左衛門  
今輔 榎原藤左衛門

百石		高見藤左衛門
	↗九千六百九拾石 人数三拾九人 外鉄炮五拾挺	
	歩行侍三拾人 船頭五拾人 水主五百人	
一 武千石	備	歎尾但馬 滝川出雲
八百石	因	但 今輔 高木善右衛門
三百石		イニ
同		山辺九郎太郎
同		瀬助左衛門
武百石		本郷宗兵衛
同		小林喜太郎
同		本郷孫作
三百石	備	大野与兵衛
同		宮辺九右衛門
同		今藏太夫 服部勘兵衛
		舟橋五左衛門
	↗五千弐百石 人数十一人	
	前八岐阜中納言二居申候 取次龍尾但馬	
一 七千石	因	津田將監
千弐百石		津田藤兵衛
千石		津田源次郎
七百石	因	野崎吉右衛門
五百石		同 長右衛門
同		佐久間小三郎
四百石	因	片山五兵衛
三百石		林太郎兵衛
同		垣見又兵衛
武百五拾石		大坂左内
同		土方久治
同		大久保八兵衛
		イイノイ
同		神 弥次右衛門
武百石		山田左助
同		足立庄三郎
百石		山田久兵衛
	↗壹万三千百五拾石 人数十六人	
一 武千五百石		歎尾但馬 大原雅樂
五百石	助	同 豊助
四百石		同 久右衛門
武百石		イイ古 兒玉清左衛門

同		淺田伊右衛門
式百石		安田弥右衛門
同		寺西助左衛門
同		杉立久左衛門
△四千四百石 人数八人		
前八隅山中納言殿二居申候 取次中主馬役職		
一 千石	因	南部 越後
四百石	但	杉 小左衛門
三百石		不破四郎左衛門
同	備	小畠四郎右衛門
同		愛洲孫之丞
同		南部九郎兵衛
式百石		柘植忠兵衛
同		多賀勘左衛門
同		曾根小左衛門
同		佐藤小左衛門
同 △五千四百石 人数拾人		
前八隅山中納言殿二居申候 取次荒尾志摩		
一 千石		土方備後
六百石	但	船越九郎兵衛
千石		内
八百石		小原左門
七百石	因	荒川半右衛門
五百石	同	佐分利九之丞
同		荒川善右衛門
三百石		猪子権内
同	備	佐治新平
式百石		飯田勘右衛門
同		磯村茂兵衛
△八千百石 人数十一人		時田加兵衛
前八隅山中納言殿二居申候 取次伊木豊後		
一 千七百六拾石	因	国府内蔵丞
千石		村山越中
同		内
八百石		三部屋監物
五百石		内
四百石		関 平兵衛
		成田金右衛門
		国府市兵衛

三百五拾石 一ノ三石  
貳百五拾石  
領主 裕田喜右衛門  
令官 鈴木六右衛門

六千六拾石 人数八人 外二鐵炮三拾挺  
一ノ三石

前八開山中納言殿二居申候、取次中村主馬

一千三百石 一ノ三石  
七百石  
四百石  
同  
同  
三百石  
同 一ノ三石  
六千七百石 人数八人 外二鐵炮貳拾挺  
前八開様二居申候、取次伊木豊後

一千八百五拾石 伊丹 伊賀  
千石 備 寄合組 玉虫平右衛門  
七百石 兼之丞 大野久兵衛  
五百石 絹川図書  
同 木梨清右衛門  
四百石 上原勘右衛門  
同 小川八兵衛  
同 相模治郎右衛門  
三百石 吉村藤藏

六千五拾石 人数九人  
一 貳千石 因 前八中村柏者守二居申候 矢野助之進  
四百石 組 小倉惣右衛門  
同 田嶋勘左衛門  
三百石 備 今祐鶴 澪 半兵衛  
同 矢野庄兵衛  
貳百石 田淵茂左衛門  
同 安田喜左衛門  
同 松村重兵衛  
同 早川五兵衛  
同 南 吉兵衛  
貳百石 大坪孫助  
同 大原七右衛門

五千百石 人数十三人

前八太閤様二居申候、取次伊木豊後

一千石 因 武山太郎左衛門

同		久 組	長崎又兵衛
七百石	因		河嶋源七
六百石			本木式部
同	備		津田与十郎
四百石		今 佐 歎	外山喜左衛門
同			郡 五左衛門
弐百石			同 左兵衛
同			虎走弥兵衛
↗五千百石 人数九人			
一 七百石			荒木新右衛門
八百石			荒木太郎右衛門
七百石			森 治右衛門
六百石			郡 三右衛門
五百石			長谷川五郎兵衛
同			森本市兵衛
弐百石			森本弥次郎
五百石			中条 斎
同			高橋半右衛門
三百石			永田弥兵衛
弐百石			郡 与右衛門
↗五千五百石 人數十人			
一 千石	因	取次池田内	渡瀬安左衛門
同	備	寄合組	神 小兵衛
九百石	同	今 団 書	佐分利弥右衛門
	同		同 弥左衛門
一 六百石		今 祐 門	柴山甚内
五百五拾石			川口吉蔵
五百石			税 九郎左衛門
同		今 源 四 郎	岡 角助
同			建部弥平次
弐百石			渡瀬傳兵衛
千石			植松藤一郎
↗六千八百石 人数十一人			
一 千石			内藤平六
同	因	寄合組	黒田八右衛門
千石			津田木工
同	備		小堀十三郎
三百五拾石		今 祐 門	多田半右衛門
三百石			黒部伊右衛門

同			脇坂十兵衛
<p>△四千九百五拾石 人数七人</p>			
一	七百石	因	取次中村主馬 加須屋伊右衛門
	六百拾石		友田勝藏
	六百石		今井九郎次郎
	同	因	田中兵助
	五百石		坂戸納右衛門
	同		黒部治郎左衛門
	同		村山善右衛門
	四百石		大嶋五郎兵衛
	同		安松九左衛門
	三百石		野村勘左衛門
	貳百石		小泉六兵衛
<p>△五千三百拾石 人数十一人</p>			
	前八ヶ木左兵衛所二居申候、取次伊木豈後		
一	千石	因	圓山太郎右衛門
	八百石		野田三右衛門
	同	因	塩川勘十郎
	四百石		同 七郎兵衛
	三百石		今瀬五左衛門 塩川源助
	貳百六拾石		安部久助
	貳百五拾石		源谷安兵衛
	貳百石		林 九郎作
	同		野田右衛門九郎
	同		圓山平重郎
<p>△四千七百拾石 人数拾一人</p>			
	前八ヶ木左兵衛所二居申候、取次若原右京		
一	七百石	因	河毛勝次郎
	千石		谷 長三郎
	五百石	因	毛利孫左衛門
	同		黒部喜左衛門
	同		安藤勝七
	八百石	因	斎藤市左衛門
	三百石		河毛四郎三郎
	同		三浦勘兵衛
	同		永原重左衛門
	貳百五拾石		河毛勘介
	貳百石		今村四郎兵衛
	同		日置孫左衛門

	八千六百五拾石	人數十式人	
<small>前八岐草中輪二居申候、取次池田河内</small>			
一 千石			梶川弥三郎
六百六拾石	因		山岡三郎右衛門
三百石			板川与右衛門
同			宇津市兵衛
同			今村分左衛門
貳百五拾石			井上清左衛門
同			中嶋助左衛門
貳百石			柴田九兵衛
八千三百六拾石		人數八人	
<small>前八木下備中二居申候、取次山脇源太夫</small>			
一 貳千石			山脇 加賀
五百石			星野弥一郎
四百石			西川庄左衛門
三百石			山脇善兵衛
三百石			井上市兵衛
同			星野藤八
貳百五拾石			青野平吉
同			森鼻左助
同			森本助進
同			絵井涌右衛門
三百石			河村助太夫
貳百石			山脇平八
同			伏見門
百五拾石			小林吉兵衛
同			小脇源八
同			星野四郎右衛門
八千九百五拾石		人數十六人	藤井甚兵衛
一 千石			外 鐵炮貳十挺
貳百五拾石			前野左馬
同			同 平八
貳百石			道家治右衛門
八千七百石	人數四人		大野傳兵衛
一 貳千石	因		
五百五拾石	同		久伊木豊
四百五拾石			菅 権之佐
八千石	人數三人		同 半兵衛
一 四千石			同 忠左衛門
			若原右京

四百石	助 奥村仁左衛門
五百石	三村重内
三百	同 孫太郎
貳百	三村角助
三百五拾石	伴二
同	並井与三左衛門
三百石	水谷吉助
貳百五拾石	佐部一郎左衛門
同	難波四郎左衛門
同	服部五右衛門
同	矢代次左衛門
同	山田八右衛門
同	石田伊助
貳百三拾石	白井兵左衛門
貳百拾石	岡嶋六左衛門
貳百石	伴 弥左衛門
同	山田弥五左衛門
同	安井彦助
貳百石	橋本三郎右衛門
同	浅山治左衛門
同	後藤平太夫
同	寺田金右衛門
同	伊藤傳十郎
同	花井仁左衛門
同	前田惣左衛門
同	岡田久右衛門
同	松下久太夫
百六拾石	三好久右衛門
百五拾石	助左衛門 難波六太夫
同	山田久右衛門
同	栗井兵吉
同	三沢六兵衛
同	磯 重兵衛
同	林 新五郎
同	神 喜兵衛
同	岸 平四郎
同	三助左衛門 安井伊右衛門
同	栗井助九郎
百五拾石	片岡重左衛門
同	森 六兵衛

備

助左衛門

三助左衛門

備

秋田小八

同			
0 一 百石拾石	備	今太郎左衛門	葉山次兵衛
百石			奥山太郎左衛門
同			大西源左衛門
五拾石			前田八兵衛
0百五拾石			奥村三太夫
△壹万三千百石拾石		人数四拾六人	
外二鐵炮八拾挺	中筒七挺	伊賀者拾五人	歩行侍三拾人
一 五千石	備	今繩	伊木主膳
一 武千石			丹羽団書
一 千石			荒尾内匠
一 千石			荒尾主斗
一 武千五百石	備		宮木対馬
一 千石			今繩
一 千拾石			村井三蔵
外二鐵炮式拾挺			土肥権右衛門
一 千石	因	外二鐵炮三拾挺	宮脇頬母
一 八百石	外二右同断		赤座太郎右衛門
一 千石	備		薄田修理
外二鐵炮式拾挺	步行侍式拾人	伊賀者五人	
一 千四百石	因		乾 平右衛門
一 千三百石			池田勝右衛門
外二歩行侍拾人			
一 五千石	外二鐵炮式拾挺		後池田加賀
一 舟石侍拾四人此知行			若原内記
四千百七拾石			後池田加賀守
一 千武百石	外二鐵炮式拾挺		池田左近太夫
一 四千武百石	因	前太閤様二居申候、敢次伊木豊後	神戸大炊
三千石		前松平佑耆守二居申候	福田和泉
一 三千石			同 内膳
外二			宝田与左衛門
一 四千石			布施刑部
一 同			大久保掃部
一 千石			同 八郎五郎
一 千石			永井右馬助
外二鐵炮三拾挺			
一 六百石	外二鐵炮三拾挺		青木五左衛門

一 七百石		跡部源左衛門
一 六百石		埴谷内膳
外三鉄炮三拾挺		
一 六百石	外三鉄炮三拾挺	金子七兵衛
一 六百石	外三右同断	風間八郎左衛門
前八大津宰相二居申候 取次若原右京		
一 千五百石	因 外三鉄炮三拾挺	由井弥一郎 伏助
一 弐千石	因 外三右同断	安養寺内藏
一 六百石	備 外三右同断	深谷助左衛門
前八木下膳中二居申候		
一 四百石	外三右同断	早川与左衛門
一 百五拾石	外三右同断 伏三	同 九右衛門
前八松平伯耆守二居申候		
一 五百石	外三鉄炮弐拾挺	林 文太夫
	取次渡辺二郎右衛門	
一 六百石	外三鉄炮三拾挺	大石左馬助
前八箇井伊賀二居申候	伏三 取次右同人	
一 七百石	備 外三鉄炮弐拾挺	渡辺新右衛門
前八佐々鹿嶋守二居申候	取次右同人	
一 六百石	外三鉄炮三拾挺	斎木右衛門
前八岐阜膳中轉言二居申候	取次右同人	
一 五百石	外三鉄炮弐拾挺	伴 吉右衛門
メ五万五千弐百三拾石	人数五拾一人	
人数五百拾人		
知行合 三拾四万弐千六百三拾石		
徒足 小性 無役		
七百石		大口五郎助
千五百石		本須勘解由
千石	因	三浦主水
同	同	伊吹大藏
同		佐々左源太
同		太田小三郎
同		舟越九一郎
四百五拾石		石田九兵衛

( 中 略 )

式百石			高岡十右兵衛
同			祝遠新右衛門
同	備		榎並喜兵衛
同			堀 覚太夫
百五拾石	備		福嶋与助
同	同		春木夫左衛門
同	同		長谷川九郎太夫
△四千七拾石	組持拾五人此知行	三千七百七拾石	
外弓弐拾張	鐵炮弐拾挺		
一 千式百石	備	前羽柴左衛門督二居申候	喜多嶋忠右衛門
六百石			伊藤忠兵衛
同		今与兵衛	大原孫左衛門
同			安積五郎右衛門
五百石	母衣金九圓		山岡藤重郎
四百五拾石	備 同金箆角	今安太夫	茨木藤右衛門
同	同 錄十文字	今弘右衛門	岩根伝五
同			長井九郎右衛門
四百石	備 同金ノ錆	今勘兵衛	矢木徳左衛門
△五千式百五拾石	寄合侍八人此知行	四千五拾石	
一 千式百石	備		土倉隼人
七百石			荒木猪之助
六百石		今又兵衛	牧野権兵衛
同		今伴内	竹越八郎兵衛
五百五拾石			鷺見清次郎
五百石			入江源内
同			荒尾金藏
四百石			古田権太夫
同	備		石田鶴右衛門
三百石		今孫右衛門	石田覚太夫
武百石			竹越五左衛門
△五千九百五拾石	寄合侍拾人此知行	四千七百五拾石	
一 八百石		今孫右衛門	日置内蔵助
同	備 母衣金此切圓	今大久保	斎藤久兵衛
五百石	同	今大久保	武藤彦兵衛
同			佐橋又左衛門
同		今七郎右衛門	丹羽伝十郎
三百石			三橋勝之助
三百五拾石			神子田四郎右衛門
武百石			道家又三郎
同			佐藤又左衛門

同  
同

今枝忠藏  
瀧 大藏

△四千七百石 寄合侍拾人此知行三千九百石

計

一千五百石	備	若原監物
三百石	同	市川太兵衛
同		山脇嘉助
同		伊藤忠太夫
同		今瀧之助 橫山三郎右衛門
弐百五拾石		西脇作左衛門
同		津田治右衛門
弐百石	今祐齋	野中忠三郎
同		長尾藤右衛門
百九拾石	備	窪田市太夫
百八拾石		友田善左衛門
百七拾石	備	今九郎兵衛
百五拾石	同	市原嘉右衛門
同		石川八兵衛
同	備	武藤十兵衛
百五拾石	備	今祐齋 小崎平三郎
同		小崎宗右衛門
同		朝田勝三郎
百石	今祐齋	長谷川九兵衛
同		今田三右衛門
同		堀田三郎兵衛
同		岩越長三郎

△五千三百四拾石 組持弐拾人此知行三千八百四拾石

外 鉄炮弐拾挺 步行侍弐拾人 小者五拾人

計

一千石		番 大膳
四百石	備	今瀧兵衛 長尾新左衛門
三百石		鶴野彦左衛門
同	備	田中源兵衛
同	同	岩田勝兵衛
弐百五拾石	同	今井弥左衛門
同	今祐齋	光山武右衛門
同		奥田八兵衛
弐百石		井上安太夫
同		伊藤三郎左衛門
同	備	福岡徳右衛門
同		磯部半右衛門

武百石		今長太夫	高橋新右衛門
同			上田惣右衛門
百五拾石	備	今江見仁三郎	村田与右衛門
同	同	今領左衛門	同 弥兵衛
同	同	今等右衛門	加藤彦太夫
同	同		河合権三郎
同			森川勝助
同			梶田九郎兵衛
同			野間忠七
百石			鷺見太郎左衛門
百五拾石			

↗五千六百五拾石 組侍武拾人此知行四千六百五拾石  
外=鉄炮武拾挺 伊賀之者拾人 歩行侍三拾人 小者五拾人

### 戦

一 千石			香西縫殿
四百石	備	今次郎兵衛	有松與兵衛
三百五拾石			明石源左衛門
三百石	備	今新之丞	蜂江彦右衛門
同		今助右衛門	光技次郎左衛門
武百八拾石	備	今勘兵衛	森嶋久左衛門
武百五拾石			山岡権兵衛
武百石	備	今左衛門	武藤伊右衛門
同			有松市右衛門
同			武市五左衛門
同			竹村甚兵衛
同	備		岡 助右衛門
同			蜂江治左衛門
同	備	今九郎兵衛	内田三郎右衛門
百八拾石	同	今左衛門	木全兵蔵
百六拾石			水野弥五左衛門
百五拾石			深川長兵衛
百五拾石	備	今八郎左衛門	野坂権内
同	同	今加藤十郎兵衛	高山重兵衛
同	同	今嘉兵衛	中村伝次郎
百石			野村喜之助

↗五千三百武拾石 組侍武拾人此知行四千三百武拾石  
外=鉄炮武拾挺、步行侍三拾人 小者五拾人

### 戦

一 千石	備	納戸丞	芳賀民部
四百石	同	今瀬	成田六兵衛

三百石			本間平六左衛門
武百五拾石			加藤喜六
同		今治部左衛門	佐治半左衛門
武百石			村尾佐太夫
同			塙川吉太夫
同			河野又兵衛
同			岡村勘左衛門
同	備	今寺右衛門	松田與右衛門
同	同	今祐右衛門	安田七太夫
同	同	今治部右衛門	香藤作兵衛
同	同	後松野権平	松崎八左衛門
百五拾石	同	今西田源一右衛門	本庄伝兵衛
同	同	今七郎右衛門	船橋小七郎
同			武市権右衛門
同			佐々茂兵衛
百石			圓山九右衛門
同			同 利兵衛
同			小曾根太郎兵衛

メ四千八百五拾石 組侍武拾人此知行三千八百五拾石

外=鐵炮武拾挺 步行侍武拾七人 小者五拾人

### 諸

一	七百石		田宮対馬
	三百石	備	大橋太郎右衛門
	同	同	別所治左衛門
	武百石		渡辺六右衛門
	同		今左衛門 田中與助
	同		今右衛門 村井伝右衛門
	同		薄田彦三郎
	同		佐藤仁右衛門
	百七拾石		今瀬 同 兵左衛門
	百石		松田清左衛門
	同		西田伊兵衛

メ武千六百七拾石 組侍拾人此知行九千百七拾石

外=弓武拾張

一	千石		須賀左京
	四百五拾石	備 賦金/バソ	同 助六
	武百石	同	須賀市左衛門
	同		生駒市兵衛
	メ千八百五拾石	組侍三人此知行八百五拾石	外=鐵炮武拾挺
一	八百石	備	木村左源太

	三百六拾石		梶浦孫兵衛
	弐百石		村瀬金右衛門
	△千三百六拾石	組侍弐人此知行五百六拾石	外鐵炮弐拾挺
一	三千石	前開山中納言二居申候	菅若狭
	四百石		同久左衛門
	三百石		同平内
	同		庄野市兵衛
	同		安宅次郎左衛門
	△四千三百石	組侍四人此知行千三百石	外水主百人
一	六百石	備 鐵炮弐拾挺	岸越中
	船頭五人	水主百人	
一	六百石	備 鐵炮弐拾挺	今杖下濃將監
一	四百石	備	今門杖小川弥六
	鐵炮弐拾挺	步行侍弐拾弐人	
			今助之進
一	四百石	備 鐵炮弐拾挺	水野長次郎
一	四百三拾石	弓弐拾張	壇与平次
		今十五疋	
一	六百石	鐵炮拾五挺	高木長作
一	同	備 簾ノ者弐拾人	船戸久左衛門
	前丹羽五郎左衛門二居申候		
一	五百石	鐵炮弐拾挺	堀田構之助
	前木下膳中二居申候		
一	千八百石		桜木大蔵
	從是小性無役		
	五百石		今内勘助 荒尾勘兵衛
	同		神戸平兵衛
	同	備 甲衣金ノ刃判	吉田孫兵衛
	同		生駒九兵衛
	八百石	備 甲衣金ノ如意半月	下方覺兵衛
	五百石		伊庭彦左衛門
	四百五拾石		丹羽八右衛門
	四百石		今又四郎 太田善右衛門
	同		今宮野頼母 梶川龜之助
	同		安藤清六
	三百五拾石	備	高木左近右衛門
	同		中西又右衛門
	三百石	備	今佐左衛門 安部忠左衛門
	同		宮脇五郎太夫
	同		本次勘右衛門



百八拾石	古藤九郎左衛門
貳百五拾石	今見兵衛
同	近藤与九郎
同	名倉喜左衛門
同	後瀬右衛門
同	萩原七兵衛
式百石	今左馬之助
百五拾石	薄田七兵衛
百石	伊庭藤太夫
同	道家与左衛門
同	檀 助七
同	中 一吸
同	高野勘右衛門
同	春日治郎兵衛
同	常林
同	香取宗帰
同	由包
七拾石	舟橋又右衛門
六拾石	今賀左衛門
同	松原平右衛門
五拾五石	木全源左衛門
同	八 梶田喜八郎
同	今枝三右衛門

メ壱万八千三百五拾五石 人数七拾五人

人数惣合三百貳拾四人 此内三百石引上三百拾五人

知行惣合拾五万八千七百九石

外

春秋領 貳千三拾石 步行侍 百三拾六人

弓鉄炮 三百七拾五挺、伊賀之者 拾人

船頭 五人 水主 貳百人 小者 貳百貳拾人

日置豊前忠俊

土肥周防貞久

荒尾但馬成房

池田出羽由之

侍二口メ千七拾壱人 内三百石引上五百貳拾五人

知行二口メ五拾七万五千百八拾四石

弓鉄炮二口メ千五百三拾六挺

步行侍二口メ貳百七拾三人

伊賀者二口メ五拾九人

舟頭二口メ五拾五人

水主二口メ七百人

小者二口メ千百七拾人

送物

一 大内正宗御脇指	大御所様
一 長光無銘御腰物	右衛門様
一 長光無銘御腰物	常陸様
一 長光御腰物	御鶴様
一 延寿ノ刀	本多上野殿
一 直綱ノ刀	成瀬隼人殿
一 三原ノ刀	安藤帶刀殿
一 左文字揚羽ノ刀 以上	村越茂助殿
一 幽斎貞宗御要月物	將軍様
一 志津無銘御要月物	若君様
一 来国俊ノ御腰物	御国様
一 左文字ノ御腰物	越後少将様
一 片山之刀	本多佐渡守殿
一 長光之刀	大久保相模守殿
一 則車之刀	酒井雅樂頭殿
一 左文字之刀	土井大炊頭殿
一 一文字之刀	安藤対馬守殿
一 志津之刀	青山図書殿
一 来国俊揚物之刀 以上	鶴殿兵庫殿
一 安吉ノ御腰物	秀頼様
一 安房ノ刀	藤堂和泉守殿
一 左文字ノ刀	羽柴丹後守殿
一 兼重ノ刀 吉貞ノ脇指	同 采女正殿
一 貞長ノ刀	浅野紀伊守殿
一 長光ノ刀	羽柴右近殿
一 備前揚物ノ刀	蜂須賀阿波守殿
一 来友国ノ脇指	羽柴越中守殿
一 廣光揚物ノ刀	松平土佐守殿
一 直綱ノ刀	有馬玄蕃頭殿
一 備前ノ刀	堀尾山城守殿
一 兼光ノ刀	九鬼長門守殿
一 當麻ノ刀	山崎左馬頭殿
一 元重ノ刀 今種元金作 以上	加藤左馬助殿
	荒尾但馬
	伊木長門
	丹羽山城
	池田出羽

慶長十八年七月廿七日

諸道具割符帳

武藏守江相渡分

- |          |        |
|----------|--------|
| 一 若狭正宗ノ刀 | 御所様引拝領 |
| 一 一文字ノ刀  | 右同断    |
| 一 備前三郎刀  |        |
| 一 三原ノ刀   | 輝政不斷指  |
| 一 遺刀     | 五腰     |
| 一 遺脇指    | 拾三腰    |
| 一 太刀     | 四振     |

以上

刀合 四要月 脇指合 拾三腰  
太刀合 四振

数寄屋道具之分

- |           |    |
|-----------|----|
| 一 志賀ノ壺    | 壺ツ |
| 一 津田藤右衛門壺 | 壺ツ |
| 一 か祢ノ花入   | 壺ツ |
| 一 面壁之達磨   | 壺幅 |

以上

船之分

- |              |      |
|--------------|------|
| 一 日本丸        | 但あたけ |
| 一 伊勢丸        | 但あたけ |
| 一 肥後丸        | 同断   |
| 一 凰凰丸 六拾式挺立  | 但早舟  |
| 一 きとく丸 五拾式挺立 | 同    |
| 一 加里屋丸 四拾式挺立 | 同    |

以上

安宅合 三艘 早舟合 三艘

- |             |    |
|-------------|----|
| 一 武百三拾石舟 荷舟 | 壺艘 |
| 一 百八拾石船 同   | 同  |
| 一 武百石船 同    | 同  |
| 一 百九拾石船 荷舟  | 壺艘 |
| 一 百六拾石船 同   | 式艘 |
| 一 五拾石船      | 壺艘 |

以上

- |               |      |
|---------------|------|
| 一 石船 但此内八艘八古半 | 四拾八艘 |
| 一 小早 四挺立      | 式艘   |

左衛門督江相渡候分

- |         |        |
|---------|--------|
| 一 蜂屋江ノ刀 | 將軍様引拝領 |
| 一 二字国俊刀 | 同断     |
| 一 来国次ノ刀 |        |

一	二字国俊ノ刀			
一	吉光脇指		將軍様引拝領	
一	保昌五郎脇指		御所様引拝領	
一	将監刀		輝政不断指	
一	二郎右衛門脇指		同	
一	遣刀		八腰	
一	遣脇指		拾四腰	
一	大脇指		弐腰	
一	ちいさ刀		壱腰	
一	太刀		三振	
一	屋うの太刀		三振	
一	鎧之身		壱本	
一	さすか		壱ツ	

以上

刀合	拾三腰	脇指合	拾九腰	大根
太刀	六振	ちいさ刀	壱腰	
鎧之身	壱本	さすか	壱ツ	

#### 数寄屋道具之分

一	座堂之墨跡		壱幅
一	おとごぜの釜		
一	太田かたつき		
一	橋姫の壺		
一	みとりの壺		
一	かねの花入		壱ツ
一	たいかい		同
	以上		
一	紀伊国丸		但安宅
一	吉田丸		同
一		八拾挺立	早舟
一	土佐丸	四拾弐挺立	同
一	宮市丸	四拾弐挺立	早舟
一	波市丸	三拾八挺立	同
一	塩市丸	四拾挺立	同
一	曾根丸	三拾八挺立	同
一	尾道丸	同	同
一	はやふさ丸	三拾弐挺立	同
一	三階棚	三拾八挺立	同
一	明石丸	三拾六挺立	同
一	大坂丸	三拾八挺立	同
一	ふちくろ丸	三拾弐挺立	同

一 尾形小早				
	安宅合 弐艘	早舟合 拾四艘		
一 百八拾石船	荷舟		壱艘	
一 弐百弐拾石舟	同		弐艘	
一 弐百三拾石船	同		三艘	
一 弐百拾石舟	同		壱艘	
一 五拾石舟	同		同	
一 四拾石	同		同	
一 石舟	同	納八艘八舟	五拾八艘	
一 気んさき舟			弐艘	
一 ひらた舟			壱艘	
一 六挺立ノ舟			同	
一 三挺立ノ舟			弐艘	
以上				
	宮内大輔江相渡分			
一 豊後正宗之刀				
一 一文字之刀			御所様引拂領	
一 国行之刀				
一 来国次之刀				
一 吉田次郎右衛門			輝政不斷指	
一 遣刀			拾腰	
一 遣脇指			五腰	
一 鎌之身			壱本	
一 太刀			三振	
以上				
	刀合 拾五腰	脇指合 五腰		
	太刀合 三振	鎌之身 壱本		
	数寄屋道具之分			
一 座堂墨跡			壱幅	
一 尻ふくら			弐ツ	
一 宇治壺			壱ツ	
一 かたつきの壺			壱ツ	
一 京筒のはな入			壱ツ	
以上				
	船之分			
一 白舟			但安宅	
一 小安宅			同	
一 高砂丸	五拾三挺立		早舟	
一 紀伊国丸	四拾八挺立		同	
一 天下一丸	四拾弐挺立		同	

一 長崎丸	四拾挺立	早舟
一 かいふ丸	同	同
一 うは丸	同	同
一 住吉丸	三拾八挺立	同
一 大黒丸	同	同
一 中嶋丸	同	同
一 由之津丸	三拾六挺立	同
一 松本丸	三拾四挺立	同
一 笠岡丸	同	同
一 安元丸	三拾弐挺立	同
一 小雲雀	拾六拾挺立	同
一 今津丸	三拾八挺立	同
以上		
安宅合	式艘	早船合
一 百九拾石舟		荷舟
一 式百石舟		同
一 百九拾石舟		同
一 式百三拾石舟		同
一 百八拾石舟		同
一 式百弐拾石舟		同
一 式百石舟		荷舟
一 石舟		同
一 小早舟		四挺立
一 気んさき舟		
一 舳舟		
以上		
松千代江相渡分		
一 正宗之脇指		
一 鎌倉助実之刀		
一 守家之刀		將軍様引拵領
一 信国之脇指		
一 信長之大脇指		輝政不斷指
一 左文字之脇指		
以上		
刀合	式腰	脇指合
四腰大根		
数寄屋道具		
一 益庵壺		壱ツ
一 丹波焼壺		壱ツ
一 そろ里のはな入		壱ツ
一 古ちの墨跡		壱幅

	以上	
	岩松江相渡候分	
一	来国次之刀	
一	行光之刀	將軍様引拝領
一	貞宗之脇指	
一	来国俊之刀	イマ在国俊下
一	片山ノ刀	輝政不斷指
一	神息ノ脇指	
	以上	
	刀合 三腰 脇指合 三腰	
	数寄道具之分	
一	山脇主馬壺	壱ツ
一	一山之墨跡	壱幅
	以上	
	小七郎江相渡分	
一	行光之脇指	
一	三池之刀	御所様引拝領
一	守家之刀	
一	大左文字之刀	輝政不斷指
一	国信之脇指	
一	高木貞宗脇指	
	以上	
	刀合 三腰 脇指合 三腰	
	数寄道具之分	
一	森與三右衛門壺	壱ツ
一	ちうほうの墨跡	壱幅
	以上	
	御所様江相渡分	
一	やせのつほ	壱ツ
一	かいつけ	壱ツ
一	こさるのつほ	壱ツ
一	友田権之丞壺	壱ツ
一	道歩つほ	壱ツ
一	屏風色々	廿四雙
	以上	
	丹後お姫江相渡分	
一	ほくあんつほ	壱ツ
	おふ里江相渡分	
一	前野右近壺	壱ツ
	以上	

一 石火矢	三拾八挺	
内		
拾五挺	壱挺五百目玉 壱挺百目玉 拾三挺弐百目玉	武藏守
拾五挺	壱挺三百目玉 壱挺百目玉 拾三挺弐百目玉	左衛門督
八挺	壱挺三百目玉 七挺弐百目玉	宮内小輔
一 鉄炮千弐百拾弐挺		
内	八百七挺 四百五挺	左衛門督 宮内小輔
一 玉五百弐拾一袋 但一袋付弐百五十入		
内	三百四拾八袋 百七拾三袋	左衛門督 宮内小輔
一 薬五万七千斤		武藏守
一 同三万千三百弐拾四斤		左衛門督
一 同壱万五千六百六拾斤		宮内小輔
一 なまり三万六千三百七拾壱斤		
内	弐万四千弐百四拾八斤 壱万弐千百弐拾三斤	左衛門督 宮内小輔
一 焰硝 壱万四千七百七拾八斤		
内	九千八百五拾弐斤 四千九百弐拾六斤	左衛門督 宮内小輔
一 硫黄 三千七百弐斤		
内	弐千四百六拾斤 千弐百三拾四斤	左衛門督 宮内小輔
一 弓 千六拾張		
内	七百七張 三百五拾三張	左衛門督 宮内小輔

一	うつほ	四百六拾五穂		
	内	三百拾穂	左衛門督	
		百五拾穂	宮内小輔	
一	矢	千六百四拾連		
	内	千九拾四連	左衛門督	
		五百四拾六連	宮内小輔	
一	具足	百弐拾弐領	甲 小手 はい立 腕当	小道具共
	内	八拾弐領		左衛門督
		四拾領		宮内小輔
一	番具足	弐百八拾七領		
	内	百九拾領	左衛門督	
		九拾七領	宮内小輔	
一	持槍	弐百本		
	内	百本	左衛門督	
		百本	宮内小輔	

右外=鐵炮小道具共御座候 是ハ右之  
鐵炮=割符=相附分ケ申候 以上

一	天主有之金銀之分		
	金子四百枚	内 三百六拾枚ハ極	
		四拾枚ハ四ツ目	
	銀子百拾六貫百目		
	拂方		
一	金子七拾枚ハ	御所様江上ル分 大久保石見	
		守手前ヨリ借用返弁金也	
一	銀子八拾七貫目	御所様江上ル右同断	
一	金弐百三拾六枚ハ極	於江戸方々借用分之返弁	
一	金子四拾壹枚	但銀ニノ武拾壹貫九百三拾五枚	
		右ノ金子足リ分ニ渡ス	
一	銀ハ貫六百九拾弐匁五分	池田備中守江返弁	
一	金子五拾三枚 内 拾三枚ハ極 四拾四枚ハ四ツ目		
一	銀四百七匁五分	右之金子ノ足リ池田新吉手前ヨリ借用返弁	
一	銀子弐拾貫目	尼崎ヨリ借用ニ返弁	

合 金四百枚也  
銀百拾六貫百目也

慶長十八年七月廿七日

荒尾但馬 翻  
伊木長門 同  
丹羽山城 同  
池田備中守 同

天保七申年睦月下旬  
写之畢

松井範春 印

# 宇喜多氏権力の形成

久保 健一郎

戦国・織豊期に備前・備中・美作の三国にわたって大きな勢力を築いた宇喜多氏の研究は、その史料的制約のゆえか、なかなか進展をみていない。こうした中にあってしらが康義氏の論文「戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と崩壊」は、分散している宇喜多氏関係史料を博搜し、地域社会の中においてどのような条件に規定されて宇喜多氏権力は現れまた消えていったのか、それは民衆にとってどのような意味をもっていたのかを検討した力作である(1)。宇喜多氏の研究はこのしらが氏の仕事を直接の前提としなければならないであろう。ただ、氏の仕事は当時の研究状況に規定されているためか、戦国期の部分は農民闘争による規定ないしは領主間の紛争解決による戦国大名権力の成立という説明にとどまっている。さらに備前は毛利氏と織田氏にとっての征服予定地であり、毛利氏によって滅亡寸前まで追い込まれていた宇喜多氏は羽柴秀吉によって救われ生き延びたとするのである。

特に後者で示される宇喜多氏の姿は織田・毛利という二大勢力に挟まれて翻弄される弱小大名のそれである。しかし、例えは眼を遠く東に転ずれば北条・今川・武田らの強大勢力に囲まれながら、それゆえに中立的な独自の領主としての立場を保持したといわれる葛山氏がいる(2)。どうしてこのような評価の差異が生じるのであろうか。少なくとも宇喜多氏の側に視座を据えて再検討する余地はあるであろう。関連史料は大変乏しいのであるが、こうした立場から宇喜多氏権力の形成を見直していくのが必要と考える。

ところで「挟まる」いう語で想起されるのは「境目」という語である。この「境目」地域という点に注目し備中外郡における合戦の意味を検討した山本浩樹氏は、郷村の自立的性格や大名権力による地域防衛体制の整備・強化、その矛盾などを指摘している(3)。注目すべき見解と考えるが、この場合の「境目」は領域的広がりを持つつも織田・毛利二大勢力の「境目」であり、宇喜多氏も織田勢力に包含されている。子細にいえば織田勢力方に立つ宇喜多氏と毛利勢力との「境目」という意である。だが、少なくとも明確に織田氏方に立つ以前の宇喜多氏は「挟まる」という語から想起されるように、ある意味でいえば自身が「境目」の領主だったのではないだろうか。すなわち、「境目」自体が重層的に構成されている領域と考えるのである。

こうして宇喜多氏権力自体に「境目」論の成果を援用することにより、翻弄される弱小大名と中立的な独自の領主という二つの「挟まれた」権力についての評価を統一的に見直してみたい。またこれは、宇喜多直家という人物に対して下されている「表裏」「梶雄」等の評価にも一定の見直しを迫ることになるであろう。

まず宇喜多氏と浦上氏との関係について見よう。宇喜多直家が主家である浦上氏を滅ぼして取って代わったというのが一般的な見方で、これが直家の評価に大きく影を落としている。それほどではなくとも、宇喜多氏ははじめ浦上氏に属しているが次第に自立化しついには打倒してなりかわると見られているのである。だが、少なくとも宇喜多氏が浦上氏の家臣だったことを示す確実な史料はないのである(4)。宇喜多氏と浦上氏との関係は再検討する余地が十分あるであろう。浦上氏の指示により行動したり、軍事指揮下にはあるようなのだが、これをもって直ちに家臣と見なすことはできないであろう。むしろこの程度のことであるならば、「目下の同盟者」と捉えておく方がふさわしいと思われる(5)。そうであるならば、宇喜多氏が次第に自立するという見方は適当ではない。もともと宇喜多氏は浦上氏との関係からいえば自立的な領主だったのである。それが宇喜多氏自体の権力の発展と政治状況の変化によって「目下の

同盟」関係を断ち切ったに過ぎない、と見るべきであろう。

では宇喜多氏の権力の発展とはどのような契機によるものであろうか。例えばしらが氏は①農民鬭争の圧伏、②領主間紛争の調停、③他国大名の侵入への対抗、を個別領主層が期待し、それにより宇喜多氏が大名権力を形成するとしている(6)。宇喜多氏を「境目」の領主とする見方からは、③はまずは異議のないところである。では①②はどうか。これらはいずれも戦国大名権力の形成と関わって注目されてきたところであり(7)、こうした面も確かにあったといえよう。ただ、①の論拠となった史料から宇喜多氏の「ある程度形成された官僚機構」を想定しているが(8)、この史料自体は池田家行が大森氏の訴えを宇喜多直家に取り次いだことを示しているに過ぎず、書状形式であることなどからもむしろ訴訟が個別的・人格的関係で処理されている印象を与える。しらが氏は「御内惣奉行」と見えることを重視するのだが、これが見えるのは追筆部分であり、しかも池田の取り次ぎ自体がこの職掌と関わるか否かも定かではないのである。また、②では「公正さと厳格さを併せもつ公權として自己形成を遂げつつあった」と評価しているが、この論拠となった史料も(9)、直家が書状で浦上氏の被官である松田彦次郎に事の実否を問い合わせているものである。そこにはまず直家と松田との個別的関係が示されており、宇喜多氏の裁判機構は見てこない。また、相手は浦上氏の被官であるから当然「貴所」と呼ぶなど丁重な姿勢であり、これらからはしらが氏のいうように「陳述」を求めているという印象は浮かんでこない。むしろ領内での紛争に手を焼いた直家が助けを求めていたといった観さえある。人的関係が錯綜しているため、裁判が直家の下で完結しないのかもしれないが、そのこと自体宇喜多氏による調停をあまり高く評価することには慎重でなければならないことを示すのではないだろうか。以上、①②についてはやや慎重に評価する必要があると考える。では、③について「境目」論を念頭に置きながら「表裏」の人直家の評価との関わりで考えてみよう。

例えば「境目」の郷村は敵対する両勢力に「半納」という行為をすることが知られている。これは一方に加担することにより他方から攻撃を受けることを防ぐために、年貢等を両方へ半分ずつ納めることである。これは一種の中立宣言であり、まさに「境目」郷村の自立的あり方を示すものといってよい。してみれば「境目」の領主としても置かれた状況は同様である。ただ、領主の場合は半分ずつ軍役を勤めることは不可能であるから政治的状況、それに対する政治的判断によって動くことになる。それは確かに「表裏」ではあるのだが、「境目」において生き抜くための主体性を示しているのだといえよう(10)。そしてそれは二大勢力との関係ばかりではない。「境目」において自己の所領を如何に保持しうるかは「境目」の領主の家臣等にとっても重要な課題であった。この難題を的確にクリアしてくれる主君でなければ主君として認め難いであろう。こうして「境目」の領主宇喜多直家は「境目」において生き抜くため、また生き抜こうとする家臣等を繋ぎ留めるために政治的判断を駆使して立場を変えていく。特に後者の条件は将来的展望よりも目先の得失を優先させがちであるから、いらっしゃう直家を「表裏」の人たらしめたであろう。「表裏」の人であることは「境目」の領主である資格と密接に関わっていたのである。

もっとも戦国期においては多かれ少なかれこうした領主層の所領保持の欲求に突き動かされて各地域の大名権力は形成されてきているといえる(11)。ただ、他領の侵攻を激しく受ける「境目」地域においてはそれがより深刻な形で表れざるをえない、ということなのである。したがって、「境目」の具体的政治状況により即した形で宇喜多氏権力の展開を見通していくことが今後の課題である(12)。

## 註

- (1)しらが康義「戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と崩壊」（『岡山県史研究』第6号、1984年）。
- (2)葛山氏については、有光友學「戦国期領主権力の態様と位置」（同編『戦国期権力と地域社会』、吉川弘文館、1986年、所収）を参照。
- (3)山本浩樹「戦国大名領国『境目』地域における合戦と民衆」（『年報中世史研究』第19号、1994年）。
- (4)しらが氏は注(1)論文で「宇喜多和泉守三宅朝臣能家像贊」（『続群書類從』卷第192）により、能家が「浦上氏の家臣として活動していた」とするが、軍事指揮下に入ったのは確かとしてもそれ以上のことはなお検討の余地があると思われる。
- (5)「目下の同盟者」の実例については、市村高男『戦国期東国の都市と権力』（思文閣出版、1994年）において佐竹氏や結城氏を素材として詳細な検討がなされている。
- (6)注(1)しらが論文。
- (7)さしあたり、①については勝俣鎮夫「戦国法」（岩波講座『日本歴史』第8巻、中世4、所収、岩波書店、1976年、所収。のち同『戦国法成立史論』、東京大学出版会、1979年、所収）、②については永原慶二「大名領国制の構造」（前掲岩波講座『日本歴史』第8巻、中世4、所収）を参照。ただし、特に②の点について池享「大名領国制試論」（永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』所収、東京大学出版会、1988年）が疑問を提示している。
- (8)年未詳11月10日付大森藤兵衛尉充て宇喜多直家奉行人池田家行書状（「備前一宮社家大守家文書」、『岡山県古文書集』第4輯、63ページ）。
- (9)年未詳11月20日付松田彦次郎充て宇喜多直家書状（「備前松田文書」、『岡山県史』第20巻、37ページ）。
- (10)市村注(4)著書に見られる成田氏や小山氏等の動向はまさにこうしたものと思われる。
- (11)注(6)池論文参照。
- (12)なお、より根本的な問題として宇喜多氏権力を果たして戦国大名権力と見ることができのか、という問題がある。例えば市村注(4)著書では北条氏と結城氏・佐竹氏等を同列と見て「戦国大名」という概念で一括することはできないとして前者を「地域的統一権力」、後者を「地域的権力」と呼んでいる。これは毛利氏と宇喜多氏との場合にもあてはまる問題といえ（織田氏の場合はまた別といえよう）、追究されるべき課題であろう。

# 宇喜多氏関係史料目録

しらが 康義

## はじめに

- 1、これは、宇喜多氏についての研究を進めるために作成した、宇喜多氏関係史料目録である。宇喜多氏発給・受給文書および関連文書を中心に、さらに宇喜多氏についての記事をもつ日記などの記録についても収録し、あわせて編年順とした。なお種別欄で発給・受給・関連の別を示した。収録点数は、宇喜多氏発給文書349点、受給文書51点、関連文書290点、関連記録115点である。
- 2、関連文書は、文書中に「直家」・「秀家」・「宇喜多」・「備前衆」・「岡山」など宇喜多氏を示す文言をもつもの、および文書から宇喜多氏の動向を読みとることのできるものとした。
- 3、種別欄関連のうち発給者・受給者ともに空欄のものは、日記などの関連記録である。
- 4、宇喜多氏家臣の発給・受給文書も、大名権力に関わるものは宇喜多氏の発給・受給文書とした。大名権力に関わらない家臣の私的文書は、関連文書とした。
- 5、年号欄（元号　）および（元号　カ）は、ともに原文書に年号の記載がないことを示しており、（　）内の年号は文書の内容などからの推定にもとづく。
- 6、年号のついていない年末詳文書については、「直家」のものは直家死亡年の直前に、「秀家」のものは関ヶ原での秀家没落の直前に入れた。そのほかの人物のものも死亡年など関連すると思われるころへ入れた。
- 7、ここに提示したものは、時間的な制約のなかで作成した仮目録にしかすぎない。多数の誤りや遺漏また重複があるかも知れない。出来るだけ多くの方々の御批判・御教示を仰ぎ、さらに目録を充実させていきたい。なおこの目録の文責は、しらが康義にある。この目録の作成について、岡山藩研究会中世～近世移行期分科会の皆様から多大なる御教示と御助力をいただいた。深くお礼いたします。

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
1 文明 1 [1495] 5、16	宇喜多五郎右衛門入道沙弥寶昌(花押)		備前西大寺文書	岡山県古文書集 以下岡古と略す3-P6	発給
2 文明 2、5、19	(嶋村力)秀久 力(花押)	宇喜多修理進 (宗家)	備前西大寺文書	岡古3-P7	受給
3 文明 2、5、22	宇喜多修理進宗 家(花押)	西大寺別当青平 寺侍者	備前西大寺文書	岡古3-P7	発給
4 文明 9、閏 1、16	(宇喜多五郎右 衛門)沙弥寶昌 (花押)		備前弘法寺文書	岡古3-P73	発給
5 延徳 4 [1492] 7、25	宇喜多藏人佐久 家(花押)	西大寺別当御房	備前西大寺文書	岡古3-P8	発給
6 延徳 4、7、25	(浦上)宗助 (花押)	宇喜多三郎三郎	備前西大寺文書	岡古3-P9	受給
7 永正 16 [1519] 2、1 1	宇喜多平左衛門 尉能家(花押)	西大寺成光寺	備前西大寺文書	岡古3-P11	発給
8 大永 1 [1522] 10、1 5	能家(花押)		備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P27	発給
9 大永 3、11、5	宇喜多平左衛門 尉能家(花押)	成光寺侍従公	備前西大寺文書	岡古3-P12	発給
10 大永 4、8			宇喜多和泉守三宅 朝臣能家像贊	続群書類從 8上P 77	関連
11 享禄 1 [1528] ~天正 1 [1573] 8			備前大賀島寺文書	岡古4-P30	関連
12 大永 6、4、8	宇喜多三郎左衛 門尉(宗家力) (花押)	行事御坊	備前弘法寺文書	岡古3-P73	発給
13 3、23	宇喜多和泉守能 家(花押)	難波四郎左衛門 尉	備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P28	発給
14 天文 3 [1534]			備前西大寺文書	岡古3-P36	関連
15 天文 3			備前西大寺文書	岡古3-P40	関連
16 天文 9、3、18	宇喜多但馬守 (景力)(花押)	行事御坊	備前弘法寺文書	岡古3-P78	発給
17 天文 21、4、2	義藤公御判	(尼子民部少輔 晴久)	萩藩闕閥録 卷29	萩藩闕閥録 1-P7 08	関連
18 弘治 3 [1557] 2、4	宇喜多三郎右衛 門尉直家(花押)	清平寺	備前西大寺文書	岡古3-P14	発給
19 4、27	(宇喜多)久家 (花押)	難波豊前	備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P26	発給
20 6、6	(宇喜多三河守 久家力)八郎 (花押)	(難波豊前力)	備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P31	発給
21 8、4	(宇喜多力)延家 在判	満藤・竹原	備前西大寺文書	岡古3-P14	発給
22 (永禄 4 [1561] 力) 5 28	直家花押	神主中	西幸神社由来記	寺阪五夫編美作古 城史 P417	発給
23 3、24	左隆景	渡出	萩藩譜録 渡辺三 郎左衛門直	山口県文書館所蔵	関連
24 8、26	隆元御判	渡辺出雲守	萩藩譜録 渡辺三 郎左衛門直	山口県文書館所蔵	関連
25 (永禄 8) 5、28	宗景	馬場治郎四郎	馬場家文書	美作古簡集註解 以下美作と略す上 P108	関連
26 (永禄 9) 5、15	直家在判	馬場重助	備前軍記 卷3	吉備群書集成 3-P87	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
27	永禄 9、5	三郎右衛門尉 (宇喜多直家力)	備州金岡庄如法寺	宗花山如法寺無量寿院藏	黄薇古簡集 P179	発給
28	(永禄 10) 11、9	隆景御判	鷗越前守	萩藩閥閱録 卷16 9	萩藩閥閱録 4-P4 78	関連
29	永禄 11、6、1	大田原與三左衛門尉長時(花押) ・服部備後守 久家(花押) ・岡本太郎左衛門尉氏秀(花押) ・日笠次郎兵衛尉頼房(花押) ・明石飛彈守行雄(花押) ・延原彈正忠景能(花押)	片上年寄中・浦伊部年寄中	備前來住家文書	岡古4-P94	関連
30	永禄 11、7、16	(宇喜多直家花押)	室山寺	室山滿願寺慈眼院所藏	黄薇古簡集 P175	発給
31	永禄 11、10、26	毛利少輔太郎輝元・毛利陸奥守元就		黄薇古簡集	大日本史料 第十編之一P257	関連
32	永禄 11年頃			備中莊家文書	岡古1-P186	関連
33	(永禄 12) 3、18	信長(花押)	小早川左衛門佐	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P2 45	関連
34	8、11	(伊賀) 久隆(花押)	片山与一兵衛	伝兵衛所藏	黄薇古簡集 P191	関連
35	(永禄 12) 8、19	日乘	元就・隆景・元春・輝元	益田家什書	大日本史料 第十編之三P188	関連
36	(永禄 12) 9、3	(今井宗久)	木下藤吉郎	今井宗久書札留	堺市史 統編5-P9 09	関連
37	(永禄 12力) 9、16	(伊賀) 久隆(花押)	片山与一兵衛	伝兵衛所藏	黄薇古簡集 P192	関連
38	(永禄 12) 10、28	吉弘左近大夫鑑理	立花勤番各御中 御陣所	無盡集 浦備前覚書	大日本史料 第十編之三P599	関連
39	(永禄頃力)			備前弘法寺文書	岡古3-P80	関連
40	永禄 13、3、16			言継卿記 永禄十三年三月十六日	言継卿記 4-P398	関連
41	(元亀 1 [1570] ) 3、18	信長(花押)	小早川左衛門佐	小早川文書	大日本史料 第十編之四P199	関連
42	(元亀 1) 8、7	元就御判	乃美兵部丞	浦家文書	大日本古文書 小早川家文書之二附 録浦家文書P59	関連
43	(元亀 1) 8、26	元就御判	乃美兵部丞	浦家文書	大日本古文書 小早川家文書之二附 録浦家文書P58	関連
44	(元亀 1) 10、22	信惠判	草薙三郎左衛門	萩藩閥閱録 卷34	萩藩閥閱録 1-P8 00	関連
45	(元亀 1) 10、23	信惠(花押)	草薙三郎左衛門尉	草薙家證文	大日本史料 第十編之五P70	関連
46	(元亀 1) 12、11	隆景(花押)	細川下野守	細川文書	大日本史料 第十編之五P163	関連
47	(元亀 1力)	直(宇喜多直家力)	宗(苔口宗十郎力)	苔口氏所藏力	寺阪五夫編美作古城史 P383	発給
48	(元亀 2) 1、28	元就御判・隆景御判	粟屋木工允	萩藩閥閱録 卷33	萩藩閥閱録 1-P7 83	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
49	(元亀2) 1、29	輝元御判・隆景 御判・元就御判	栗屋木工允	萩藩閥閲録 卷33 83	萩藩閥閲録 1-P7	関連
50	(元亀2) 5、7	隆景(花押)	乃兵	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P5 30	関連
51	(元亀2) 5、13	元就御判	渡辺□□□□・岡和泉守	萩藩閥閲録 卷96 9	萩藩閥閲録 3-P8	関連
52	(元亀2) 6、12	(足利義昭花押)	小早川左衛門佐	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P2 38	関連
53	元亀2、6、19	小嶋左馬允一頼 判・明石飛驒守 行雅・日笠次郎 兵衛尉頼房判・ 明石飛驒守行雅 判	万福寺	海老名文書	兵庫県史 史料編 中世3-P162	関連
54	(元亀2) 6、20	信長(花押)	毛利陸奥守・毛 利右衛門督	宍戸乙彦氏所蔵文 書	大日本史料 第十 編之六P336	関連
55	8、24	元就(花押)		浦家文書	大日本古文書 小早川家文書之二附 録浦家文書P18	関連
56	元亀2、9、11	直家(花押)	河口左馬進	河口文書	大日本史料 第十 編之六P840	発給
57	(元亀2) 9、11	宗景(花押)	岡本權丞	黒田文書	大日本史料 第十 編之六P839	関連
58	元亀2、9、11	直家(花押)	原二郎九郎	吉備温故 五十原 與三大夫所藏	大日本史料 第十 編之六P840	発給
59	(元亀2) 9、11	岡平家利(花押)	難與右	難波文書	大日本史料 第十 編之六P841	関連
60	(元亀2) 9、16	(伊賀)久隆 (花押)	片山與一兵衛	片山文書	大日本史料 第十 編之六P842	関連
61	(元亀2) 9、23	宇泉直家(花押)	難波與右衛門尉	難波文書	大日本史料 第十 編之六P841	発給
62	(元亀2) 9、23	岡平家利(花押)	難與右	難波文書	大日本史料 第十 編之六P841	関連
63	元亀2、12、26	浦上宗景(花押)	牧兵庫助	牧文書	大日本史料 第十 編之七P201	関連
64	(元亀2) □、29	職秀(花房助兵 衛)	苔宗(苔口宗十 郎)	苔口氏所蔵	寺坂五夫編美作古 城史 P350	発給
65	元亀2	三村元親	孫兵衛(三村親 成)	山田文書	大日本史料 第十 編之六P843	関連
66	(元亀3) 閏1、13	(足利義昭花押)	柳沢新右衛門尉	柳沢文書	大日本史料 第十 編之十P278	関連
67	元亀3、2、23	(浦上)宗景	馬場源丞	吉備温故 西大寺 村民家所藏	大日本史料 第十 編之八P325	関連
68	(元亀3) 3、7	小早川隆景(花 押)	山田出雲守	山田家古文書	大日本史料 第十 編之八P359	関連
69	元亀3、3、11	輝元(花押)	山田出雲守	山田家古文書	大日本史料 第十 編之八P351	関連
70	元亀3、3、16	輝元御判	足立十郎右衛門 尉	毛利氏四代実録考 證論断	大日本史料 第十 編之八P358	関連
71	元亀3、3、26	(後藤)勝基	江見右衛門大夫	美作古簡集	大日本史料 第十 編之八P390	関連
72	(元亀3) 4、5	信長(花押)	吉川駿河守	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P51	関連
73	(元亀3) 4、13	(足利義昭花押)	柳沢新右衛門尉	柳沢文書	大日本史料 第十 編之十P278	関連

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
74 (元龜3) 5、8	輝元御判	内藤少輔九郎	萩藩閥閲録 卷58	萩藩閥閲録 2-P4 18	関連
75 (元龜3) 6、28	(上野信秀) 信 □判	小早川左衛門佐 7	萩藩閥閲録 卷13 7	萩藩閥閲録 3-P8 75	関連
76 (元龜3) 6、28	(足利義昭花押 )	柳沢新右衛門尉	柳沢文書	大日本史料 第十 編之十P281	関連
77 (元龜3) 7、2	立雪恵心 (花押 )	見西堂	常榮寺文書	大日本史料 第十 編之十P282	関連
78 (元龜3) 7、28	隆景御判	久芳新次郎	萩藩閥閲録 卷11 7	萩藩閥閲録 3-P4 94	関連
79 (元龜3) 9、12	輝元 (花押)	隆景・信直・福 原左近允・桂左 衛門尉・口羽下 野守・元春	毛利家文書	大日本古文書 毛 利家文書之二P531	関連
80 (元龜3) 10、10	隆景御判	久芳新西四郎・内 海兵庫允	萩藩閥閲録 卷11 7	萩藩閥閲録 3-P4 94	関連
81 元龜3、12、23	宗景 (花押)	馬場源丞	黄薇古簡集	大日本史料 第十 編之十一P298	関連
82 (元龜4カ) 2、23	隆景 (花押)	乃兵	浦家文書	大日本古文書 小 早川家文書之二附 錄浦家文書P24	関連
83 元龜4、3、23	中嶋佐近允行 (花押)	馬場源丞	黄薇古簡集	大日本史料 第十 編之二十P151	関連
84 (元龜4) 3、24	義昭 (花押)	聖護院	徳富猪一郎氏所藏 文書	大日本史料 第十 編之十四P267	関連
85 永禄～元龜頃			備中福武家文書	岡古3-P266	関連
86 (天正1 [1573]) 9、 晦日	輝元 (花押)	元清	長府毛利文書	大日本史料 第十 編之十八P39	関連
87 (天正1) 10、13	隆景御判	元春・元重・通 良・元俊	萩藩閥閲録 卷47	萩藩閥閲録 2-P2 46	関連
88 11、28	宗景	宍甘三左衛門尉	備前塙本文書	岡山県史 家わけ 史料P41	関連
89 (天正1) 12、12	恵瓊 (花押)	山県越前守・井 上又右衛門尉	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P545	関連
90 天正頃			美作豊楽寺文書	岡古1-P107	関連
91 天正頃			美作豊楽寺文書	岡古1-P121	関連
92 天正頃			美作豊楽寺文書	岡古1-P124	関連
93 (天正2) 2、7	岡太氏秀判 (岡 本太郎左衛門)	有庭・浜平・江 太・牧官・石与	作陽誌	大日本史料 第十 編之二十一P56	関連
94 天正2、3、13	宇喜多和泉守直 家 (花押)	原田三河守・原 田三郎右衛門尉	原田文書	大日本史料 第十 編之二十一P189	発給
95 天正2、3、17	(浜口) 家職	宮川二郎左衛門	作陽誌	大日本史料 第十 編之二十一P194	関連
96 天正2、4、22	直家 (花押)	浅沼又兵衛	仁大夫所藏	黄薇古簡集 P169	発給
97 (天正2カ) 5、25	宗景 (花押影)	安富筑後守	六車家文書	香川県史 資料編 古代・中世史料P1 17	関連
98 天正2、6、5	直家 (花押)	河口左馬進	備前河口文書	岡山県史 家わけ 史料P46	発給
99 (天正2カ) 7、11	宇泉直家 (花押 )	沼元彦右衛門尉	美作沼元家文書	岡古3-P307	発給
100 (天正2カ) 7、11	宇泉直家 (花押 )	沼元与太郎	岩国徵古館所藏 新出沼元家文書	熊山町史調査報告 以下熊山と略す 4-P109	発給
101 天正2、7、19	直家 (花押)	正持庵	六郎治所藏	黄薇古簡集 P184	発給
102 天(正)3、3、15	直家 (花押)	大森助七郎 (德 久)	備前一宮社家大守 家文書	岡古4-P63	発給
103 天正3、5、1	直家 (花押)	渡辺紀右衛門	三宅七左衛門所藏	黄薇古簡集 P266	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
104	(天正3カ) 5、18	宗景	河端与九郎	河端家所蔵文書	美作下P44	関連
105	7、24	宗景(花押)	鴨重兵衛	萩藩閥閲録 遺漏 巻5	萩藩閥閲録 遺漏 P324	関連
106	天正3、9、2			信長公記 卷八	信長公記 角川文庫P197	関連
107	(天正3カ) 9、14	少輔太郎輝元御判	正頼	萩藩閥閲録 卷6	萩藩閥閲録 1-P7 0	関連
108	(天正3カ) 9、16	興了(花押)	法隆寺年会	法隆寺文書	太子町史 第3巻P 321	関連
109	(天正3) 10、8	信長(黒印)	長岡兵部大輔	細川家文書	増補織田信長文書 の研究 下P112	関連
110	天正3、10、20			信長公記 卷八	信長公記 角川文庫P201	関連
111	(天正3) 11、24	豊信(花押)	吉川駿河守	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P64	関連
112	(天正4) 1、23	輝元御判	天野宮内少輔	萩藩閥閲録 卷70	萩藩閥閲録 2-P6 16	関連
113	天正4、5、2	直家	小坂右兵衛	南庄村長右衛門所 蔵文書	美作下P41	発給
114	(天正4) 5、12	恵瓊(花押)	房顕	巻子本敵島文書	広島県史 古代中 世資料編ⅢP122	関連
115	(天正4カ) 5、24	顕如(花押)	播州坊主衆中・ 門徒衆中	西光寺文書	兵庫県史 史料編 中世2-P248	関連
116	(天正4カ) 6、18	(織田信長黒印 天下布武)	荒木摂津守(村 重)	備前妙覺寺文書	岡古3-P116	関連
117	(天正4) 7、15	木梨又五郎元恒 (花押)・村上 新藏人吉充(花 押)・生口刑部 丞景守(花押) ・児玉内蔵大夫 就英(花押)・ 富川平右衛門尉 秀安(花押)・ 村上刑部少輔武 満(花押)・粟 屋右近允元如 (花押)・井上 又右衛門尉春忠 (花押)・包久 少輔五郎景勝 (花押)・桑原 右衛門大夫元勝 (花押)・村上 少輔五郎景廣 (花押)・香川 左衛門尉廣景 (花押)・村上 河内守吉繼(花 押)・乃美兵部 丞宗勝(花押) ・村上少輔太郎 元吉(花押)	児玉三郎右衛門 尉・児玉東市助 ・岡和泉守	毛利家文書	大日本古文書 毛 利家文書之一P352	関連
118	(天正4カ) 9、12	信長(朱印)	小寺藤兵衛	花房文書	増補織田信長文書 の研究 下P229	関連
119	天正4、11、4			信長公記 卷九	信長公記 角川文 庫P218	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
120	天正 5、 1、 14			信長公記 卷十	信長公記 角川文庫P221	関連
121	(天正 5) 3、 6	右馬頭輝元御判	湯浅治部大輔	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 58	関連
122	(天正 5) 3、 10	右馬頭輝元御判	湯浅治部大輔	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 59	関連
123	(天正 5) 3、 11	小早川隆景御判	湯浅治部大輔	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 59	関連
124	(天正 5) 3、 23	小早川隆景御判	湯浅治部大輔	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 60	関連
125	(天正 5) 4、 28	(一色) 昭秀・ (真木嶋) 昭光	河田豊前守(長親) ・鰐坂備中守	上杉年譜 19	増補織田信長文書 の研究 下P290	関連
126	(天正 5) 5、 6	小早川隆景御判	冷泉民部少輔	萩藩閥閲録 卷10 2	萩藩閥閲録 3-P2 14	関連
127	(天正 5) 7、 11	宇泉直家	神納三郎右衛門	菅納家文書	美作下P28	発給
128	(天正 5) 7、 11	岡平内丞家利	神納三郎右衛門	菅納家文書	美作下P29	発給
129	天正 5、 10、 23			信長公記 卷十	信長公記 角川文庫P231	関連
130	(天正 5) 11、 5	左衛門佐隆景御判	冷泉民部少輔・ 桑原右衛門大夫 ・包久宮内少輔 ・村上刑部少輔	萩藩閥閲録 卷10 2	萩藩閥閲録 3-P2 13	関連
131	天正 5、 11、 27			信長公記 卷十	信長公記 角川文庫P233	関連
132	(天正 5カ) 12、 5	秀吉(花押)	下村玄蕃助	下村文書	東京大学史料編纂所影写本	関連
133	(天正 5カ) 12、 12	直家(花押)	児玉三郎右衛門尉(元良) ・(福原) 貞俊・ 市川雅楽允・ (口羽) 通良・ 井上又右衛門尉(春忠)	備中福武家文書	岡古4-P201	発給
134	(天正 6) 3、 15	元政御判	小早川	浦家文書	大日本古文書 小早川家文書之二附錄浦家文書P100	関連
135	天正 6、 4			信長公記 卷十一	信長公記 角川文庫P242	関連
136	(天正 6カ) 5、 4	(足利義昭花押)	小早川左衛門佐	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P205	関連
137	天正 6、 6、 28	直家	小坂与三郎	神目村四郎右衛門所藏文書	美作下P41	発給
138	天正 6、 8、 1	直家	岡孫次郎	岡繁夫氏所蔵	寺阪五夫編美作古城史 P466	発給
139	天正 6、 8、 2	職秀(花押)	牧佐介	美作牧家文書	岡古3-P298	発給
140	(天正 6) 11、 8	下刑法頼廉	宇泉	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P42	受給
141	(天正 6) 11、 14	隆景	粟藏	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P44	関連
142	(天正 7カ) 3、 10	職秀(花房助兵衛)	苔口宗十郎	苔口氏所藏力	寺阪五夫編美作古城史 P385	発給
143	(天正 7カ) 3、 10	職秀(花房助兵衛)	小嶋治郎兵衛		寺阪五夫編美作古城史 P385	発給
144	3、 13	宇喜多直家	橋本四郎太郎	猪八郎所藏	黄徽古簡集 P235	発給
145	(天正 7カ) 3、 14	花助兵職秀花押	小井甚五郎		寺阪五夫編美作古城史 P386	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
146	(天正 7) 5、29	左衛門景（花押）	乃兵・児藏	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一 P532	関連
147	(天正 7) 6、16	右馬頭輝元御判	湯浅美濃守	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 60	関連
148	(天正 7カ) 6、28	筑前守秀吉御判	湯原豊前守	萩藩閥閲録 卷11 5	萩藩閥閲録 3-P4 44	関連
149	天正 7、7、19	(後筆)「宇喜多」与七郎	八塔寺	備前八塔寺文書	岡古3-P311	関連
150	(天正 7) 8、29	御黒印（織田信長）	蜂須賀彦右衛門尉	蜂須賀文書写（熊本大学永青文庫）	増補織田信長文書の研究 補遺P270	関連
151	天正 7、9、4			信長公記 卷十二	信長公記 角川文庫P281	関連
152	(天正 7) 9、24	和泉守直家（花押）	沼新	岩国徵古館所蔵 新出沼元家文書	熊山4-P110	発給
153	天正 7、10、3			信長公記 卷十二	信長公記 角川文庫P288	関連
154	(天正 7) 10、3	駿河守元春	龍門清兵衛	龍門家文書	美作上P87	関連
155	(天正 7) 10、5	隆景御判	杉原民部大輔	萩藩閥閲録 卷53	萩藩閥閲録 2-P3 29	関連
156	(天正 7) 10、11	治部太輔元清（花押）	元行	厳島野坂文書	広島県史 古代中世資料編II-P830	関連
157	(天正 7カ) 10、20	輝元御判	岡宗左衛門尉	萩藩閥閲録 卷80	萩藩閥閲録 2-P7 91	関連
158	(天正 7) 10、20	輝元	井上新五郎	萩藩閥閲録 卷69	萩藩閥閲録 2-P6 06	関連
159	(天正 7) 11、6	御黒印（織田信長）	蜂須賀彦右衛門尉	蜂須賀文書写（熊本大学永青文庫）	増補織田信長文書の研究 補遺P271	関連
160	(天正 7) 11、8	左衛門佐隆景御判	冷泉民部大輔	萩藩閥閲録 卷10 2	萩藩閥閲録 3-P2 30	関連
161	(天正 7) 12、25	元春（花押）	元行・房顕	厳島野坂文書	広島県史 古代中世資料編II-P482	関連
162	天正 7、12、30			信長公記 卷十二	信長公記 角川文庫P299	関連
163	(天正 7) 12、30	直家（花押）	沼新	岩国徵古館所蔵 新出沼元家文書	熊山4-P111	発給
164	1、12	(浦上)村宗	宇喜多和泉守	三石村	黄薇古簡集 P231	受給
165	(天正 8) 1、20	直家（花押）	沼新右	岩国徵古館所蔵 新出沼元家文書	熊山4-P113	発給
166	(天正 8) 1、22	輝元御判	中村内蔵丞	萩藩閥閲録 卷97	萩藩閥閲録 3-P1 16	関連
167	(天正 8カ) 1、27	隆景御判・貞俊判・通良判・元春御判	馬屋原兵部大輔	萩藩閥閲録 卷41	萩藩閥閲録 2-P1 19	関連
168	(天正 8カ) 1、28	輝元御判	馬屋原兵部大輔	萩藩閥閲録 卷41	萩藩閥閲録 2-P1 19	関連
169	(天正 8) 1、28	輝元御判	錦見右衛門尉	萩藩閥閲録 卷16 9	萩藩閥閲録 4-P4 84	関連
170	天正 8、1、29	輝元御判	高須彦次郎	萩藩閥閲録 卷53	萩藩閥閲録 2-P3 31	関連
171	2、3	直家「無判」	馬場二郎四郎	馬場次郎四郎所蔵	黄薇古簡集 P103	発給
172	2、9	(宇喜多直家花押)	築地山	淨楽寺禅定院所蔵	黄薇古簡集 P179	発給
173	2、17	浮田直家判		古簡雜集 6(西尾市立図書館岩瀬文庫本)	東京大学史料編纂所写真帖	発給
174	(天正 8カ) 2、22	信長（花押）	中嶋新左衛門	中嶋三季之助所蔵	黄薇古簡集 P118	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
175	(天正8) 3、19	輝元御判	高須彦次郎	萩藩閥閲録 卷53 31	萩藩閥閲録 2-P3 関連	
176	(天正8) 3、24	宇泉直家(花押)	須紀	中野嘉太郎氏蒐集文書	新熊本市史 史料編2古代中世P573	発給
177	天正8、3、26	(宇喜多)久家	小坂与三郎	小坂四郎右衛門所蔵文書	美作下P35	発給
178	(天正8)閏3、5	直家(花押)	村上河内守	藩中古文書 8	国立史料館所蔵「紀伊国古文書」のうち	発給
179	(天正8)閏3、9	桂右衛門大夫景信(花押)	湯浅・長井・栗原	萩市郷土博物館所蔵湯浅家文書	新修倉敷市史 9 卷史料P497	関連
180	(天正8)閏3、11	桂右衛門大夫景信判	湯浅	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 69	関連
181	(天正8)閏3、23	勝家(花押影)	小笠原右近(太)大夫	書簡并証文集	増補織田信長文書の研究 補遺P215	関連
182	(天正8)閏3、27	直家	小坂与三郎	小坂四郎右衛門所蔵文書	美作下P36	発給
183	(天正8)4、3	通良(花押)	國右	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P75	関連
184	(天正8)4、5	輝元御判	宇山大藏丞	萩藩閥閲録 卷88 29	萩藩閥閲録 2-P9 29	関連
185	(天正8)4、7	義昭公御判	小早川左衛門佐	萩藩閥閲録 卷10 72	萩藩閥閲録 1-P1 72	関連
186	(天正8)4、15	駿河守元春御判	湯原右京進	萩藩閥閲録 卷11 5	萩藩閥閲録 3-P4 36	関連
187	4、17	直家(花押)	東観院	備前大西文書	岡山県史 家わけ史料P50	発給
188	4、25	直家(花押)	浅沼又兵衛	仁大夫所蔵	黄薇古簡集 P169	発給
189	4、29	直家(花押)	久芳兵庫助	久芳文書	東京大学史料編纂所写真帖	発給
190	5、15	直家(花押)	馬場重介	馬場次郎四郎所蔵	黄薇古簡集 P104	発給
191	(天正8)5、18	輝元御判	天野少輔四郎	萩藩閥閲録 卷92 0	萩藩閥閲録 3-P2 0	関連
192	(天正8)5、18	輝元御判	内藤中務少輔	萩藩閥閲録 卷58 20	萩藩閥閲録 2-P4 20	関連
193	(天正8)5、19	輝元御判	天野少輔四郎	萩藩閥閲録 卷92 0	萩藩閥閲録 3-P2 0	関連
194	(天正8)5、21	七郎兵衛尉忠家(花押)	神主大森	備前一宮社家大守家文書	岡古4-P65	発給
195	5、21	和泉守直家(花押)	鹿口寺	京都市歴史資料館寄託燈心文庫	燈心文庫の史料 I 利休と秀吉の周辺 P14	発給
196	(天正8)5、28	小早川隆景御判	湯原右京進	萩藩閥閲録 卷11 5	萩藩閥閲録 3-P4 37	関連
197	6、3	三郎右衛門尉直家(花押)	広谷寺	備前西大寺文書	岡古3-P14	発給
198	(天正8)6、9	隆景御判	湯浅右京進	萩藩閥閲録 卷11 5	萩藩閥閲録 3-P4 37	関連
199	6、18	直家(花押)	木山寺	美作木山寺文書	岡古2-P114	発給
200	6、19	和泉守直家	小坂右兵衛	大田村久左衛門所蔵文書	美作下P39	発給
201	6、23	直家(花押)	久芳兵庫助	久芳文書	東京大学史料編纂所写真帖	発給
202	7、1	直家	岡本権丞	黒田文書 江藤正澄本	東京大学史料編纂所写本	発給
203	7、14	羽藤秀吉判	宇泉	萩藩閥閲録 遺漏卷3の3	萩藩閥閲録 遺漏 P218	受給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
204	7、16	直家(花押)	山口与三左衛門	早水凡夫氏所蔵文書	兵庫県史 史料編 中世1-P62	発給
205	7、17	直家(花押)	片上元寄中	備前來住家文書	岡古4-P97	発給
206	7、20	宇泉直家(花押)	鳥弥(鳥山弥四郎力)	鳥山文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
207	(天正8)7、24	輝元判	桂源右衛門尉・岡宗左衛門尉・赤川又七郎	萩藩閥閲録 卷95	萩藩閥閲録 3-P7 3	関連
208	7、28	直家	石原六郎次郎	六郎治所蔵	黄薇古簡集 P185	発給
209	8、3	直家(花押)		早水凡夫氏所蔵文書	兵庫県史 史料編 中世1-P61	発給
210	8、13	南隼友国(花押) (角南隼人)	難与老(難波与右衛門)	小十郎所蔵	黄薇古簡集 P211	関連
211	(天正8)8、15	元春御判	湯豊前守	萩藩閥閲録 卷11 5	萩藩閥閲録 3-P4 46	関連
212	8、17	宇泉直家(花押)	鳥弥(鳥山弥四郎力)	鳥山文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
213	(天正8)8、23	直家	小坂与三郎	加茂村源八所蔵文書	美作下P42	発給
214	8、28	宇三直家(花押)	難三	備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P34	発給
215	9、3	宇泉直家(花押)		備前松田文書	岡山県史 家わけ 史料P37	発給
216	9、5	直家花押	花房助兵衛・市三郎兵衛		寺阪五夫編美作古城史 P150	発給
217	9、11	元春	矢野孫六・同九郎三郎	矢野家文書	美作上P150	関連
218	9、16	宇泉直家(花押)	難左・沼与	岩国徵古館所蔵 新出沼元家文書	熊山4-P109	発給
219	9、21	直家	小坂与三郎	神目村長右衛門所蔵文書	美作下P40	発給
220	(天正8)9、晦	隆景御判	桂左衛門太夫・栗屋備前守	萩藩閥閲録 卷74	萩藩閥閲録 2-P7 03	関連
221	(天正8)10、10	左衛門佐隆景(花押)	貞俊・藏与・児三右・椿弾	什書	福原家文書 上巻 P25	関連
222	10、24		宇喜多和泉守	晴豊記紙背文書	増補続史料大成 9-P375	受給
223	10、25	和泉守直家	神納五郎右衛門	菅納家文書	美作下P27	発給
224	11、10	池田彌左衛門尉家行(花押)	神主大森藤兵衛尉(幸秋)	備前一宮社家大守家文書	岡古4-P63	発給
225	11、20	宇三直家(花押)	松田彦次郎	備前松田文書	岡山県史 家わけ 史料P37	発給
226	11、28	直家(花押)	岡本孫六	太郎兵衛所蔵	黄薇古簡集 P181	発給
227	11、28	直家判	妹尾新九郎	小林氏所蔵	寺阪五夫編美作古城史 P185	発給
228	12、4	直家(花押) ウハ書 宇喜多和泉守直家	上野中務大輔・曾我兵庫頭	慶應義塾大学図書館所蔵反町文書	史学 第32卷2号P 107	発給
229	12、6	和泉守(花押)	鶴寺家中	斑鳩寺文書	太子町史 第3巻P 186	発給
230	辰12、13	直家(花押)	馬場次郎四郎	馬場次郎四郎所蔵	黄薇古簡集 P104	発給
231	2、2	(浜口)家職	神納三郎右衛門	菅納家文書	美作下P30	関連
232	天正9、2、14	且方取次平福寺賢正・法印圓智・時一和尚東漸院隆秀		備前金山寺文書	岡古2-P33	関連
233	天正9、2、14	八郎秀家	田口藤左衛門	田口氏所蔵文書	美作上P154	発給
234	年月日未詳	直家		鈴木家文書	美作上P176	発給

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
235 (天正 9) 2、 15	治部太輔元清 (花押)	湯浅治部太輔	萩市郷土博物館所蔵湯浅家文書	新修倉敷市史 9 卷史料P502	関連
236 (天正 9) 2、 24	治太元清御判	岡宗左衛門	萩藩閥閲録 卷80	萩藩閥閲録 2-P7 92	関連
237 (天正頃)	治太元清 (花押)	中嶋大炊助	正宗文庫所蔵文書	岡古3-P337	関連
238 天正 9、 6、 25			美作立石家文書	岡古3-P290	関連
239 (天正 9) 6、 28	(中村) 賴宗 (花押)	立石孫一郎	美作立石家文書	岡古3-P289	関連
240 天正 9、 8、 19	小早川隆景御判 ・穂田治部大輔 元清御判・福原 式部少輔元俊判 ・口羽中務大輔 春良判・福原出 羽守貞俊判	伊賀与三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 93	関連
241 (天正 9) 8、 19	小早川隆景御判 ・穂田治部大輔 元清御判・福原 式部少輔元俊判 ・口羽中務大輔 春良判・福原出 羽守貞俊判	伊賀余三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 93	関連
242 (天正 9) 8、 20	信長 (黒印)	羽柴藤吉郎	沢田義厚氏所蔵文書 (近江)	増補織田信長文書 の研究 下P615	関連
243 天正 9、 8、 24			宗及自會記	茶道古典全集 8- P367	関連
244 (天正 9) 9、 13	隆景御判・元俊 判・春良判・貞 俊判	岡宗左衛門尉	萩藩閥閲録 卷95	萩藩閥閲録 3-P7 5	関連
245 (天正 9) 9、 29	隆景御判・元俊 判・春良判・貞 俊判	南方宮内少輔	萩藩閥閲録 卷47	萩藩閥閲録 2-P2 45	関連
246 天正 9、 12、 3	羽藤秀吉 (花押)	中川瀬兵衛尉	昭和十年三月旧大 名并某家蔵品入札 目録	増補織田信長文書 の研究 下P616	関連
247 (天正 6~9) 口、 14		宇喜多和泉守	晴豊記紙背文書	増補続史料大成 9-P369	受給
248 (天正 6~9) 口、 16	豊家判 (ウハ 晝) 井家五郎	宇喜多和泉守	晴豊記紙背文書	増補続史料大成 9-P370	受給
249 天正 10、 1、 4			晴豊記	増補続史料大成 9-P166	関連
250 天正 10、 1、 21			信長公記 卷十五	信長公記 角川文 庫P376	関連
251 天正 10、 1、 21	毛利輝元御判	伊賀与三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 94	関連
252 (天正 10) 3、 3、	隆景御判	元清・裳采・礪 左	萩藩閥閲録 卷13 6	萩藩閥閲録 3-P8 57	関連
253 9、 3	駿河 元春		今田氏什書	岩国徵古館所蔵吉 川家中并寺社文書 10	関連
254 (天正 10) 3、 17	黒田官兵衛尉孝 高 (花押) ・蜂 須賀彦衛門尉正 勝 (花押)	乃美少輔四郎	乃美文書	新熊本市史 史料 編2古代中世P618	関連
255 3、 24	宇喜多七郎兵衛 尉忠家 (花押)	吉備津宮神主	備中吉備津神社文 書	岡古2-P226	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
256	4、6	輝元(花押)	福田玄蕃助	木村文書	東京大学史料編纂所影写本	関連
257	天正10、4、28	八郎秀家	福田三郎	鈴木家文書	美作上P137	発給
258	天正10、6、9	毛利輝元御判・吉川元春御判・小早川隆景御判	伊賀与三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 94	関連
259	6、23	羽柴筑前守秀吉(花押)	小寺官兵衛尉	黒田家文書	姫路市史 史料編 1-P572	関連
260	天正10、8、18	八郎(花押)	八塔寺	備前八塔寺文書	岡古3-P311	発給
261	8、27	駿河元春	経高	今田氏什書	岩国徵古館所蔵吉川家中并寺社文書 10	関連
262	(天正10)10、6	(宇喜多秀家花押)	大森藤左衛門尉	備前一宮社家大守家文書	岡古4-P66	発給
263	(天正10)12、18	秀吉(花押)	八郎	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P3 55	受給
264	天正10			公卿補任	新訂増補国史大系 55巻3編P496	関連
265	天正11、閏1、3			御湯殿上日記	大日本史料 第十 一編之三P515	関連
266	(天正11)2、9	筑前守秀吉(花押)	八郎	高木文書	大日本史料 第十 一編之三P613	受給
267	天正11、6、27	八郎秀家判	鈴木孫右衛門	作陽誌	新訂訳文作陽誌 上P546	発給
268	(天正11)3、11	筑前守秀吉(花押)	蜂須賀彦右衛門・黒田官兵衛	黒田文書	大日本史料 第十 一編之三P788	関連
269	(天正11)4、25	筑前守秀吉(花押)	八郎	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P2 56	受給
270	(天正11)5、8	(木下助左衛門入道)助休判	小早川左衛門佐	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之二P3 86	関連
271	(天正11)5、13	筑前守秀吉判	仙石権兵衛尉	伊予国新宮田辺氏 蔵古文書	大日本史料 第十 一編之四P526	関連
272	天正11、6、21	八郎秀家花押	鈴木孫右衛門	東作誌	新訂訳文作陽誌 中P992	発給
273	(天正11)7、10	安国寺惠瓊判	羽左(堀秀政)・蜂小(蜂須賀正勝)・黒官(黒田孝高)	黒田文書	大日本史料 第十 一編之一P65	関連
274	天正11、7、11	岡平内丞家利花押	鈴木孫右衛門尉	作陽誌	新訂訳文作陽誌 上P547	発給
275	(天正11)9、5	隆景御判	草薙太郎左衛門尉(重継)	萩藩閥閲録 卷34	萩藩閥閲録 1-P8 09	関連
276	(天正11)9、16	惠瓊(花押)	佐与三左	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P91	関連
277	(天正11)9、23	小早川隆景御判	湯浅治部大輔	萩藩閥閲録 卷10 4	萩藩閥閲録 3-P2 61	関連
278	(天正11)10、25	左衛門佐隆景御判	冷泉民部少輔	萩藩閥閲録 卷10 2	萩藩閥閲録 3-P2 30	関連
279	(天正11)11、7	岡平家利	江又四(江原又四郎)		寺阪五夫編美作古城史 P165	発給
280	(天正11)12、10	駿河守元春(花押)	草薙太郎左衛門尉(重継)	萩藩閥閲録 卷34	萩藩閥閲録 1-P8 13	関連
281	(天正11)12、15	安国寺惠瓊(花押)・林柾允就長(花押)	佐与三左・福原・伊但・井孫四	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P93	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
282	(天正 11) 12、18	林木工就長・一任齋惠瓊	佐与三左	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P88	関連
283	(天正 12) 1、2	筑前守秀吉(花押)	蜂須賀彦右衛門尉・黒田官兵衛尉	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P256	関連
284	(天正 12) 1、5	筑前守秀吉(花押)	蜂須賀彦右衛門尉・黒田官兵衛尉	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P255	関連
285	(天正 12) 1、11	安国寺恵瓊(花押)	児三右・児市・井又右	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P99	関連
286	(天正 12) 3、13	秀吉(花押)	惟越(惟住長秀)	加能越古文叢	大日本史料 第十編之五P853	関連
287	(天正 12) 3、21	黒田官兵衛尉孝高	瀬屋七郎兵衛尉	吉備温故 五十	大日本史料 第十編之六P97	関連
288	(天正 12) 4、1	(鶴飼)元辰(花押)	元行	野坂文書	大日本史料 第十編之六P97	関連
289	(天正 12) 4、20	(中村)頼宗(花押)	西尾左兵衛	宮川文書	大日本史料 第十編之七P127	関連
290	(天正 12) 4、20	頼宗(花押)	立石右兵衛尉	立石文書	大日本史料 第十編之七P127	関連
291	(天正 12) 5、7	秀家(花押)	栗井三郎兵衛	岸本文書	大日本史料 第十編之七P282	発給
292	(天正 12) 5、12	筑前守秀吉(朱印)	八郎	藤田文書	大日本史料 第十編之七P296	受給
293	天正 12、5、23	頼宗判	入江又太郎	作陽誌	大日本史料 第十編之七P315	関連
294	天正 12、5、23	頼宗	司藤市右衛門	美作古簡集	大日本史料 第十編之七P315	関連
295	天正 12、5、28	頼宗(花押)	立石右兵衛	立石文書	大日本史料 第十編之七P315	関連
296	天正 12、5、28	頼宗	武本源兵衛	武本文書	美作下P20	関連
297	天正 12、6、9	頼宗	立石右兵衛	立石文書	美作下P5	関連
298	(天正 12) 6、12	筑前守秀吉(花押)	小西弥九郎・石井与次兵衛・梶原弥助	備前竹内文書	岡山県史 家わけ史料P50	関連
299	天正 12、6、28	頼宗	武本源兵衛	武本文書	美作下P20	関連
300	(天正 12) 7、20	頼宗	立石孫一郎	立石文書	美作下P6	関連
301	(天正 12、8月)	秀吉(花押)		秋田文書	大日本史料 第十編之八P245	関連
302	(天正 12) 9、6	ちくせん	いわ	東京大学所蔵文書	大日本史料 第十編之八P444	受給
303	天正 12、9、9	隆景御判	伊賀与三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 95	関連
304	天正 12、9、9	小早川隆景御判	伊賀与三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 96	関連
305	(天正 12) 9、9	隆景御判・貞俊判	伊賀与三郎	萩藩閥閲録 卷29	萩藩閥閲録 1-P6 96	関連
306	天正 12、10、14			今井宗久茶湯書抜	大日本史料 第十編之九P405	関連
307	天正 12、10、15			今井宗久茶湯書抜	大日本史料 第十編之九P406	関連
308	(天正 12月) 11、2	蜂彦正勝(花押) ・黒官孝高(花押) ・岡平家利(花押)	安国寺	御書御判物控 1	長府毛利博物館所蔵(秋山伸隆「戦国期の半納について」『芸術地方史研究』125・126合併号 所引)	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
309	天正12、12、3			宗及自會記	茶道古典全集 8-P448	関連
310	(天正13) 1、17	正勝(花押)・孝高(花押)	井上又右衛門尉	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P377	関連
311	(天正13カ) 2、6	筑前守秀吉(花押)	黒田官兵衛尉	黒田家文書	姫路市史 史料編 1-P577	発給
312	(天正13) 2、12	口羽中務大輔春良(花押)	湯浅治部大輔	萩市郷土博物館所蔵湯浅家文書	新修倉敷市史 9巻史料P543	関連
313	3、14	花助兵職秀御判	小井甚五郎	美作総社文書	岡古3-P287	発給
314	天正13、5、25	秀家(木山寺)		美作木山寺文書	岡古2-P115	発給
315	(天正13) 7、6	秀吉	伊藤掃部助	伊藤文書	大日本史料 第十一編之十七P250	関連
316	7、20	(中村) 賴宗(花押)	立石孫一郎	美作立石家文書	岡古3-P289	関連
317	天正13、8			八ヶ郷始り覧書	備中満井十二箇郷用水史 P331	関連
318	(天正13、閏8) 11	(秀吉花押)	いわ	木村文書	太閤書信 P119	関連
319	(天正13カ) 9、21	秀家(花押) (ウハ書) 羽柴 八郎秀家	岡本孫四郎	真田家文書	真田家文書 下巻 P322	発給
320	(天正13)			一五八五年の日本年報追加	イエスズ会日本年報 下P123	関連
321	(天正14) 4、6	宗滴 在判	古莊丹後入道・葛西周防入道・斎藤紀伊入道	大友家文書録	大分県史料 33-P 227	関連
322	天正14、4	神主櫛村甚左衛門		菅八幡宮棟札	金川町史 P318	関連
323	(天正14カ) 7、4	秀吉(花押)	(北政所)	保坂文書	太閤書信 P134	関連
324	天正14、9、25			言経卿記	大日本古記録 言経卿記二P185	関連
325	(天正14) 10、13	(豊臣秀吉朱印)	波多下野守	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P378	関連
326	天正14、10、16			言経卿記	大日本古記録 言経卿記二P191	関連
327	天正14、10、25			言経卿記	大日本古記録 言経卿記二P195	関連
328	天正14、12、19	秀安在判・貞親在判	難五郎兵・難太郎左・難九郎左	備前水原岩太郎氏所蔵文書	岡古3-P330	発給
329	天正14			一五八六年の報告書	イエスズ会日本年報 下P159	関連
330	天正14	御奉行御在判	(妙国寺)	備前妙国寺文書	岡古4-P10	発給
331	年月日不詳、天正14カ 1591	きょう てんか (秀吉)	(北政所)	益田文書	太閤書信 P131	関連
332	天正15、1、1	御朱印写(豊臣秀吉カ)		到九州御動座之次第	鹿児島県史料 旧記録後編2-P274	関連
333	(天正15) 2、14	てる元御判	井七兵	萩藩閥閱録 卷14 9	萩藩閥閱録 4-P1 70	関連
334	(天正15) 3、5	(豊臣秀吉朱印)	筑紫左馬頭	筑紫家文書	佐賀県史料集成 古文書編28-P11	関連
335	天正15、3、21			言経卿記	大日本古記録 言経卿記二P253	関連
336	(天正15) 3、26	(豊臣秀吉朱印)	筑紫左馬頭	筑紫家文書	佐賀県史料集成 古文書編28-P9	関連
337	(天正15) 4、15	(豊臣秀吉朱印)	小早川左衛門佐	小早川家文書	大日本古文書 小早川家文書之一P407	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
338	天正 15、7			九州御動座記	内閣文庫所蔵	関連
339	8、4	秀家花押 (ウハ書) 羽柴八郎 秀家		古文書纂 29	東京大学史料編纂所影写本	発給
340	天正 15、8、8			公卿補任	新訂増補国史大系 55巻公卿補任3 編P496	関連
341	天正 15、9、	秀家	寺坂桃千代	坂家文書	美作上P136	発給
342	(天正 15) 10、14	(豊臣秀吉朱印)	鍋島飛驒守	鍋島家文書	佐賀県史料集成 古文書編3-P273	関連
343	(天正 15) 10、14	(豊臣秀吉朱印)	筑紫左馬頭	筑紫家文書	佐賀県史料集成 古文書編28-P2	関連
344	(天正 15) 10、14	増田右衛門尉長 盛判・石田治部 少輔三成判・浅 野彈正少弼長吉 判	安国寺・小早川 藤四郎	萩藩閥閲録 卷10	萩藩閥閲録 1-P1 90	関連
345	10、17	左衛隆景	井次左・大兵	浦家文書	大日本古文書 小 早川家文書之二附 録浦家文書P101	関連
346	(天正 15) 11、15	長船越中守 (花 押)		備前松田文書	岡山県史 家わけ 史料P39	発給
347	(天正 15) 12、2	てんか (秀吉)	ちく	河野文書	太閤書信 P155	関連
348	天正 15、12、17			備中福武家文書	岡古3-P264	関連
349	(天正 15)			吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之二P558	関連
350	天正 16、2、19			言経卿記	大日本古記録 言 経卿記三P24	関連
351	天正 16、4、15	右近衛権少将豊 臣利家・参議左 近衛中将豊臣秀 家・権中納言豊 臣秀次・権大納 言豊臣秀長・大 納言源家一・内 大臣平信雄	金吾 (豊臣秀俊 のち小早川秀 秋)	聚楽第行幸記	群書類從 第3輯 帝王部P612	発給
352	(天正 16) 4、16	(宇喜多秀家花 押)	岡越前守・富川 肥後守・長舟紀 伊守・明石掃部 助・花房志摩守 ・岡采女正・浮 田平太・浮田河 内守・岡本權之 丞・長船吉兵へ ・服部權兵へ・ 中吉平兵へ・角 南隼人・浮田六 郎右衛門尉・刈 田與右衛門尉・ 村田七郎右衛門 尉・宍甘四郎左 衛門尉・鳥山左 馬允	備前遠藤家文書	岡古4-P137	発給
353	天正 16、7、5	(豊臣秀吉朱印)		稿本佐賀鍋島家文 書	岐阜県史 史料編 近世2-P217	関連
354	天正 16、8、19			吉川家譜 11巻	東京大学史料編纂 所写本	関連
355	天正 16、8、27	秀家在判	諸山寺中	備前金山寺文書	岡古2-P37	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
356	天正 16、9、10			天正記	毛利史料集 P458	関連
357	(天正 16) 10、5	てん (秀吉)	いわ	鵜飼文書	太閤書信 P162	関連
358	天正 16、10、19			吉川家譜 11巻	東京大学史料編纂所写本	関連
359	天正 16、10	宰相殿上使衆 花房湯甫・宇喜 多平十郎・足立 督十郎	(長法寺)	備前長法寺文書	岡古2-P104	発給
360	(天正 16、10カ)			吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之二P151	関連
361	天正 17、1	安津 (宇喜多忠 家 安心) (花 押)	那波百姓中	海老名文書	兵庫県史 史料編 中世3-P162	発給
362	天正 17、3、28	八郎秀家花押	鈴木志兵衛	東作誌	新訂訛文作陽誌 中P992	発給
363	天正 17、5、22	羽柴宰相	長谷寺御堂	多聞院日記 35	多聞院日記 4-P1 81	発給
364	天正 17、5、22			多聞院日記 35	多聞院日記 4-P1 81	関連
365	天正 17、6、27	金重兵 (花押) ・砂藤左 (花押) ・砂宗左 (花 押)	安養寺惣中	備前安養寺文書	岡古1-P23	発給
366	天正 17、6、29	秀家朝臣 (花押 影)	金山觀音寺	備前金山寺文書	岡古2-P37	発給
367	10、1			南方録 会	南方録 岩波文庫 P29	関連
368	(天正 17) 11カ	(豊臣秀吉カ)		仙台市博物館蔵	大阪城天守閣編豊 臣秀吉展 P20	関連
369	(天正 17) 12、5	(豊臣秀吉朱印 )		菅家文書	資料調査報告書 (鳥取県立博物館 ) 7-P13	関連
370	天正 17			備前安養寺文書	岡古1-P90	発給
371	天正 18、1、28	秀家 (花押)	瓶井山并玉井宮 院所藏	瓶井山禅光寺安住 院所藏	玉井宮東照宮誌 P388	発給
372	天正 18、2、20			晴豊記	増補続史料大成 9-P219	関連
373	天正 18、2、28	秀家 (花押)	長原管作	長原元古所藏	黄薇古簡集 P187	発給
374	天正 18、2、30			言経卿記	大日本古記録 言 経卿記四P30	関連
375	天正 18、2			蓮成院記録 四	多聞院日記 5-P3 07	関連
376	天正 18、3、8	金重兵 (花押)	安養寺惣中	備前安養寺文書	岡古1-P35	発給
377	5、4			南方録 会	南方録 岩波文庫 P48	関連
378	(天正 18) 5、14	てんか (秀吉)	まんところ	小山文書	太閤書信 P180	関連
379	(天正 18) 8、12	(豊臣秀吉朱印 )	浅野彈正少彌	浅野家文書	大日本古文書 浅 野家文書P81	関連
380	(天正 18) 8、19	秀家 (花押)	白川七郎	結城神社所蔵文書	白河市史 資料編 2古代・中世P762	発給
381	天正 18、8、吉	英宥 (花押)		備前安養寺文書	岡古1-P36	関連
382	天正 18、11、7			晴豊記	増補続史料大成 9-P284	関連
383	(天正 18カ) 11、1 1			利休百会記	茶道古典全集 6- P429	関連
384	(天正 14~9) 1、1 3	天下 (秀吉)	いわ	加納文書	太閤書信 P124	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
385	天正 19、1			岡山市教育委員会 蔵花房家文書	花房家史料集 2- P118	関連
386	(天正 19) 閏 1、9	宗易 休(花押)	備宰相	開善寺文書(信濃) )	定本千利久の書簡 P586	受給
387	(天正 19) 2、8	花房志摩守秀成 (花押)	白川	結城神社所蔵文書	白河市史 資料編 2古代・中世P765	発給
388	天正 19、2、11			宗湛日記	茶道古典全集 6- P264	関連
389	未詳			南方録 棚	南方録 岩波文庫 P64	関連
390	(天正 19) 3、18	備前宰相秀家 (花押)	廣家	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P95	発給
391	(天正 19) 3、18	宰相秀家(花押)	廣家	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P95	発給
392	(天正 19) 4、9	宰相秀家(花押)	廣家	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P96	発給
393	(天正 19) 4、12	浮田官兵衛宗勝	尾坂右兵衛	小坂四郎右衛門所 蔵文書	美作下P36	発給
394	(天正 19) 4、13	浮田官兵衛宗勝	田口藤左衛門	田口氏所蔵文書	美作上P154	発給
395	(天正 19) 5、10	秀家(花押)	羽柴陸奥侍従	伊達家文書	大日本古文書 伊 達家文書之二P85	発給
396	5、11	備前宰相秀家 (花押)	多賀出雲守	多賀文書 備前中 納言秀家公の御状 六通の内	東京大学史料編纂 所写真帖	発給
397	1、11	日典(花押)	宇喜多河内入道	備前妙覚寺文書	岡古3-P114	受給
398	天正 20、2、11			宗湛日記	茶道古典全集 6- P266	関連
399	天正 20、2、28			多聞院日記 38	多聞院日記 4-P3 37	関連
400	(天正 20) 3、13		羽柴安芸宰相	毛利家文書	大日本古文書 毛 利家文書之三P143	関連
401	(天正 20) 4、19	(豊臣秀吉朱印)	鍋島加賀守	鍋島家文書	佐賀県史料集成 古文書編3-P293	関連
402	(天正 20) 4、19	(豊臣秀吉朱印)	羽柴薩摩侍従	島津家文書	大日本古文書 島 津家文書之一P378	関連
403	(天正 20) 5、2	秀家判	小西摂津守	古今感状集	内閣文庫所蔵	発給
404	天正 20、5、5		安芸宰相・備前 宰相・小早川左 衛門尉	武家事紀 31続集	武家事紀 中巻P5 03	受給
405	天正 20、5、6			吉野甚五左衛門覺 書	続群書類従 20下 P381	関連
406	(天正 20) 5、16	(秀吉) 御朱印	右之衆中(高麗 都御座所御普請 衆・從釜山浦都 迄之路次中御泊 之御普請仕衆)	毛利家文書	大日本古文書 毛 利家文書之三P187	関連
407	(天正 20、5、18)	秀吉御朱印	秀次閑白	巻子本巖島文書	広島県史 古代中 世資料編III-P130	関連
408	(天正 20) 5			如鉄家傳記	日本近世初期にお ける渡来朝鮮人の 研究 1990年度科 学研究費補助金研 究成果報告書 代 表者鶴園裕 所収	関連
409	天正 20、6、2	(豊臣秀吉朱印) )	羽柴備前宰相・ 羽柴丹後小将・ 羽柴東郷侍従	羽田八幡宮文書 (豊橋市)	東京大学史料編纂 所写真帖	受給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
410	天正 20、6、5			征西日記	続々群書類従 3-P682	関連
411	天正 20、6、17			征西日記	続々群書類従 3-P683	関連
412	(文禄 1) 6	承兌(花押)	等持院御役者	等持院文書	東京大学史料編纂所影写本	関連
413	天正 20、7、13			高麗国八州之石納 覺之事	土佐国蠶簡集 5 卷内閣文庫所蔵	関連
414	天正 20、7、27			征西日記	続々群書類従 3-P684	関連
415	天正 20、8、15	いちや(黒印)	くほのみやかん ぬし	備前藤井文書	岡山県史 家わけ 史料P42	発給
416	天正 20、10、23			多聞院日記 38	多聞院日記 4-P3 73	関連
417	(文禄 1 [1592]) 12 、10	(豊臣秀吉朱印 )	釜山浦百々三郎 左衛門尉・同三 輪五右衛門尉・ 東萊岐阜衆・梁 山同・蜜陽別所 豊後守・同岐阜 衆・大丘羽柴郡 上侍從・同齋村 左兵衛・同明石 左近・仁同木下 備中守・同南条 左衛門尉・善山 宮部兵部小輔・ 尚州戸田民部小 輔・咸昌羽柴土 佐侍從・閻慶同 ・忠州蜂須賀阿 波守 生駒雅樂 頭・竹山福島左 衛門大夫・陽智 中川小兵衛尉 羽柴備前宰相・ 都増田右衛門尉 同石田治部少輔 同大谷刑部少輔	鍋島家文書	佐賀県史料集成 古文書編3-P304	受給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
418	(文禄1) 12、10	長束大蔵大輔正家(花押)	金山浦百々三郎 左衛門尉・同三輪五右衛門尉・東萊岐阜衆・梁山同・蜜陽別所 豊後守・同岐阜衆・大丘羽柴郡上侍従・同齋村左兵衛・同明石左近・仁同木下備中守・同南条左衛門尉・善山宮部兵部小輔・尚州戸田民部小輔・咸昌羽柴土佐侍従・聞慶同・忠州蜂須賀阿波守・生駒雅楽頭・竹山福島左衛門大夫・陽智中川小兵衛尉羽柴備前宰相・都増田右衛門尉同石田治部少輔同大谷形(刑)部少輔	鍋島家文書	佐賀県史料集成古文書編3-P306	受給
419	文禄1、12、18	大甚左元口(大村甚左衛門)	圓頓院・圓乘院 ・宗古・世安公 ・与吉・口栄・ 同六右・林新右 ・同八郎左・同 甚介忠二郎三・ きし与三右・小 三太・八弥三・ 吉源介・大久作 ・同信左・きし 与左・高源左	官兵衛門所藏	黄薇古簡集 P195	関連
420	万暦20(文禄1) 12			経略復国要編 三卷	経略復国要編 2 冊38丁	関連
421	文禄1			黒田家譜 卷之七	東京大学史料編纂所写本	関連
422	(文禄2カ) 1、22	備前宰相秀家(花押)	島兵口口(島津義弘力)	旧記雜錄 付録卷14	鹿児島県史料 旧記雜錄付録2-P54	発給
423	(文禄2カ) 1、27	備前宰相豊臣朝臣秀家判	安瀬津守	古今感状集	内閣文庫所藏	発給
424	宣祖26(文禄2) 1			宣祖実錄 卷34	李朝実錄 27-P43 8	関連
425	(文禄2カ) 2、3	加遠江守光泰(花押)	ぬもと	岩国徵古館所藏 新出沼元家文書	熊山4-P115	受給
426	(文禄2カ) 2、6	羽左近宗庸(花押)	野本新右衛門尉	岩国徵古館所藏 新出沼元家文書	熊山4-P115	受給
427	(文禄2カ) 2、8	豊臣秀吉朱印	羽柴備前宰相	古今感状集	内閣文庫所藏	受給
428	文禄2、2、12			吉見元頼朝鮮日記	東京大学史料編纂所写本	関連
429	天正21、2、15	明石掃部頭	中西四郎右衛門		美作上P162	発給
430	天正21(文禄2) 2、15	明石掃部頭三花押	中西四郎右衛門	東作誌	新訂訳文作陽誌 中P412	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
431	(文禄2) 2、16	(豊臣秀吉朱印)	羽柴安芸宰相	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P168	関連
432	文禄2、2、18	(豊臣秀吉朱印)	羽柴備前宰相	余公秀臣氏所蔵文書	岡山城史 写真グラビア所収	受給
433	文禄2、2、18	秀吉公御朱印写	高麗国在陣衆中	浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P463	関連
434	(文禄2) 2、18	(豊臣秀吉朱印)	中川小兵衛尉	中川家文書	中川家文書 P39	関連
435	(文禄2) 2、18	(豊臣秀吉朱印)	鍋島加賀守	鍋島家文書	佐賀県史料集成 古文書編3-P314	関連
436	(文禄2) 2、18	太閤様御朱印	羽柴小早川侍従	萩藩閥閲録 卷10 24	萩藩閥閲録 1-P2	関連
437	天正21、2、23	秀家(花押)	長原管作	長原元古所蔵	黄蔽古簡集 P187	発給
438	(文禄2) 2、27	備前宰相秀家 (花押)・筑前 侍従隆景(花押) ・豊後侍従吉 統(花押)・小 西攝津守行長 (花押)・毛利 壹岐守吉成(花 押)・黒田甲斐 守長政(花押) ・前野但馬守長 泰(花押)・加 藤遠江守光泰 (花押)・大谷 刑部少輔吉繼 (花押)・石田 治部少輔三成 (花押)・増田 右衛門尉長盛 (花押)・福嶋 左衛門大夫正則 (花押)・生駒 雅楽頭近則・蜂 須加阿波守家政 ・加藤主計頭清 政(花押)・鍋 嶋加賀守直茂 (花押)・吉川 侍従廣家(花押)		吉川家文書	大日本古文書 吉川家文書之一P101	発給
439	文禄2、3、10	(豊臣秀吉朱印)		浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P466	関連
440	文禄2、3、20			直茂公譜 8	佐賀県近世史料 1編1巻P198	関連
441	文禄2、3			吉野甚五左衛門覚 書	続群書類從 20下 P386	関連
442	(文禄2、3力)	大かう	おね	賜蘆文庫文書	太閤書信 P245	関連
443	4、19	秀家(花押) ウハ書力宰相 秀家	木半	真田家文書	真田家文書 下巻 P378	発給

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
444 (文禄2) 4、12	(秀吉) 御朱印	羽柴備前宰相・ 羽柴安芸宰相・ 羽柴丹後少将・ 羽柴東郷侍従・ 羽柴小早川侍従 ・羽柴土佐侍従 ・前野但馬守・ 加藤遠江守・石 田治部少輔・大 谷刑部少輔・増 田右衛門尉・加 藤主計頭・小西 摂津守・黒田甲 斐守・毛利壹岐 守・蜂須賀阿波 守・生駒雅楽頭 ・福島左衛門大 夫・戸田民部少 輔・浅野弾正少 弼・木村常陸介 ・舟手衆・其外 在陣中	毛利家文書	大日本古文書 毛 利家文書之三P192	受給
445 文禄2、4、16	小西摂津守行長 華押・増田右衛 門尉長盛華押・ 大谷刑部少輔吉 継華押・石田治 部少輔三成華押 ・小早川左衛門 佐隆景華押・備 前宰相秀家華押	長束大蔵大輔・ 石田木工頭	原富太郎所蔵文書	『日本戰史』 朝 鮮役文書P126	発給
446 文禄2、5、1	(豊臣秀吉朱印 写)	羽柴備前宰相・ 羽柴安芸宰相	直茂公譜考補 8 巻	佐賀県近世史料 1編1巻P714	受給
447 (文禄2カ) 5、2	(宇喜多秀家花 押)		竹田屋十郎右衛門 所蔵	黄薇古簡集 P154	発給
448 (文禄2) 5、8	羽柴越前守(花 押)	山中橋内	備前内藤文書	岡山県史 家わけ 史料P49	関連
449 (文禄2) 5、27	大かう	ふく	葉上文書	太閤書信 P263	受給
450 (文禄2) 6、15	備前宰相秀家 (花押)	羽兵(島津義弘 )	旧記雜錄 後編巻 30	鹿児島県史料 旧 記雜錄後編2-P707	発給
451 宣祖26(文禄2) 6、 21			宣祖実錄 卷39	李朝実錄 27-P58 0	関連
452 (文禄2) 7、8	備前宰相秀家 (花押)	羽兵	旧記雜錄 後編巻 31	鹿児島県史料 旧 記雜錄後編2-P714	発給
453 (文禄2) 7、11	御朱印	羽柴備前宰相	黒田家譜 卷之七	益軒全集 5-P219	受給
454 7、11	秀吉御朱印	羽柴備前宰相	黒田文書 江藤正 澄本	東京大学史料編纂 所写本	受給
455 文禄2、8、21	秀家	(那須)半入	山崎屋彦右衛門所 蔵	黄薇古簡集 P160	発給
456 (文禄2) 9、27	大かう	ふく(宇喜多秀 家生母カ)	大森孝太郎氏所蔵 文書	岡山市史 旧版2- P1911	受給
457 (文禄2) 10、1	大こう	五もじ(宇喜多 秀家夫人)	百々弘末氏蔵	大阪城天守閣編豊 臣秀吉展 P32	受給
458 文禄2、10、5			文禄二年十月五日 禁中三日猿樂御覽 記	三藐院記 P165	関連
459 文禄3、10、7			備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P35	発給

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
460 年月日不詳、文禄2年頃 まで	(豊臣秀吉)		稻葉文書	大分県史料 12-P 278	関連
461 文禄3、1、29			駒井日記	増補駒井日記 P9 2	関連
462 文禄3、1、晦日			駒井日記	増補駒井日記 P9 2	関連
463 文禄3、2、9			駒井日記	増補駒井日記 P1 01	関連
464 文禄3、2、29			駒井日記	増補駒井日記 P1 18	関連
465 文禄3、3、3	備前花房志摩守	(木山寺)	美作木山寺文書	岡古2-P116	発給
466 文禄3、3、7			駒井日記	増補駒井日記 P2 64	関連
467 文禄3、3、13			駒井日記	増補駒井日記 P1 38	関連
468 (文禄3カ)3、29	(豊臣秀家黒印 )	なら(楳)原彦 衛門	備前楳原家文書	岡古4-P139	発給
469 文禄3、4、7	(宇喜多秀家花 押)	伊部法悦	備前來住家文書	岡古4-P99	発給
470 文禄3、4、17			駒井日記	増補駒井日記 P1 78	関連
471 文禄3、4、18			駒井日記	増補駒井日記 P1 79	関連
472 文禄3、4、19			駒井日記	増補駒井日記 P1 80	関連
473 文禄3、4、20			駒井日記	増補駒井日記 P1 81	関連
474 文禄3、4、21			駒井日記	増補駒井日記 P1 82	関連
475 文禄3、5、20			公卿補任	新訂増補国史大系 55巻公卿補任3 編P507	関連
476 (文禄3カ)8、6		(弘法寺)	備前弘法寺文書	岡古3-P82	関連
477 (文禄3カ)8、6	千手行事		備前弘法寺文書	岡古3-P81	関連
478 文禄3、8、13	富肥後守達安 (花押)	吉井村百姓中・ 大内村百姓中	勘十郎所蔵	黄薇古簡集 P180	発給
479 文禄3、9、8	宇喜田河内守・ 宇喜多土佐守		播州赤穂郡周世之 郷之内真殿村検地 帳	兵庫県史 史料編 近世2-P486	発給
480 文禄3、9、12	(宇喜多秀家花 押)袖に豊臣 秀吉朱印	富川肥後守	秋元興朝氏所蔵文 書	東京大学史料編纂 所影写本	発給
481 文禄3、9、16	(豊臣秀家黒印 )	備前国千寿山	備前弘法寺文書	岡古3-P82	発給
482 文禄3、9、16	(豊臣秀家黒印 )	備前国一宮大守 (大森幸秋)	備前一宮社家大守 家文書	岡古4-P66	発給
483 文禄3、9、16	(豊臣秀家黒印 )	備中国惣社	備中惣社文書	吉備郡史 上巻P1 057	発給
484 文禄3、9、16	(宇喜多秀家花 押)	花房志摩守	秋元興朝氏所蔵文 書	東京大学史料編纂 所影写本	発給
485 文禄3、9			備前弘法寺文書	岡古3-P87	関連
486 文禄3、10、2	秀家(花押)	竹田法印	竹田家譜	東京大学史料編纂 所写本	発給
487 文禄3、10、22	後陽成天皇	参議豊臣秀家	国学院大学所蔵久 我家文書	久我家文書 3-P6 43	受給
488 文禄3、11、15	秀家(花押)	角南太郎右衛門	小松屋宝次郎所蔵	黄薇古簡集 P153	発給
489 (文禄3)12、20	(秀吉朱印)	羽柴吉川侍従	吉川家文書	大日本古文書 吉 川家文書之一P736	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
490	万暦 22 (文禄 3) 12	小西飛(内藤如安)	兵部尚書石星	経略復国要編 後附小西飛稟帖	経略復国要編 冊48丁	関連
491	文禄 4、1、22	(宇喜多秀家花押)		備藩古文書	黄薇古簡集 P44	発給
492	(文禄 4) 3、25	宇喜多權中納言秀家	小坂右兵衛	加茂村源八所蔵文書	美作下P43	発給
493	文禄 4、5、8	秀家	伏見新介	久志屋善次郎所蔵	黄薇古簡集 P157	発給
494	文禄 4、7、20	羽柴備前中納言(血判花押)	宮内中務卿法印・民部卿法印・富田左近将監法印・長束大蔵大輔・石田治部少輔・増田右衛門尉	大阪城天守閣所蔵	大阪城天守閣編豊臣秀吉展 P81	発給
495	文禄 4、8、3	隆景(花押)・輝元(花押)・利家(花押)・秀家(花押)・家康(花押)		浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P477	発給
496	文禄 4、8、3	隆景(花押)・輝元(花押)・利家(花押)・秀家(花押)・家康(花押)		浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P478	発給
497	文禄 4、8、3	隆景(花押)・輝元(花押)・利家(花押)・景勝(花押)・秀家(花押)・家康(花押)		大井義秀氏所蔵	大阪城天守閣編豊臣秀吉展 P65	発給
498	文禄 4、10、26	西大寺衆中(黒印)	伊藤四郎右衛門(成正)	備前西大寺文書	岡古3-P16	受給
499	文禄 4、11、16	(宇喜多秀家)御判在之	金山遍照院	備前金山寺文書	岡古2-P37	発給
500	文禄 4、11、16	(宇喜多秀家)御判在之	金山遍照院	備前西大寺文書	岡古3-P15	発給
501	文禄 4、12、5	後陽成天皇	豊臣秀隆(宇喜多秀隆秀家嫡)	勸修寺家旧蔵記録137	東京大学史料編纂所写真帖	受給
502	文禄 4、12、10	晴豊	備前中納言	晴豊記紙背文書	増補続史料大成9-P378	受給
503	文禄 4、12、吉	(宇喜多秀家)御判在之	遍照院(黒印)	備前金山寺文書	岡古2-P37	発給
504	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	岡本源左衛門	備前長法寺文書	岡古2-P106	発給
505	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	長田右衛門丞	備前西大寺文書	岡古3-P15	発給
506	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	浮田土佐守	備前弘法寺文書	岡古3-P82	発給
507	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	長船紀伊守	美作中山神社文書	岡古3-P279	発給
508	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	原宗	吉備温故秘錄 四十五古簡二	吉備群書集成 卷P502	発給
509	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	輕部惣左衛門	三宅平内所蔵	黄薇古簡集 P171	発給
510	文禄 4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	広戸平八	瓶井山禅光寺安住院所蔵	黄薇古簡集 P175	発給
511	文禄 4、12、吉	秀家在判	明石久兵へ	八塔寺所蔵	黄薇古簡集 P226	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
512	文禄4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	有松蓮窓	大滝山福生寺西明院所蔵	黄薇古簡集 P228	発給
513	文禄4、12、吉	秀家(宇喜多秀家黒印)	延原弥吉、尾板市兵衛	杉沢山長楽寺理教院所蔵	黄薇古簡集 P230	発給
514	文禄4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	金谷重兵衛	備前安養寺文書	岡古1-P53	発給
515	文禄4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	花房志摩守	備前安養寺文書	岡古1-P54	発給
516	文禄4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	岡市丞	化生寺文書	岡山県史 家わけ史料P20	発給
517	文禄4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	浮田左京亮	脇田山安養寺常行院所蔵	黄薇古簡集 P176	発給
518	文禄4、12、吉	(豊臣秀家黒印)	浮田弥三兵衛	恩徳寺西方院所蔵	黄薇古簡集 P178	発給
519	文禄4			備前安養寺文書	岡古1-P81	関連
520	文禄4明正月(文禄5、1)13	長紀内池田与右衛門(花押)・岡越内富山又右衛門(花押)・富肥内徳藏弥五郎(花押)	中尾ノ神主頭	三宅平内所蔵	黄薇古簡集 P171	発給
521	文(禄)5、1、13	(宇喜多秀家花押力)井上平左衛門	井上平左衛門	東作誌	新訂訳文作陽誌 中P269	発給
522	文禄4分明正月(文禄5、1)15	長紀之内池田七右衛門(花押)・富山又右衛門(花押)・徳藏源兵衛(花押)		築地山寺領帳事	上道町史 p132	発給
523	文(禄)5、1、20	岡市久雅力(岡市之丞)(花押)	大藤左	備中佐野家文書	岡古3-P269	関連
524	文禄4分、明正月(文禄5)1、22	長紀内池田与右衛門(花押)・岡越内富山又右衛門(花押)・富肥内徳藏弥五郎(花押)		脇田山安養寺常行院所蔵	黄薇古簡集 P176	発給
525	文(禄)5、1、23	円智	千手山	千手山弘法寺所蔵	黄薇古簡集 P238	関連
526	文(禄)5、1、27	(豊臣秀家黒印)	松原久右衛門	藩中古文書 4	国立史料館所蔵 「紀伊国古文書」のうち	発給
527	文(禄)5、1、27	宇喜多秀家(花押)	進藤三左衛門尉	古文書十八通	国会図書館古典籍資料室蔵	発給
528	文禄4分、明2(文禄5、2)	長船紀伊守内池田興右衛門(花押)・岡越前守内富山又右衛門(花押)・富川肥後守内徳藏源兵衛(花押)	(長法寺)	備前長法寺文書	岡古2-P105	発給
529	文禄4分、明2(文禄5、2)11	長船紀伊守内池田興右衛門(花押)・岡越前守内富山又右衛門尉(花押)・富川肥後守内徳藏弥五郎(花押)		備前安養寺文書	岡古1-P48	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
530	文禄4分、明2（文禄5、2）11	長舟紀伊守内池田興右衛門（花押）・岡越前守内富山又右衛門尉（花押）・富川肥後守内徳蔵源兵衛（花押）		備前安養寺文書	岡古1-P52	発給
531	慶長1〔1596〕、3	秀家（宇喜多秀家黒印）		杉沢山長樂寺理教院所蔵	黄薇古簡集 P230	発給
532	4、10	日惺	楳村監物		板津謙六著「松田氏の滅亡と日蓮宗不受不施派の一考察」（『岡山県地方史研究連絡協議会会報』昭和39年度）所引	関連
533	（文禄5）4、28	（伊藤）い四郎右成正（花押）	観音坊	備前西大寺文書	岡古3-P16	発給
534	5、21	日惺	楳村監物	日奥聖人御消息集付録	日奥聖人御消息集付録1丁	関連
535	文禄5、11、28	富松重左衛門尉（花押）	遍照院	備前金山寺文書	岡古2-P40	発給
536	慶長1、12、12、	晴豊	備前中納言	晴豊記紙背文書	増補続史料大成9-P379	受給
537	（文禄年間）12、15	秀家	小坂与三郎	加茂村源八所蔵文書	美作下P42	発給
538	慶長2、1、5	後陽成天皇	正五位下豊臣秀隆（宇喜多秀隆秀家嫡）	勸修寺家旧蔵記録137	東京大学史料編纂所写真帖	受給
539	2、8	左衛門佐隆景御判	冷泉民部少輔	萩藩閥閲録 卷10 2	萩藩閥閲録 3-P2 29	関連
540	慶長2、2、21	（豊臣秀吉朱印）		浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P487	関連
541	慶長2、2、1	（豊臣秀吉朱印）	浅野左京大夫	浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P483	関連
542	（慶長2才）3、25			宗湛日記	茶道古典全集 6-P327	関連
543	慶長2、3、25			宗湛日記	茶道古典全集 6-P327	関連
544	慶（長）2、4、7	（豊臣秀家黒印）	進藤三左衛門尉	古文書十八通	国会図書館古典籍資料室蔵	発給
545	4、29	秀家花押	小早川左衛門佐	有田加賀守所持書状之写	岩国徵古館所蔵吉川家中并寺社文書2	発給
546	（慶長2）5、17	輝元様御黒印	楫下	萩藩閥閲録 卷30	萩藩閥閲録 1-P7 20	関連
547	慶（長）2、5、18	（宇喜多秀家花押）	大守藤左衛門（隆久）	本社文書	吉備津彦神社史料 P44	発給
548	6、1	小早川隆景	田口志右衛門	美作古簡集	大日本史料 第十 一編之七P317	関連
549	慶長2、6、25			義演准后日記	義演准后日記 1-P142	関連
550	慶長2、7、7			義演准后日記	義演准后日記 1-P146	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
551	(慶長2) 9、16	備前中納言秀家 ・蜂須賀阿波守 家政・小西摂津 守行長・薩摩侍 従義弘・土佐侍 従元・吉川侍従 廣家・生駒讚岐 守・鍋島加賀守 ・島津又八郎忠 恒久・長曾我部 右衛門太郎・池 田伊予守・中川 修理大夫・熊谷 内蔵允直盛・早 川主馬首・垣見 和泉守一直	徳善院・増田右 衛門尉・石田治 部少輔・長束大 蔵大輔	島津家文書	大日本古文書 島 津家文書之二P278	発給
552	慶長2、9、19			義演准后日記	義演准后日記 1- P163	関連
553	慶長2、9	日本備前中納言 秀家		島津家文書	大日本古文書 島 津家文書之二P253	発給
554	慶長2、9	日本備前中納言 秀家(豊臣秀家 黒印写)		鍋島家文書	佐賀県史料集成 古文書編3-P392	発給
555	慶長2、9	日本備前中納言 秀家判		直茂公譜考補 9 巻	佐賀県近世史料 1編1巻P750	発給
556	慶長2、10、14			宗湛日記	茶道古典全集 6- P329	関連
557	11、13	(豊臣秀吉朱印 )	宇喜多左京亮	矢野家寢書	藤井治左衛門著関 原戦史 P141	受給
558	慶長2、11、21			義演准后日記	義演准后日記 1- P175	関連
559	慶長2、11	三宅朝臣羽柴中 納言秀家	(吉備津宮)	備中吉備津神社文 書	岡古2-P259	発給
560	慶長2、11			直茂公譜考補 9 巻	佐賀県近世史料 1編1巻P752	関連
561	(慶長2) 12、2	小西摂津守行長 判	備前中納言・藤 堂佐渡守	浅野家文書	大日本古文書 浅 野家文書P373	受給
562	慶長2、12、10			義演准后日記	義演准后日記 1- P178	関連
563	慶長2、12、27			吉川家譜 13巻	東京大学史料編纂 所写本	関連
564	慶長3、1、19			義演准后日記	義演准后日記 1- P196	関連
565	(慶長3) 1、26	備前中納言・安 芸宰相・蜂須賀 阿波守・生駒讚 岐守・藤堂佐渡 守・脇坂中務大 夫・菅三郎兵衛 尉・松島彦右衛 門尉・菅右衛門 八・山口玄番頭 ・中河修理大夫 ・池田伊予守・ 長曾我部侍従	石田治部少輔・ 長束大蔵大夫・ 増田右衛門尉・ 徳善院	島津家文書	大日本古文書 島 津家文書之三P59	発給
566	慶長3、1、26			義演准后日記	義演准后日記 1- P198	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
567	慶長3、2、29	市野弥兵衛判・田比彥次判	御勘定所	宇喜多中納言殿御在京中御臺所諸事御遺用事	備陽記 P609	発給
568	(慶長3カ) 3、13	(豊臣秀吉朱印写)	備前中納言・安芸宰相・蜂須賀阿波守	鍋島家文書	佐賀県史料集成古文書編3-P356	受給
569	(慶長3カ) 3、18	(豊臣秀吉朱印写)	備前中納言・安芸宰相・土佐侍従・蜂須賀阿波守・藤堂佐渡守・池田伊予守・加藤左馬助・来嶋右衛門尉・生駒右衛門尉・安国寺・脇坂中務少輔・菅平右衛門	鍋島家文書	佐賀県史料集成古文書編3-P356	受給
570	慶長3、4、4			義演准后日記	義演准后日記 1-P224	関連
571	4、13	朱印(豊臣秀吉)	稻荷大明神	武家事紀 31統集	武家事紀 中巻P544	関連
572	慶(長)3、4、27	(豊臣秀家黒印)	松原久右衛門	藩中古文書 4	国立史料館所蔵「紀伊国古文書」のうち	発給
573	慶(長)3、4、27	(豊臣秀家黒印)	松原久右衛門	藩中古文書 4	国立史料館所蔵「紀伊国古文書」のうち	発給
574	慶(長)3、4、27	(豊臣秀家黒印)	進藤三左衛門尉	古文書十八通	国会図書館古典籍資料室蔵	発給
575	(慶長3カ) 5、3	相原彦(右脱力) 衛門尉□□ (花押)・黒川 右近□□(花押) ・渡辺□□□ □(花押)	八十島助左衛門尉	橘清八氏所蔵文書	兵庫県史 史料編中世2-P440	関連
576	6、13	(豊臣秀吉朱印)	羽柴東郷侍従・ 石田治部少輔・ 増田右衛門尉・ 大谷刑部少輔・ 木村常陸介・ 加藤遠江守・ 前野但馬守	武州文書所収 旧 神奈川宿成仏寺所 蔵文書	新編武州古文書上P278	関連
577	慶長3、7、23	(豊臣秀家黒印)	大守藤左衛門尉(隆久)	本社文書	吉備津彦神社史料 P45	発給
578	(慶長3) 8、5	秀吉御判	いへやす・ちくせん・てるもど・かけかつ・秀いへ	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P243	受給
579	(慶長3) 8、5			豊臣秀吉遺言覚書案	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書下巻P231	関連
580	慶長3、8、8	備前中納言	徳善院・浅野弾正少弼・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵大輔	武家事紀 31統集	武家事紀 中巻P535	発給
581	慶長3、8、10	輝元・秀家・利家・家康		毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P245	発給

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
582 慶長3、8、11	長束大蔵太輔・石田治部少輔・増田右衛門尉・浅野弾正少弼・徳善院	家康公・利家公・秀家公	武徳安民記	徳川家康文書の研究 中巻P313	受給
583 (慶長3) 8、14	周竹判	又二郎	萩藩閥閲録 卷99	萩藩閥閲録 3-P1 66	関連
584 慶長3、8、18			萩藩閥閲録 遺漏 卷3	萩藩閥閲録 遺漏 P169	関連
585 (慶長3) 8、28	輝元書判・秀家書判・利家書判・家康御書判	黒田甲斐守	黒田文書	徳川家康文書の研究 中巻P325	発給
586 (慶長3) 8、28	輝元(花押)・秀家(花押)・利家(花押)・家康(花押)	羽柴左近	亀井文書	徳川家康文書の研究 中巻P326	発給
587 (慶長3) 9、2	周竹	又二郎	萩藩閥閲録 卷99	萩藩閥閲録 3-P1 67	関連
588 慶長3、9、3	長束大蔵太輔・石田治部少輔・増田右衛門尉・浅野弾正少弼・徳善院・輝元・景勝・秀家・利家・家康		浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P133	発給
589 (慶長3) 9、5	輝元(花押)・秀家(花押)・利家(花押)・家康(花押)	毛利壹岐守・高橋九郎・相良宮内太輔・伊藤民部太輔・島津又七郎・秋月三郎	浅野家文書	大日本古文書 浅野家文書P117	発給
590 (慶長3) 9、5	輝元書判・秀家書判・利家書判・家康御書判	黒田甲斐守	黒田文書	徳川家康文書の研究 中巻P329	発給
591 (慶長3) 9、5	輝元(花押)・秀家(花押)・利家(花押)・家康(花押)	羽柴兵庫頭・同又八郎	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之二P379	発給
592 (慶長3) 9、5	輝元(花押)・秀家(花押)・利家(花押)・家康(花押)	毛利壹岐守・高橋九郎・相良宮内太輔・伊藤民部太輔・島津又七郎・秋月三郎	諸家所蔵文書 金沢市立図書館加越能文庫	東京大学史料編纂所写真帖	発給
593 (慶長3) 9、5	輝元(花押)・秀家(花押)・利家(花押)・家康(花押)	毛利壹岐守・伊藤民部太輔・相良宮内太輔・高橋九郎・秋月三郎・島津又七郎	萩藩閥閲録 遺漏 卷4	萩藩閥閲録 遺漏 P266	発給
594 (慶長3) 9、5	輝元(花押)・秀家(花押)・利家(花押)・家康(花押)	寺沢志摩守	永青文庫所蔵	新修徳川家康文書の研究 P254	発給
595 慶長3、9、9	秀家判	牧宗兵衛	金田氏所蔵	寺坂五夫編美作古城史 P55	発給
596 慶長3、9、9	秀家(花押)	戸川肥後守	秋元興朝氏所蔵文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
597 慶長3、9、吉	三宅朝臣位階中納言秀家	(吉備津宮)	備中吉備津神社文書	岡古2-P259	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
598	(慶長3) 10、15	輝元(花押) · 景勝(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	小西摶津守	紀伊徳川文書	徳川家康文書の研究 中巻P341	発給
599	(慶長3) 10、15	輝元書判 · 景勝 書判 · 秀家書判 · 利家書判 · 家 康御書判	黒田甲斐守	黒田文書	徳川家康文書の研究 中巻P343	発給
600	(慶長3) 10、15	輝元判 · 景勝判 · 秀家判 · 利家 判 · 家康判	鍋島加賀守 · 鍋 島信濃守	鍋島直茂譜考補	徳川家康文書の研究 中巻P345	発給
601	(慶長3) 10、16	輝元(花押) · 景勝(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	菅平右衛門尉	菅家文書	資料調査報告書 (鳥取県立博物館) 7-P15	発給
602	(慶長3) 10、16	輝元(花押) · 景勝(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	脇坂中務少輔	大阪城天守閣所蔵	大阪城天守閣編豊 臣秀吉展 P53	発給
603	(慶長3) 10、22	輝元書判 · 景勝 書判 · 秀家書判 · 利家書判 · 家 康書判	御弓鉄砲衆	堀内文書	徳川家康文書の研究 中巻P348	発給
604	(慶長3) 10、22	輝元(花押) · 景勝(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	寺沢志摩守	東京大学史料編纂 所所蔵	徳川家康文書の研究 拾遺集P125	発給
605	(慶長3) 11、2	輝元(花押) · 景勝(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	羽柴兵庫頭 · 島 津又八郎	島津家文書	大日本古文書 島 津家文書之一P428	発給
606	(慶長3) 11、25	輝元(花押) · 景勝(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	浅野弾正少弼 · 石田治部少輔	藤堂文書	徳川家康文書の研究 中巻P357	発給
607	(慶長3) 11、25	輝元(花押) · 秀家(花押) · 利家(花押) · 家康(花押)	羽柴薩摩侍従 · 嶋津又八郎	島津家文書	大日本古文書 島 津家文書之二P380	発給
608	(慶長3) 11、25	輝元判 · 景勝判 · 秀家判 · 利家 判 · 家康判	高橋九郎 · 秋月 三郎 · 島又七郎 · 伊東民部太輔 · 相良宮内太輔	旧記雑録 後編巻 43	鹿児島県史料 旧 記雑録後編3-P297	発給
609	(慶長3) 12、25	輝元在判 · 秀家 在判 · 家康御判	醍醐寺	三宝院文書	徳川家康文書の研究 中巻P362	発給
610	慶長3、12、26	輝元 · 景勝 · 秀 家 · 利家 · 家康	三井寺	毛利家文書	大日本古文書 毛 利家文書之三P370	発給
611	(慶長3)			浅野家文書	大日本古文書 浅 野家文書P135	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
612	慶長4、1、9	安芸中納言輝元 ・会津中納言景勝・備前中納言秀家・加賀大納言利家・江戸内大臣家康	羽柴薩摩少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之一P429	発給
613	慶長4、1、10	長束大蔵大輔・石田治部少輔・増田右衛門尉・浅野彈正少弼・前田徳善院・安芸中納言・会津中納言・加賀大納言・江戸大納言		古文書集	藤井治左衛門編関ヶ原合戦史料集 P74	発給
614	慶長4、1、24			言經卿記	大日本古記録 言經卿記九P145	関連
615	慶長4、1、25	輝元判・景勝判・秀家判・利家判・家康判	長岡幽齋	細川家記	徳川家康文書の研究 中巻P379	発給
616	慶長4、2、5	輝元・景勝・秀家・利家・家康	羽柴筑前中納言	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P371	発給
617	(慶長4) 2、5	輝元・景勝・秀家・利家・家康	羽柴北庄侍従	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P371	発給
618	(慶長4) 2、5	輝元・景勝・秀家・利家・家康	山口右京進	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P372	発給
619	慶長4、2、5	家康御血判	加賀大納言・備前中納言・会津中納言・安芸中納言・徳善院・浅野彈正少弼入道・増田右衛門尉入道・石田治部少輔・長束大蔵少輔入道	武家事紀	徳川家康文書の研究 中巻P383	受給
620	慶長4、2、5	長束大蔵少輔入道各血判・石田治部少輔入道・増田右衛門尉入道・浅野彈正少弼入道・徳善院・輝元・景勝・秀家・利家	内大臣(徳川家康)	武家事紀	徳川家康文書の研究 中巻P385	発給
621	慶(長)4、2、6	(豊臣秀家黒印)	難波助右衛門尉	備前難波文書	岡山県史 家わけ史料P31	発給
622	慶長4、2、6	(豊臣秀家黒印)	戸川肥後守	秋元興朝氏所蔵文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
623	慶長4、2、6	(豊臣秀家黒印)	花房外記	秋元興朝氏所蔵文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
624	慶長4、2、9			宗湛日記	茶道古典全集 6-P332	関連
625	慶長4、2、12	長束大蔵太輔・増田右衛門尉・徳善院・浅野彈正少弼・石田治部少輔・秀家・景勝・輝元・利家		毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P251	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
626	慶長4、2、12	家康	長束大蔵太輔・増田右衛門尉・徳善院・浅野弾正少弼・石田治部少輔・秀家・景勝・輝元・利家	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P291	受給
627	慶長4、3、8	備前中納言秀家	内府	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之三P58	発給
628	慶長4、3、21	(宇喜多秀家花押)	不破加左衛門尉	不破氏古文書	山内家史料 第二代忠義公紀1-P329	発給
629	(慶長4) 3、21	(宇喜多秀家花押)	角田隼人(角南力)	不破氏古文書	山内家史料 第二代忠義公紀1-P329	発給
630	(慶長4) 3、23	鍋島加賀守	家康公・利家公・景勝公・輝元公・秀家公	直茂公譜考補 10巻	佐賀県近世史料 1編1巻P782	受給
631	慶長4、閏3、3	利長・輝元・景勝・秀家・家康	船越五郎右衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P373	発給
632	慶長4、閏3、3	利長・輝元・景勝・秀家・家康	池田備後守	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P374	発給
633	慶長4、閏3、3	利長・輝元・景勝・秀家・家康	池田弥右衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P375	発給
634	(慶長4) 閏3、19	利長・輝元・景勝・秀家・家康	蜂須賀阿波守・黒田甲斐守	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P215	発給
635	慶長4、4、1	利長(花押)・輝元(花押)・景勝(花押)・秀家(花押)・家康(花押)	羽柴柳川侍従	立花文書	徳川家康文書の研究 中巻P408	発給
636	(慶長4) 4、1	利長(花押)・輝元(花押)・景勝(花押)・秀家(花押)・家康(花押)	羽柴薩摩宰相・羽柴薩摩少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之二P382	発給
637	慶(長)4、4、15	(宇喜多秀家花押)	西大寺円蔵坊	備前西大寺文書	岡古3-P17	発給
638	(慶長4) 4、17	浮田太郎左衛門尉吉(力)(花押)	西大寺円蔵坊	備前西大寺文書	岡古3-P18	発給
639	(慶長4) 4、26	円蔵坊名判	浮田太郎左衛門尉	備前西大寺文書	岡古3-P18	受給
640	(慶長4) 4、26	(金山寺) 遍照之円智(花押)	西大寺円蔵房	備前西大寺文書	岡古3-P18	関連
641	慶長4、5、11	利長・輝元・景勝・秀家・家康	徳善院・浅野弾正少弼・増田右衛門尉・長束大蔵太輔	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P368	発給
642	慶長4、6、1	利長判・輝元判・景勝判・秀家判・家康判	羽柴対馬侍従(宗義智)	榎原家所蔵文書	徳川家康文書の研究 中巻P415	発給
643	慶長4、6、13	利長・輝元・景勝・秀家・家康	江原小五郎	荒尾文書	徳川家康文書の研究 中巻P415	発給
644	慶長4、6、13	利長・輝元・景勝・秀家・家康御書判	友松忠右衛門	土佐国齋簡集残編	徳川家康文書の研究 中巻P416	発給
645	8、6	(宇喜多秀家花押)	町奉行浮田覚兵衛	備前來住家文書	岡古4-P99	発給

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
646 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	山本与三	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P375	発給
647 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	池田勝吉	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P376	発給
648 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	井上小左衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P377	発給
649 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	下方小吉	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P378	発給
650 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	一柳茂左衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P379	発給
651 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	伊木七右衛門入道	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P379	発給
652 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	山田忠左衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P380	発給
653 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	荒木勘十郎	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P381	発給
654 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	大野半左衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P382	発給
655 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	落合藤右衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P383	発給
656 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	大村長吉	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P384	発給
657 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	溝口源太郎	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P385	発給
658 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	郷司孫左衛門	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P385	発給
659 (慶長 4) 8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	豊光寺	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P386	発給
660 慶長 4、8、7	利長・輝元・景勝・秀家・家康	御幸宮	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P387	発給
661 慶長 4、8、20	利長・景勝・輝元(花押)・秀家(花押)・家康(花押)	松浦式部卿法印	松浦文書	徳川家康文書の研究 中巻P440	発給
662 (慶長 4) 8、20	利長・景勝・輝元(花押)・秀家(花押)・家康(花押)	羽柴薩摩少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之二P382	発給
663 9、17	(宇喜多秀家花押)	鷹匠とも	岡山県立博物館所蔵文書	岡山県史 家わけ史料P65	発給
664 (慶長 4) 10、1	周竹判	元家	萩藩閥閲録 卷99	萩藩閥閲録 3-P1	関連
665 慶長 4、10、1	輝元・秀家・家康	堀尾帶刀	古文書集	徳川家康文書の研究 中巻P449	発給
666 慶長 4、10、1	輝元・秀家・家康	堀尾帶刀	古文書集	藤井治左衛門編関ヶ原合戦史料集 P117	発給
667 10、20	七(宇喜多秀家花押)	堂世口・長右衛門	岡本文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
668 慶長 4、10、28	輝元判・秀家判・御諱判(徳川家康)	一色民部大輔	譜牒餘録 5松平出羽守附家臣	徳川家康文書の研究 下巻2-P212	発給
669 10、29	中納言秀家判	備中一宮下番	備中吉備津神社文書	岡古2-P255	発給
670 (慶長 4力) 11、1	輝元判・秀家判・家康判	羽柴武藏守	武家書翰 乾	国会図書館古典籍資料室蔵	発給
671 11、2	中納言秀家(花押)	西大寺	備前西大寺文書	岡古3-P15	発給

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
672 慶(長) 11、2	(豊臣秀家黒印)	八郎右衛門	備前難波文書	岡山県史 家わけ史料P35	発給
673 慶(長) 4、12、1	(豊臣秀家黒印)	大森藤左衛門尉(隆久)	備前一宮社家大守家文書	岡古4-P67	発給
674 慶長4、12、1	輝元・秀家・家康	小倉	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P388	発給
675 慶長4、12、1	輝元・秀家・家康	羽柴武藏守	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P389	発給
676 慶長4、12、1	輝元・秀家・家康	羽柴左衛門佐	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P390	発給
677 慶長4、12、1	輝元(花押)・秀家(花押)・家康(花押)	小倉	大阪市立博物館所蔵	大阪城天守閣編豊臣秀頼展 P14	発給
678 慶長4、12、13	(宇喜多秀家黒印力)	不破九左衛門尉	不破氏古文書	山内家史料 第二代忠義公紀1-P329	発給
679 (慶長4カ) 12、14	(宇喜多秀家花押)	浮田土佐守・富山源次・浮田太郎左衛門	大坂 個人蔵	大阪城天守閣編豊臣秀頼展 P29	発給
680 慶(長) 5、1、2	宇喜多秀家(花押)	進藤三左衛門尉	古文書十八通	国会図書館古典籍資料室蔵	発給
681 慶長5、1、8			鹿苑日録	鹿苑日録 3-P296	関連
682 1、12	広家(花押)	長船越中守	清蔵所蔵	黄薇古簡集 P244	関連
683 慶長5、1、16	山奉行村上吉兵衛判・同宇佐美助之進判	(木山寺)	美作木山寺文書	岡古2-P116	発給
684 1、21	秀家(花押)	多雲(多賀出雲守)	多賀文書 備前中納言秀家公より御状六通の内	東京大学史料編纂所写真帖	発給
685 1、23	岡平内丞家利(花押)	宮内御社中	備中吉備津神社文書	岡古2-P217	関連
686 3、2	花助兵職秀(花押)	難三(難波三郎右衛門)	備前難波文書	岡山県史 家わけ史料P30	関連
687 3、6	長舟又左衛門尉貞親(花押)	竹庄四ヶ村御百姓中	備中福武家文書	岡古3-P265	発給
688 3、13	岡平家利(花押)	沼元彦右衛門尉	美作沼元家文書	岡古3-P308	関連
689 3、16	中村次郎兵衛尉	池田助左衛門・道夕	福岡屋弥十郎所蔵	黄薇古簡集 P160	関連
690 4、2	七(宇喜多秀家花押)	つ年や五兵衛	佐々木信綱氏所蔵文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
691 慶長5、4、6	輝元・秀家・家康	御牧助三郎	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P391	発給
692 慶長5、4、8	輝元・秀家・家康	北条助五郎	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P388	発給
693 慶長5、4、8	輝元・秀家・家康	溝江彦三郎	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P390	発給
694 慶長5、4、8	輝元・秀家・家康	観音寺朝賢	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P392	発給
695 慶長5、4、10	輝元・秀家・家康	寺西下野守	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P393	発給
696 慶長5、4、10	輝元・秀家・家康	寺西新五郎	毛利家文書	大日本古文書 毛利家文書之三P393	発給
697 4、10	宇又左貞親(花押)・富平右秀安(花押)・岡平家利(花押)・宇一入宗壽(花押)	金山寺	備前金山寺文書	岡古2-P33	発給

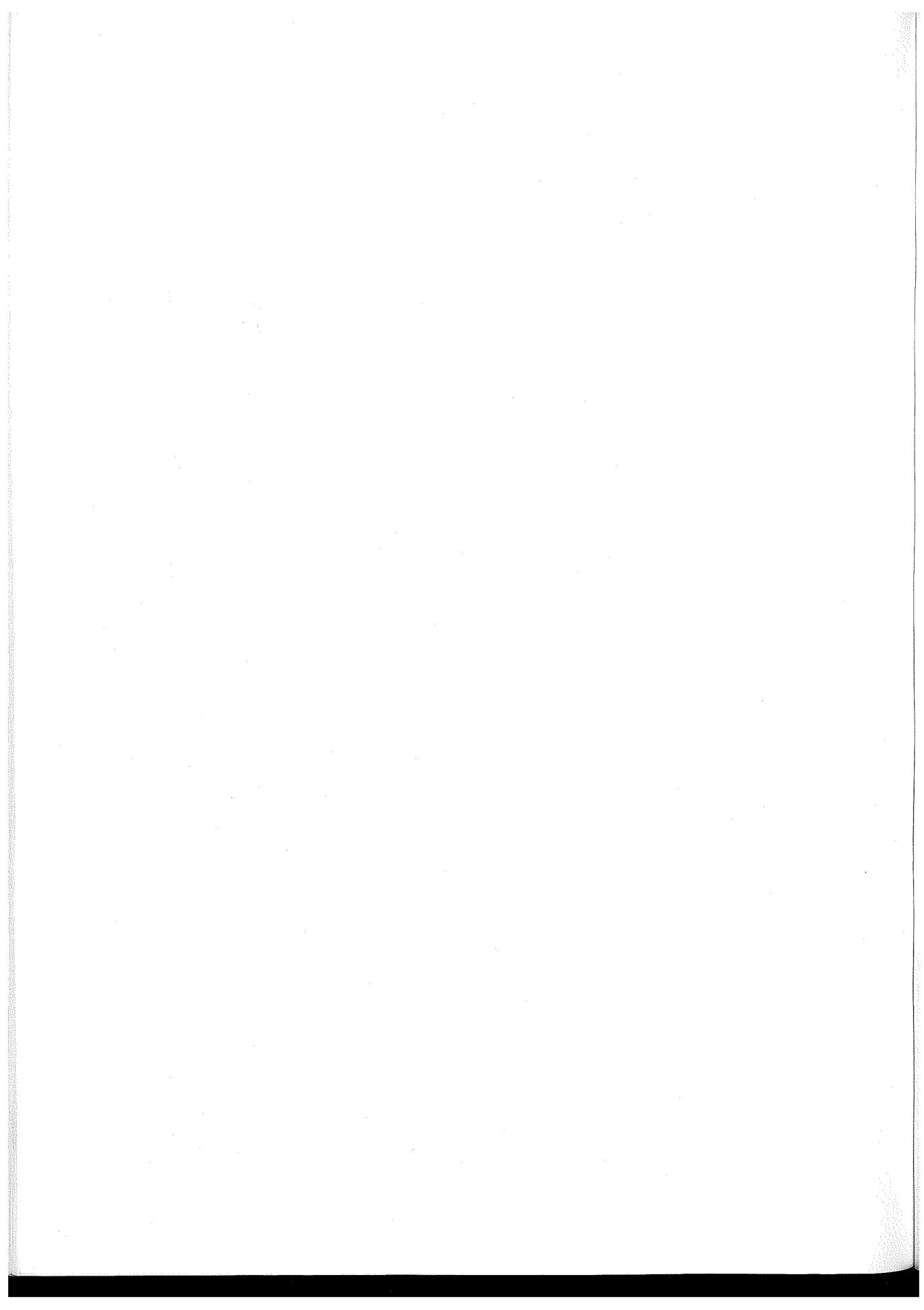
年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
698 4、14	(宇喜多秀家)	中口□□門	諸家所蔵文書 金沢市立図書館加越能文庫	東京大学史料編纂所写真帖	発給
699 慶長5、4、19			言経卿記	大日本古記録 言経卿記十P145	関連
700 (慶長5)4、5	道恵(ウハ書) 花房助兵衛尉 (職之)	廣家	吉川家文書	大日本古文書 吉川家文書之一P96	関連
701 辰5、19	竹原善右衛門尉 家次(花押)・ 池田彌左衛門尉 家行(花押)	金山行事之坊	備前金山寺文書	岡古2-P33	発給
702 慶長5、6、11			義演准后日記	義演准后日記 2-P179	関連
703 6、	備前中納言秀家	多雲(多賀出雲守)	多賀文書 備前中納言秀家公文御状六通の内	東京大学史料編纂所写真帖	発給
704 慶長5、7、5			舜旧記	舜旧記 1-P232	関連
705 慶長5、7、7			舜旧記	舜旧記 1-P232	関連
706 7、14	吉兵衛宣行	長舟助八	吉兵衛所藏	黄薇古簡集 P246	発給
707 (慶長5)7、15	羽兵入惟新(島津義弘)	景勝	旧記雜錄 後編巻49	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P551	関連
708 7、17	備前中納言(花押)	多雲(多賀出雲守)	武家手鑑	武家手鑑 解題叢文P174	発給
709 慶長5、7、22			言経卿記	大日本古記録 言経卿記十P193	関連
710 慶長5、7、23			舜旧記	舜旧記 1-P234	関連
711 7、24	判(宇喜多秀家)	(浮田)菅兵衛	小坂四郎右衛門所蔵文書	美作下P37	発給
712 (慶長5)7、26	長大正家(花押) ・増右長盛 (花押)・徳善 玄以(花押)	中川修理	中川家文書	中川家文書 P67	関連
713 (慶長5)7、27	安藝中納言輝元 判・備前中納言 秀家判	羽柴肥前守	加賀古文書	加賀藩史料 1-P7 55	発給
714 (慶長5)7、30	(大谷吉隆)白 以(黒印)	真安房守・左衛 門佐	真田家文書	真田家文書 上巻 P56	関連
715 (慶長5)8、1	備前中納言秀家 (花押)・安芸 中納言輝元(花 押)	島津少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之二P383	発給
716 (慶長5)8、1	長東大蔵正家 (花押)・増田 右衛門長盛(花 押)・石田治部 少輔三成(花押) ・徳善院玄以 (黒印)・輝元 (花押)・秀家 (花押)	蒔田權佐	廊坊大典氏蔵	大阪城天守閣編豊臣秀吉展 P84	発給
717 (慶長5)8、1	長東大蔵正家・ 増田右衛門長盛 ・石田治部少輔 三成・徳善院玄 以・輝元・秀家	木下宮内少輔	武家事紀 35続集 63	武家事紀 中巻P6	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
718	(慶長5) 8、1	長束大蔵正家 (花押)・増田右衛門長盛(花押)・石田治部少輔三成(花押)・徳善院玄以(花押)・輝元(花押)・秀家(花押)	筑紫主水	筑紫家文書	佐賀県史料集成古文書編28-P8	発給
719	(慶長5) 8、2	長大正家(花押) ・増右長盛(花押)・石治三成(花押)・芸中輝元(花押) ・備中秀家(花押)	真田安房守	真田家文書	真田家文書 上巻 P59	発給
720	慶長5、8、4	秀家(花押)	長原管作	長原元古所藏	黄薇古簡集 P187	発給
721	慶長5、8、4	(宇喜多秀家花押)	不破九左衛門尉	不破氏古文書	山内家史料 第二代忠義公紀1-P328	発給
722	慶長5、8、4	(豊臣秀家黒印)	不破九左衛門尉	不破氏古文書	山内家史料 第二代忠義公紀1-P328	発給
723	(慶長5) 8、4	輝元在判・秀家在判	松井佐渡守	松井家譜 3	東京大学史料編纂所写本	発給
724	慶長5、8、4	(豊臣秀家黒印)	納所小兵衛	塙本文書	東京大学史料編纂所影写本	発給
725	(慶長5) 8、5	三成(花押)	真田房州・同豆州・同右衛門介	真田家文書	真田家文書 上巻 P61	関連
726	慶長5、8、5	長束大蔵大輔正家「花押なし」 ・増田右衛門尉長盛(花押)・石田治部少輔三成「花押なし」 ・徳善院玄以「右同断」・芸中輝元(花押) ・備中秀家(花押)	伊丹甚大夫	笛尾喜左衛門所藏	黄薇古簡集 P143	発給
727	慶長5、8、5	長束大蔵大輔正家・増田右衛門尉長盛(花押) ・石田治部少輔三成・徳善院・芸中輝元(花押) ・備中秀家(花押)	鈴木孫三郎(雜賀孫市)	日光雜賀文書	徳川家康文書の研究 拾遺集P129	発給
728	慶長5、8、5	芸中輝元・備中秀家	鍋島信濃守・毛利豊前守	勝茂公譜考補 2巻	佐賀県近世史料 1編2巻P214	発給
729	8、7	八郎秀家	鈴木十郎・同四郎兵衛	鈴木家文書	美作上P138	発給
730	8、7	(長船) 貞親	岡豊(岡豊前守力)	備前記 6和氣郡	備作之史料 4備前記 P216	関連
731	(慶長5、8力) 7	ひぜん殿お内(豪姫)	らうのはう(廊坊)	廊坊大典氏蔵	大阪城天守閣編豊臣秀頼展 P33	発給
732	慶長5、8、15			義演准后日記	義演准后日記 2-P209	関連
733	(慶長5) 8、18	達安	(明石守重)	備前水原岩太郎氏所藏文書	岡古3-P331	関連

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
734	(慶長5) 8、19	明掃部頭守(花押)	戸肥	備前水原岩太郎氏所蔵文書	岡古3-P332	関連
735	慶長5、8、19			舜旧記	舜旧記 1-P239	関連
736	8、20	(宇喜多秀家花押)		那須三之助所蔵	黄薇古簡集 P266	発給
737	慶長5、8、20			舜旧記	舜旧記 1-P239	関連
738	(慶長5) 8、25	会津中納言景勝(花押)	長大・増右・石治少・徳善院・輝元・秀家	真田家文書	真田家文書 上巻 P71	受給
739	慶長5、8、27	治少三成(花押影)・小にし行長(花押影)・羽兵庫惟新(花押影)・備中秀家(花押影)	はやしむら(林村)	顯性寺文書	岐阜県史 史料編 古代・中世1-P562	発給
740	(慶長5) 9、1	家康(花押)	真田伊豆守	真田家文書	真田家文書 上巻 P74	関連
741	9、1	(豊臣秀家黒印)	おほたき	大滝山福生寺西明院所蔵	黄薇古簡集 P228	発給
742	慶長5、9、5	治部少(花押影)・摂津守(花押影)・兵庫頭(花押影)・秀家(花押影)	あ□□□(かさか)さいゑん寺	西圓寺文書	岐阜県史 史料編 古代・中世1-P568	発給
743	9、7	備前中納言秀家在判	大光明寺・有馬中法	武江創業録	東京大学史料編纂所写本	発給
744	(慶長5) 9、12	石田治部少輔	増田右衛門尉	古今消息集	徳川家康文書の研究 中巻P682	関連
745	(慶長5) 9、14	安國寺・刑部少輔・治部少輔・大蔵・秀家	稻葉佐渡守・平岡石見守	武家事紀 35統集	武家事紀 中巻P671	発給
746	(慶長5) 9、14	秀家花押	飯尾太郎左衛門	古文書集	藤井治左衛門編 関ヶ原合戦史料集 P368	発給
747	(慶長5) 9、15	家康(花押)	大崎少将	伊達家文書	大日本古文書 伊達家文書之二P231	関連
748	慶長5、9、15			言経卿記	大日本古記録 言経卿記十P218	関連
749	(慶長5) 9、17	田中兵部大輔吉政花押		急度申遺事	坂田郡志 中巻P836	関連
750	(慶長5) 9、18	家康	清洲侍従・黒田甲斐守	福島文書	徳川家康文書の研究 中巻P718	発給
751	天正～慶長5				美作上P106	関連
752	不詳	のぶ尹(近衛信尹)	中納言(宇喜多秀家)	古文書十八通	国会図書館古典籍 資料室蔵	受給
753	不詳	のぶ尹(近衛信尹)	中納言(宇喜多秀家)	古文書十八通	国会図書館古典籍 資料室蔵	受給
754	不詳	のぶ尹(近衛信尹)	中納言(宇喜多秀家)	古文書十八通	国会図書館古典籍 資料室蔵	受給
755	10、8	花助兵職之(花押)	難三郎右	備前水原岩太郎氏所蔵文書	岡古3-P329	関連
756	10、11	長又貞親(花押)	難三郎右	備前水原岩太郎氏所蔵文書	岡古3-P330	発給
757	11、25	忠家(花押)	鶴寺	斑鳩寺文書	太子町史 第3巻P186	発給
758	慶長5、12、20			義演准后日記	義演准后日記 2-P236	関連

年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
759 7	三成(花押)	秀家	古文書纂 7	東京大学史料編纂所影写本	受給
760 (慶長5)			真田家文書	真田家文書 上巻 P65	関連
761 (慶長5カ)			備前国主宇喜多中納言秀家卿之着到	吉備郡史 中巻P2 103	関連
762 日付なし	秀家	多雲(多賀出雲守)	多賀文書 備前中納言秀家公より御状六通の内	東京大学史料編纂所写真帖	発給
763 □、□□	秀家	多雲(多賀出雲守)	多賀文書 備前中納言秀家公より御状六通の内	東京大学史料編纂所写真帖	発給
764 (慶長6) 6、29	休復	羽少将(島津家久)	旧記雜錄 後編巻54	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P764	発給
765 (慶長6)	吉川藏人廣家		吉川家文書	大日本古文書 吉川家文書之二P76	関連
766 (慶長7、10)	如雪	羽柴兵庫入道	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之二P65	関連
767 (慶長8カ) 5、1	秀家(花押)	難波助右衛門	備前難波文書	岡山県史 家わけ史料P32	発給
768 (慶長8) 7、26	龍伯(花押)	維新老	旧記雜錄 後編巻57	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P902	関連
769 (慶長8) 8、20	薩摩少将忠恆(花押)	兌長老	前田文書	大日本史料 十二編之一P472	関連
770 (慶長8) 9、2	比志島紀伊守國貞(花押)	樋山權左衛門尉・鎌田出雲守	旧記雜錄 後編巻57	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P905	関連
771 (慶長8) 9、2	山口勘兵衛直友(花押)	龍伯	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之一P481	関連
772 (慶長8) 9、5	圓光寺(花押)	島津龍伯・島津少将	旧記雜錄 後編巻57	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P907	関連
773 (慶長8) 9、7	比志島紀伊守國貞(花押)	圖書入道・樺山權左衛門尉・鎌田出雲守	旧記雜錄 後編巻57	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P908	関連
774 (慶長8) 9、9	山口勘兵衛直友(花押)	薩摩少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之一P482	関連
775 (慶長8) 9、20	山口勘兵衛直友(花押)	薩摩少将	旧記雜錄 後編巻57	鹿児島県史料 旧記雜錄後編3-P909	関連
776 (慶長8) 12、5	山口勘兵衛直友(花押)	薩摩少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之一P482	関連
777 (慶長8) 12、28	本多上野介正純(花押)	島津兵庫大夫	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之一P484	関連
778 (慶長9) 1、12	本多佐渡守正信(花押)	薩摩少将	島津家文書	大日本古文書 島津家文書之一P485	関連
779 慶長11			公卿補任	新訂増補国史大系 55巻公卿補任3 編P526	関連
780 5、13	休復(花押)	難助右(難波助右衛門)	備前難波文書	岡山県史 家わけ史料P32	発給
781 西 6、1	久福(花押)	進藤三左衛門	進藤文書 楓軒文書纂所収	大日本史料 十二編之四P44	発給
782 6、1	久福(花押)	進藤三左衛門尉	古文書十八通	国会図書館古典籍資料室蔵	発給
783 寅年、6、21	久福(花押)・孫九郎(花押)・小平次(花押)	豊作十	岡山市教育委員会蔵花房家文書	花房家史料集 1-P6	発給

	年号	発給者	受給者	出典	刊本・写本	種別
784	寅年、6、23	久福(花押)・孫九郎(花押)・小平次(花押)	花房志摩守	岡山市教育委員会 蔵花房家文書	花房家史料集 1-P5	発給
785	慶長15、11、16	福岡対馬守重継 判	前原休閑	萩藩闕閲録 卷34	萩藩闕閲録 1-P8 19	関連
786		秀家室よりちよ	なんはすけえもん	備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P36	発給
787		ゑん	なんはすけ□□ん□	備前難波文書	岡山県史 家わけ 史料P33	発給
788	未詳	久福	□左近	岡山市教育委員会 蔵花房家文書	花房家史料集 2-P118	発給
789	寛永5〔1628〕4、27	かたせ村庄や金 兵衛ほか	村上孫右衛門・ 伊勢村安左衛門	片瀬郷四ヶ村と南 方村山堺争論書上 (大江家文書)	瀬戸町史料集 P3 32	関連
790	(寛永18カ)3、8	花房五郎左衛門 職利(黒印)	小嶋次郎兵衛	正宗文庫所蔵文書	岡古3-P337	関連
791	孝祖5(承応3〔1654〕)			看羊録 2賊中聞 見録	看羊録 東洋文庫 440-P144	関連
792	延宝6〔1678〕3、29			美作誕生寺文書	岡古4-P272	関連
793	1、13	小瀬助左衛門	安東平左衛門	国臣古証文	黄微古簡集 P132	関連
794	2、25	粟屋右京亮元勝 ・粟屋内藏丞元 種・國司助六元 藏	高井藤右衛門尉	萩藩闕閲録 卷13 5	萩藩闕閲録 3-P8 42	関連
795	2、28	延原七郎右衛門 尉久家(花押)	服部四郎左衛門 尉	備前來住家文書	岡古4-P95	関連
796	4、19	法印円智(花押)	西大寺觀音坊	備前西大寺文書	岡古3-P16	関連
797	4、22	西大寺觀音坊慶 (花押)	(金山寺)遍照 院	備前西大寺文書	岡古3-P17	関連
798	4、23	光藤久作(花押)	勸音坊	備前西大寺文書	岡古3-P17	関連
799	7、28	元孝判	江田彦右衛門	美作中山神社文書	岡古3-P279	関連
800	8、15		花三十郎・平岡 仁右衛門	花房文書	東京大学史料編纂 所影写本	関連
801	8、19	周竹	又二郎	萩藩闕閲録 遺漏 卷5の1	萩藩闕閲録 遺漏 P298	関連
802	8、23	上月左近将監満 秀(花押)	別所	上月文書	姫路市史 史料編 1-P565	関連
803	10、26	元宗(花押)	觀音坊	備前西大寺文書	岡古3-P16	発給
804	11、27	元家(花押)	会米	斑鳩寺文書	太子町史 第3巻P 185	発給
805	12、27	正玄判	河合六郎右衛門 ・花房・河延木 工允	美作中山神社文書	岡古3-P280	関連



# 小早川秀詮の発給文書について

黒田 基樹

## はじめに

戦国期から近世へかけての大名権力の変質過程を解明するにあたって、いわゆる国持大名の領国支配の解明が最も重要な要素をなすと考え、また、そこにおいてはその発給文書の分析が不可欠の作業であると考え、これまでに私は結城秀康・松平忠輝の発給文書について簡単ながらもその分析を試みた(1)。小早川秀詮も私が関心を寄せている国持大名の一人であり、本稿ではこの小早川秀詮の発給文書について分析を行うこととしたい。ところで、これまで秀詮については「小早川秀秋」の名が広く通用しているが、一般的に歴史上の人物に関しては最終的な実名をもって呼称するのが通例であることから、特別な場合を除いてこの秀詮についても原則的には「小早川秀詮」の呼称を用いるのが妥当であると考え、本稿においては秀詮の名を用いるものとする。

なお、秀詮については筑前・筑後領国支配については比較的研究が蓄積されているようであるが(2)、備前・美作領国支配については全くといっていいほど研究蓄積はみられないようであり、近刊の『岡山県史 近世I』においても具体的な記述はほとんどみられていない。秀詮の場合、検地帳や分限帳等の史料が残されていなかったため、その領国支配の解明は発給文書をもとにすすめていかざるをえないであり、その意味でも、本稿は秀詮の両国支配の解明のための直接的な前提作業としての役割を担うものといえよう。

小早川秀詮の発給文書については、現在、管見の限りではあるが148点の存在を確認することができる。このうち何等かの形で活字化されているのは69点であり、半数にも満たない状況である。発給文書の分析にあたっては、まずその総編年化作業が必要であるが、その際の重要な指標となるのが実名・官途・花押・印判の変遷であり、本稿ではまずこれらの諸点について整理し、次いで発給文書の内容について整理し、その特徴や残存傾向について検討することとしたい。なお、秀詮の発給文書の目録を表1として掲げておく。また、他大名との連署など秀詮の発給関連文書、秀詮の受給文書についてもそれぞれ表2、表3として掲げた。以下においてそれらに所載の文書を引用する場合は、その文書番号(No~)によることとする。但し、表1所載のものは単にNo~で示し、表2・3所載のものについては、それぞれ表2・3を冠して示すものとする。

## 1、実名と官途

まず、秀詮の実名と官途の変遷について整理することとしたい。秀詮は、天正10年に木下家定の五男として生まれたという(但し、生年については諸説ある)。幼名を辰之助といい、同12年に羽柴秀吉の養子となり、後に元服して実名「秀俊」を称し、左衛門督に任せられた。実名秀俊については、文禄3年4月のNo1・2が初見史料であり、官途名左衛門督については天正16年4月の表2 No1・2が初見史料である。秀俊は、秀吉の養子であったことからも、既にこの時点で羽柴名字・豊臣姓を称していたことは間違いないであろう。同17年10月に秀吉の養子秀勝の旧領丹波亀山を与えられた。同19年10月1日に正四位下参議に叙任され、さらに翌20年(文禄元年)正月29日には從三位權中納言に叙任された(「上杉文書」『新潟県史 資料編3』1020号)。以後、「(羽柴)丹波中納言」と称している(表2 No1・2、表3 No3)。

文禄3年11月に羽柴(小早川)隆景の養嗣子となり、以後、「羽柴筑前中納言」と称した(表2 No3・4、表3 No4~10)。そして、翌4年9月に筑前に下向し、12月に隆景の隠居によって家督を継承、筑前を中心に筑後・肥前の一部を合わせて約33万石を領したといい、筑前名島城を居城とした。秀俊の実名は、慶長2年4月1日付のNo29~31を終見とし、翌3年8月5日付のNo35~42からは実名「秀秋」を称している。この間に秀俊から秀秋へ改名したことが確認される。ところで、No32~34の3点は無年号文書であるが、秀秋の署名がみられ、筑前国内に宛てられたものであることから、その年次は慶長2年もしくは同4年のいずれかに絞られ、さらに内容からみて前者に比定されるものとみられる。従って、それらの文書が実名秀秋の初見史料となり、その改名は慶長2年4月から9月までの間になされたことが知られる。この間の6月12日に養父隆景が死去していることから、秀俊から秀秋への改名は、この隆景死去を契機になされたものとみてよいであろう。

慶長3年5月に、秀秋は朝鮮在陣中における不首尾を問われて、越前北庄約12万石に減知転封された。もっとも、同年7月1日付の表3 No10では依然として「筑前中納言」と称されているので、実際の北庄への入封はそれ以後のことと推測される。そして以後、「(羽柴)北庄中納言」と称した(No43・44)。しかし、同年8月18日に秀吉が死去し、その遺命として翌4年正月には筑前名島領へ再封され、正式には2月5日付で羽柴(徳川)家康等五名から知行充行状を与えられている(表3 No11)。そして秀秋は再び「羽柴筑前中納言」と称することとなる(表2 No4、表3 No11~14)。

慶長5年9月の関ヶ原合戦の結果、秀秋は家康から羽柴(宇喜多)秀家の旧領備前・美作2カ国を与えられ(3)、備前岡山城を居城とした。以後、「(羽柴)岡山中納言」と称した(No117・126)。実名秀秋の終見は、(慶長6年)閏11月22日付のNo110であり、翌7年2月14日付のNo116から実名「秀詮」を称している。すなわち同文書が実名秀詮に関する初見史料となり、慶長6年閏11月から翌7年2月までの間に、秀秋から秀詮へと改名したことが知られる。そして以後、同年10月18日に死去するまで秀詮の実名を用いた。従って、秀詮署名の無年号文書はすべて必然的に慶長7年に比定されることとなる。

以上、秀詮の実名と官途の変遷について概観してきたが、ここで中納言任官以降における秀詮の通称の変遷について整理しておくこととする。

羽柴丹波中納言秀俊(文禄元年正月~同3年11月)  
羽柴筑前中納言秀俊(文禄3年11月~慶長2年4月)  
羽柴筑前中納言秀秋(慶長2年9月~同3年7月)  
羽柴北庄中納言秀秋(慶長3年8月~12月)  
羽柴筑前中納言秀秋(慶長4年正月~同5年9月)  
羽柴岡山中納言秀秋(慶長5年11月~同6年閏11月)  
羽柴岡山中納言秀詮(慶長7年2月~同年10月)

## 2、花押と印判

次に秀詮の花押と印判の変遷について整理することとしたい。秀詮の花押形についてはおよそ六種の存在を確認することができ、以下、個々にその変遷の状況について検討することとしたい。

### 〔花押1〕

秀詮の花押が確認される初見史料である、文禄2年5月20日付の羽柴(徳川)家康等二〇名の大名による連署起請文(表2 No1)の1点にのみみられる。この花押形は養

父羽柴秀吉のそれに倣ったものとみられ、以後、花押4に至るまで秀詮の花押形の基本形をなすものといえる。

#### 〔花押2〕

秀詮の初見発給文書である、文禄3年4月2日付の2点（No1・2）にみられる。花押1における右側外線と地線の湾曲した曲線がゆるやかな曲線となり、中央部内部の図案も複雑化され、全体的にも上下に圧縮されたものとなっている。

#### 〔花押3〕

文禄3年8月21日付で伏見大長老寺建立のために諸大名が署判を加えた勧進書立（表2No2）と同4年7月20日付の織田常真（信雄）等三〇名の大名による連署起請文（同No3）にみられる。前者のものは、花押2における右側端の太い曲線部分より右側に地線が伸び、さらにその地線を貫く曲線が付け加えられ、また中央部内部の図案にも若干の変化がみられる。花押2から四ヶ月後のものであることから、微妙な変化といえる。後者のものは、それからさらに全体的に円形に近い丸みを帯び、中央部内部の図案も中央の縦線にギザギザ線を噛み合わせた単純化したものに変化している。全体的な雰囲気は花押1に近いものとなっている。

#### 〔花押4〕

文禄4年12月1日付のNo3～27から慶長2年4月1日付のNo28～31までのものにみられる。花押1～3が全体的に曲線によって構成され、それぞれが微妙な変化を遂げたものであったのに対し、この花押形は花押1以来の基本形に基づきつつも、縦の中央線を境に左側は斜めの外線、右側は三段のダンゴ形によって構成されたものとなっている。さらに、後者のものに移ると左側部分がより鋭角的になり、右側下段のダンゴ形も右側に大きく伸張し、全体的に富士山型となっている。花押3からこの花押4への変化は、この花押形が筑前領国支配の初見発給文書からみされることから、おそらく文禄4年9月の筑前入封を契機とするものと推測される。

#### 〔花押5〕

慶長2年に比定される9月19日付のNo32から同4年11月5日付のNo73までのものにみられる。この花押形は花押1～4までのものとは基本形そのものを変化させたものであり、その初見であるNo32は同時に実名秀秋の初見文書でもあることから、同年6月の養父羽柴（小早川）隆景の死去を契機とし、実名・花押形とともに改めたものと推測される。慶長2年9～10月のNo32～34におけるものがこの花押形の最も初期のものといえ、同3年8月5日付のNo35～42から、上部の逆三角形の右端から左下に伸びる曲線が太くなり、中央部内部の左側はほぼ塗り潰されたものへと変化し、さらに同4年に比定される9月13日付のNo70・71(4)から、その塗り潰し部分が曲線となり、左側外部の曲線が下方に伸張したものへと変化している。

#### 〔花押6〕

慶長5年3月3日付のNo74から同7年に比定される10月14日付で発給文書の終見にあたるNo148までのものにみられ、花押5から基本形そのものを変化させたものであり、この花押形がその死去まで使用されるものとなる。花押5の終見が前年11月であり、その間に四ヶ月ほどの空白が存在することから、改判の契機については不明である。慶長5年に比定される7月5日付のNo76(5)からは、右上から左斜め下に伸びる線が下側にいくにつれて太くなっていくものへと変化している。

次に秀詮の印判について検討することとしたい。秀詮の印判については五種の存在を確認することができ、以下、個々に検討することとしたい。

#### 〔印判1〕

慶長5年8月19日付のNo80～82・84の4点にみられる。二重郭の円形で、印文は「秀穂（ひであき）」。いずれも黒印で、署名下に押捺されている。また同日付のNo78・79・83・85の4点の写文書についてもいずれも「黒印」等と記載されていることから、同じく印判1が押捺されていたものと推測され、この慶長5年8月19日付の知行充行状はすべて印判1によって発給されたものととらえられる。また、その後にみえる（同年）9月19日付のNo85における「印」、同6年8月22日付のNo100における「黒印」も、この印判1である可能性が推測される。押捺文書はいずれも知行充行状・知行目録（No85のみ感状）等の公的支配文書であり、押捺位置は署名下であることから、この印判は花押代用の公印としての性格のものであったと位置付けられる。

#### 〔印判2〕

慶長7年4月20日付のNo117と同年9月3日付のNo129を始めとする7点にみられる。二重郭の円形で、印文は未詳。いずれも黄印で、署名下に押捺されている。但し、No117のみは花押の上に押捺され、重判の形式を取っている。この間の同年7月17日付のNo124・125の2点、No129と同日付の写文書についても、同じく印判2が押捺されていたとみて間違いないであろう。それらの写文書では、No125・130等のように「朱印」と注記されているが、これは注記上の誤りとみられ、実際には他と同じく黄印であったと想定される。ちなみにNo141では「黒印」と注記されているが、これも注記上の誤りである可能性が高く、この印判2は黄印としての使用が原則であったとみられる。なお、黄印が写文書では「朱印」と注記されていることを踏まえてみてみると、慶長6年11月晦付のNo107、同年閏11月22日付のNo109における「朱印」も同じく印判2であった可能性が想定され、印判2の使用は慶長6年11月まで逆上るものとみられる。また、押捺文書はいずれも知行充行状・知行目録（No117のみ証文）であり、押捺位置も署名下であることから、その印判としての性格は印判1と同じく花押代用の公的なものと位置付けられ、印判1から明確に改印されたものととらえられる。その改印の時期については、印判1の終見と推測される慶長5年8月のNo100から、印判2の初見と想定される同年11月末までの間の、9月から11月初めにおける写文書であるNo102・104・105において印影まで書写されていなかったために確定できないが、ちょうどこの時期は筑前から備前・美作への転封の時期にあたっていることから、改印はこの転封を契機に行われた可能性が想定できようか。

#### 〔その他〕

印判1・2が、主として公的な支配文書において署判部分に押捺されていたものであるのに対し、そうした署判以外の部分に押捺されている印判として三種の存在が確認される。いずれも使用例は1点のみであるために詳細は不明であるが、まず印判2が署名下に押捺されている慶長7年4月20日付のNo117において、印判2の右上部分に、署名の一部の「岡山中納言」の下に二重郭の黒印が押捺されている。この黒印は印判2と同一の印影であるが、規模が二回りほど小さいものである。この黒印の押捺に如何なる意味があるのかは不明であるが、同時に同一の印影で規模の異なる二種の印判を使用している例は、他にはみられないで、これは極めて興味深い事例といえよう。また、同文書には借用金額部分に小型の二重郭長方形の黒印が押捺されている。その形式は羽柴秀吉後室高台院使用の黒印に類似していることから、その影響をうけてのものであろうか。この他にNo106とNo122とが貼り継がれている継目部分に二重郭円形の黒印が五ヶ所に押捺されている。両文書は写してあり、印影も明瞭ではないが、継目印としてのみ使用されたものであったとみられる。

以上、秀詮使用の五種の印判について検討してきたが、このうち印判1・2の二種が署判部分に押捺される主要な印判である。この二種の押捺にはいずれも署名を伴い、

位置はいずれも署名下であり、印判のみの署判はみられない。また、押捺文書はいずれも公的な支配文書であり、書状等への押捺はみられない。当時、他の大名では印判の単独押捺や、書状への使用が一般的にみられることからみれば、あくまでも花押代用印であると同時に、公印であるという点に秀詮の印判使用における特徴をみることができよう。

### 3、内容分類とその特徴

ここでは、148点の秀詮の発給文書について、内容による分類を行い、全体的な特徴について述べることとしたい。148点のうち、書下系のいわゆる公的な支配文書は126点、書状が22点みられる。さらに支配文書については、内容によって（1）家臣宛知行充行状・知行目録、（2）家臣宛蔵入目録、（3）寺社宛寄進状等、（4）その他の支配文書、に大別しうる。以下、個々に検討することとしたい。

#### （1）家臣宛知行充行状・知行目録

秀詮の発給文書のなかでは最も多く残存し、94点がみられる。内訳は知行充行状が16点、知行目録が71点で、他に同心分の知行充行状が3点（No28・29・31）、同心分の知行目録が4点（No49・51・53・103）みられる。知行充行状と知行目録の書式の使い分けについては明瞭ではないが、両書式で同内容の文書が同時に同一人に与えられた例はみられないので（6）、いずれか片方が発給されたものととらえられる。また、同心分の知行充行状・知行目録というのは、宛名人に付属されたと推測される同心（No28のみのぼり差、他はすべて鉄砲者）の扶助分としての知行地が寄親と推測される宛名人に与えられたものである。通常の知行充行状・知行目録では書止は「令扶助訖、全可領知者也」とあるが、この同心分の知行充行状では「令扶助訖、其方取沙汰可支配者也」と、知行目録では「右、〇〇人之者共ニ可令分配者也」とあって、宛名人に対する知行権は認めていないが、支配（差配）権を付与したものとなっており、そのため宛名人に対して発給されているものととらえられる。すなわち、それらの知行地に対しては、宛名人は自身の知行地と同様に支配することが認められており、上納物のみそれらの同心に分配されたものと推測される。

これらの知行充行状・知行目録については、同日付で複数の発給が確認されるが、これはいうまでもなく家臣に対して一斉に知行割が行われたことを示すものであり、すなわち、A文禄3年4月2日（No1・2）、B同4年12月1日（No3～27）、C慶長2年4月1日（No28～31）、D同3年8月5日（No35～42）、E同4年3月3日（No47～61）、F同5年8月19日（No78～84）、G同5年11月11日（No86～95）、H同7年7月17日（No124・125）、I同7年9月3日（No128～144）の九回である。このうちAは丹波領国期、B・Cは第一次筑前領国期、Dは北庄領国期、E・Fは第二次筑前領国期、G・H・Iは岡山領国期におけるものである。そして第一次筑前領国期のうちBは文禄4年9～10月の筑前・筑後太閤検地の結果によるものであり（7）、Cは4点のうち3点が同心分であることから、朝鮮出陣に伴う小規模のものととらえられる。Dは慶長3年6～7月の越前太閤検地の結果によるものである（8）。第二次筑前領国期のうちEは筑前再封によるものであり、Fは点数も少なく、No78・79の2点は替地充行であることからみて、部分的なものであったと推測される。岡山領国期については別に詳細に検討する予定であるので、簡単に結論的に述べておくが、Gは備前・美作入封によるものであり、Hは2点とも加増充行であることから部分的・小規模のものとみられ、Iは慶長7年7月の両国検地の結果によるものである。従って、全領国規模で大規模に行われたものは、A・B・D・E・G・Iの六回であったとみ

られる。

この他、1点のみ残存しているものとして、No62・65・73・101～103・105～109の11点があり、このうちNo62・65・73の3点は第二次筑前領国期におけるものである。いずれもEとFの間の時期におけるものであるので、Eの後に補足的に部分的・個別的に実施されたものととらえられる。その他はいずれも岡山領国期の慶長6年後半におけるものである。前年と翌年に大規模な知行割が実施されていて、同年には実施されていないことからみると、それらの知行充行は個別的ではあるものの、時期的には近接していることもあり、ある程度一連的なものとしてとらえることができるであろう。ちなみに、それらのうちNo102・107～109の4点は加増、No103は同心分の充行であり、No101・105・106の3点のみ通常の知行目録である。

また、それらの知行充行状・知行目録の書式について整理することとしたい。料紙の形態は、いうまでもなく知行充行状が折紙、知行目録が堅紙である。9回の一斉的な知行割のうち、A・Cは前者のみ、D・G・H・Iは後者のみで、B・E・Fは後者の数量が圧倒的に多いが両者混在している。1点のみ残存しているもののうちでは、No62のみ知行充行状で、他はすべて知行目録である。それらの署判形式についてみてみると、慶長4年11月のNo73までが「署名+花押」、F以降においては基本的には「署名+印判」となり、GとNo101・106のみ「署名+花押」である。すなわち、F以降において「署名+印判」という署判形式がみられ、慶長6年以降はそれに一元化されたことが知られる。なお、Bにおいては秀詮の署判とは別に、堅紙の知行目録では石高の合計部分に、折紙の知行充行状では袖に羽柴秀吉の朱印が押捺されて「複合文書」となっているが、これについては中野等氏によって、その知行充行が秀吉の意向に基づくものであり、秀詮と給人間の関係を秀吉を頂点とするそれへ包摂するためのものであったことが指摘されている(9)。

### (2) 家臣宛蔵入目録

No5・8・20・42・47・48・74・97・100・104の10点がみられる。蔵入目録というのは、秀詮の蔵入分を宛名人に預け、その年貢納入を命じたものである。形式・書式ともに家臣宛知行目録に倣い(No42のみ形態は堅冊)、個々の石高・蔵入地が列記された後に合計高が明記され、「右、令執沙汰可運上候也」「右、致取納可令運上者也」等と結ばれている。そしてNo5・8・20は(1)Bと同日付、No42は(1)Dと同日付、No47・48は(1)Eと同日付であることから、これら蔵入目録はほぼ家臣宛知行充行状・知行目録と同時に発給されたものであったことが知られ、すなわち、蔵入分の設定が家臣に対する知行割と同時に行われたことが知られる。

### (3) 寺社宛寄進状等

No43・44・66～69・72・98・99・116の10点がみられる。No43・44は北庄領国期におけるもので、越前国外の寺社に宛てたものであり、内容的には前者は国内の寺領分の寄進状、後者は諸末寺に対する諸役免許状である。No66～69・72は第二次筑前領国期におけるもので、No66・67・72は寄進状、No68・69は寺領充行状である。No98・99・116は岡山領国期におけるもので、No98・99は寄進状、No116は加増分の寺領充行状である。これらはいずれも家臣に対する知行割の後に発給されていることから、寺社領の設定は、家臣の所領・蔵入分の設定の後に行われたことが知られる。これらの書式についてみてみると、領国外の寺社に宛てたNo43・44は「北庄中納言秀秋」と丁寧に署名しているが、他はすべて実名の署名のみであり、すべて花押を据え、印判を用いたものはみられない。また、寺領については充行状、社領については寄進状として明確な区別がみられる。これらは寺社の所領を規定したものであり、いうまでもなく家臣に対する知行割と同様の性格のものとして扱うことができよう。

#### (4) その他の支配文書

以上に分類されないものとして12点がみられる。以下にその内容について簡単に触れることとしたい。No45・46は筑前再封に際して、それぞれ筑前国志摩郡・早良郡に宛てて発給された定書、豎紙。No61は（1）Eと同日付であるが、家臣国府弥右衛門尉に対して筑前国内の諸浜塩の収取を申付けたもの。No63は筑前博多の有力商人神屋宗丹に対して博多「津内之儀」を以前のように安堵したもの、折紙。No77は関ヶ原合戦に際して京都東寺境内に宛てた禁制、豎紙。No85は家臣林丹波守に宛てた関ヶ原合戦における書状形式の感状。No112は家臣管修理に宛てた松野主馬允衆の軍役人数を書き立てた書状形式の覚書、折紙。No117は羽柴秀吉後室高台院に対する金子借用状、豎紙。No120～122はいずれも軍役関係のもので、No120は家臣毛利出羽守に宛てた、その与衆の書立、豎冊。No121は同人に宛てたその与衆統制のための法度、豎紙、2枚継。No122は家臣原田権佐に宛てた、同人を頭とする御長柄衆の人数等の書立。No146は家臣林丹波守に宛てた銀子請取状である。

（1）～（3）のいわゆる知行関係以外のものは、このように非常に限定されているといえよう。しかし、内容的には例えばNo120～122のような軍役関係のものは多くの有力家臣に対しては発給されたものとみられるので、これらは（1）のものに比して非常に残存率が悪い結果ととらえられる。しかし、その他の一般的な領国支配関係については内容的にも少ないとからみて、秀詮の発給する領国支配関係文書は内容的にはかなり限定されたものとなっているといえよう。

おわりに

以上、本稿では小早川秀詮の発給文書について若干の検討を行った。具体的には発給文書の総編年化作業をすすめる必要から、実名、官途、花押、印判といった基礎的事項について整理を行ったうえで、その支配文書について、内容ごとに整理・検討し、およその特徴について指摘してきた。いうまでもなく、これらは秀詮の領国支配、政治的動向を解明するための前提的な作業であり、またここにおける検討そのものについても表面的な素描に止まるものも少なくない。今後、さらに発給文書の蒐集・確認に努め、家臣発給文書の検討を含めて、その領国支配について詳細に検討をすすめていくことしたい。

（1995・8・13成稿）

註

- (1) 拙稿「結城秀康文書の基礎的研究」（『駒沢史学』48号掲載予定）・「松平忠輝文書の基礎的研究」（駒沢大学『史学論集』25号、1995年）。
- (2) 最近のものとして、中野等「文禄期豊臣政権の地域支配—筑前名島小早川領文禄四年検地の検討—」（『史学雑誌』102編7号、1993年）・同「小早川秀俊の家臣団について」（『戦国史研究』27号、1994年）・本多博之「豊臣期筑前国における支配構造の展開」（『九州史学』108号、1993年）等が挙げられよう。なお、以下に述べる秀詮の事蹟については両氏の論文の成果から多くを学んでいる。
- (3) なお、その知行高については、約49万石、約51万石等と諸説あるが、『当代記』巻二にみえる備前・美作両国の石高の合計は約40万8千石である。この点、秀詮死去直後の慶長7年10月22日付で秀詮の家老衆が徳川家康の側近に宛てた知行高目録には40万4千石とあることから（「藩中古文書十二」）、秀詮の両国における知行高は40万4千石であったことを確認することができる。慶長期の大名の知

行高については、後世の編纂物における記載は正確ではない場合が多いが、この秀詮の場合においても例外ではなかったことが知られる。

- (4) なお、両文書は無年号であるが、署名が秀秋で花押形が花押5であり、内容が筑前関係のものであることから慶長2年もしくは同4年のものであり、さらに内容が筑前入国に関するものであることから、その年次は慶長4年に比定されることとなる。
- (5) なお、花押6の無年号文書のうち、署名が秀詮とあるものは前節において触れたようにすべて慶長7年に比定される。署名が秀秋とあるもののうち、No75・76の2点は筑前時代のものであることから慶長5年に、No96は岡山時代のものであることから同6年にそれぞれ比定される。No112～115の4点については明確に年次を比定することができないが、No112・113は慶長4年もしくは同5年、No114・115は慶長4年～同6年までの間のものである。ちなみに秀詮の発給文書のうち、その年次を比定できないものがこの4点である。
- (6) なお、No13・14は同日付で同一人に対して知行充行状と知行目録が発給されている唯一の例であるが、充行地がNo13では「筑後国生葉郡隈上村千四百石」とあるのに対し、No14では「筑後生葉郡隈上村内参百四拾六石」他で計四五〇石があり、内容が相違している。両文書の関係については前者が写文書であるため明確にはしえないが、あるいは前者には誤写が存在する可能性も考えられる。
- (7) 註2 中野第一論文参照。
- (8) 藤井讓治「豊臣期における越前・若狭の領主」（『福井県史研究』12号、1994年）参照。
- (9) 註2 中野第一論文。なお、中野氏はBにおける知行充行状と知行目録の書式の使い分けについて、およそ知行高四〇〇石を境としてそれより上が後者、それより下が前者と推定しているが、管見の限りそうした原則は看取することはできない。

(付記) 本稿は1995年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）に基づく研究成果の一部である。

〈小早川秀詮の花押と印判〉



花押 1



花押 2



花押 3



花押 4



花押 5



花押 6



印判 1



印判 2

## 表1 小早川秀詮発給文書目録

No.	年月日	宛所	内容	形 ×
1 文禄3・4・2	秀俊 (花押2)	村田平左衛門尉とのへ	知行充行状写	
2	秀俊 (花押2)	太田九左衛門尉とのへ	知行充行状写	
3	秀俊 (花押)・「秀吉公御朱印」	村上三郎兵衛尉とのへ	知行目錄写	
4	秀俊判・「秀吉公御朱印」	村上三郎兵衛尉とのへ	知行目錄写	
5	秀俊判・「秀吉公御朱印」	村上五郎左衛門尉殿	蔵入目錄写	
6	秀俊 (花押)・(羽柴秀吉朱印)	清水五郎左衛門尉殿	蔵入目錄写	
7	秀俊判・「朱印同前」	村上助右衛門尉殿	知行目錄写	
8	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	村上助右衛門尉殿	蔵入目錄写	
9	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	星野九左衛門尉とのへ	知行目錄写	
10	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	草刈大郎左衛門尉殿	○ 知行目錄写	
11	秀俊ノ判・「秀吉公ノ御朱印」	杉助右衛門尉とのへ	○ 知行目錄写	
12	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	問注所小兵衛尉殿	○ 知行目錄写	
13	秀俊判・「秀吉公御朱印」	中島治右衛門尉殿	○ 知行充行状写	
14	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	中島治右衛門尉殿	○ 知行目錄写	
15	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	深野平右衛門とのへ	○ 知行目錄写	
16	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	長崎弥左衛門尉殿	○ 知行目錄写	
17	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	小田村彦四郎とのへ	○ 知行充行状写	
18	秀俊判・「秀吉公御朱印」	国司土佐守とのへ	○ 知行目錄写	
19	秀俊 (花押4)	堀田初左衛門尉とのへ	○ 知行目錄	
20	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	堀田初左衛門尉とのへ	○ 蔵入目錄	
21	秀俊ノ判・「秀吉公御朱印」	林三郎右衛門尉とのへ	○ 知行充行状写	
22	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	清水与右衛門尉殿	○ 知行目錄	
23	秀俊御書判	舗口越前守とのへ	○ 知行充行状写	
24	秀俊 (花押4)・(羽柴秀吉朱印)	金子平三郎とのへ	○ 知行充行状写	
25	秀俊 (花押4)	神屋宗湛	○ 知行充行状写	
26	秀俊 (花押4)	小金丸武部丞殿	知行充行状写	

27	4・12・1 慶長2・4・1	秀俊(花押4)・「秀吉公朱印」	大丸藤右衛門とのへ 伊木又左衛門とのへ 林三郎右衛門とのへ 原田真右衛門尉殿 原田真右衛門尉殿 天満宮別当大鳥居とのへ	宗湛 聖福寺	知行充行状写 知行充行状写 知行充行状写 知行充行状写 知行充行状写 書状	筑後歴世古文書中(『史学雑誌』102編7号P66) 藩中古文書12 萩藩閲聞録66(刊本2-P557) 土佐国臺簡集残編5 土佐国臺簡集残編5 太宰府天満宮所蔵西高止文書(『太宰府・太宰府天満宮・博多史料統中世編(八)』P1495) 神屋文書 聖福寺文書(『太宰府・太宰府天満宮・博多史料統中世編(八)』P1494) 大阪城天守閣所蔵文書(『福井県史資料編2』P891) P497 綿向神社文書(『福井県史資料編2』P604)
28	2・4・1	秀俊判 秀俊ノ判			○	長崎文書 萩藩閲聞録55(刊本2-P378)
29	2・4・1	秀俊(花押4)			○	黄微古簡集5(刊本P130)
30	2・4・1	秀俊(花押4)			○	土佐国臺簡集残編5 『人文綜合古書目録』56号
31	2・4・1	秀俊(花押4)			○	成就院文書(『福井県史資料編2』P190)
32	(2か)9・19	秀秋(花押5)			○	専修寺文書(『福井県史資料編2』P568)
33	(2か)10・10	秀秋(花押5)	松野主馬正とのへ 菅仁三郎とのへ	○	○	朱雀文書(『福岡県史資料10』P289)
34	(2か)10・10	秀秋(花押5)		○	○	宮崎家譜 松野文書 松野文書 松野文書 松野文書 長崎文書 藩中古文書12 黄微古簡集5(刊本P130)
35	3・8・5	秀秋(花押5)		○	○	
36	3・8・5	秀秋(花押5)		○	○	
37	3・8・5	秀秋(花押5)	佐々孫十郎とのへ 長崎伊豆とのへ 国司土佐守とのへ 龍野系兵衛尉とのへ 原田四郎左衛門尉とのへ 代官青山修理とのへ 成就寺	○	○	
38	3・8・5	秀秋(花押5)		○	○	
39	3・8・5	秀秋判		○	○	
40	3・8・5	秀秋(花押5)		○	○	
41	3・8・5	秀秋(花押5)		○	○	
42	3・8・5	秀秋(花押5)		○	○	
43	3・9・-	北庄中納言秀秋(花押5)	高田専修寺 真僧正御 房	○	○	
44	3・9・-	北庄中納言秀秋(花押5)		○	○	
45	(4) 1・15	秀秋(花押5)	筑前国志摩郡 筑前国早良郡 松野主馬とのへ 松野主馬正とのへ 松野主馬とのへ 日野左近とのへ 長崎伊豆とのへ 伊岐又左衛門尉とのへ 伊木又左衛門尉とのへ 原田四郎左衛門とのへ 龍野系兵衛とのへ	○	○	
46	(4) 1・15	秀秋判		○	○	
47	4・3・3	秀秋(花押5)		○	○	
48	4・3・3	秀秋(花押5)		○	○	
49	4・3・3	秀秋(花押5)		○	○	
50	4・3・3	秀秋御判		○	○	
51	4・3・3	秀秋(花押5)		○	○	
52	4・3・3	秀秋判		○	○	
53	4・3・3	秀秋判		○	○	
54	4・3・3	秀秋(花押5)		○	○	
55	4・3・3	秀秋(花押5)		○	○	

56	4・3・3	秀秋 (花押5)	○ 知行目録	荻野文書
57	4・3・3	秀秋 (花押)	○ 知行目録写	藤田権集
58	4・3・3	秀秋 (花押5)	○ 知行目録写	楓軒文書集66
59	4・3・3	秀秋 (花押5)	○ 知行充行状写	黄徽古簡集4 (刊本P105)
60	4・3・3	秀秋 (花押5)	○ 知行目録	清水文書
61	4・3・3	秀秋 (花押5)	○ 判物写	因幡志37
62	4・3・晦	秀秋 (花押5)	○ 知行充行状写	藩中古文書12
63	4・9	秀秋 (花押5)	○ 判物	神屋文書 (『福岡県史資料5』 P184)
64	( 4 ) .17	秀秋 (花押5)	○ 書状	神屋文書 (『九州史学』 108号 P23)
65	4・4・18	[ ] (花押5)	○ 知行目録写	黄徽古簡集2 (刊本P83)
66	4・6・27	秀秋 (花押5)	○ 社領寄進状	太宰府天滿宮所蔵大鳥居文書 (『福岡県史資料7』 P227)
67	4・6・27	秀秋 (花押5)	○ 社領寄進状	志賀海神社文書
68	4・7・7	秀秋 (花押5)	△ 寺領充行状	聖福寺文書 (『筑前国続風土記付録上』 P104)
69	4・7・7	秀秋 (花押5)	△ 寺領充行状	承天寺文書 (『筑前国続風土記付録上』 P160)
70	( 4 ) 9・13	筑中秀秋 (花押5)	× 書状	滝川文書 (『名古屋大学文学部研究論集史学23』 P11)
71	( 4 ) 9・13	筑中秀秋 (花押5)	○ 書状	お茶の水図書館所蔵溝江文書
72	4・9・18	秀秋 (花押5)	○ 曹崎宮文書 (『福岡県史資料8』 P186)	
73	4・11・5	秀秋 (花押5)	○ 松野文書	
74	5・3・3	秀秋 (花押6)	○ 松野文書	
75	( 5 ) 4・9	秀秋 (花押6) (筑前中納言)	○ 大阪城天守閣所蔵文書	
76	( 5 ) 7・5	筑中秀秋 (花押6)	○ 尊経閣文庫所蔵文書 (『武家手鑑积文』 P213)	
77	5・7・26	秀秋 (花押6)	○ 東寺文書	
78	5・8・19	秀秋黒印	○ 藩中古文書12	
79	5・8・19	秀秋御印形	○ 萩藩閥閲録29 (刊本1 - P703)	
80	5・8・19	秀秋 (黒印1)	○ 小沢登美造氏所蔵文書 (『新編会津風土記1』 P53)	
81	5・8・19	秀秋 (黒印1)	○ 「古文書纂31」所収山本骨董店所蔵文書	
82	5・8・19	秀秋 (黒印1)	○ 反町文書 (『史学』 32巻4号 P93)	
83	5・8・19	秀秋判	○ 中野平内家譜	

84	5・8・19 ( 5) 9・19	秀秋 (黒印 1) 秀秋印	○ 知行目録	吉積文書 古文書 1 岡山県立博物館所蔵文書 (『岡山県史 家わけ け史料』 P65)
85	5・11・11	秀秋 (花押 6)	○ 感状写	萩藩閥閱錄29 (刊本 1 - P703)
86			○ 知行目録	尊經閣文庫所蔵文書
87	5・11・11	秀秋御判	○ 知行目録写	多田文書
88	5・11・11	秀秋 (花押 6)	○ 知行目録写	藩中古文書 12
89	5・11・11	秀秋 (花押 6)	○ 知行目録写	黄襷古簡集 2 (刊本 P83)
90	5・11・11	秀秋判	○ 知行目録写	土佐国臺館集残編 5
91	5・11・11	秀秋 (花押 6)	○ 知行目録写	新編会津風土記 4 (刊本 1 - P53)
92	5・11・11	秀秋 (花押 6)	○ 知行目録写	伊藤八衛家譜
93	5・11・11	秀秋 (花押 6)	○ 知行目録写	中野平内家譜
94	5・11・11	秀秋判	○ 知行目録写	岡山大学所蔵伊木文書 (『岡山県古文書集 4』 P349)
95	5・11・11	秀秋判	○ 知行目録写	藩中古文書 12
96	( 6) 2・17	岡中秀秋 (花押 6)	○ 知行目録写	吉備津彦神社文書 (『吉備津彦神社史料文書篇』 P45)
			○ 知行目録写	大守文書 (『吉備津彦神社史料文書篇』 P45)
			○ 社領寄進狀	藩中古文書 12
			○ 社領寄進狀	大守文書
			○ 社領寄進狀	社領寄進狀
			○ 社領寄進狀	酒折大明神神主
			○ 社領寄進狀	伊岐遠江とのへ
			○ 社領寄進狀	備前国一品宮社務大守
			○ 社領寄進狀	伊岐遠江とのへ
			○ 社領寄進狀	伊丹平喜平次のへ
			○ 社領寄進狀	林丹波守とのへ
			○ 社領寄進狀	林丹波守とのへ
			○ 社領寄進狀	林丹波守とのへ
			○ 社領寄進狀	林丹波守とのへ
			○ 社領寄進狀	原田権佐とのへ
			○ 社領寄進狀	伊岐遠江とのへ
			○ 社領寄進狀	林丹波守とのへ
			○ 社領寄進狀	佐山外記とのへ
			△	浅野彈正少卿殿御宿所
			△	(管修理殿)
			△	博多宗湛
			×	木下文書
			×	高木文書
			×	菅文書 (鳥取県博『資料調査報告書』 7号 P14)
			×	神屋文書 (『福岡県史資料5』 P184)

114( )	12・3	秀秋 (花押6)	博多宗堺	書状	神屋文書
115( )	12・3	秀秋 (花押6)	博多津中	書状	神屋文書
116 慶長7・2・14	秀詮 (花押6)	秀詮 (花押6)	岡山中納言秀詮 (花押2)	寺領充行状写	黄徽古簡集8 (刊本P176)
117 7・4・20	(黄印2)	(花押2)	御客人御披露	借用状	木下文書 (『ねねと木下家文書』 P126)
118 (7) 5・29	秀詮 (花押6)	秀詮 (花押6)	国府内蔵丞とのへ	○	書状
119 (7) 6・17	秀詮 (花押6)	秀詮 (花押6)	国府内蔵とのへ	○	書状
120	7・6・23	秀詮印	毛利出羽とのへ	○	書状写
121 (7) 6・24	秀詮 (花押6)	秀詮 (花押6)	毛利出羽守とのへ	○	書状写
122 (7) 6・24	秀詮判	秀詮判	原田權佐とのへ	○	書状写
123 (7) 7・14	秀詮判	秀詮印	原田權佐とのへ	○	書状写
124 7・7・17	秀詮朱印	秀詮朱印	林丹波守とのへ	○	法度
125 7・7・17	秀詮 (花押6)	秀詮 (花押6)	伊岐遠江守とのへ	○	到書出写
126 (7) 8・12	岡山中納言秀詮 (花押6)	秀詮印	花房帝刀殿	○	書状
127 (7) 8・29	秀詮 (花押6)	秀詮印	御きやくしん御ひらう	×	書状
128 7・9・3	秀詮 (花押2)	秀詮 (花押2)	林丹波守とのへ	○	書状
129 7・9・3	秀詮 (花印2)	秀詮 (花印2)	毛利出羽守とのへ	○	書状
130 7・9・3	秀詮朱印	秀詮朱印	伊岐遠江守とのへ	○	書状
131 7・9・3	秀詮 (花印2)	秀詮 (印)	下方対兵衛とのへ	○	書状
132 7・9・3	秀詮 (印)	秀詮 (花印2)	下石掃部とのへ	○	書状
133 7・9・3	秀詮 (花印2)	秀詮 (花印2)	志賀小左衛尉とのへ	○	書状
134 7・9・3	秀詮御朱印	秀詮「印前ニ同シ」	島田權右衛門とのへ	○	書状
135 7・9・3	秀詮「印前ニ同シ」	秀詮「朱印前ニ同シ」	栗生吉兵衛とのへ	○	書状
136 7・9・3	御朱印	秀詮「朱印前ニ同シ」	野間勘介とのへ	○	書状
137 7・9・3	秀詮 (花印2)	秀詮 (花印2)	宮地平蔵とのへ	○	書状
138 7・9・3	秀詮 (花印2)	秀詮 (花印2)	岩田勝兵衛とのへ	○	書状
139 7・9・3	秀詮 (花印2)	秀詮 (花印2)	森本市右衛門尉とのへ	○	書状
140 7・9・3	秀詮 (花押6)	秀詮 (花押6)	川野又右衛門尉とのへ	○	書状
141 7・9・3	秀詮 (黒印2)	秀詮 (黒印2)	黒八右衛門尉とのへ	○	書状
142 7・9・3	秀詮朱印	秀詮朱印	小島太兵衛とのへ	○	書状
143 7・9・3	秀詮 (印)	秀詮 (印)	下石確左衛門とのへ	○	書状
144	秀詮 (黄印2)	秀詮 (黄印2)	徳平喜平太とのへ	○	書状

145	( 7) 9・7	秀詮 (花押6)	御きやくしん御ひろう	×	書状	木下文書 (『ねねと木下家文書』P125)
146	( 7) 9・27	秀詮判	林丹波守とのへ	判物写	古文書1	古文書 (『ねねと木下家文書』P125)
147	( 7) 10・7	秀詮 (花押6)	御きやくしん御ひろう	×	書状	木下文書 (『ねねと木下家文書』P125)
148	( 7) 10・14	秀詮 (花押6)	宗湛	×	書状	神屋文書
補遺	1(慶長2)11・18	筑前中納言秀秋書判	天満宮大鳥居法印御返報	書状写	古書記録之控7 (『太宰府・太宰府天満宮・博多史料館中世編(II)』P1494)	東作誌 (『新訂訳文作陽誌中巻』P965)
			長崎伝三郎とのへ	×	知行充行状写	本法寺文書 (刊本P127)
2	3・4・1	筑中秀秋花押	赤塚作助とのへ	○	蔵入目録	岡山県総合文化センター所蔵文書
3	4・3・3	秀秋 (花押5)	生駒次郎とのへ	○	知行目録写	
4	5・11・11	秀秋 (花押6)				

表2 小早川秀詮全免給文書目録

No.	年月日	文書名	署判	形	出典 (刊本)
1	文禄2・5・20	羽柴家康等二〇名連署起請文	丹波中納言 (花押1)	○	東京国立博物館所蔵文書
2	3・8・21	大長老寺建立勅進書立	丹波中納言殿 (花押3)	○	相国寺文書
3	4・7・20	織田常真等三〇名連署起請文	羽柴筑前中納言 (花押3)	○	大阪城天守閣所蔵木下文書 (『ねねと木下家文書』P153)
4	慶長4・5・11	羽柴秀秋等三〇名連署請文案	筑前中納言	○	島津文書 (『鹿児島県史料 旧記録後編3』741)

表3 小早川秀詮受給文書目録

No.	年月日	文書名	宛所	形	出典 (刊本)
1	天正16・4・15	織田信雄等六名連署起請文	金吾殿	○	聚楽第行幸記 (『群書類従3』P612)
2	16・4・15	織田信兼等二三名連署起請文	宛所同前	○	聚楽第行幸記 (『群書類従3』P612)
3	20・3・20	羽柴秀吉知行目録	丹波中納言殿	○	田住孝氏所蔵文書 (『豊臣秀吉展(図録別冊)』P20)
4	(文禄4) 9・16	羽柴秀吉朱印書状	筑前中納言との中	×	木倉豊信氏所蔵文書
5	4・12・1	羽柴秀吉朱印条書	筑前中納言女中	○	教行寺文書
6	慶長2・2・21	羽柴秀吉朱印書状	羽柴筑前中納言とのへ	○	大阪城天守閣所蔵木下文書 (『ねねと木下家文書』P156)
7	( 2) 12・4	羽柴秀吉朱印書状	筑前中納言とのへ	○	田住孝氏所蔵文書 (『豊臣秀吉展(図録別冊)』P20)
8	( 3) 1・1	加藤清正・浅野長慶連署書状	筑前中納言様	×	浅野文書 (『浅野家文書』P112)
9	( 3) 1・17	羽柴秀吉朱印書状	(筑前中納言殿)	△	大阪城天守閣所蔵文書

10 (3) 7・1	羽柴秀吉朱印書状	(筑前中納言とのへ) 羽柴筑前中納言殿	× 木下文書 (『ねねと木下家文書』 P115)
11 4・2・5	羽柴家康等五名連署知行充行状	毛利文書 (『毛利家文書3』 P371)	
12 (5) 8・28	浅野幸長・黒田長政連署書状	桑原羊次郎氏所蔵文書 (『豊臣秀頼展(図録別冊)』 P7)	
13 (5) 9・24	徳川家康書状	木下文書 (『ねねと木下家文書』 P127)	
14 (年未詳) 3・21 補遺	徳川家康書状	○ 広島大学文学部所蔵猪熊文書	
1 天正20・1・29	後陽成天皇口宣案	○ 久我文書 (『久我家文書3』 P641)	
	参議右近衛権中將豊臣 朝臣秀俊(任権中納言)		

(注) 年月日欄における○は閏月を示す。  
 署判欄・宛所欄における( )はウハ書等における記載を示す。  
 形=形態欄における略号は以下の通り。○=堅紙・堅冊、△=切紙、×=折紙。なお、原本未確認のものについては刊本の記載通りとした。

# 池田輝政の発給文書について

黒田 基樹

## はじめに

池田輝政は関ヶ原合戦後に最もその政治的地位を上昇させた国持大名といえ、最終的にその知行高は播磨・備前・淡路三国86万石(1)、その官位は正四位下・参議にのぼり、さらに松平名字を授与されている。知行高は加賀・越中・能登三国120万石の羽柴(前田)利長に次ぐ数値であり、官途では中納言の上杉景勝・毛利輝元・羽柴(前田)利長に次ぐものであり、同じく参議には羽柴(細川)忠興・丹羽長重・毛利秀元・徳川義利・徳川頼将がいる。これらのうち徳川氏一門を除くとすべて豊臣政権期に任官していたものであり、徳川政権期になってから参議に上った国持大名は、徳川氏一門を除けば輝政が最初であったのである。これは、輝政が徳川家康の娘婿であったという徳川氏との姻戚関係に大きくよっているといえるが、輝政が関ヶ原合戦後の初期徳川政権期において極めて有力な国持大名であったことは間違いない。従って、初期徳川政権、慶長期の国持大名を検討していくうえで、この輝政の存在は欠かすことのできない検討材料の一つといえるであろう。

本稿は、輝政の領国支配や政治的地位を解明していくうえでの基礎的作業の一つとして、その発給文書について分析しようとするものである。輝政の発給文書については管見の限りで370点の存在を確認することができ、それを目録化したものが後掲の表1である。このうち何らかの形で活字化されているのは158点にすぎず、半数にも満たない状況である。発給文書の分析にあたっては、まずその総編年化作業が必要であるが、その際の重要な指標となるのが実名・氏姓・官途・花押・印判の変遷であり、本稿ではまずこれらの諸点について整理し、次いで発給文書の内容について整理し、その特徴や残存傾向について検討することとしたい。なお、他大名との連署など輝政の発給関連文書、輝政の受給文書についてもそれぞれ表2・3として掲げておく。また、以下においてそれらに所載の文書を引用する場合は、その文書番号(No~)によることとする。但し、表1所載のものは単にNo~で示し、表2・3所載のものについてはそれぞれ表2・3を冠して示すものとする。

## 1、実名・氏姓・官途

まず、輝政の実名・氏姓・官途の変遷について整理することとしたい。輝政は永禄7年に池田恒興の次男として生まれたといい、幼名を古新といった(「岡山池田文書」『岡山県古文書集第四輯』335頁)。その後、正確な時期は不明であるが、元服して実名「照政」を称した。その初見史料は初見発給文書である天正12年6月のNo1であり、既に同年4月の長久手合戦における父恒興・嫡兄元助の戦死により、その家督と所領美濃岐阜約10万石を継承していた時期のものである。実名「照政」は慶長12年閏4月9日まで確認され(No281)、同年7月3日からは実名「輝政」が所見され(No297)、以後、その死去まで輝政の実名が用いられている。すなわち、慶長12年閏4月から7月までの間に実名を「照政」から「輝政」に改名していることが知られる。これは「照政」の「照」字を「輝」字に改めたものであるが、その契機や理由については不明である。

輝政の氏姓と官途について明確に確認することができる初見史料は、やはり初見発給文書である天正12年6月のNo1であり、そこでは「池田三左衛門尉照政」と署名し

ており、池田名字と「三左衛門尉」の官途名を称していることが確認される。なお、輝政は天正8年閏3月2日までは「池田幸新」(古新)として所見されているので(『信長公記』同日条)、元服後も幼名をそのまま仮名として用いていたことが知られ、また官途名「三左衛門尉」を称したのはそれ以後のことであることが知られる。そして、「池田三左衛門尉」としては同13年3月22日まで所見される(表3No3)。ちなみに官途名「三左衛門尉」については、輝政自身、晩年まで称しており(No347~8等)、他者からもそう称されていることから(表3No43~4等)、輝政はその死去まで官途名「三左衛門尉」を称していたことが知られる。これは以下にみる官途とはやや性格を異にしており、むしろ通称的なものとして用いられていたものであったととらえられる。

その後、輝政は天正15年6月21日から「羽柴岐阜侍従」として所見される(表3No4)。これはそれ以前に、輝政が従五位下・侍従に任官し、羽柴秀吉から羽柴名字を授与されたことを示している。その正確な時期については不明であるが、同年正月における秀吉の九州出陣の陣立書においては既に輝政は「羽柴岐阜侍従」としてみえていることから(『鹿児島県史料 旧記録後編二』233号)、それ以前にさかのぼるものとみられる。天正13年10月の秀吉の参内に伴う羽柴氏一門・外様有力大名の公家成以後、断続的にそれらの公家成が実施されていたことから、輝政の侍従任官もその過程でなされたものであることは間違いない。また、それらの大名は侍従任官とともにほぼ例外なく羽柴名字・豊臣姓を授与されており、輝政の場合も侍従任官と同時に羽柴名字・豊臣姓を授与されたものととらえられる(2)。ちなみに輝政の豊臣姓に関する確実な史料としては、同16年4月15日付の後陽成天皇の聚楽亭行幸に際しての諸大名による連署起請文(表2No1)があり、「岐阜侍従豊臣照政」と署名している。なお、その後においても記録類等においては輝政は池田名字で呼称される場合がみられるが、輝政自身は発給文書には池田名字は用いておらず、他者からの受給文書においても表3No36を除いてすべて池田名字は用いられていない。従って、羽柴名字拝領後、輝政の正式な名字は羽柴氏であり、池田名字は通称的に呼称されたものととらえられる(3)。ちなみに輝政の羽柴名字に関する終見史料は慶長16年12月6日のNo339である。

天正18年7月、小田原合戦後における関東仕置によって羽柴(徳川)家康が関東に転封された後をうけて、輝政は三河吉田15万2千石を与えられ、以後、「羽柴吉田侍従」と称した(表2No2~4、表3No6~10他)。その所領は東三河4郡(設楽・八名・宝飯・渥美)全域と西三河(額田郡)の一部、西遠江の一部から構成されていたとみられるが(4)、今後さらに詳細に検討していく必要があろう。そして慶長5年の関ヶ原合戦の結果、播磨52万石を与えられ、同国姫路城を居城とした。ここに輝政は国持大名という政治的地位を獲得したのであり、その知行高は当時でも8番目に高いものであった。同8年2月6日に五男忠継(家康外孫)に備前28万石を与えられた。輝政に対する実質的な加増であり、これによりあわせて80万石を領することとなり、その知行高は一躍、羽柴(前田)利長に次ぐものとなった。そして、同月12日には徳川家康の将軍任官に伴って従四位下・右近衛権少将に叙任された(『家譜』他)(5)。官位的にも有力大名の仲間入りを遂げ、以後は「(羽柴)播磨少将」と称した(No297、表3No5、表3No31~34等)。ちなみに、関ヶ原合戦後における徳川氏一門以外の大名による少将以上の任官は、前年3月における羽柴(福島)正則に次いでのものであり、関ヶ原合戦、初期徳川政権における両者の政治的役割の高さを示すものといえよう。

慶長15年2月3日に六男忠長(忠雄、家康外孫)に淡路6万石を与えられた。備前同様、輝政に対する実質的な加増であり、これによりあわせて86万石を領することとなった。そして、同17年8月23日に正四位下・参議に叙任され、あわせて松平名字を授

与された（『家譜』『本光国師日記』同年10月7日条他）（6）。以後、「松平三左衛門尉」（No347～8）と称し、また「松平播磨宰相」と称された（『孝亮宿禰日次記』同年10月22日条他）。いうまでもなく、徳川政権期において徳川氏一門以外の大名で参議に任官されたのはこの輝政が最初である。また、松平名字については池田氏では既に輝直（利隆）・忠継・忠長（忠雄）ら輝政の子息がこれ以前に授与されており、輝政は子息よりも遅いということになる。そして松平名字拝領により、輝政はそれ以前の羽柴名字・豊臣姓を廃したことはいうまでもなく、その姓については、この後池田氏は源姓を称していることからみて、輝政も源姓を称することになったとみられる。

## 2、花押と印判

次に輝政の花押と印判の変遷について整理することとしたい。輝政の花押形についてはおよそ九種、印判については一種の存在を確認することができる。以下、個々にその変遷の状況について検討することとしたい。

### 〔花押1〕

輝政の花押の確認される初見史料であり、その初見発給文書である天正12年6月付のNo1から、同年8月9日付のNo5までの2点にみられる。右側の大きな円形は父恒興・兄元助の花押にも特徴的にみられた部分であり、その継承といえるであろう。

### 〔花押2〕

天正13年7月付のNo9から、伏見大長老寺建立のために諸大名が署判を加えた勧進書立である文禄3年8月21日付の表2 No2までみられる。花押1における左上の線と右下の線を大きく伸長させたものとなっている。花押1の終見が天正12年8月であり、花押2の初見が翌年7月であることから、その間に改判されたことが知られる。

### 〔花押3〕

織田常真（信雄）等三〇名の大名による連署起請文である文禄4年7月20日付の表2 No3と同年8月26日付のNo60の2点にみられる。花押2の終見が文禄3年8月であり、花押3の初見が翌年7月であることから、その間に改判されたことが知られる。この花押形は一見して羽柴（徳川）家康の花押形に倣ったものといえ、輝政は丁度その間の文禄3年12月27日に家康の次女督姫（富子、のち播磨御前）を継室に迎えていることから（『言経卿記』等）、この婚姻を契機として、岳父家康のそれに倣った花押形に改判したものと想定される。

### 〔花押4〕

文禄5年（慶長元年）2月6日付のNo63と慶長2年2月1日付のNo64の2点にみられる。花押3からさらに全体的に改判したものといえる。花押3の終見であるNo60と花押4の初見であるNo63との間の7カ月ほどの間に改判されたことが知られる。その契機については不明であるが、花押3とともにこの花押4の使用時期は極めて短期間であったといえよう（7）。

### 〔花押5〕

（年未詳）9月22日付のNo69の1点にみられる。この花押形は花押4からさらに全体的に改判したものであり、以降における花押6～9とは基本形を同じくするものである。所見史料の年次を特定することはできないが、花押6～9の変化の態様からみて、この花押形が最も初期のものであると推測される。この花押形も一見して岳父徳川家康の花押形に倣ったものとみられるが、花押3とは大きく異なっている。また宛名が山中長俊であることからも慶長5年の関ヶ原合戦以前のものであることは間違いないであろう。年次未詳のため、その使用期間については不明であるが、花押4と花

押6の間、およそ慶長2年から同4年までの間におけるものとみられる。

〔花押6〕

慶長5年8月24日付のNo72から、(同年)12月12日付のNo130までみられる。花押5の右下に膨らみをもたせたものとなっている。

〔花押7〕

慶長5年12月20日付のNo134から、同13年11月23日付のNo303までみられる。花押6から地線と中央部横線を太くし、全体的に縦に伸びたものとなっている。花押6から花押7への移行時期については、その判別は微妙といえるが、およそ慶長5年末を境としているととらえられる。関ヶ原合戦の結果による播磨入部を承けての改判と推測される。

〔花押8〕

慶長14年と推定される10月7日付のNo308から、(同15年)閏2月22日付のNo317までみられる。No308は無年号文書であるが、花押形と月付から必然的に慶長14年に比定されることとなる。花押7からさらに地線の左端部分が左上に跳ねたものとなっている。

〔花押9〕

(慶長15年)5月15日付のNo319から、輝政の最終発給文書である同17年12月18日付のNo351までみられる。花押8からさらに、中央部から地線左側に伸びる線と地線の交差部分に左上に向けて跳ねが加わったものとなっている。

〔印判〕

慶長16年5月22日付のNo331と無年号9月14日付のNo344の2点にみられる(8)。両文書に押捺されている印判は異なり、前者は单郭の楕円形印で印文は「吾長福」。日下に単独で押捺されている。後者は不鮮明であるが单郭の円形印で印文は未詳。署名の下に押捺されている。両文書ともに書状であることから、いずれも私的な花押代用印として使用されていたものとみられる。輝政の場合、現存の限りでは、公的な支配関係文書にはすべて花押を据えており、いわゆる印判状様式のものは全くみられない(9)。そのため、印判を使用していたとしても、史料の性格上、その残存は極めて確率の低いものとなっているといえよう。この点、他の大名に印判状様式の発給文書や、公的な支配関係文書に押捺される花押代用印の存在が広範にみられることをみると、興味深い相違といえるであろう。

### 3、内容分類とその特徴

ここでは370点の輝政の発給文書について、内容による分類を行い、全体的な特徴について述べることとした。なお、この370点というのは他者数名との連署状を含めたものであり、このうち輝政単独の発給は335点、他者との連署状は35点である。また、370点のうち、いわゆる公的な支配文書は302点、書状は68点がみられる。さらに支配文書については、内容によって(1)家臣宛知行充行状・知行目録、(2)寺社宛寄進状、(3)禁制、(4)その他の支配文書、に大別しうる。以下、個々に検討することとした。

#### (1) 家臣宛知行充行状・知行目録

輝政の発給文書のなかでは最も多く残存し、219点がみられる。全体の約6割を占めている。このうち知行充行状は206点、知行目録は13点がみられる。この両様式がどのように使い分けされていたのかは明確ではないが、後者のほとんどは大身家臣宛にみられている。また、両様式のものが同日付で同一人に与えられた例として、唯一、No

143～4の例がみられる。これはNo143においては郡名のみ記載され、No144において郡内の各村名までが記載されたものとなっていることから、前者を補完するものとして後者が同時に発給されたものととらえられる。同日付のもので前者と同書式をとるものとしては他にNo142・145の2点がみられるにすぎず、いずれも高知行であることから、そうした場合にのみ両様式のものが発給されたものととらえられ、通常はいずれかのものが発給されたものとみられる。

これらの知行充行状・知行目録については、同日付で複数の発給が確認されるが、これは言うまでもなく家臣に対して一斉的に知行割が行われたことを示すものであり、以下に列記することとしたい。

- A 天正12年8月9日 (No3～6) 、4点
- B 天正12年9月21・22日 (No7・8) 、2点
- C 天正13年9月25日 (No10～11) 、2点
- D 天正17年11月20日 (No16～28) 、13点
- E 天正18年10月18日 (No31～47) 、17点
- F 文禄5年2月6日 (No62～63) 、2点
- G 慶長4年12月24日 (No66～67) 、2点
- H 慶長5年11月11日 (No126～128) 、3点
- I 慶長6年11月3日 (No142～172・174～226) 、84点
- J 慶長7年10月18日 (No229～233) 、5点
- K 慶長8年10月6日 (No235～253) 、19点
- L 慶長9年10月18日 (No254～271) 、18点
- M 慶長10年11月5日 (No272～277) 、6点
- N 慶長11年11月26日 (No279～280) 、2点
- O 慶長12年10月28日 (No298～302) 、5点
- P 慶長14年11月26日 (No309～315) 、7点
- Q 慶長15年11月23日 (No321～328) 、8点
- R 慶長16年9月11日 (No332～335) 、4点
- S 慶長17年12月18日 (No349～355) 、7点

以上のように19例の存在を確認することができる。このうち、A～Dは岐阜領国期、E～Gが吉田領国期、H～Sが播磨領国期におけるものである。この他、現在は1点のみ残存しているものとして9点があり、吉田領国期の天正18年7月1日付のNo30、同年10月28日付のNo48（Eと一体か）、同19年7月8日付のNo51、文禄3年12月12日付のNo59、年未詳3月18日付のNo68、同12月21日付のNo69、播磨領国期の慶長13年11月23日付のNo303、年未詳2月3日付のNo 330(10)、年月日未詳のNo370である。これらについても今後における史料蒐集によって複数の存在が確認される可能性は極めて高いといえるであろう。そしてこれらによって、輝政はおよそ慶長4年以降はほぼ毎年冬に知行割を行っていたことが知られる。

ところで、それらの残存数は各知行割によってかなり偏差が存在しているが、それはいうまでもなくそれら知行割の規模を反映したものととらえられる。すなわち、岐阜領国期のD、吉田領国期のE、播磨領国期のI・K・Lは、全家臣もしくは大部分の家臣に対して行われた全領国規模のものであることが窺われ、その他のものは新規召抱、加増、知行替などによる一部の家臣に対して行われた部分的なものであったことが窺われる。なお、こうした知行割の実施の背景や状況については、輝政の領国支配を解明するうえで重要な要素をなすものであるため、その詳細については後日の検討を期すこととしたい。ちなみに、これら知行充行状・知行目録の大半は「鳥取藩士

家譜」に収められているものであり、すなわちその大半は鳥取藩士系のものであり、岡山藩士系のものは極めて少数が伝来されているにすぎない。従って、これらをもととして輝政による家臣に対する知行割の全体像を解明することには大きな限界が存するのであり、この点を十分に踏まえるとともに、この点を補う分析方法を追求する必要があろう。

#### (2) 寺社宛寄進状

12点がみられ、時期別にみていくと、岐阜領国期が1点 (No15) 、吉田領国期が4点 (No49・53・60・64) 、播磨領国期が8点 (No133~5・137~8・173・329) である。これらのうちNo53・173・329の3点はいずれも伊勢御師上部氏に宛てたものであり、いわば領国外の寺社に宛てたものといえる。この寺社領の寄進は、いうまでもなく寺社に対してその所領を確定するものであり、家臣に対する知行割とその意味では同様のものととらえられる。領国内寺社に宛てたもののうち、同日付で発給されているのは播磨領国期におけるNo133~5・137~8であり、両者は2日違いのものであることから一体的なものとして扱うことができよう。これらは輝政の播磨入封直後におけるものであり、輝政が播磨入封後に領国内寺社に対して一斉に寺社領を寄進したものととらえられ、以後において輝政による寄進状はみられないことから、播磨領国期において輝政が寺社に対して寺社領を寄進したのは、これ1回であったと推測される。現在、残存しているものはこの5点にすぎないが、おそらく他にも多く発給されたことは間違いない。また、吉田領国期のうち、No60は住持職相続に伴って発給されたものであることから個別的なものととらえられ、その他の岐阜領国期・吉田領国期における3点は、政策的に行われたものである可能性が高いが、残存数が極めて少数であるため、詳細は不明といわざるをえない。なお、料紙の形態はNo64のみ縦紙で、他はすべて折紙である。

#### (3) 禁制

37点がみられ、このうちNo9・278の2点が領国内の寺社に対して発給されたものであり、残りの35点はいずれも関ヶ原合戦関係で領国外の寺社・在地に対して発給されたものである。領国内寺社宛のものについては残存数が少ないために、その発給の背景等については不明とせざるをえない。一方、関ヶ原合戦関係のものでは、No71・74・75の3点が輝政単独の発給であり、その他のNo72・73・90~95・97~109・111・112・115・116・118・119・122の28点が羽柴(福島)正則との連署、No110・113・114・120の4点が羽柴(福島)正則・浅野幸長との連署によるものである。これらの禁制は、合戦前の慶長5年8月下旬から合戦後の10月初めにわたってみられており、月日・在所・署判順・文言の相違を詳細に整理することによって、合戦前後の東軍軍政における彼らの政治的・軍事的役割やその動向が具体的に明らかになるものと思われる。この点については、羽柴(福島)正則・浅野幸長の禁制の整理とともに、後日の課題としておきたい。なお、それらの料紙の形態はNo72が折紙である他は、すべて縦紙である。

#### (4) その他の支配文書

以上に分類されないものとして34点がみられる。そのうちNo76~89・121の15点は関ヶ原合戦前に美濃国の寺社・在所に宛てた判物であり、「当手」軍勢の乱妨狼藉の禁止を保証したものであり、内容的にはまさに禁制といえるものである。輝政は東軍搦手の総大将であったことから、「当手」とはこの搦手軍を指すものとみられる。先にみた輝政発給の禁制、羽柴(福島)正則との連署禁制と合わせて、相互の関連を検討する必要があろう。その他の19点が領国内に発給されたものであり、時期別にみると岐阜領国期が5点 (No1・2・12~14) 、吉田領国期が4点 (No50・52・55・61) 、播磨領国期が10点 (No124・125・129・136・139~141・228・234・320) である。

岐阜領国期のものはその多くが前代以来の特権等を改めて安堵（諸役免除等）したものであり、時期や内容が統一されていないことから個別的に発給されたものとみられるが、いずれも岐阜領国の継承に伴い、「代替わり」政策の一環として発給されたものであると位置付けられよう。ちなみにいずれも天正12～14年におけるものであることから、こうした政策が展開されたのがその時期であったことが知られる。吉田領国期のもののうち、家臣神戸平介宛のNo55を除く他のものは、それらと同様の性格を持つものといえよう。No50は伝馬役賦課の規定、No52は寺領安堵と諸役免除、No61は渡船役賦課と屋敷給与・諸役免除という内容となっている。そして家臣宛知行充行状・知行目録、寺社宛寄進状の発給状況からみて、吉田領国期では天正18・19年にこうした政策が展開されたものとみられる。また、No55は「新蔵(照国=利隆)不慮」（病気か）が異議なかったことについての神戸の尽力を賞し、知行の加増を約したものであり、いわば感状と知行充行の約諾状といえる。

播磨領国期のうち、入封直後の発給であるNo124・125・129を始め、No139・140・28は在所・市・町・寺に対して種々の事柄を規定した定書・掲書であり、また、No136・141は役勤仕に伴う諸役免除である。ちなみにNo130・131は書状であるが、内容的には諸役免除であり、同様のものとして扱うことが可能であろう。これらは家臣宛知行充行状・知行目録、寺社宛寄進状の発給とともに慶長5年末から翌6年末にかけての時期に集中していることから、輝政による播磨入封に伴う「代替わり」政策の一環としてのものととらえられよう。また、No234は領国全域を対象として在所支配・百姓支配に関する種々の事柄を規定した定書、No320は淡路国宛の同種の掲書であり、前者は備前領有、後者は淡路領有に伴って発給されたものと推測される。いうまでもなく、これらはいわば輝政の統治方針を統一的に示したものといえ、こうした内容のものはそれ以前にはみられないことから、輝政の領国支配の展開を検討していくうえで極めて重要な要素をなすものととらえられるのであり、その詳細な内容検討については後日を期すこととしたい。

これら（1）～（3）以外の支配文書はその残存数は非常に限定されているが、しかし、岐阜領国期・吉田領国期におけるものが個別的に発給され、その内容も戦国期的な諸役関係のものが大半を占めていたのに対して、播磨領国期におけるものは領国全域を対象として広く全般的な内容のものが定書・掲書として発給されているに大きな相違と変化を認めることができるであろう。この点については、さらに詳細に追求していく必要があるが、発給文書の内容変化の検討から領国支配の機構変化、質的転換を浮かびあがらしうる可能性を示すものといえよう。

### おわりに

以上、本稿では池田輝政の発給文書について若干の検討を行った。具体的には発給文書の総編年化作業をすすめる必要から、実名・氏姓・官途、花押・印判といった基礎的事項について整理を行ったうえで、その支配文書について、内容ごとに整理・検討し、およその特徴について指摘してきた。いうまでもなく、これらは輝政の領国支配、政治的動向を解明するための前提的な作業であり、また、ここにおける検討そのものについても表面的な素描に止まるものも少なくない。今後、さらに発給文書の蒐集・確認に努めるとともに、家臣発給文書の検討も含めて、その領国支配について詳細に検討をすすめていくこととしたい（11）。

（1995・8・20成稿）

註

- (1) なお、備前・淡路両国はそれぞれ名目的には輝政の子忠継・忠長(忠雄)に与えられたものであるが、当時、両者は実際に領国支配を行ったわけではなく、それらはすべて輝政が管掌しており、他者からも輝政は三ヵ国の国主ととらえられている。従って、輝政については播磨・備前・淡路三国の国主ととらえる方が妥当である。
- (2) 下村效「豊臣氏官位制度の成立と発展－公家成・諸大夫成・豊臣授姓－」(『日本史研究』377号、1994年) 参照。なお、天正13年10月の侍従任官の大名のなかには輝政は含まれていなかったようであり、それから同15年初めまでの間に侍従に任官した大名八名のうち、そのうち四名は同14年正月に任官していることから、この輝政の侍従任官もそれらと同時のものであった可能性が高いとみられる。ちなみに、『池田家譜』(『姫路市史第十巻』所収、以下、『家譜』と略す)にみえる輝政の官位叙任に関する記載は、官位・期日ともに多くの誤りが認められ、ほとんど参考にならない。
- (3) 輝政の事例ではないが、福島正則が羽柴名字から福島名字に復した際に「前の名字ニ罷成候」と述べている(「島津文書」『鹿児島県史料 旧記雑録後編三』1951号。同書では慶長9年に比定されているが、元和元年が正しい)。従って、羽柴名字は名譽的な呼称ではなく、正式な名字であったのであり、本来の名字はあくまでも「前の」名字であったことが確認される。また、羽柴名字に対応する姓は豊臣姓であり、羽柴名字を称していたならば例外なくその姓は豊臣姓であると考えてよく、その意味では両者は一体的に機能していたといえるが、その逆の場合、すなわち豊臣姓を授与されたからといって必ずしも羽柴名字であるとは限らない。そして一般に豊臣姓で呼称される秀吉・秀頼らもその名字はあくまでも羽柴氏であり、彼らを武家としてとらえるならば、その名字を冠して、すなわち「羽柴秀吉」「羽柴秀頼」というように呼称する方が妥当であり、これによって、彼らによる羽柴名字・豊臣姓の授与が自らのそれと全く同一のものを授与していたということが明確に認識されるのである。この点は徳川氏による松平名字の授与とは、松平名字がその旧名字であり、その姓については規定しないものであることから、大きく相違するものであるといえる。なお、これらの点に関しては、別に検討することとしたい。
- (4) 『豊橋市史 第一巻』(豊橋市刊、1973年) 第三章第五節。
- (5) なお、この時輝政は正四位下・左近衛権少将に叙任されたとするものもみられるが、当時の大名の叙任状況から鑑みて、このように想定しておくのが妥当であろう。
- (6) なお、この時の位階について正三位・従三位とする記載もみられるが、当時の大名の叙任状況から鑑みて、このように想定しておくのが妥当であろう。
- (7) なお、この間の文禄4年12月22日付のNo61の花押形については確認できていないので、同文書の花押形を確認することにより、その花押の改判時期についてはさらに限定することが可能である。
- (8) この他、No144・357にも黒印が押捺されていることが知られるが、未確認のためここでは除外しておく。
- (9) 前註文書のうち、後者は本文で取り上げたものと同様に書状であるが、前者は知行目録に単独で押捺されており、いわゆる公的な支配文書に公印として押捺されたものであることが窺われる。これが事実であるならば、輝政も公印の使用、印判状の発給が認められることとなる。

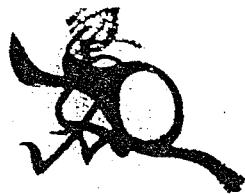
- (10) なお、本文書には慶長6年の年付がみられるが、内容からみて同年ではありえず、少なくとも輝政が備前支配を展開した同8年以降のものとみられる。
- (11) なお、参考までに、付表として輝政の父恒興・兄元助、嫡子利隆、五男忠継の発給・受給文書目録を後掲しておく。それぞれについても本稿におけるような基礎的な分析を行う必要があろう。また、当初は六男忠雄についても発給・受給文書目録を作成する予定であったが、数量が多いため作成までに至らなかった。これについては他日の公表を期したい。

(付記) 本稿は1995年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）に基づく研究成果の一部である。

〈池田輝政の花押と印判〉



花押1



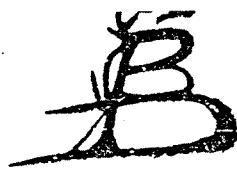
花押2



花押3



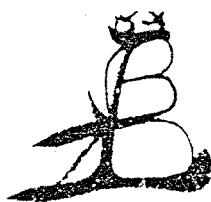
花押4



花押5



花押6



花押7



花押8



花押9



印判

表 1 池田輝政差給文書目録

No.	年月日	署判	宛所	内容	形	出典 (刊本)
1	天正12・6・-	池田三左衛門尉照政(花押1)	聖德寺内中 加納	判書	○ ○	聖德寺文書 (大日史11-7-P680)
2	12・7・-	三左衛門尉 (花押1)	神戸平助とのへ 高木平作とのへ	知行充行状写	○	円徳寺文書 (岐1-P15)
3	12・8・9	御名御判	乾平右衛門殿 平尾喜左衛門殿	知行充行状写	×	神戸光次家譜 高木正次家譜
4	12・8・9	御名御判	照政 (花押1)	知行充行状写	○	乾文書 (『資料調査報告書』7号P32)
5	12・8・9	照政御判	照政 (花押1)	知行充行状写	×	平尾喜左衛門軍功書 (大日史11-6-P583)
6	12・8・9	御名御判	小原孫次郎殿	知行充行状写	○	大原直鑑家譜
7	12・9・21	御名御判	鷺見源十郎殿	知行充行状写	×	鷺見甚蔵家譜
8	12・9・22	御名御判	立政寺	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P202)
9	13・7・-	三左衛門尉 (花押2)	乾平右衛門殿 賀腰十左衛門尉殿	知行充行状写	×	乾文書 (『資料調査報告書』7号P32)
10	13・9・25	御名御判	立政寺	知行充行状写	○	立政寺文書 (『資料調査報告書』7号P32)
11	13・9・25	御名御判	乾平右衛門殿 賀腰十左衛門尉殿	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
12	14・2・-	照政 (花押2)	賀腰十左衛門尉殿	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
13	14・2・-	照政 (花押2)	賀腰十左衛門尉殿	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
14	14・10・18	照政 (花押2)	専福寺	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
15	14・12・18	照政 (花押2)	別当坊	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
16	17・11・20	国清公御名判	田中真吉殿	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
17	17・11・20	御名御判	神戸平助とのへ 高木平作とのへ	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
18	17・11・20	御名御判	加藤十左衛門尉殿	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
19	17・11・20	御名御判	乾平右衛門尉殿	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
20	17・11・20	照政 (花押2)	白井全左衛門とのへ 小原孫次郎殿	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
21	17・11・20	御名御判	鷺見源十郎殿	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
22	17・11・20	御名御判	野崎七兵衛殿	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
23	17・11・20	御名御判	平尾喜左衛門殿	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
24	17・11・20	照政 (花押2)	岡島五平次殿	知行充行状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
25	17・11・20	照政御判	加野五助とのへ 松原新八殿	知行充行状写	×	立政寺文書 (岐1-P93)
26	17・11・20	照政 (花押2)	北条在京大夫殿御宿所	書状写	○	立政寺文書 (岐1-P93)
27	17・11・20	御名御判	羽柴東郷侍従秀一判	政判	（ 18）5・27	立政寺文書 (岐1-P93)
28	17・11・20	照政 (花押2)	北条在京大夫殿御宿所	書状写	（ 18）5・27	立政寺文書 (岐1-P93)
29		羽柴岐阜侍従輝 (照)				立政寺文書 (岐1-P93)

30	( 18) 7・1	照政 (花押2)	羽柴丹後少将一一判						
31	18・10・18	照政御書判							
32	18・10・18	御名御判							
33	18・10・18	照政 (花押2)							
34	18・10・18	照政 (花押2)							
35	18・10・18	御名御判							
36	18・10・18	御名御判							
37	18・10・18	御名御判							
38	18・10・18	御名御判							
39	18・10・18	御名御判							
40	18・10・18	照政 (花押2)							
41	18・10・18	照政御判							
42	18・10・18	照政御判							
43	18・10・18	御名御判							
44	18・10・18	御名御判							
45	18・10・18	御名御判							
46	18・10・18	御名御判							
47	18・10・18	照政 (花押2)							
48	18・10・28	照政判							
49	( 18) 12・20	照政 (花押2)							
50	19・6・-	照政 (花押2)							
51	19・7・8	御名御判							
52	19・7・9	照政 (花押2)							
53	19・12・9	羽柴三左衛門照政 (平介殿)							
54	( 19) 12・17	照政 (花押2) (三左)							
55	20・4・21	照政 (花押2)							
56	(年未詳) 3・3	羽柴三左衛門照政 (花押2)							
57	( ) 10・19	羽三左照政 (花押2)							
58	( ) 10・21	羽三左照政 (花押2)							
59	文禄 3・12・12	御名御判							
60	4・8・26	照政 (花押3)							

61	4・12・22	照政(花押)	半物	知行充行状写	新居町役場所蔵文書(『豊橋市史5』P375)
62	5・2・6	御名御判	○	知行充行状	神戸光太郎家譜
63	5・2・6	照政(花押4)	○	知行充行状	岡山池田文書(岡古4-P345)
64	慶長2・2・1	照政(花押4)	○	寄進状	東觀音寺文書(『豊橋市史5』P376)
65	(2)4・10	御名御判	○	書状写	池田氏家譜集成38所収岩越家譜
66	4・12・24	御名御判	○	知行充行状写	加藤治平家譜
67	4・12・24	御名御判	○	知行充行状写	小川利衛家譜
68	(年未詳)3・18	御名御判	○	知行充行状写	矢島幹太郎家譜
69	( )9・22	羽三左照政(花押5)	○	書状	富岡文書
70	( )12・21	御名御判	○	知行充行状写	梶浦清藏家譜
71	5・8・21	池田三左衛門判	○	禁制写	村瀬文書(岐阜・近世3-P350)
72	5・8・24	三左衛門尉(花押)	○	禁制	赤座文書(岐1-P931)
73	5・8・26	左衛門大夫(花押)	○	禁制	覚成寺文書(岐1-P523)
74	5・8・-	羽柴三左衛門大輔(花押)	○	禁制	伏屋文書(岐1-P652)
75	5・8・-	羽柴三左衛門尉(花押6)	○	禁制	諸国高社3
76	5・8・-	三左衛門判在判(花押)	○	禁制	野々垣文書(岐阜・近世9-P1044)
77	(5)8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	長谷川文書
78	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	聖徳寺文書(岐1-P15)
79	5・8・-	三左衛門(花押6)	○	禁制	円徳寺文書(岐1-P88)
80	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	専長寺文書(岐1-P606)
81	5・8・-	三左衛門(花押6)	○	禁制	西順寺文書(岐1-P567)
82	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	西円寺文書(岐1-P113)
83	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	超宗寺文書(岐1-P101)
84	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	大宝寺文書(岐1-P44)
85	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	鳥本順氏所蔵文書(岐1-P457)
86	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	敬念寺文書(岐1-P202)
87	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	立政寺文書(岐1-P19)
88	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	円福寺文書(岐1-P150)
89	5・8・-	三左衛門尉(花押6)	○	禁制	養教寺文書(岐1-P150)

90	5・8・-	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門大夫 (花押)	崇福寺村	○ 禁制	崇福寺文書 (岐1 - P98)
91	5・8・-	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門大夫 (花押)	竜徳寺	○ 禁制	竜徳寺文書 (岐1 - P437)
92	5・8・-	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門太夫 (花押)	多賀	○ 禁制	多賀大社文書 (『多賀大社叢書文書篇』 P97)
93	5・9・1	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門太夫 (花押)	大上郡多賀	○ 禁制	多賀大社文書 (『多賀大社叢書文書篇』 P97)
94	( 5 ) 9・1	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴三左衛門太夫 (花押)	多賀御社并不動院	○ 禁制	多賀大社文書 (『多賀大社叢書文書篇』 P98)
95	5・9・2	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴三左衛門太夫 (花押)	かたかたこうりのうち○ そかや村	○ 禁制	超宗寺文書 (岐1 - P113)
96	( 5 ) 9・3	羽左衛門太夫正則 (花押6) 羽三左衛門照政 (花押)	加藤左衛門尉殿 稻葉甲斐守殿	× 書状	大洲加藤文書 (岐4 - P1127)
		本多中書忠勝 (花押)	井 [ ]		
97	5・9・19	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門大夫 (花押)	太泰寺	○ 禁制	広隆寺文書
98	5・9・19	羽柴左衛門大夫 (花押)	梅津長福寺	○ 禁制	長福寺文書 (『長福寺文書の研究』 P509)
99	5・9・19	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門大夫 (花押)	西岡松尾惣中	○ 禁制	松尾神社文書 (『松尾大社史料集文書篇1』 P58)
100	5・9・19	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴三左衛門大夫 (花押)	妙心寺	○ 禁制	妙心寺文書
101	5・9・19	羽柴三左衛門大夫 (花押)	竹田村	○ 禁制	安楽寿院文書
102	5・9・20	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門大夫 (花押)	いく島	○ 禁制	栗山文書 (『尼崎市史5』 P31)
103	5・9・20	羽柴三左衛門尉 (花押6) 羽柴左衛門大夫 (花押)	塚口村	○ 禁制	興正寺文書 (『尼崎市史5』 P31)
104	5・9・20	三左衛門尉 (花押6) 左衛門大夫 (花押)	興戸村	○ 禁制	「古文書纂31」所収堀部功太郎氏所藏文書
105	5・9・20	羽柴左衛門大夫 (花押)	あしうら村	○ 禁制	芦浦觀音寺文書 (『近江栗太郡志2』 P146)

106	5・9・20	羽柴三左衛門(花押6) 羽柴左衛門大夫(花押6)	河内平野村	○ 禁制	未吉文書
107	5・9・21	羽柴左衛門大夫御書判 羽柴三左衛門御書判	揖津国すい田之内しん けん村	禁制写	橋本義敏氏所蔵文書 (『吹田市史6』P3)
108	5・9・21	羽柴左衛門大夫(花押) 羽柴三左衛門御書判(花押6)	道明寺	○ 禁制	道明寺天満宮文書 (『藤井寺市史5』P4)
109	5・9・21	羽柴三左衛門御書判(花押6)	柱本村	○ 禁制	葉間文書 (『高槻市史4』P126)
110	5・9・22	羽柴左衛門太夫(花押) 左京大夫(花押)	天王寺	○ 禁制	秋野房文書
		三左衛門御書判(花押6) 左衛門大夫(花押)			
111	5・9・23	羽柴左衛門大夫(花押) 羽柴三左衛門御書判(花押6)	播州赤穂坂屋中	○ 禁制	奥藤文書 (兵・中3-P129)
112	5・9・23	羽柴左衛門大夫(花押) 羽柴三左衛門御書判(花押6)	播州立野物町中	○ 禁制	市立龍野図書館所蔵文書 (兵・中3-P102)
113	5・9・23	在京大夫御書判 三左衛門御書判	吹田三ヶ庄	禁制写	橋本義敏氏所蔵文書 (『吹田市史6』P4)
		左衛門大夫御書判			
114	5・9・23	在京大夫(花押) 三左衛門御書判(花押6)	法金剛院	○ 禁制	仁和寺文書
115	5・9・25	左衛門大夫(花押) 羽柴左衛門大夫(花押)	河内国天野山	○ 禁制	金剛寺文書 (『金剛寺文書』P429)
116	5・9・25	羽柴三左衛門御書判 羽柴左衛門太夫在判 羽柴三左衛門御書判	河内国石川郡伊藤左馬頭代官所	禁制写	叡福寺文書
117	( 5 ) 9・25	藤堂佐渡守 浅野左京大夫 黒田甲斐守	輝元	起請文写	毛利文書 (『毛利家文書』1026)
118	5・9・26	羽柴左衛門大夫 羽柴三左衛門御書判(花押6) 羽柴左衛門大夫(花押)	幡州清水	○ 禁制	清水寺文書 (兵・中2-P339)

119	5・9・26	羽柴左衛門大夫 (花押) 羽柴三左衛門 (花押6)	播磨国神西郡内ひろ むね	○ 禁制	立政寺文書 (岐1-P204) 芦田文書 (兵・中3-P320)	広峰神社文書 (兵・中2-P657)
120	5・9・26	羽柴三左衛門 浅野左京大夫	ム每摩耶山	禁制写	諸国高札1	
121	5・9・-	羽柴左衛門大夫 羽柴三左衛門尉	西庄之内立政寺	× 判物写 ○ 禁制	立政寺文書 (岐1-P204) 芦田文書 (兵・中3-P320)	
122	5・10・2	羽柴三左衛門尉				
123	( 5)10・7	羽柴左衛門大夫 羽三左衛門尉	本田上野介殿上る人 々中	書状写 ○ 定書	土林添 2 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』P294)	
124	慶長5・10・16	三左衛門 (花押6)	完栗郡之内山田山崎 町中	○ 定書	岡島文書 (兵・近2-P86) 山崎八幡神社文書 (兵・中3-P264)	
125	5・11・9	照政 (花押)	和田夫兵衛殿 同かな殿	知行目録写 ○ 定書	和田信美家譜 (『太子町史3』P543)	
126	5・11・11	照政御印	福田牛介殿 佐藤少兵衛とのへ 淡川	知行目録写 ○ 定書	福田久道家譜 (『加古川市史5』P4)	
127	5・11・11	御名御判	播州清水惣中 常在寺文書	知行目録写 ○ 書状	佐藤長樹家譜 村上文書 (兵・中2-P136)	
128	5・11・11	御名御判	田中民部太輔殿御宿所 惣社大明神社家中	書状写 ○ 書状	福田文書 (『姫路城史上巻』P567)	
129	5・11・29	照政 (花押)	正明寺	○ 寄進状	正明寺文書 (兵・中2-P592)	
130	( 5)12・12	羽三左照政 (花押6)	東光寺	○ 寄進状	東光寺文書 (兵・中2-P607)	
131(年未詳)	7・12	三左衛門照政 (花押6)	町太郎兵衛へ 書写山	○ 寄進状	池内文書 (『姫路城史上巻』P569)	
132(	8・6	羽柴三左衛門照政 (花押6)	朝光寺	○ 寄進状	円教寺文書 (『姫路城史上巻』P568)	
133	5・12・20	照政 (花押)	加古郡今津町	○ 寄進状	朝光寺文書 (兵・中2-P373)	
134	5・12・20	照政 (花押7)		○ 寄進状	高砂志 (『姫路城史上巻』P569)	
135	5・12・20	照政 (花押7)		○ 寄進状	姫路市立城内図書館所蔵文書 (兵・近2-P86)	
136	5・12・21	照政 (花押)		○ 寄進状	安積文書	
137	5・12・22	照政 (花押)		○ 寄進状		
138	5・12・22	照政 (花押)		○ 寄進状		
139	6・3・11	照政 (花押)		○ 寄進状		
140	6・3・23	照政 (花押)		○ 寄進状		
141	6・8・4	照政 (花押7)	彦兵衛 又左衛門	○ 判物		
142	6・11・3	照政御花押	和田夫兵衛尉殿	知行充行状写	和田信美家譜 (『太子町史3』P543)	
143	6・11・3	御名御印	福田牛介殿	知行充行状写	福田久道家譜 (兵・近1-P376)	



176	6・11・3	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判	御名御判
177	6・11・3	柘植市兵衛ととのへ 三品甚二郎ととのへ	鷺見文右衛門ととのへ 柘植市兵衛ととのへ	鷺見源十郎ととのへ 多田半右衛門ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 多田八郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 村山八郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 山田左衛門ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 秋田十介ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 安部久介ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 黒部彦太郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 竹村与右衛門ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 多羅尾系八郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 円山四郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 宮狩大西五郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 小川兵吉ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 隠岐善兵衛ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 小原三郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 賀藤次兵衛ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 栗生茂助ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 柴山勘四郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 那須忠右衛門ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 野崎長右衛門ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 長谷川甚九郎ととのへ	鷺見源源十郎ととのへ 八田加兵衛ととのへ			
178	6・11・3																										
179	6・11・3																										
180	6・11・3																										
181	6・11・3																										
182	6・11・3																										
183	6・11・3																										
184	6・11・3																										
185	6・11・3																										
186	6・11・3																										
187	6・11・3																										
188	6・11・3																										
189	6・11・3																										
190	6・11・3																										
191	6・11・3																										
192	6・11・3																										
193	6・11・3																										
194	6・11・3																										
195	6・11・3																										
196	6・11・3																										
197	6・11・3																										
198	6・11・3																										
199	6・11・3																										
200	6・11・3																										
201	6・11・3																										
202	6・11・3																										
203	6・11・3																										
204	6・11・3																										
205	6・11・3																										
206	6・11・3																										
207	6・11・3																										
208	6・11・3																										

鷺見甚蔵家譜（『姫路市史10』P58）  
 柏植貞利家譜（『姫路市史10』P58）  
 三品久幸家譜  
 荒尾成熏家譜  
 白井貞雄家譜（『姫路市史10』P58）  
 岡島文書  
 岡島見保利家譜（『姫路市史10』P59）  
 鷺見甚蔵家譜  
 多田正敏家譜  
 村山留藏家譜（『太子町史3』P543）  
 山田易直家譜（『姫路市史10』P58）  
 笹尾喜藤次家譜  
 真田幸明家譜  
 黒部勝次郎家譜  
 寺島宗敬家譜  
 竹村勝任家譜  
 多羅尾喜平家譜  
 円山峰良家譜  
 宮脇熊太郎家譜  
 鹿野義智家譜  
 大西辰治家譜  
 小川利鈴藏家譜  
 隠岐鉢治平家譜  
 加藤治平家譜  
 浅木繁榮家譜  
 柴山辰三郎家譜（『姫路市史10』P59）  
 形須勝藏家譜（兵・近1-P378）  
 野崎氏永家譜  
 長谷川政男家譜（『姫路市史10』P59）  
 八田政也家譜

知行充行状写 ×

鷺見文右衛門ととのへ  
 柏植市兵衛ととのへ  
 三品甚二郎ととのへ  
 荒尾伝助ととのへ  
 白井岡島五郎右衛門殿ととのへ  
 鷺見源源十郎ととのへ  
 多田半右衛門ととのへ  
 村山八郎ととのへ  
 山田左衛門ととのへ  
 秋田十介ととのへ  
 安部久介ととのへ  
 黒部彦太郎ととのへ  
 竹村与右衛門ととのへ  
 多羅尾系八郎ととのへ  
 円山四郎ととのへ  
 宮狩大西五郎ととのへ  
 小川兵吉ととのへ  
 隠岐善兵衛ととのへ  
 小原三郎ととのへ  
 賀藤次兵衛ととのへ  
 栗生茂助ととのへ  
 柴山勘四郎ととのへ  
 那須忠右衛門ととのへ  
 野崎長右衛門ととのへ  
 長谷川甚九郎ととのへ  
 八田加兵衛ととのへ



241	8・10・6	御名御判	菅次郎太夫とのへ 詫聞間源之丞とのへ	菅權九郎家譜 詫聞半藏家譜
242	8・10・6	御名御判	野間勘介とのへ	河毛清如家譜 (『相生市史5』P284)
243	8・10・6	御名御判	河毛四郎三郎とのへ	中野平内家譜 (『相生市史5』P284)
244	8・10・6	御名御判	中野九右衛門とのへ	不破景福家譜 (『太子町史3』P543)
245	8・10・6	御名御判	中野九右衛門とのへ	伊藤八衛家譜
246	8・10・6	御名御判	不破四郎右衛門とのへ	関西大學図書館所蔵文書
247	8・10・6	御名御判	伊藤八右衛門とのへ	沢住信省家譜
248	8・10・6	照政 (花押7)	梅原左兵衛とのへ	武宮丹治家譜
249	8・10・6	御名御判	沢住加兵衛とのへ	中島茂左衛門とのへ
250	8・10・6	御名御判	武宮久兵衛とのへ	中島茂九介殿
251	8・10・6	御名御判	中島茂左衛門とのへ	平井源八郎殿
252	8・10・6	照政 (花押7)	中島茂左衛門とのへ	渡瀬淡路守とのへ
253	8・10・6	御名御判	寺西忠左衛門殿	乾平右衛門殿
254	9・10・18	御名御判	佐藤半左衛門とのへ	佐藤半左衛門とのへ
255	9・10・18	照政 (花押7)	伏屋作十郎殿	寺西忠左衛門殿
256	9・10・18	御名御判	大島五郎兵衛とのへ	大島五郎兵衛とのへ
- 257	9・10・18	照政 (花押7)	佐治彦左衛門とのへ	佐治彦左衛門とのへ
258	9・10・18	御名御判	荒川半右衛門とのへ	荒川半右衛門とのへ
259	9・10・18	御名御判	加藤小十郎とのへ	加藤小十郎とのへ
260	9・10・18	御名御判	野間市蔵とのへ	野間市蔵とのへ
261	9・10・18	御名御判	每野彦右衛門殿	每野彦右衛門殿
262	( 9)10・18	御名御判	小川兵吉殿	小川兵吉殿
263	9・10・18	御名御判	清水彌一郎殿	清水彌一郎殿
264	9・10・18	御名御判	櫻彦太郎とのへ	櫻彦太郎とのへ
265	9・10・18	御名御判	伊藤八右衛門とのへ	伊藤八右衛門とのへ
266	9・10・18	御名御判	赤座多左衛門とのへ	赤座多左衛門とのへ
267	9・10・18	御名御判	高木甚左衛門とのへ	高木甚左衛門とのへ
268	9・10・18	御名御判	佐治彦左衛門とのへ	佐治彦左衛門とのへ
269	9・10・18	御名御判	野瀬喜左衛門殿	野瀬喜左衛門殿
270	9・10・18	御名御判	能勢彦太郎家譜	能勢彦太郎家譜
271	9・10・18	御名御判	高木正次家譜	高木正次家譜
272	10・11・5	御名御判	佐治幾衛家譜	佐治幾衛家譜
273	10・11・5	御名御判	知行目録写	知行目録写







364( )	10・14	御名御判	書状写	
365( )	10・21	御名御譲(御判)	書状写	
366( )	6	(三左)	書狀	
367( )	12	(三さ)	書狀	△
368( )	24	三左	書狀	×
369( )	27	(三左)	書狀	×
370( )		御名御判	知行充行状写	○
補遺		佐々弥二殿	知行充行状写	○
1	慶長9・10・18	照政(花押7)	筑前叢書114	
2	10・11・5	照政書判	筑前叢書114	
3	17・12・18	輝政(花押9)	小崎文書	

表2 池田輝政差給関連文書目録

No.	年月日	文書名	署判	形
1	天正16・4・15	織田信兼等二三名連署起請文写	岐阜侍従豊臣照政	出典(刊本)
2	文禄3・8・21	伏見大長老寺建立勅進書立	よし田侍従殿(花押2)	聚樂第行幸記(『群書類從3』P612)
3	4・7・20	織田常真等三〇名連署起請文	羽柴吉田侍従(花押3)	相国寺文書
4	慶長4・5・11	羽柴秀秋等三〇名連署請文案	吉田侍従	大阪城天守閣所蔵木下家文書(『ねねと木下家文書』P153)
5	16・4・12	羽柴忠興等二二名連署請文写	播磨少将輝政(花押9)	島津文書(『鹿児島県史料 旧記録後編3』741)
			備前侍従輝直(花押)	尊経閣文庫所蔵文書(大日史12-8-P152)

表3 池田輝政受給文書目録

No.	年月日	文書名	宛所	形
1	(天正12) 4・11	羽柴秀吉書状	池田三左衛門門脇御宿所	出典(刊本)
2	( 12) 8・4	羽柴秀吉書状	池田三左衛門門脇御宿所	岡山池田文書(大日史11-7-P38)
3	( 13) 3・22	羽柴秀吉書状	長谷川藤五郎殿	岡山池田文書(岐4-P1065)
			稻葉彦六殿	△ 慶元義塾大学図書館所蔵文書(大日史11-14-P81)
			池田三左衛門門脇御宿所	
			牧村長兵衛門門脇御宿所	

4 ( 15) 6・21 羽柴秀吉朱印状

5 ( 17か) 3・23	羽柴秀吉朱印状	
6 19・8・20	羽柴秀次條書	
7 20・1・11	羽柴秀吉知行目録	
8 20・1・-	羽柴秀次條書写	
9 (文禄元) 5・13	羽柴秀吉朱印狀	
10 (元) 7・26	羽柴秀吉朱印狀	
11 (年未詳) 9・8	羽柴秀吉朱印狀	
12 慶長4・11・18	養徳院書状	
13 ( 5) 8・4	徳川家康書状写	

### 甲賀衆

羽柴丹波侍従とのへ  
羽柴松加島侍従とのへ  
羽柴岐阜侍従とのへ  
羽柴曾根侍従とのへ  
羽柴若狭守とのへ  
林長兵衛とのへ  
戸田民部少輔とのへ  
竜造寺民部大夫とのへ  
羽柴岐阜侍従とのへ  
羽柴三左衛門源殿  
羽柴吉田侍従とのへ  
羽柴吉田侍従とのへ  
羽柴吉田侍従とのへ  
羽柴吉田侍従とのへ  
羽柴吉田侍従とのへ  
三吉田侍従殿  
池田備中守殿  
九鬼長門守殿  
吉田侍従殿  
池田備中守殿  
九鬼長門守殿  
清須侍従殿  
吉田侍従殿  
浅野左京大夫殿  
黒田甲斐守殿  
加藤左馬助殿  
丹後宰相殿  
吉田侍従殿  
吉田侍従殿  
清須侍従殿  
吉田侍従殿

× 田尻文書 (『佐賀県史料集成古文書編7』 P290)

5 ( 17か) 3・23	羽柴秀吉朱印状	岡山池田文書 (岡古4 - P343)
6 19・8・20	羽柴秀次條書	岡山池田文書 (岡古4 - P343)
7 20・1・11	羽柴秀吉知行目録	岡山池田文書 (岡古4 - P343)
8 20・1・-	羽柴秀次條書写	専経閣文庫所蔵文書
9 (文禄元) 5・13	羽柴秀吉朱印狀	岡山池田文書
10 (元) 7・26	羽柴秀吉朱印狀	岡山池田文書 (岡古4 - P344)
11 (年未詳) 9・8	羽柴秀吉朱印狀	岡山池田文書 (岡古4 - P344)
12 慶長4・11・18	養徳院書状	岡山池田文書 (岡古4 - P346)
13 ( 5) 8・4	徳川家康書状写	山田文書 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』 P553)

譜牒余録20 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』 P627)

× 岡山池田文書 (岡古4 - P346)

14 ( 5) 8・13 徳川家康書状

× 岡山池田文書 (岡古4 - P346)

15 ( 5) 8・25 徳川家康書状写

× 岡山池田文書 (岡古4 - P347)  
× 岡山池田文書 (岡古4 - P347)  
× 岡山池田文書 (岡古4 - P347)

16 ( 5) 8・26 徳川家康書状  
17 ( 5) 8・27 徳川家康書状  
18 ( 5) 9・1 徳川家康書状

19 ( 5) 9・1	徳川家康書状文書	中村不能斎採集文書4 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』 P658)
20 ( 5) 9・2	徳川家康書状文書	岡山美術館所蔵文書(『新修徳川家康文書の研究』 P285)
21 ( 5) 9・5	徳川家康書状文書	池田家履歴略記3 (『池田光政公伝上』 P243)
22 ( 5) 9・6	徳川家康書状文書	池田家履歴略記3 (『池田光政公伝上』 P243)
23 ( 5) 9・22	徳川家康書状文書	因幡志37 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』 P739)
24 ( 5) 9・22	毛利輝元起請文前書案	毛利文書 (『毛利家文書』 1025)
25 ( 5) 9・25	徳川家康書状文書	譜牒余稿22 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』 P754)
26 ( 5) 9・25	徳川秀忠書状文書	譜牒余稿22 (『新訂徳川家康文書の研究中巻』 P753)
27 (年未詳) 12・19	徳川家康書状文書	岡山池田文書 (『中川家文書』 P83)
28 (慶長6) 9・6	山岡道阿・岡江雪連署書状文書	中川文書 (『中川家文書』 P83)
29 7・4・2	養徳院書状文書	岡山池田文書 (岡古4 - P349)
30 7・4・2	養徳院書状文書	岡山池田文書 (岡古4 - P350)
31 8・3・21	養徳院書状文書	岡山池田文書 (岡古4 - P350)
32 ( 14) 5・18	勧修寺光豊書状文書	勧修寺光豊公文案1 (大日史12-6 - P355)
33 ( 14) 5・21	勧修寺光豊書状文書	勧修寺光豊公文案1 (大日史12-6 - P355)
34 ( 14) 5・24	勧修寺光豊書状文書	勧修寺光豊公文案1 (大日史12-6 - P356)
35 ( 14) 5・28	勧修寺光豊書状文書	勧修寺光豊公文案1 (大日史12-6 - P356)
36 14・12・12	とうせん坊・せんまつ連署条文書	勸喜院文書 (大日史12-10 - P717)
37 ( 15) 9・晦	徳川家康書状文書	因幡志37 (大日史12-7 - P677)
38 ( 15)10・1	勧修寺光豊書状文書	勧修寺光豊公文案3 (大日史12-6 - P1052)
39 ( 15)11・24	勧修寺光豊書状文書	勧修寺光豊公文案3

(注) 年月日欄における〇は閏月を示す。  
置半開け(おひらあき)は戸へ書等における記載を云す

（ ）はウハ書等における記載を示す。  
○一取締 形態欄における記号は以下の内容を示す。

『岐阜県史史料編古代・中世』巻・頁数、岐阜・近世一翌朝、二〇一九、二〇二〇。『岡山県史家わけ史料』頁数、兵・中一『兵庫県史史料編近世』巻・頁数。『大日本古文書集』編・巻・頁数、岐一『岡山県古文書集』編・巻・頁数。『岡山県古文書集』編・巻・頁数。なお、原本未確認のものについては刊本の記載通りとした。

付表1 池田恒興・元助翁給文書目録

No.	年月日	宛所	内容	形	出典(刊本)
1	天正9・10・11御名 9・10・17恒興	高木宮江 郷司作内殿	知行充行状写	高木正次家譜 岡山池田文書(岡古4-P335)	
2	9・10・17恒興	神戸平助とのへ 乾平右衛門殿	知行充行状写	神戸光太郎家譜 乾文書(『資料調査報告書』7号P32)	
3	9・10・17御名 (9)10・18元助	鹿王院 蒲生忠三郎殿	知行充行状写	鹿王院文書 本居宣長記念館所蔵文書(『三重県史資料編近世1』P431)	
4	(10)6・16元助	惟住五郎左衛門尉長秀(花押)	判物	知行充行状写	
5	10・6・27羽柴筑前守秀吉	(花押)	知行充行状写		
6	10・6・27羽柴筑前守秀吉 惟住五郎左衛門尉長秀(花押)	(花押)	知行充行状写	堀家文書并系図(大日史11-1-P780)	
7	(10)6・27柴田修理亮勝家 惟住五郎左衛門尉長秀(花押)	(花押)	知行充行状写	堀家文書并系図(大日史11-1-P781)	
8	10・6・27惟住五郎左衛門尉長秀(花押) 羽柴筑前守秀吉	(花押)	知行充行状写	堀家文書(大日史11-2-P790)	
9	10・10・恒興 惟五郎左長秀	(花押)	○ 定書	興正寺文書(大日史11-2-P790)	
10	(10)12・21羽柴秀吉 惟五郎左長秀	(花押)	書状	遠山文書(『新編香川叢書史料篇2』P263)	
11	(10)12・26羽柴秀吉 惟五郎左長秀	(花押)	○ 定書	行山辰四郎氏所蔵小島文書(大日史11-3-P166)	
12	10・12・28池田勝九郎元助 (10)・22恒興	(花押)	○ 寄進状	余田文書(兵・中1-P508)	
13	(11)・1・一勝三郎 (11)・2・1勝入恒興判	(勝入)	書状	見聞雜志	
14	(11)・1・恒興	(恒興) 御書判	禁制写	橋本義敏氏所蔵文書(『吹田市史6』P2)	
15	(11)・1・5・1池田紀伊守元助 (11)・5・18御名 (元助)	(花押)	書状	伊勢古文書(兵・中1-P500)	
16	(11)・5・18御名 (元助)	(花押)	○ 寄進状	加藤治平家譜	
17	(11)・5・18御名 (元助)	(花押)	書状	上辺越中守殿御宿所 阿弥陀堂床下 加藤十藏殿	

18	11・5・一備中守 (日根野弘就花押) 勝入 (花押)	瑞竜寺	瑞竜寺文書 (大日史11-4 - P581)
19	11・6・18元助 (花押)	法花寺	法華寺文書 (岐1 - P119)
20	11・6・一 (元助花押)	加納	円徳寺文書 (岐1 - P14)
21	11・6・一紀伊守 (花押)	大宝寺	大宝寺文書 (岐1 - P100)
22	11・6・一 (花押)	立政寺	立政寺文書 (岐1 - P201)
23	11・7・一 (元助花押)	瑞竜寺	瑞竜寺文書 (岐1 - P82)
24	11・7・一 (元助花押)	正木郷	山田文書 (岐1 - P142)
25	11・8・27恒興 (花押) (勝入)	山県之内真長寺	真長寺文書 (岐1 - P72)
26	11・9・17紀伊守元助 (花押)	崇福寺	崇福寺文書 (岐1 - P96)
27	12・3・14恒興 (花押)	小松寺	小松寺文書 (『小松寺文書』 P3)
28	12・3・一恒興 (花押)	赤坂寺内西円寺	西円寺文書 (岐1 - P563)
29	12・3・一紀伊守御有判 (年未詳)2・一紀伊守之 (元) 助 (花押)	尾州町屋	寺社制札留 (『新編一宮市史資料編6』 P402)
30	( ) 3・27紀伊守 (花押)	村山織部正殿	常在寺文書 (岐1 - P58)
31	( ) 9・22池田勝入恒興 (花押)	玉井小兵衛殿進之	村山文書 (岐1 - P671)
32	( )	候	玉井文書

## 付表 2 池田恒興受給文書目録

No.	年月日	文書名	宛所	形	出典 (刊本)
1	永禄6・12・一	織田信長判物	池田勝三郎殿	×	岡山池田文書 (『増訂織田信長文書の研究上巻』 P78)
2	天正元・9・7	織田信長朱印状	池田勝三郎殿	×	岡山池田文書 (岡古4 - P335)
3	(年未詳)5・24	織田信長判物写	池田勝三郎殿	×	武家事紀29 (『増訂織田信長文書の研究上巻』 P687)
4	( ) 7・27某書状案	池田勝三郎とのへ 兼松又四郎とのへ 池勝入御返報	△	兼松文書 (岐4 - P771)	
5	(天正12) 3・20羽柴秀吉書状写			△	岡山池田文書 (岐4 - P1065)

## 明君創造と藩屏国家（二） 一光政の家臣統制と明君像一

深谷 克己

### はじめに

近世的明君（像）が領民との緊張関係をどのように投影したものであるかということについては、前稿で検討してみた（1）。それは単純な史実の反映でもなく、また根も葉もない虚偽の捏造でもなく、史実と虚偽の積層からなるものであった。そのような「真実性」が、後継の大名だけでなく以後の家臣団や領内の百姓を倫理的に規制する力を発揮したのであった。本稿では今度は、同じように岡山藩主池田光政（像）を素材にして、光政の名君像が家臣群との葛藤をどのように投影したものであり、そこから何をどのように抽出したものであるかということを検討してみたい。

これまで幕藩制国家にかかる研究史のなかで、池田光政の残した言葉が、近世国論を説明する重要な論点を示唆するものとしてしばしば利用されてきている（2）。一般に、近世初期を代表するような大名の言葉一私語あるいは法令・教令の形を取る一は、それが用いられた具体的な場を考慮せずに、いきなり全国的な普遍性を表現するものとして引用されることが多い。しかしそれらの言葉は、光政であれば、じつは光政の領民や家臣群との緊張に満ちた葛藤を克服しようとする苦心の中から生み出され、しかもそれが、ある作意ある方向に改変された結果なのである。にもかかわらず、そのような個別の事情のなかの緊張を通して押しだされた思考や言葉のなかにこそ、時代の普遍性を代表する論理が潜められている。本稿は、その関係を明白にすることを目標にしている。

### 一 忠の転換一「乱世の忠」から「無事の忠」へ

大名としての池田光政は、けっして穏和な調和の関係を家臣との間に実現していたのではないし、目指していたのでもない。事実はまったく逆である。後節で詳しく見るように、光政は、自分の家臣群とほとんど鬭いに等しい論争を重ねた。むしろ光政の生涯のなかでもっとも精力的に力を注いだのが、家臣群との鬭いであったと言ってもよい。もちろん両者は身分上は主従関係にあり、論争は上下を隔てる身分制的な言語で行われる。しかし身分上は対等でなく光政が優位の側にいたのであるが、光政はあたかも厚い壁のように前面にたちはだかる家臣群と、不断に鬭い続けたのである。鬭いの形式は、執拗に教諭を繰り返すことであった。そして、その過程で光政の発想と論点はさらに時勢を鋭敏に反映するものになっていった。明君録には、その痕跡が明瞭に認められる。

#### イ 明君録の光政発言

『仰止録』三を見ると、これまでもっともよく用いられてきた国主規定に続いて、国主の忠・不忠にかんする興味深い記述が現れる。

上様は、日本國中の人民を、天より預被成候。國主は、一國の人民を上様より預り奉る。家老と士とは、其君を助けて、其民を安ぜん事をはかる者也。一國の民の安きと安からざるは、一國の主一人にかかるべき事なれども、天下の民の一人も、其處を得ざるは、上様御一人の責なれば、此國の民を困窮せしむるは、上様の御冥加をへらし奉る義也。不忠なることはより甚しきはなし。上に不忠、民に不仁、國主の罪、死にも入れられず。今時何事もあらば御用に立たんと、乱世の

忠を心掛候もの、餘多有之と聞へ候へ共、上様御冥加減りて何事あらんには、忠を存するとも益あるまじく候。寸志ながら此国に於ては、上様の御冥加を増し奉り、長久の御祈を致し、無事の忠を致さんと存する也と、かねて御趣意を仰出されけり（3）。

これは明君禄の記述であるが、光政がこれの元になった説諭を行なった一七世紀後半に入った頃の「上様」は、四代将軍家綱であるその「上様」の「御冥加」を減じてしまうような忠義では「忠を存するとも益あるまじく」というのである。当時家綱はまだ前髪をつけたままの少年将軍であるから、個人的な威容を基準にした発想ではなく、機構ないしは地位としての「上様」である。光政の念頭には当代の家綱だけではなく家康、秀忠、そして記憶に新しい家光もふくまれていたであろう。

「御冥加」とは御利益、将軍に対し広く恵与されるものの全てである。日本国では「上様の御冥加」を「増し奉り、長久の御祈を致し」、そしてここが斬新な論点になるのであるが、「無事の忠を致さんと存する也。」と光政は言う。それは自己の責任の表明もあるが、自分だけではなく、およそ「國主」の義務であり、それを助ける「家老と士」すなわちおよそ武士たるもののが義務である。「無事の忠」とは、当時の政治思想の言葉で近似したものに置きかえれば、撫育あるいは養民の務めを中心に置いた忠の形態ということになろう。それを当時まだ表面では支配的な勢いを保っている「乱世の忠」、すなわち主君の馬前で討死することをもって名誉とする戦士の忠義に対置させたのである。これが光政の聰明さによるというよりも、家臣群との闘いの中から集約されてきた政治思想の表現であることをのちに指摘したいと思う。

#### 口 『率章録』卷三「仁恵」

明君禄の一つである『率章録』卷三の「二、仁恵」にも、忠としての国民撫育を説く箇所がある。該当の部分を紹介しよう。

公宣く、國主と成ては一國の人民は上より御預被成置るゝなり。故に其國の家老と諸士は、主人を助て國中の民を安ぜん事を思ふべし。國民の安ずると安ぜんとは、只我一人に係るなれば、國民を能養ふは、上への我忠義第一なりと思ふなり。されば、若何事ぞあらん時は忠節をはげまんとおもふはあれども常に我國民を撫育するに忠ある事をしる人なきか（4）。

ここには、『仰止録』三にも見られた、研究史のなかでよく使われてきた、將軍が日本國中の人民を天から預かるという一句が見られないが、國主の義務として、撫育がすなわち忠義であるという考え方はいかんなく表現できている。「國民を能養ふは、上への我忠義第一」とされるのである。そしてこのことは國主だけでなく家臣群をも拘束する。なぜなら「其國の家老と諸士は、主人を助て國中の民を安ぜん事」が任務となるからである。ただここではそのようなことが実現できているとは言っていない。逆に「國民を撫育するに忠ある事をしる人なきか」という嘆きが漏らされているのである。

ともあれ、これらの言葉は、中世以来長く鍛えられてきた武士道を貫く、私性格の御恩一奉公で完結する忠義の観念の転換をせまるものであったと言えよう。私的な武力による領土争いを許さないという意味をもつ偃武環境のもとで、光政の要求する忠義は、君臣（主従）関係の軍事行為規範から、君臣一民関係の民政行為規範に転換させようとするものだったということになる。

ハ その簡潔さと象徴力でいかにも明君録らしい雰囲気をもつ『有斐録』には、全一四一話の中にこの逸話がふくまれていない。その理由らしきものを考えてみると、『有斐録』のほうは示唆的な、したがって解釈が多様にありえる逸話を中心に編集されているのに対し、『仰止録』『率章録』は編者が教訓の方向を明示しながら明君録

を構成したことによるものと思われるのである。

## 二 鴨方藩主君則としての「烈公御意」

鴨方藩は、寛文一二年（一六七二）に光政の次男政言が備中の新田二万五〇〇〇石を分封されて生まれた支藩である。その四代目藩主政香は宝暦一〇年（一七六〇）年に家督を継ぎ、明和五年（一七六八）に二五才の若さで死んだ。

この政香は、生前「小烈公」「今烈公」と呼ばれた。烈公とは光政のことであり、その偉大さの印象を強く込めた贈り名である。そして政香が、小・今の字を冠して烈公とされるのは、彼が同質の明君性をもっていたということを表す。実際には、若い大名である政香が無類の光政崇拜者で、常に光政のようにあろうとしたために生まれた呼び名であった。その光政への讃迎の言行を記録したものが、いわば二次的な明君錄として残された。

『止仁錄』は政香のそのような事跡を記述したもので、主君死去直後の明和五年（一七六八）一一月に、鴨方藩士浦上兵右衛門が仕上げたものである。これには亡き藩主を讃え追憶する私情が記述内容に影響を与えていた可能性が少なからずあるが、そこから池田政香の基本的な考え方の枠組みをうかがうことはゆるされよう。それによれば政香は、

芳烈公の徳行を慕ひ玉ふ事、かす々々自記し玉ひしなんありし。是君の志の因て立玉ふ所なるへし。

あるいは、

御幼少より学問を好玉ひ芳烈公の御徳行を慕ひ玉ふ。

というような日常を普段におくろうと努めていた（5）。しかもそれは、たんなる儒学肯定の立場と結びつかず、むしろ、「儒士某を召し講論を聞玉ふに御心に不会、彼只、訓話を述べ好て宋儒を排するのみ。己を修、人を治る道に益なしと宣ひて、遂に召給はす。」（6）というような深く思い込んだ実学視点と組み合わさっていた。

『止仁錄』の明和三年（一七六六）の項には、光政の訓話として紹介してきた一綴りの文言が現れる。内容的には繰り返すようになるが、明君錄の微細な異同を確かめるために、その部分を紹介する。

十月十二日侍座せし時、君、御近習の者へ宣ふ。烈公の御意に、上様は日本國中の人民を天より預り被成候。国主は一国の人民を上様より預り奉る。家老と士とは其君を助て其民を安くせん事はかるもの也。一国の民安と不安とは一国の主人にかかる事なれば天下の民一人も其所を得さるは、上様御一人のせめなれば、此国民を困窮せしむるは上様の御冥加をへらし奉る也。不忠なる事はより甚はなし。上に不忠、民に不仁國主の罪死にも入られすとの御趣意、扱々尊き御言葉なり。我等不肖の身として先祖より二萬五千石を領して国民を安んずる手伝をするなれば恭敬すべき事なり。若怠惰せは職分の済ぬのみならず、烈公の御趣意に疵付けて即ち天地の道に背くなれば其罪大なる事いふはかりなし（7）。

ここには先に見た光政明君錄に現れた、乱世の忠、無事の忠という文言はないが、國民を安んずることを國主の「職分」とするのであれば、家臣への要求もそれを助けることを「職分」とするものになる。政香は、それを光政の提示した意思の継承というかたちで、自ら納得し家臣をも納得させようとしているのである。このような政香を、単純に儒学思想に裏打ちされた大名と分類してしまうことはできない。政香にとっては「烈公の御意」「烈公の御趣意」は、儒学・儒教とは意味の異なる天啓のような位置を占めるのであって、儒学者もまた遠ざけられるのである。明君錄は、こうし

て元来主従の関係のなかにあった忠という観念を、国主の安民事業の手助けとするこ<sup>ト</sup>によって、領主と領民との政治関係に転回させてしまう機能を持っていたのである。

明和四年（一七六七）三月三日の事とされる記事も、政香の烈公遺訓への傾倒を示す。

汝等よく聞け。（中略）然者、烈公の国民を餓しては罪死にもいられると宣ふ御言葉を少しの間も忘るましき事なり。かく御分知を被成たるも治國の助けをさせしめんとの御心なるへし。我等烈公の子孫として御趣意を汚さんかと日夜苦勞にする事也（8）。

ここでは、鴨方支藩の成立までもが光政の深い考慮によるものと受けとめられる。その光政に政香自身が血縁的に結びついていることが強調されるのは、安民政治がなお十分に「職分」に純化されない部分を残しているということであろう。この三月三日は「此夜烈公の御言行の御物語かす々々し給ふ。」（9）ともある。政香が、しばしば高揚する気分で烈公光政の言行を追憶し側近の前で語る青年大名であったことがわかる。

と同時に、このような事跡から推測してみると、一八世紀後半の明和年間には、人民を上様から預かった国主が民を安んずることが忠義であり、家臣がそれを助けることが忠義であるという無事の忠の政治思想が、明君言行録の国主論の重要な構成部分となっていることがわかるのである。

### 三 家臣群との葛藤

それでは、見てきたように近世の明君録のなかに定着し、戦後の歴史学が近世の支配思想として引用してきたこの国主論は、実際にはどういう場面で現われたものだったのか。

このことをるために、一七世紀中葉承応期の光政のいくつかの「異見」を検討してみよう。光政のこの時期の「異見」はたいへん長文のものであるが、それらは法令ではなく教令として家臣群の前に出されたものである。この時期の家臣たちはなお光政の目からすれば家臣団としての内実を備えたものではなかった。本稿で家臣群とするのはそういう理解からである。

#### イ 「申出覚」五箇条の「汝諸士」叱責

年号不詳の「光政公被仰出覚御直筆之写」（10）の最初におかれた年次「申出覚」は五箇条からなる。これの発令年代については、谷口澄夫氏が承応初年頃（一六五二・五三）と推定している（11）。

第1条には、これまで研究史のなかで公儀絶対論、公儀御百姓論（公儀の民）論の典拠となってきた箇所が含まれている。それがどのように用いられてきたかということについては、私も簡単に指摘したことがある（12）。

私見では、この第1条のうち、冒頭からほぼ五分四くらいまでが、第一条の最後及び続く箇条から分離してしまい、以後の明君録で、先に紹介してきた国主論に整形されていったものと考えられる。該当部分の典拠になった文言をあらためて具体的に見てみよう。

一、上様ハ日本國中の人民を天より預り被成候。國主ハ一國の人民を上様より預り奉る。家老と士とは其君を助けて其民を安クせん事をはかる者也。一國の民の安と不安とハ一國の主人にかゝるべき事なれども、天下の民乃一人も其所を得ざるハ、上様御一人のせめなれば、此國民を困窮せしむるは上様の御冥加をへらし奉る義なり。不忠なる事、是より甚はなし。上に不忠、民に不仁、國主

の罪死にも入られす。今時何事もあらハご用に立んと乱の忠を心かけ候得は、余多有之ときに宜候得とも上様御冥加へりて何事あらんにハ、忠を存候共、益有間敷候。寸志なからも此国においてハ上様の御冥加まし奉り長久の御いのりをいたし、無事の忠をいたさんと存者也。

細部での一、二の不一致を除けば明君録の『仰止録』と同文である。このもっとも格調の高い部分が独立して、長くあるいは短く利用されていくのであるが、これは本当は「申出覚」五箇条の一部でしかないのである。ともあれ、「乱の忠」「無事の忠」は明君録の後期的政治思想からの捏造ではなく、承応年間に光政の口から出ているものであり、将軍への不忠と領民への不仁が等置されたのも、この時なのである。

第一条の末尾には、明君録に入り込まなかった文章がまだ少し続いている。それは、「汝等大臣小臣共に、我寸志をたすけて其業を遂しむへし。士は貧を以て常とす。貧くとも百姓の畠にはまさるへし。士の奉公人いつのきゝんにも餓死する事ハなし。人々不自由をかんにん仕候ハ、汝の君に忠可有候。」という部分である。これが明君録に入らなかったのは、百姓・奉公人（士）比較論があまりにも直接的で、士の特権性を率直に語り過ぎており、そのため神話化の範囲を超えていたからであると考えられる。

第二条では、「義と利」について取りあげている。光政は、士は「市井の野人」と異なって、「国政に公」の基準で臨むものであると言う。逆に言えば、「市井の野人」は、国政に関与する存在ではなく公を基準に生きる者ではない。光政は、民の統治ということに政治の焦点を置こうとする、新しい近世大名であるが、人間観としては、民に対する評価は公益性のない野人というものであった。それは、士を百姓と峻別する第一条の末尾ともつながっている。国政に「公」性を失った君への諫めを説いたところでは、「義を見て利を見ざる者ハ士の道」であるとする。市井野人は利に生き、士は義に生きる者である。この点では、光政は士という存在の特別さを明確に意識している。土農工商論的な士民並列觀はいっさい持っていないのである。

第三条では、そういう特別の存在であるべき士の、岡山藩における現実を難詰する。そのためにこそ第一・二条での士の特別性を強調したと言ってもよいくらいである。

我士共ハ、たゞ我身かちにて人の迷惑をかへりミす。他國の人迷惑させてたに我さかゆる事ハすましき義なるに、此國の人民を迷惑させて米を高くうり候事を望ミ候様なる心根ゆへ我と大借銀仕、次第二ミつから迷惑仕候。得る故に不足理を不知して、いまた得事不足とおもへり。あまり頑愚なる事ゆへ、天道いかりを動かし給ひて、虫さし・日損・水損の責を下し給ひ、それを治る事不成主人故、此程に預り候因州と当國ニテの事を存くらへ可申候。因州にては僕なる故、少く得て足り候。当國にてハおこり候故に多得ても不足、是以家中僕約を用候得と申付候得は、文盲ゆへか、しわきを僕約とおほへ、おこりをいさきよきと存る様子にて、と、条文のすべてが、ほとんど当たり散らすような家臣に対する譴責である。光政は備前の家臣への不満を、転封てくる前の鳥取藩の家臣と比較してまで言い立てる。光政は鳥取藩主時代は十才から二四才までで、まだ成熟した観察を行える年齢ではなかったから、因州の家臣は良く備前の家臣は悪いという比較は多分に感情の発露というべきであろう。似たような質の問題を、鳥取の家臣もかかえていたと思われるるのである。

しかし、光政の舌鋒はあくまでも鋭く備前の家臣を撫で切るように批判してやまない。自然災害さえ、家臣らの不徳行に対する天道の怒りのせいとするほどである。光政は何に対して怒っているのか。引用した部分で見れば、家臣の奢りである。その奢りは、領内での米価を揺さぶるような力を持って領民の利害と対立する。光政は奢り

でもなく吝さでもない僕約をすすめるが、奢りと潔よさと混同され僕約は吝嗇と混同されてしまうことに苛立つ。家士財政がこのように現象することについては、別に政治経済史的な視野からの検討を要するであろうが、今は藩主と家臣群との間の葛藤の鋭さに着目し、それが長大な教令となつて現れること、そのことに着目したい。

この条の後半では、家臣が、自分の下人や百姓を救うことを考えず、軍役公役にもうかつて朋輩とも付き合はず独り金銀を貯めることを、僕約のはきがいとして厳しく責めている。「士と成て、人足同前に文盲にて、是ほとの道理をさへ不存、口のあきたるまゝに心にまかせて上を申かすめ、道学を悪口申事、士とは申かたく候」という下りは、光政の儒学理念に基づいた藩政展開に対する家臣群の、公然とさえ形容してよい抵抗が見られたことを示すとともに、それを光政が強引に突破しようとしている構えをも示す。光政はおそらく領内の窮民状況の解決のために、家臣扶持米を転用しようとしたのであるが、「わづかの米の故にさま々々口すさましく、乱國の様に申なし、上の用にも立ましき様に申段」とあるから、奉公拒否に近い抵抗を示す家臣もいたのである。「おこりとしわきとは畢竟大欲心ゆへ、面ハかわり候へとも心根ハ同前也」という結び方には、光政の焦燥と怒りが端的に表明されている。

第四条でも同じである。藩から借銀している家臣の中に、借銀は「上より御すくい」ということであるが、利付きなのだから全く下された物ではない、だから借銀について藩からあまり詮索することはない、という者がいるが、「余なるにくき申分に候」という光政の論調はほとんど喧嘩腰である。光政は「民のつかれ」をつねに気遣っているのであるが、家臣にはその視点がない。家臣の困窮にも程度と内容には違いがあり、藩がそこに踏み込むのは当然とする光政からすれば、自家の都合だけに終始する家臣群の反応は、「如此の不忠、上ヶてかそへかたし。」ということになる。

光政からすれば、「身上ほどに取廻し候者共ハ忠臣」ということになるが、家政の経済的やりくりだけで忠臣だとするほどに国主は単純ではない。「人からのよしあし」というものがある。同じように、借銀している家臣がそのまま不忠なのではなく、そのなかにもさまざまな者がおり、「にくき心行を以不忠の損をかくる者」が不忠なのである。それだけに借銀者への関与への反発は、光政の思考からすればあまりにも「にくき申分」になるのである。

最後の第五条では、

先年より申付候政法度をハ、心学流と名付て、心学流はおきたるか能候。世間ハ世間の様に仕たるか能候などゝ家中之者とも申て、面むき人馬をハへらし候へとも、奥方内緒のゑようおこりハ右にまさり候由に候。

と、心学流という言い方での家臣の抵抗に対抗し、家臣の家計の奢りをつき、「心学流」の正当性を逆に展開している。「士の心かけ勇氣を失ひて恥と不存、女・わらわへ・町人等のほめ候を公儀と存候風俗、なけいてもなを余りあり。」という批判は、士と市井の野人とを人種の違いほどに強調した論脈においてみれば、士として認めないというに等しい痛烈なものとなる。なおここに、普遍的な価値をもつものというほどの意味での「公儀」という用語法が出てることにも注意を払っておきたい。

そして最後には、光政も儒学政治の主体としての国主の普遍性でなく、いきなり封建領主の論理に依存する。

此国ハ我国にて候へハ、此国の世間ハ我世間にて候。然るを光政流ハ無用、世間のことく仕候得とハ、他国に居候と存候哉、但主ハわきに候哉。

この過激さを、光政の過激さとだけ解するのは不当であろう。家臣群の「光政流」仕置に対する抵抗力が強ければ強いほど、光政が過激にならざるをえない、そのような過激さとみなければならない。ともあれ、「申出覚」五箇条は、「汝諸士」と家臣

群に真っ向から対峙した、光政の怒声のような教令であり、その緊張の中から押し出されてきたのが、第一条冒頭の普遍性のある政治思想なのである。

#### ハ 「覚」一箇条の「家中土」難詰

やはり承応年間のものと考えられる「覚」は、ただ一箇条だけからなる、きわめて長文の教令である。その内容は、「申出覚」五箇条と同じ方向にある。

家中士共、（中略）我国を亡し我軍法をみたり候事のみ常々仕候。我を助る臣にてハなくて、我を亡すあたを養置に候。

これもまた、成文化するにはよほどの勇気を要するような家臣批判である。備前藩を滅ぼすような家臣、主君を助けず仇をなす家臣、そのような家臣を養っていると言い切ったのである。このような場合にも、光政の立脚点は「国を堅くし軍を治るにハ、其国の地民をよくするにしくはなし」と、安民に置かれる。

権現様三州にして武威をふるひ給ひて終に天下を知給ふ。（中略）三州地民、常理直にして心勇なり。権現様、其理直を不失、其勇をそたて給ふ。

家康が天下の権力者になれたのは、三河の地民が持つ「理直」の特質を大切にし、それを育てからだというのである。士はどこの国でも同じものだから、「地民の善悪」が治乱も勝敗も規定するというのは一つの見識というべきであろう。その目で備前の民を評価すると、「今我国の地民不理直にして心氣弱成」、普段も治まらず戦時にも利がないが、これは「国民」が士を「愛敬」することで直すことができる。ところが、

國中の民とも士を見るへきにハ、欲心ふかき事也。恥も不知無道心なる事也。人に非すと思ふなるへし。

というのが実際だと叱責しているのであるが、領民が藩士を人非人と見ているという決めつけは家臣群の間にどのような反応を呼んだのであろうか。だが光政の家臣群への悪口は衰えずに続く。「今士共の心、少も此火付におとるべからす。」というのは、僅かな物を得るために火をつけ人を殺す行為と変わらないという意味である。この「覚」はあるいは承応の飢饉の後に出来たものかとも思われる所以であるが、「わつかの蔵米をうらん為に國中のきゝんをかへりみす。」というのは、領内の米値を守るために、家臣群が他国の米を阻む関所の設立を望む状態であることを批判しているのである。

以下、「士共手前さばき計心かけて、如此國の亡るに近き事を露もなけかす」「たまさかにも民によき事あれば、百姓はかり御用に立可申候などト申、知行を受て居ながらも左様の言葉を出す事、士とも人とも云へからず。少も身の為よき事あれば、道にハかまひなくても、天下にまきやうに上をほむるかと思へは、少も身に便せざる事あれば、道にはかまひなく、ほめたる言葉をひるかへしてさんざんに上を悪口す。」  
と  
いうように続いていくのを見ると、光政の家臣群批判が、単に武士の身仕舞いという狭く切り取られた範囲での倫理ではなく、常に百姓すなわち領民との関係での武士のあり方を問題にしていること、

また、当面の損得でなく「道」という原理的なものの認識に沿っての可否の判断を問題にしようとしていることがわかる。逆に当年の家臣群が一家一族の視野から抜けきれないところから藩主への不満を募らせる事情が読みとれるのである。

そして「左様にきたなく民を苦め、下人をひつめて金米を用る処をみれハ、妻子を愛し女娘の公儀を専にして少もかけてハ恥と思、士道の心かけ人馬のかけたるをハ恥とも思はす」「上様より女のけわひ田にハ此國ハ不被下候に、上への申分もなき義に候」「さま々々法を立候得共、けくハかけて悪口して少も不用候。汝等左様に公儀をかくして」という憤激ぶりのなかに、「士道」「公儀」「法」というような、光政の

政治思想の質を表す文言があらわれる。士道については、その少し前にも、家臣同士の付き合いのなかで利得の話題ばかりでは「士道の物かたり武道の事も不申出候。」と批判しているが、光政の使い方は戦時のあり方に比重があるようみえる。しかしそれでも、一人の潔さというより、男女奉公人の主人としての、日頃の振る舞いをふくめた、国・軍法への対応責任能力というところに主眼がある。「公儀」はここでは、広く言えば正当なことという用い方であり、そのために二様の公儀が存在することになる。先にも、町人や女や子供の公儀という言い方があったが、ここでの「女娘の公儀」とはそういう責任のない立場の者が正当とみる価値という意味である。だが後者の公儀は政法上、正当なものという意味で光政が同調できるものである。光政にとっては前者の公儀は本当は公儀たりえないものであるが、ひとまず公儀とおいて、どちらの公儀を取るのかと家臣群に問いつめているのである。

「法」は「道」というよりもっと具体的な事柄にかんする規則を指しているが、それが無視される現実をとりあげている。私が本稿で引用する箇所は思想的に鋭く何事かを表出しているところを選んでいるが、じつは家臣と町人百姓、男女奉公人との間に起こっている矛盾は米の売買、米価の操作というきわめて日常的な問題なのであり、そのこともまたこの「覚」にはたっぷりと書き込まれている。法とは年貢米の売買をふくむ流通規則をふくむようなものであるが、そのことは光政の家臣群が単に中世以来の古い体質を持ち越しているのではなく近世経済の中での武士生活という枠組みのなかで足搔いている存在であることをも示す。

ともあれそのような家臣群と向き合った光政は、「名ハ士ニテ士ニ非、士といはるハ大事の事ニテ候。其名に叶申へく候。」と叱咤して、長大な「覚」を閉じるのである。

## ニ 「口上ニテ可申渡覚」一一箇条「士中」教戒

やはり年次ではあるが一連のものである「口上ニテ可申渡覚」は、一一条からなる「覚」である。口調は先の二つと比べるとやや軟らかいが、基本の性格は同じで、家臣群に対する教戒である。第一条では、「家中風俗悪く、おこり極ての質に候得は、大きにこらし候ハてハ、おこりもやみ申ましく候。」と責めるが、軟らかさが感じられるのは、同時に「借銀不仕者は、かり候者よりハ手前迷惑仕者も可有之候。公儀へ苦労かけすとかくかんなん仕段きとくに候。」とあるように、評価すべき存在を認めようとしているからである。なおここでの公儀は藩当局という意味であり、近世政治を表す典型的な使い方である。第三条では、「僕約と申ハ内所之おこり・ついゑをやめ、公儀を第一につとめ、軍役・公役之たしなみ仕こそ、まことの士」というように公儀を使っているが、これは正当なことといふ意味だけでなく、藩当局（の任務）を指す。

第六条では、「家中にて悪口をはきちらし風俗をみたり候者有之と相見へ候間、左様の者は昔より治第一のさまたけと申伝候條」、第八条では、「今以不作法に悪き心得之者有之様に聞伝候間」と指摘してくるなかで、第九条には、たいへん興味深い立論が見られる。

近年度々申聞候事、大方ハ士中可異見ニテ候、法度と異見とハ格別に候。異見ハ度々不申候てハ不叶候。士中よりも我等にいけん聞度候、異見を法度と存候ハ、大きな心得そこないニテ候事。

本節の冒頭でも少し触れたが、ここには、教令と法令の違いがたくみに表現されている。「異見」は「意見」であり、世間的には「作法」「心得」の領域に属するもの

と理解してよい。作法・心得には叱責はあっても罰則はない。光政のうんざりするほどの長い「異見」を、多くの家臣は法令として受け取っていた。これに対して、光政は、法度と異見の区別を明確にし、異見であるからこそ、執拗にくりかえされなければならないことを述べているのである。この時の光政発令の諸条目が長いのは、法度・法令としてでなく、教令・教諭として出されたからであった。近世史において、法令として、等しく扱われているもののなかには、じつは法令と教令の二種が含まれていて、近世初期の人物である光政は明確にそのことを指摘しているのである（13）。

だが、発令者の光政には明らかだが、受け取る家臣の側にその区別が納得できないということは、これもやはり鋭い矛盾の中でこそ押し出された、新しい知見であったというべきであろう。このような光政の考えは、近世武士の世界にまだ広く行き渡ったものとすることはできない。しかし他方、これを余りにも過度に光政の個性に帰することは逆の過ちとなる。従来、光政のこれに似た発言は、いくつかの政策の強行と合せ、個性と才能の領域に帰せられてきた。だが個性や才能は時代性をよりよく反映した時にのみ注目されるものであろう。また光政がここで家臣群と対決しているような状況はけっして特別のものではなく、一般に武断から文治へというこれまで蓄積されてきた理解からも理解しやすいものである。それを光政は、最先端で過激な形で表現しているのである。

#### ホ 承応三年六月「従江都御国へ被仰遣」五箇条

既にその典拠を紹介した「國主ハ一國の人民を上様より預り奉る」（「申出覚」）は、後年の明君錄に取り込まれていくだけでなく、じつは当年の法令にも組み込まれている。承応三年（一六五四）六月に江戸の光政から国元の用人小堀一学・上坂外記に宛てられた「被仰遣」がそれである（14）。

これは五箇条からなり、第一条に、「女童ニ至迄一人も飢人無之様、御郡奉行衆へも能々可申渡候。」とあって、広く藩領を対象にしたものであることがわかる。第二条では、「御藏之麥壳申間敷候。御国中之飢人為御救貯可申候。」と国中の対処、第三条では「給人救之事不成所」についての藩としての御救方針を指示している。そして第四条には、「百姓を救、此御方ニも御損無之様ニと、必加減能様ニと仕候ハ、漏るゝ所可有之候。（中略）御損ハ參候共、百姓飢不申様ニと仕尤ニ候。」と百姓御救の根本姿勢の提示があって、最後の第五条の全文で、

一、一國之民ハ上様より御預被成候得ハ、民を御恵ミ養被成候ハ御前之御役ニて候。壱人も飢申候てハ御守護甲斐無之、且御不忠之至とも御前ニ頼まれ民を養ふ職なれハ油断被致間敷候。壱人成とも飢人有之候ハ、役人之越度可為候。前かとより被心得候様ニと被仰遣候。

と締めくくられる。家臣は飢餓人を出さない民政の「役人」として期待されており、飢人をだせば越度、つまり処罰の対象になる。その点で、これは法令なのである。

「御前之御役」とは將軍に対する國主としての勤めであるが、それは養民という職であって、乱世の忠ではない。家臣は役人として、これを補佐しなければならない。光政は士という存在を民とは厳密に区別しているが、それは武威と武力の保持者ではなく、養民という役儀を勤める者としてである。光政が、武士ではなく「士」という言葉を用いるのは、明らかに自覺的にであったろう。東アジアの儒教政治思想圏では「士」は百姓とならんで共通の分母としての語感をもつが、武士はそうではない。乱世の忠を否定する光政には、武士という言葉ははふさわしくないものであったにちがいない。

#### ヘ 家臣論から國主論へ

光政の一連の家臣批判は、「光政流」「心学流」仕置に抵抗する家臣群を抑え込も

うとするものであった。先にも指摘したように、これら家臣は、近世の武士である。近世的な武士とは、その存在形態が、米を賣ることが生存の条件になっている社会階級である。武士家族はそれから得た金銭でほとんどの所用を足すようになっている。つまり、日常の生活が売買関係のなかに深く取り込まれている。彼らは光政から「義」を要求されるのだが、その義に対して、利一すなわち金銭の利一が日常で占める比重が構造的に大きくなってしまっている。そのことが、光政の苛立ちの原因を作るのである。光政の教諭内容のすべては引用しなかったが、その事情は光政自身が奢りとして難詰する事柄の大半を占めている。光政からすれば、家臣の使い込みとも思える奢りとは、家臣が自分の妻子に、値の張る衣装などを買い与えたりすることであった。

内容がそのようなものではあれ、それは、光政に対する不服従・抵抗にほかならなかった。その不服従・抵抗を押さえ込むのは、たいへんな力を必要とした。そのためこそ、「申出覚」五箇条第一条の「上様ハ」以下の国主預治論、天下の民論、無事の忠論という近世政治思想の核心になるような諸点が引き出されたのだということが、本稿にとってもっとも重要な論点である。同じ要請から、同第五条目末尾のように「我国」「我世間」論が活用されるが、それは預治論一私の言う藩下位国家観としての藩屏国家観はこれに対応する一のなかに包摂されており、藩自立論一幕藩分権あるいは並置国家観はこれにつながる一はなお封じ込められていると私は評価する（15）。

光政は、領民との葛藤を「救」論の深化で克服していったように、家臣との葛藤は「忠」論の深化で克服していくとする。その際により普遍性のある概念（用語）が古典から抽出されたり新たに造語されたりし、それらが以降の明君録の内容になっていくのである。そして元来「上様ハ」以下は、武士の市井人化を否定し、義の倫理を注入しようとする家臣論一家臣としての心構え一であったが、そこから第一条の五分の四ほどが独立して、国主論一国主としての心構え一に転換していったと私は考える。

そしてその後、教令・異見一作法・心構えの間違いを内面的に直そうとするもの一であったはずのものが、第一条が活用されて先に見た承応三年六月「従江都御国へ被仰遣」や寛文八年（一六六八）六月一日「被仰出覚」（16）などの中に、背けば越度・曲事として処罰される法令・法度のなかに組み込まれていくのである。

#### ト 明君録における家臣慰労

現実の光政は家臣との対立を自ら望むように強めたのであるが、明君録のなかみは、家臣に対する思いやりの深い藩主としての逸話がいくつも収められている。『率章録』卷三の四「愛士」の中に、「士はただ一人たりとも、俄に得べき物にあらず、故に人主、士をあしらひ給ふ御心も、庶人に異ならずんばあるべからず。」とある。士は特別の存在とする視点から、次の話が紹介される。

青地三之丞、射芸の妙を得たるといふ程の者なり。寒中に的を射けるに、公御覽じて三之丞が放れ、けふは見苦しきはいかなる事と問せ給ふに、歳暮の近く、勝手の殊の外にあしく候と申ければ、公笑はせ給ひ銀子を給りけり。

当時の現実生活のなかでは、家臣の家計がこのような逼迫を示すことはおおいにありえたであろう。そして実際にこのような光政の慈惠的な行為が見られたかもしれない。しかし、このようなことがいつもありえたとするのは不自然である。このような思いやりは依怙聶舅の誇りを生むはずだからである。そのように考えれば、当年の光政は、既にその教令で見たように、むしろ家臣の家計運営の放漫さを責めてやまないというのが日常の態度であった。これはちょうど前稿で見た、寛文巡見使記録が残したような意味を持つ逸話である。

#### 四 領内矛盾克服のための公儀權威の引出し

近世大名あるいは藩権力が、前稿で見たように領内百姓との、また本稿で見たように家臣群との、いずれにせよさまざまな領内矛盾への対応のなかで近世政治思想の核心になる諸概念を鍛えだしていくということは、広く言えることなのか。

そこで初期の岡山藩と比較するために、近世史研究で公儀論を論じる際によく利用される津藩の事例にここで触れてみようと思う。

#### イ 明暦三年三月二八日三箇条

もっとも早く見いだせるのは、明暦三年（一六五七）三月二八日の「一、田畠の事」から始まる三箇条である（17）。これは二代藩主藤堂高次の時に出されたもので、伊賀・伊勢・大和・山城の奉行中に藤堂兵左衛門ら五人の家老らが与えた藩主「御意」であり「死罪」までの罰則を持つ法令である。この法令からは、「公儀之田畠」という論議と水帳隠しの横行との興味深い関連がうかがわれる。

第一条は「田畠之事」には、よく知られた「殿様は当分之御国主、田畠は公儀之田畠」という文言、すなわち見逃すことのできない考え方が現れる。しかしこれをその言葉だけで解釈してはならないのであって、死罪まで適用しようとする何事かに対する藩の側の対応と見なければならない。

対抗しているものは文脈から明白である。それは、「水帳をかすめかくし田畠混乱」を引き起こす行為あるいは風潮である。それを、「公儀を輕しめ」と非難するために、さらにその前に藩主は暫定の国主であり耕地は公儀のもの、という見解が置かれているのである。見解から現実が見られているのではなく、困った現実を克服するために見解（理念）が引出されたのだとしてよい。第二・三条では、用水普請や飯米給付、普請用材のことを令し、嚴科を予告している。この法令は、奉行に宛てたものであるが、視野に入れているのは「御領分在々庄や小百姓ニ至迄」である。

岡山藩との比較で言えば、ここに現れた公儀田畠論、当分国主論は、それだけが独立してあるのではなく、それが領内の土地掌握の不安定さのゆえに、かえって領主権力の暫定性と公儀の田畠であることが強調される、という関係にあるということである。水帳というもっとも基礎的な帳簿を掠める、隠す、という反領主的行為がある。少なくともそのように認識されている。そして田畠支配に関して紛争が起こっている。この状態を押さえ込むために、公儀田畠論・当分国主論が持ち出されたのである。その際の公儀は、国主が源になるものではなく、より上位で公権性を持つ幕府あるいは幕藩の集合権力でなければならない。藩屏国家が下位国家と見られるべきなのはこれからも了解されるであろう。大名あるいは藩権力は、上位国家が公儀として現れること、それに対して自己については「当分」の存在であることを、自己の支配力を持続するためにこそ、わざわざ領民に向けて強調することが必要なのである。言いかえれば、自己の領内の土地掌握の不安定さのゆえに、かえって領主権力の暫定性と公儀の田畠であることが強調される。その自覚が、近世政治思想を代表するような言葉を生んだのである。

#### ロ 延宝五年六月六日付「郷中江被仰出三ヶ条之事」

同様の法令に、延宝五年（一六七七）六月六日付「郷中江被仰出三ヶ条之事」がある（18）。これは三代藩主高久の「御判物」として出されたものである。高久代の問題がなお克服しきれず、大名当分国主論と「百姓を倒し候仕方之庄屋」層への強い非難が現れている。

第一条では、「褒美」の対象として言上されるべき者をあげる。それは、「父母に孝行成者」、「耕作精に入、年貢皆済之心入之者」、「物をかし高利を思ハす百姓之為ニ成候者」、「新開新林などもくろみよく仕候者」の四つである。第二条では、「

罪科」の対象として言上されるべき者をあげる。それは、「父母に不孝成者」、「耕作不精に仕年貢令難渋者」、「博奕大酒二つのり郷中之風俗あしく仕なす者」、「郷中へ物をかし高利二倍を加へ公儀百姓を取倒す者」の四つである。

第二条の四つ目の「公儀百姓」の意味は、殿様の百姓でなく幕府に代表される国家の百姓という意味で、明暦三年令の公儀田畠論・当分国主論につながっている。

第三条では、「我等は当分之国主」であり、「田畠は公儀の物」であるのに、「公田を私の借物の為に或は売之、或は質物に入候儀曲事」であるとする。ただそれも、「貧窮之百姓は無拠子細も可在之候間不及是非候」と手放す側の下層農民についてはやむをえないこととしながら、取得する側を厳しく責めるのである。すなわち、「私として買取、質物ニ取、其上高利を倍ニし百姓を取倒し候者、公儀輕しめ国民の魔害たり、盜賊より甚しき大罪」というのであるが、これは明暦三年令を大名を主語にして言い直したものであり、そこで言われた「水帳をかすめかくし田畠混乱せしむる」ということの内容がよりくわしくうかがわれる。国民は公儀の民の意味に使われている。この条目のなかの「私として」は奉行・代官に断らないで自分勝手にという意味なのであるが、この私が全体として公儀・公田の公に対置されていることにも注意しなければならない。

この三箇条が出された同じ日に、「右御判物ニ相添申渡覚」二箇条が出されている（19）。これを見ると、近年は不作で困窮の模様である。これを不憫に思い先の三箇条を触出したのであるという。三箇条は、「小百姓已下迄相続仕、御国豊ニ成候様ニ」するための憐愍の御内意であるから、小百姓に至るまで耕作に出精するように、また大庄屋も在々の庄屋も、その心次第で村が良くも悪くもなるのであるから、「百姓成立」が可能になるように専一に心を遣うようにと触れるのである。そして、「百姓之助」になる庄屋には褒美を与え、逆に上田を買取り質に取り百姓を倒す庄屋は追放し、その田畠は村中に割り与えるという。

これをみても、さらに詳しく、村役人や上層農民の百姓経営取倒しが目に見えるほどに見えるほどに広がっている状況があることがわかり、それに対応する苦心のなかで、当分国主・公儀田畠・公儀百姓というような一連の用語（概念）が押し出されてきていることが納得されるのである。それを逆説的に言えば、自らの内部に矛盾を醸成しながら、領主の簡単な統御のもとに服そうとしない民間社会の圧力が、近世領主権力にそれらの思念を生み出させているということである。

#### ハ 延宝五年二月二九日「三ヶ条下書」

ところで、延宝五年（一六七七）二月二九日付で藩主高久が提案した「三ヶ条下書」（20）がある。これは、二代藩主高次の百日忌終了後、江戸から藩主特使を国元に派遣して刷新を宣言したものである。これは藩主の判物として、年寄・奉行・郡奉行へ宛てたもので、江戸から使者を送り、初代高虎以来の政治を吟味し、善惡を取捨して改革を行ないたいので、三箇条の下書きを送るから「評議の上可然と存候はゝ書加可申候。」と指示したのである。延宝五年六月六日令は、江戸の藩主から提案されたものであることがわかる。そして、六月六日付で出すには、「下書」提案から三か月間の論議が国元であり、おそらく江戸とのやりとりもあって、一、二の文字を除けば全く同文のままで領内に触れられたのである。

#### 二 岡山藩との異同

岡山藩でも津藩でも、公儀という認識や大名の預りというような考え方には、じつは領内矛盾を克服するために持出されるものであった。ただ領内矛盾のあり方には比重の違いがある。いずれにしても支配・統制の対象になる勢力との葛藤である。そしていずれも、そういう勢力との全力込めた葛藤の中で、克服の努力として政治の重要な

思考の枠組みが鍛え出されてくる。

岡山藩では、前稿で取りあげたように、百姓も目安で藩政を幕府に訴えようとする動きがあったが一光政は「諫箱」を設置して百姓の訴えを集めている。光政の主觀においては主として家臣群との葛藤のなかで、これに対して津藩では主として村々の水帳隠し、在々庄屋層の高利の百姓借物を契機にした田畠買取り・質取り・百姓倒れの状況との葛藤のなかで、政治的に鋭い論点が打ち出される。そして岡山藩では、家臣教令の一部分が独立して国主論になるが、津藩では明暦期初出の考えが延宝期のより教諭色を強めた法令の中に組み込まれる。なお津藩では、よく知られた藤堂高虎は「太祖君」とされ、三代高久は英明の評価があった。

津藩・岡山藩とともに、検討してきた部分はこれまで將軍の専制的権力の貫徹、公儀権威の浸透の証拠とされてきたが、じつはその基礎には、領内の家臣・領民との強い緊張があったことを確認したい。

### おわりに

明君像の機能とは、藩屏国家に自己意識を与えることであった。くりかえすことになるが、明君像創造の契機あるいは背景に、前稿で検討した領民との葛藤とならんで、本稿で見たような家臣群との葛藤があることは明らかである。それを克服しようとする際に、時勢に対応する普遍性のある思考・概念・用語が生み出され、それが後世の明君錄に組み込まれるのである。

明君言行録には史実の根拠と原型があるが、それらの中から望まない事実は無視され、意味の読み替えや部分的強調などによって改変され、藩規模での政治意識の純化された表現の一つとなる。そのようにして創られた明君像は、関係しあう家臣像・領民像をも伴うのであり、それゆえにそれぞれの身分のあり方を規制する力となる。

同時に、明君像は領内の大名領知の国家性一分権性以上の自分仕置権一を人格的に表現するものとなり、同時に中央政権としての幕府に対するその藩屏性、すなわち公儀に対する下位性一を表わすものとなる。このような藩屏国家の自己意識は、一七世紀前半には形成されるということもまた、光政のような大名の登場によって証明されていると私は考える。

### 注

- (1) 深谷克己「明君創造と藩屏国家（一）」『文学研究科紀要本冊第四〇輯』哲学・史学編、六五一八二頁（一九九四年、早稲田大学大学院文学研究科発行）。  
なお私の構想は領民・家臣・幕府の三つと対抗しながら明君（像）が創造されるとするもので、一九九四年七月一六日の岡山藩研究会全体会で大筋を報告した。そのうち前稿では領民との関係を検討し、本稿は二番目の家臣との関を検討したものである。
- (2) 私もまた、池田光政の残した言葉を、近世国家論にかかわる重要な論点を示唆するものとして、「公儀と身分制」（『大系日本国家史3近世』東大出版会、一九七五年）ほか、折にふれて引用してきている。しかし、それらの言葉が押し出される個別事情とともに引用するという用い方ではなかったので、あらためて本稿で認識を深めたい。
- (3) 『抑止録』三（『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三一年、二〇九頁）。
- (4) 『率章録』卷三、「二、仁恵」（『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊

行会、一九三一年、一二九頁）。

- (5) (6) 『止仁錄』（石坂善次郎編『池田光政公伝』所収、一九三二年、東京印刷、一四三八頁）。
- (7) 同前一四三九頁。
- (8) (9) 同前一四四〇頁。
- (10) 『池田家文庫藩政史料マイクロ版集成』「法令集卷之七第三十六諸臣教令年号不詳 七十六番之内一巻」。E 2-10 \* T E B - 002。以下、この史料を用いるかぎり、いちいち注記しない。
- (11) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』塙書房、一九六四年、七四頁。本稿は今のところ史料論的には谷口説に従いたい。
- (12) 『岡山藩研究』第九号所収の奈倉哲三報告「一七世紀中葉の宗教情勢—光政期岡山藩の信仰動向と幕府の対応—素描1」に対する「参加記—奈倉さんの報告を聞いて」（同前号、一九九四年五月）。
- (13) 従来近世法とされているもののなかには、「異見」範疇に入るものが相当数あり、かつこれについては独自の検討が必要であると思われる。近世法制のみならず近世国家の推移にもかかわる大事な論点になるものと思われる。これについてはあらためて岡山藩を事例に検討を深めた別稿を予定している。
- (14) (16) 『池田家文庫藩政史料マイクロ版集成』『法令集』卷之二 第六「飢人救」。E 2-5 \* T E B - 001
- (15) この視点から、前出奈倉哲三報告『岡山藩研究』第九号に見られる「我民」観という論点を批判したことがある（前出「参加記」）。
- (17) 『宗国史』下、三〇二～三頁。同朋出版。
- (18) (19) 同前一二三頁。
- (20) 『宗国史』に見当たらず、『津市史』第一巻に収録されている。一四二～三頁。

#### 後記

本稿は、一九九四・九五年度文部省科学研究費補助金（一般研究B）「岡山藩の支配方法と社会構造」による研究成果の一部であり、早稲田大学大学院文学研究科発行の1995年度『文学研究科紀要本冊第四一輯』哲学・史学編（1996年刊行）に公表準備中のものであるが、ここでは活動報告書と一部として活用させていただきたい。

## 江戸・上方・国許の藩政機構

泉 正人

藩の藩政機構は、基本的には国許、江戸、上方の三ヶ所に分かれている。勿論、国許における藩政機構が大規模であるが、江戸、上方の機構が藩政上果たす機能は小さくない。従来の藩政史研究は、国許における施策の展開、幕藩関係をめぐる江戸での交渉経緯、上方における商業資本との関係、等々、藩政機構の動きを国許、江戸、上方、それぞれ別個に考察してきたきらいがある。また、江戸は対幕府・他藩との交渉窓口（そこから江戸留守居が「外交官」というイメージが起こってくる）、上方特に大坂は商業資本との金融窓口という、固定的な理解がなされてきた。これらの結果、一つの有機的に結びついた藩政機構を提示しえなかつたように思う。

藩という一つのまとまりある姿を理解するためには、藩政機構の把握にあたっては、国許、江戸、上方の三ヶ所の機構を有機的に結びつけ、動態的に機能を理解する必要があるし、また、だからこそ、各セクションが本来持っている多面的な姿（機能）を総合的に把握する必要があると考える。

本稿は、そのような観点から、一、二、事例を紹介して、如上の問題を考察する足がかりとしたい。

次の史料は、元禄4年（1691）6月に岡山藩領で発生した洪水の被害を幕府に報告しようとした際のものである（池田家文庫「元禄四年公儀江御届留」A1-718、マイクロフィルムTAA-156）。6月2・3日および4・5日の洪水の被害状況の覚を記した後、次のような記述がある。

右洪水破損之書付江戸へ被遣候節、前々も御老中様へ御書被遣候ハヽ、御判紙相調指出候様与三兵衛・甚兵衛方へ御書方よりも申遣候所、前々も御書相添不申候ニ付而、御書付計戸田山城守殿へ入御内見候ヘハ、御月番へ差出し可申旨付而土屋相模守殿へ与三兵衛持參候由、六月廿九日之御飛脚ニ与三兵衛・甚兵衛方より平六・権大夫・作之丞方へ申越候、

一右ニ付、大坂町御奉行衆へも右同断之御書付被遣、但初行、城廻大川筋所々石垣痛申候と斗、此段重而以繪図相伺と申事無之、

大坂御奉行衆江御書案

一筆致啓達候、 公方様益 次各弥可為御無異令察候、然者去四日・五日爰元洪水所々令破損候、此段為可申伸、別紙進候、恐惶謹言、  
御一紙

小田切土佐守様

加藤平八郎様

要点を略記すれば、(1)国許から江戸藩邸に被害の書付が届けられた、(2)江戸藩邸で書式を調べるべきところ、前例により、書付だけ老中戸田忠政の内見に入れた、(3)忠

政の指図に従い月番老中土屋政直に届を持参した、(4)大坂町奉行小田切直利・加藤泰貞にも同様の届を提出した、ということであろう。

史料として掲げなかったが、この件に関する岡山藩の江戸での動きは、国許の指令によって、まず岡山藩の支藩である生坂藩主池田輝録へ相談し、その指示を受けて戸田大学へ問い合わせ、さらにその大学の指図をうけて老中戸田忠政への書付内見と、幾つもの段階を経て、届を幕府（月番老中）へ提出している。その煩雑さから、先例通りという用心深さが窺える。

この一件で重要なのは、国許の指令により、江戸で老中に届を提出するとともに、大坂町奉行所へも届けていることである。大坂でこの任に当たったのは、大坂蔵屋敷の留守居（大坂留守居）であるが、国許を軸として、江戸・大坂の藩機構が機能しているのである。

さらに留意すべきは、大坂においても、幕府（大坂町奉行）との「交渉」が持たれている点である。大坂町奉行については、「大坂三郷および町つづき在方のほか、兵庫・西宮の一般民政ならびに地方・川方・寺社方など広範に管掌したが、享保以降は摂・河・泉・播四カ国内にある幕府領の租税徵収および公事裁判を掌るなど、その権限はすこぶる大きかった」（『国史大辞典』吉川弘文館、1980年）とされており、個別藩の災害届を受理すべき職能を見いだすことは出来ない。大坂における個別藩と幕府（特に大坂町奉行）との「交渉」がどのようなものであったのかについては、幕府役職の機能の解明とともに今後の課題としなければならない。

この事例は、藩政上における大坂の地位を再検討すべきことを示唆しているように思われる。次の史料（池田家文庫「天保五年江戸御国状留」A1-423、TAA-141）も、新たな理解が必要であることを示していよう。

一筆致啓上候、愈御堅固被成御勤拝重奉存候、然左之通

備中窪屋郡馬喰市村

伊勢吉梓

銀次郎

右之者親子式人連ニ而、去巳十一月土佐国へ罷越順路中、西野地村ニ而父伊勢吉病氣指発、当正月四日死去いたし、相残ル銀次郎幼少ニ付順路難相成、依之右村江養育被申付、別紙之通土佐様御留守居尾崎伝蔵より申来候間、則來翰一通・往来手形写とも致進達候、御糺被成相違無之、迎人罷越候ハゝ、一先登坂之上、御同方様御屋敷ニ而、御国入手形請取罷越候様、御計可被下候、右為可得御意、如斯御座候、恐惶謹言

二月廿一日

高尾助太

吉田勘左衛門様

岡山藩領馬喰市村の者が土佐藩領を通行中に（おそらく四国巡礼であろう）病死し、連れの幼児の養育を病死した村に仰せついていると、土佐藩大坂留守居から岡山藩大坂留守居高尾助太まで書状が届いた。この件について、高尾は国許に問い合わせを行い、病死した者の縁者が迎えに出る場合には、まず大坂に上り、土佐藩大坂屋敷から

入国手形を受け取るように、と伝えている。

この事例のように、大坂においても藩同士の「交渉」が日常的に持たれていることが確認できる。この「交渉」がどのような事柄にまで及ぶのかは今後の課題としなければならないが、幕府（大坂町奉行）との「交渉」と合わせ、藩政上の大坂の地位の再検討が必要であろう。

以上のように、国許・江戸・上方（大坂）の藩政機構が、それぞれの役割を持ちながら、相互に有機的な結びつきをもって機能していたことが窺えるのである。本稿では、その事実を僅かに指摘するに止め、藩政機構の総体的な理解のための、藩政上における大坂の地位の再検討、江戸藩邸の多面的な機能の解明など、本格的な考察は今後を期したい。

## はじめに

朝鮮通信使と岡山藩の関係については、通信使来日ごとに牛窓での接待を中心とする記録が数多く残されている。また、研究史にも少なからぬ蓄積がある。ところが、同じ岡山藩領を通行した琉球使節に関しては、まとまった史料は皆無といってよい。そうした中にあって、1842（天保13）年9月付の「琉球人御用聞合日並日記并諸入用」（「西尾家文書」岡山大学附属図書館蔵）は、琉球使節に対する岡山藩の取り組みを具体的に明らかにしてくれる貴重な記録である。朝鮮通信使は1811（文化8）年対馬での易地聘礼で終わったが、その後、琉球使節に対する取り組みを語る史料が現れてくることは、外国使節の応接、つまり対外関係が、岡山藩政（制）の中に重要な位置を占めていたことを雄弁に物語っている。

## 一 琉球使節に対する岡山藩の取り組み

1842年の琉球使節は、徳川家慶の12代将軍襲職を祝う慶賀使である。同年6月2日琉球を出帆、8月22日鹿児島を出発して11月8日江戸に到着した。琉球使節は川内川河口の久見崎を出港し大坂の木津川河口まで海路を航行する。それより淀川を伏見まで遡り、伏見より陸路を辿り江戸に至る。その行程については、前回（1832年）江戸上り時の「儀衛正日記」（東京大学史料編纂所蔵）が詳細に記録している。それによると、瀬戸内海は下関一田之浦一新泊一笠戸村深浦一阿ふせ浦一津和浦一鞆港一直島瀬戸一室港一兵庫一播州灘新在家浦に停泊し木津川河口に着船している。

「琉球人御用聞合日並日記并諸入用」は、このように瀬戸内海を航行してくる、1842年の琉球使節に関する情報入手の目的で岡山藩が派遣した聞合船（探索船）の記録である。これには「幸十郎控」とあるが、同人は備前国児島郡吹上村名主西尾幸十郎忠知である（「西尾家文書」解説『岡山大学所蔵近世庶民史料目録』第三巻）。

岡山藩の天保13年「留帳」下（池田家文庫）によると、「船手」同年2月5日条に、薩摩藩大坂留守居高崎金之丞より高尾助太（岡山藩大坂留守居）に岡山藩の召船・関船の船印・幕印の色合いについて問い合わせがあり、高尾からその旨国元の船奉行へ通報し、船奉行より御用老に大略絵図に仕立てて差し出すべきか伺い許可を得た、とある。7月5日条によると、船奉行が、薩摩藩の家来が琉球使節を召し連れ江戸上りするとき先格は、①鯨船二艘を出す、うち一艘は領海通船のさいの海岸取り締まり、もう一艘は往復の海上護送に当たる、②下津井・牛窓では在番が水船を20艘宛、大多府では5艘召し連れ挨拶に出る、そのように取り計らいたいと御用老に伺い許可を得ている。岡山藩の琉球使節の送迎態勢は左記のとおりである。

## 海上護送

上水島	……	下津井・牛窓・大多府	……	取揚島
				在番挨拶・水船提供

こうした送迎態勢を整える一方、岡山藩は下筋（下関方面）に聞合船を派遣し、琉球使節の情報収集を行った。吹上村の1842（天保13）年「諸御用留記」（「西尾家文書」）に、同年8月、「児島郡吹上村名主安次郎、此度琉球人使者通船仕候ニ付、為御聞合、來ル廿日頃出帆、長州下之関迄罷下リ候様、片山七之丞様ヲ被仰付候」との

記録がある。「琉球人御用聞合日並日記并諸入用」によると、9月20日、安芸国蒲刈で下関から帰ってきた八十介（「諸御用留記」に吹上村五人組頭八十助とある）と出会っているが、この聞合船かと思われる。吹上村から複数の聞合船が派遣されたことがわかる。

「琉球人御用聞合日並日記并諸入用」の聞合船は、船頭達右衛門と加子坂蔵・助右衛門・源蔵・清蔵が乗り組んでいた。以下、達右衛門船の聞合活動を見てみよう。

9月18日晚 6つ半頃吹上村を出船した達右衛門船は夜 9つ時、福山藩領鞆津に着船した。翌日早朝、鞆津奉行下旗某・在番渡辺忠右衛門に挨拶し、尾道（薩摩藩主島津斉興尾道通行、金鍋〔神辺〕泊と聞く）、忠海を経て、20日朝 6つ過ぎ蒲刈に着船した。そこで下関から帰った八十介と出会い、一緒に蒲刈番所に赴き在番西村衛守に挨拶した。そこで、琉球人乗船は 9月12日肥前国田助に滞船の様子、琉球人の名前は不明、広島藩の仕構（世話）は船頭一人、八挺立乗船、水船八艘、宰料（宰領）二人と聞く。八十介によると、薩摩藩の役人は家老赤松主水、御用人高田十郎左衛門・倉山作太夫、物頭役種子島治右衛門、下関出役千田伝左衛門の由である。八十介は蒲刈を出船、下津井へ向かった。22日晚、広島藩の聞合船が唐人島（所在地不詳）より帰り、昨21日薩州御馬船が（唐人島を）通過、今晚は御手洗に滞船の様子、他に一艘がまだ下関に残っている、琉球人乗船は今なお（肥前国）呼子浦辺りに滞船の様子、と伝える。24日晚 7つ頃、芸州船より、下筋よりの順達写（9月14日付片山平右衛門・賀川太兵衛連署状）が届く。それによると、琉球人乗船一同に薩摩を出帆、薩摩藩の家來の荷物その他を積んだ船は昨夜関湊（下関か）に着船した、琉球人乗船は昨夜肥前国田助辺りまで来たと思われるという。蒲刈には26日まで滞在し、翌日芸州船に同行して蒲刈を出船、その日の晩 7つ頃御手洗（大崎下島）に到着した。1832年の琉球使節のときも、岡山藩の聞合船は芸州船と一緒に御手洗に出向いている。

28日、薩州問屋清水屋幸右衛門方へ行き、琉球人・薩州役人乗船の船頭名・船名などを聞き合わせた（22日御手洗に滞船した薩州船富安丸〔中山王献上物積船〕より清水屋幸右衛門が承る。琉球使節一行の船は家老乗船・正使乗船以下18艘）。翌日夜 9つ過ぎ、芸州船より、琉球人乗船は27日下関到着、仕込船は今晚上関辺りに滞船の様子と聞いたので、早速手紙を認め、ただちに三河屋龍三郎を下津井へ帰した。30日早朝、清水屋幸右衛門方に参り、昨夜御手洗に入港した二艘の内一艘は米積船、もう一艘は薪積船である、只今も沖合を1400～500 石積の薩州御用船が通過したと承る。芸州船より、沖友（大崎下島）まで一艘出すよういわれ幸吉を遣わした。芸州船もスアジ（未詳）、その他手近かな所へ聞合船を毎日一艘宛出している。

10月 1日朝 5つ頃、下筋より芸州船が御手洗に帰帆した。それによると、社島（屋代島）で広島藩は言入（挨拶）を行う、千鳥丸が玄関船なので同船に言入を致すべきである、30日夕同船は津味（津和か）に滞船、と聞く。琉球人・薩州役人名前その他楽道具・持道具を詳しく書き付け、清水屋幸右衛門に下津井へ軽便があつたら送ってくれるよう頼む。2日、蒲刈船手より、津和（津和地島）より蒲刈への来状写（9月30日付西村衛守宛八原儀左衛門書状）が届く。それによると、琉球人乗船は一昨夜三田尻の内小田（周防国）に繫船した、夜は不確かだが大方上関泊りの旨を津和より沖家室島まで派遣した付船へ申し越したという。種々様子を聞くと、今夜は唐人島に滞

船の様子なので、幸吉を鞆津へ遣わし、龍三郎へその旨を伝え、下津井へ報せるよう申し付けた。

3日、琉球人乗船は唐人島に滞船と聞く。津味（津和）より唐人島までは対州船が同行し、対州船は3日晚御手洗に着船した。その日、岡山藩の順風丸が豊後より上り、暮方御手洗に滞船した。4日早朝、順風丸、対州船が出帆した。昼過ぎ、岡山藩の小早が豊後より到着し、唐人島で琉球人が一人病死し3日晚同所で葬式した、いずれ明日は琉球人乗船が御手洗に到着するだろうと報せた。晩、芸州蒲刈より飛船が来る。様子を承ると、先刻、琉球人乗船が蒲刈に到着したという。夜9つ頃、玄関船千鳥丸が御手洗に到着した。8つ頃千鳥丸へ申し入れ、御使者に逢い、「松平大隅守様御内田中源五左衛門」と記した名札を頂戴した。薩州船よりは殿様の名前、私どもの名前・役前を尋ねてきた。また、鞆津へ飛船を出し、鞆番所へ、この度は墓参はしない、下向のさいに行う旨伝言を頼まれる。ちなみに鞆津の小松寺には、1790（寛政2）年10月13日同地で病死した琉球人与世山親雲上が埋葬されている。次回の琉球使節は、江戸からの帰路、1799（寛政9）年2月4日、小松寺に墓参している（「中村家日記」『日本都市生活史料集成』7・港町篇Ⅱ、真栄平房昭「江戸上りの旅と墓碑銘」『沖縄文化研究』21）。

5日朝、名札を調べ千鳥丸へ提出した。千鳥丸は御手洗を出帆した。芸州船、薩州船問屋清水屋幸右衛門に手厚くお礼を述べて帰る。それより御手洗を出船し、8つ時鞆津に到着した。幸吉・龍三郎の両人が居たので、琉球人乗船が今晚鞆津に滞船する旨を報せるため龍三郎を御手洗に戻した。7つ頃、琉球人乗船が鞆津に到着した。滞船を見届けて幸吉も帰した。

6日朝5つ頃、琉球人乗船は鞆津を出船、9つ頃白石島に到着、汐待ちして8つ頃出船した。その旨、下津井の片山七之丞に報せる。夜9つ頃、琉球人乗船が下津井に到着した。在番片山七之丞の挨拶が滞りなく済んだ。

7日朝6つ半頃、琉球人乗船は下津井を出船した。

前述した天保13年「留帳」下10月10日条に、琉球人通船につき海上護送のため船頭岸本甚六郎を派遣し、6日上水島辺まで出迎え、8日取揚島まで見送った旨、船奉行より報告があったと記されている。

## 二 朝鮮通信使の肩代わりを果たす琉球使節

前節で1842（天保13）年の琉球使節に対する岡山藩の取り組み方を見た。その結果、聞合は前回1832（天保3）年にも広島藩領蒲刈・御手洗で行われていること、岡山藩内の海上護送が「先格」であることなどが明らかになった。この「先格」を辿ると、「御家史草稿」文化3（1806）年8月5日条に「琉球ノ使者来聘ニ付松平薩摩守様御家來召連罷登候御先格」、寛政8（1796）年「留帳」下に「琉球ノ使者来聘ニ付松平豊後守様御家頼召連罷登り候ニ付御先格」と記されている。寛政3（1791）年「留帳」1月19日条には「琉球人帰着、去ル十八日伏見着之様子ニ付、御船手ら左之通御船差出候旨御船奉行令届出」とあって、鯨船二艘を出す旨が記されている（池田家文庫）。これ以前の琉球使節の年の「留帳」にはこうした関係史料を見出だすことができない。

琉球使節の送迎態勢は朝鮮通信使の江戸往還が断絶した後、本格化してくるのではないか。それは以下のようない由からである。

1787(天明7)年、徳川家斉が11代将軍に襲職した。さっそく対馬藩は朝鮮側と通信使派遣の準備交渉に入ったが翌年、幕府は対馬藩に来聘交渉の中止を命じ、1791(寛政3)年に改めて朝鮮との易地聘礼交渉を命じた。1809(文化6)年対馬での易地聘礼が決定し、2年後の11(文化8)年に通信使が対馬に来島した。朝鮮通信使の来日は事実上これが最後となつたため、通信使の日本国内通行は1764(明和1)年をもって終わった。これまで幕府は大名・農民を動員して朝鮮通信使を送迎してきた。その取り組み方を概観すると、左記のとおりである。

對馬………海路………大坂…淀 —— 陸路 —— 江戸

御馳走人大名・国役金

対馬・府中（厳原）一備前・牛窓の間は大名が自力で接待する「自分馳走大名」、播磨・室津一江戸の間は幕府賄代官の指揮下で接待する「御馳走人大名」が接待役を勤めた。また、淀一江戸間の人馬入用銀を沿道の御料・私領の村々に国役金として賦課した。

朝鮮通信使の断絶はこうした送迎態勢の崩壊を意味する。しかし、それがこれまで幕府の公儀としての国家公権を担保していた一面があるとすると、それを肩代わりする存在が必要になるはずである。それが琉球使節だった。幕府が朝鮮通信使の易地聘礼を命じる前年、1790（寛政2）年に家斉の將軍襲職を祝って琉球より慶賀使の派遣が行われた。易地聘礼交渉中も1796（寛政8）年、1806（文化3）年に、対馬易地聘礼後も1832（天保3）年、42（天保13）年、50（嘉永3）年に琉球使節が江戸上りしている事実に注目すべきである。

この間の琉球使節に対する幕府の取り組み方をみると1794(寛政6)年閏11月、「前々琉球人召連候付てハ右体拝借之御沙汰ニ不及」(『御触書天保集成』下、6615号)してきた方針を改めて、薩摩藩に琉球使節を名目にした拝借金・米を許した。以後、それは慣例化する。次に、1833(天保4)年以降、同じ理由で国役金が、琉球使節が通行する沿道の近江・美濃・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武藏八カ国の御料・私領の村々に賦課された。これは明らかにかけて朝鮮通信使を名目にした国役金が上記八カ国と播磨・摂津・河内・山城・大和・丹波・尾張の国々に賦課されてきた政策を、琉球使節に振り替えた措置である。

前述した琉球使節を出迎える聞合活動は、朝鮮通信使を接待した時代にも行われていたことである。その様子については、1763（宝曆13）年の「朝鮮人御用浦加子切手留扣」（「赤星昭家文書」一〔下津井〕、岡山大学附属図書館蔵）に明らかである。岡山藩は朝鮮通信使断絶後も「自分馳走大名」としての「家役」を果たし続けたのである。

### 三 外国使節送迎の國郡制的編成

幕府と岡山藩、言い換えると幕藩権力が、朝鮮通信使の肩代わりを琉球使節に求めていったことを指摘した。そのような動きになった理由は、外交儀礼が幕藩制国家の国家公權を維持する重要な要素の一つだったからにはかならない。ここでは、外国使節の送迎態勢は大名の自分馳走と幕府の賄い・国役金の二つに大別されるが、それが国郡制的に編成されていたことを確認したい。

朝鮮通信使を名目にした国役金は1721(享保6)年に始まった。それは淀一江戸間

の人馬入用銀を播磨・丹波・摂津・河内・山城・大和・近江・美濃・尾張・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武藏一五ヶ国の御料・私領の村々に国役として賦課するもので、京都町奉行よりその旨を触れ、知行地を持つ領主が村々より徵集して、播磨～近江の国々は大坂金蔵へ、美濃～武藏の国々は江戸金蔵に納入させた（『通航一覧』第三卷）。琉球使節を名目にした国役金も、1833（天保4）年に人馬継立方諸入用を近江・美濃・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武藏八ヶ国の御料・私領の村々に国役として賦課し、近江は京都町奉行所、美濃は同國代官、三河～武藏の国々は指定された代官、にそれぞれ納入させた（『通航一覧統輯』第一）。

国役金は国郡制の国を単位に賦課されている。では、自分馳走の場合はどうか。自分馳走大名は国主=国持大名であるという共通性がある。1635（寛永12）年の武家諸法度以降、「国主・城主・一万石以上」という大名の家格が定まるが、国主は一ヵ国（国郡制の国）以上を領有し従四位下・侍従以上の官位を持つ大名である。近世中期以降、国主は20家、准国主は3家あった。准国主は位階が従四位下に昇進すると国主の仲間入りする大名である。

朝鮮通信使のとき自分馳走大名を勤めた宗（対馬藩）、黒田（福岡藩）、毛利（長州藩）、浅野（広島藩）、池田（岡山藩）の各大名はいずれも国主である。福山藩の備後・鞆津でも接待が行われたが、福山藩の大名はどうだったか。

1619（元和5）年安芸・備後両国を領した福島正則の改易後、福山藩は水野氏→松平氏→阿部氏と交替して明治維新を迎える。朝鮮通信使の接待は、第1回・第2回は福島正則、第3回・第4回は水野勝成（寛永3年従四位下）、第5回は水野勝俊（寛永19年従四位下）、第6回は水野勝貞（寛永17年従五位下）、第7回は水野勝種（延宝3年従五位下）、第8回・第9回は阿部正邦（元禄13年従四位下）、第10回は阿部正副が大坂城代在職中に付き伊予宇和島藩伊達村<sup>おおさか</sup>候（元文2年従四位下）、第11回は阿部正右が京都所司代在職中に付き豊後岡藩中川久貞（寛保3年従五位下）が勤めた。水野勝貞、勝種は接待役を勤めたとき、まだ従五位下だったが、基本的には従四位下の家柄だったと思われる。阿部氏は従四位下の家柄である。伊予の伊達氏は准国主の家柄である。中川氏の場合は例外であるが、鞆津は自分馳走大名の接待所だったといえる。

岡山藩主は以下のような意識で外国使節に接している。1719（享保4）年の朝鮮通信使を牛窓で接待した岡山藩主池田継政は、正使・副使・従事官に贈物を行ったさいの端作（端書）に「日本備前国主従四位侍従源継政」と称している（「朝鮮人御用留帳」『岡山県史』第24巻）。外国使節の接待は、こうした「国主」意識を發揮できる場面だったと思われる。そのようにして岡山藩主池田氏は幕藩制国家の中にその存在を占めたのである。

おわりに

本稿は、1842（天保13）年の「琉球人御用聞合日並日記并諸入用」を手掛かりに、朝鮮通信使の断絶後、琉球使節がその肩代わりを果たしていったと見通し、幕藩制国家の外国使節の送迎態勢が国主（国持大名）の自分馳走、農民への国役金というように国郡制の国を単位に編成されていたとの仮説を立て、岡山藩主の「国主」意識が検討課題であると問題提起した。

# 禁裏普請における贈答について —岡山藩と朝廷・幕府—

久保 貴子

江戸時代に行われた大名の手伝普請には、城郭・河川・社寺・御所などの普請がある。岡山藩池田家はそのいずれも経験しているが、ここでは、御所の普請、いわゆる禁裏普請を取り上げ、その際に岡山藩が朝廷方・幕府方に贈る礼物や朝廷・幕府が岡山藩に下賜する拝領物などの贈答関係に注目してみたい。

江戸時代の禁裏普請は、通常、内裏の造営を基準にして慶長度・寛永度・承応度・寛文度・延宝度・宝永度・寛政度・安政度の8度に分類される。しかし実際には、内裏の造営・修復のほかに、院御所や女院御所、付隨する皇太子や中宮・女御の御殿などの造営や修復があり、これらが内裏とは別の時期に行われることもあったので、普請の回数が8回だということではない。

さて、岡山藩池田家は慶長度の普請を含めると、禁裏普請に3回携わっているが、慶長度の普請役はその後とは大名の動員体制が大きく異なるので、今回は除外する。残る2回は、延宝3年（1675）と文化14年（1817）に行われ、延宝3年は禁裏・新院御所の造営、文化14年は仙洞御所の修復と中宮御殿の造営であった。大名の手伝普請は、18世紀後半を境に、労働力などの提供から金納へと推移していった。したがって、池田家の行った上記2回の禁裏普請役はちょうどその双方の形態を具現化するものとなっている。普請役の勤め方の変化は、当然、それにともなう贈答のあり方にも影響をもたらしたはずで、以下、実例にそって検討していくことにしたい。

## I 延宝3年の場合

延宝度の禁裏普請は、寛文13年（1673、同年延宝に改元）5月の大火によって禁裏・仙洞御所・新院御所・女院御所の大部分と本院御所の一部分が焼失したことによるものである。この時、岡山藩池田家は一藩のみで禁裏と新院御所の助役を命じられ、他の御所の普請には助役はなかった。

幕府は、朝廷の意向もあり、当時すでに高齢であった後水尾法皇と東福門院を配慮して、禁裏の造営より先に仙洞御所と女院御所の再建に着手した。仙洞御所は同年9月5日斬始、10月8日立柱、12月15日上棟と進み、法皇の新御所への移徙は12月19日であった。一方、女院御所は12月8日斬始、翌2年3月27日立柱、8月23日上棟と進み、移徙は9月19日である。これに対応して、幕府は高家畠山義里と上杉長之をそれぞれ移徙の賀使として上京させている。『徳川実紀』によれば、この時の幕府の進献物は下記の通りであった。

法皇移徙の賀—法皇へ葉茶壷（玉簾）・金20枚・綿200把

    女院へ葉茶壷（明石）・金入錦5巻（1）

女院移徙の賀—女院へ金20枚・綿200把・3種2荷

    法皇へ3種2荷

    女三宮へ銀100枚

    宣旨・綾小路へ銀10枚ずつ

    中納言局以下9人の女房へ銀5枚ずつ

    惣女房へ銀100枚

    長春院へ銀5枚

    さも・あやへ銀3枚ずつ

## 梁田直次・久保勝周へ銀5枚ずつ (2)

法皇の移徙の際に比べると、女院の移徙では、女院付の女房衆や付武家にも銀子が送られている点に特徴があるが、これは東福門院が将軍家の女であることによると考えられる。

さて、女院御所の再建中であった延宝2年2月11日、幕府は禁裏造営の普請惣奉行に伏見奉行仙石久俊を任せ、助役に岡山藩主池田綱政を命じた。彼らは同時に後西上皇の居所である新院御所の造営の担当も命じられている。当時綱政は在国中であったが、江戸藩邸からの知らせを受けて、ただちに家老池田大学を名代とし、元締役以下の諸役を定めた。役についた家臣らは藩主に誓紙を提出して、年内に上京している。禁裏は翌3年1月19日の斬始以降、7月2日立柱、11月16日上棟と進むが、この斬始と上棟の当日、禁裏(靈元天皇)と岡山藩との間で贈答が行われた。

斬始	拝領物—白鳥1羽・鰯1折30連・昆布1折20把・御樽3荷
	献上物—生鶴1羽・鰯1箱・昆布1箱・御樽2荷
上棟	拝領物—昆布1折20・鰯1折30・生鯛1折3・御樽3荷
	献上物—昆布1箱・鴨20・干鯛1箱・御樽2荷(3)

どちらの場合も、禁裏の使者は随身1名で、これに副使者として両伝奏の雜掌各1名が付き添って拝領物を届けている。これに対して、岡山藩は使者に銀子5枚・煎海鼠1箱、副使者に銀子2枚ずつを謝礼として渡し、別に両伝奏(4)に1荷2種の礼物を贈った。

岡山藩から幕府方への祝儀としては、京都所司代永井尚庸、普請惣奉行仙石久俊に1荷2種の礼物を贈ったのをはじめ、普請奉行の中根正章・嶋正長・下条信隆・加藤明重、勘定組頭の平野勝安に1荷1種(上棟時は1荷2種)、勘定衆の坂部三左衛門と細田三右衛門に2種(斬始時は鷹2羽・鰯節1箱、上棟時は塩引鮭5尺・鰯節1箱)、大工頭の中井主水に2種(斬始時は鰯節1箱・鮭塩引5尺、上棟時は鰯節1箱・雉子5)を贈っている。仙石以下の面々は、禁裏普請のために幕府が京都に派遣した普請担当者である。これに対して、幕府方から岡山藩への祝儀は、京都所司代からの1荷2種のみである。なお岡山藩は、上棟時には上記以外に京都町奉行の能勢頼宗に2種、禁裏付の牧野成時・石谷武清に1荷2種を贈っている。

藩主綱政は普請の期間中に2度上京しているが、一度目が延宝3年1月16日から23日で、これはおそらく普請の開始を意味する斬始を意識しての上京であったと思われる。二度目は11月9日から12月12日で、上棟から普請完了までを現地で見届け、かつ儀式に参列するためであった。例えば、上棟の儀には綱政自身が参内して臨んでおり、この日に間に合うよう上京することは京都所司代からの指示であった。

一方、新院御所の普請は、同年3月27日斬始、7月26日立柱、12月2日上棟と進むが、贈答などは、禁裏に比べ簡略である。まず、斬始時には綱政は在京していないし、新院と岡山藩間での贈答も行われておらず、岡山藩から幕府方への礼物もない。上棟時には贈答は行われているが、綱政は参院しておらず、岡山藩から幕府方へも御悦の使者のみで礼物はなかった。綱政の不参院は、11月25日の大火の影響で後西上皇の移徙が即日に行われたためとも考えられるが、現時点では、通常の場合でも行わないものであると解しておきたい。ちなみにこの時の贈答は拝領物が昆布1折・鰯1折・干鰐1折・御樽2荷で、献上物が昆布30把・鰯300・鴨20羽・御樽1荷であった。新院の使者には謝礼として小袖2を渡している。

天皇の移徙は予定通り11月27日に行われたが、この天皇と上皇の移徙に対して幕府は、法皇と女院の移徙の際にみられたように、高家大沢基恒と上杉長之をそれぞれ賀使として上京させた。

天皇移徙の賀－主上へ備前吉真の太刀・馬代銀500枚・3種3荷

法皇へ綿200把

本院（明正上皇）へ純子10巻

女院へ唐織10端

女御（天皇女御鷹司房子）へ銀200枚・3種2荷

閑白（鷹司房輔）へ太刀馬代・銀50枚

長橋局へ銀20枚

両伝奏へ太刀馬代金1枚ずつ(5)

新院移徙の賀－新院へ銀200枚・繡珍20巻

女御（院女御明子女王）へ銀200枚(6)

上記のように、幕府の進献物にも天皇の移徙と新院の移徙では差異が明瞭である。天皇移徙の賀使大沢基恒は11月25日京に到着し、12月1日に参内して役目を果たした。幕府からの進献が終了したのを受けて、同月3日、岡山藩でも天皇移徙の祝儀を献上了。

禁裏へ太刀1腰・馬代黄金3枚・生鶴1羽・鰯節300入箱・昆布30把箱入・

御樽2荷

女御へ銀子20枚・鴨10羽・煎海鼠30枚箱入・昆布30把箱入・御樽1荷

このうち、太刀・馬代と銀子は当日は目録のみで、5日に届けている。禁裏の上棟時と同様、岡山藩ではこの時も両伝奏へ1荷2種を贈ったのをはじめ、京都所司代・京都両町奉行・禁裏付・普請惣奉行にも1荷2種ずつ贈り、普請奉行衆4名と勘定組頭1名に1荷1種ずつ、勘定衆の細田に2種（鰯と鴨）、大工頭の中井に2種（鰯と鷄）を贈った。

新院移徙の賀使上杉長之は12月11日に京に到着し、14日に参院した。後西上皇の新御所への移徙は当初13日の予定であったが、仮御所であった八条宮邸が11月25日の火事で焼失したため、急遽、上棟日の12月2日に早められた。したがって上杉が京に到着した時、すでに移徙から9日を経過していることになる。このため、同月8日、岡山藩は藩からの祝儀の献上をいつ行うべきか、新院付に相談をしている。これは幕府からの進献が結果的に遅れたために生じた問題で、新院付の小笠原信吉からは10日がよいと言われたものの、幕府より先に行なうことはやはり憚られたようで、献上していない。

これより先の12月7日、綱政は普請の無事完了の挨拶に参内し、天皇・女御から拝領物を受け、翌日には、後西上皇からも拝領している。

拝領物－天皇から太刀（三条吉家銘）・手鑑（寛文5年春の会始の公卿一座の懐紙）

女御から2荷3種（昆布・鰯・串鮑）

新院から薰物1香盆（御製）・巻物1軸（八代集秀逸当世八人筆跡）

天皇からの拝領物は、京都所司代永井尚庸や普請惣奉行仙石久俊にもあり、永井に太刀と堂上21人寄合書の古今和歌集1部、仙石に百人一首御色紙（筆者100人の筆）1通であった（7）。新院からは仙石に寄合書3枚の和歌1軸と縮緬10巻が下賜されたことが『寛政重修諸家譜』に記載されているが、永井については未確認である。ところで大名の手伝普請では、助役を命じた幕府から普請完了後に下賜があるが、この時は11月23日、幕府が岡山藩家士に銀・時服下賜を指図し（8）、12月11日、京都所司代宅で、名代の池田大学に銀子100枚・小袖10、元締の上坂外記・水野三郎兵衛・神図書に銀子50枚・小袖5ずつ、普請奉行の森川九兵衛・藤岡内助・田中真吉・岡田権之助・南部次郎右衛門・中村治左衛門に銀子30枚・小袖3ずつが下賜された。

以上が、普請の過程一具体的には斬始・上棟・移徙・普請完了時一における朝廷・幕府・岡山藩の三者間での贈答の実態である。ただし、岡山藩から幕府方への進物・音信はこれ以外にも見られる。例えば、10月11日、普請検分のために上京した幕府上使の松平信興には御鉄砲之鷹2羽・海月1桶・御樽1荷を贈り、天皇移徙の賀使大沢基恒が無事に参内をすませると、御悦として手桶2・鷹2羽・生鯛2を贈っている。その他では、幕府普請関係者へ、延宝3年2月から10月までほぼ毎月、定期的に音信が行われていたことが確認できる。月次の音信が送られる関係者の範囲は、仙石以下勘定衆までの8名に、京都所司代の永井や京都町奉行の能勢、禁裏付の牧野、大工頭の中井が加わることが多く、新院付の名は見えない。音信の内容は品物・御書・口上の組み合わせで、これは時と相手により組み合わせ方が異なった。品物は時節のものが送られており、これまで見てきたような賀儀の際の定番である昆布・鰯・鰐節といったものとはやや趣を異にする。

ところで、11月25日の火事では、新造された四御所は無事であったが、明正上皇の本院御所が焼け、禁裏と新院御所の助役であった岡山藩の藩士たちは追々、帰国したが、仙石以下の面々は幕府に引き続き奉行を命じられた。御所の再建は翌4年に行われ、10月10日に上皇は無事移徙した。ところが、同年12月27日、今度は仙洞御所から出火して同御所と女院御所が全焼し、翌5年両御所の再建が同時進行で行われ、10月2日に法皇が、同月11日に女院がそれぞれ移徙した。これらの普請には助役の任命はなく、幕府の手で全て行われた。ちなみに、このおりの各々の移徙に対する幕府の進献物は次の通りであった。

本院移徙の賀一本院へ金20枚・綿200把・3種2荷

法皇へ綿100把・3種2荷

女院へ綿100把・3種2荷 (9)

法皇・女院移徙の賀一本院へ3種2荷

法皇へ金20枚・縫珍30巻・3種2荷

女院へ銀200枚・羽二重30疋・3種2荷

宣旨・綾小路へ銀20枚ずつ

惣女房へ銀200枚 (10)

延宝2年時に比べると、2度目ということが背景にあると考えられるが、法皇・女院移徙への進献は簡略化され、かつ移徙後に行われている。

## II 文化14年の場合

寛政度の禁裏普請（内裏造営）は、当該期の幕政、朝幕関係を考える上で注目される一事業であったが、寛政2年（1790）の天皇移徙後も同3年に神嘉殿、同12年に御三間、文化2年に学問所と禁裏内の造営が続いた。そして同11年になると、朝廷内で光格天皇の譲位への準備が取り沙汰されるようになった。天皇が譲位後に入る仙洞御所は、前年に死去した後桜町上皇の御所が用いられることになるが、同天皇の中宮欣子内親王の御殿（御所）は新たに造営する必要があり、仙洞御所の北側に建てられることに定まった。翌年には、仙洞御所の修復と中宮御殿造営が具体化する。普請の担当を命じられたのは、京都町奉行の佐野康貞・禁裏付の土屋正備と渡辺守胤をはじめ、代官小堀正徳・大工頭中井正紀・支配勘定格で入用取調役の浅井金八郎らである。中宮御殿は翌13年5月15日斬始、7月24日立柱、12月16日上棟と進み、翌14年2月18日、同時進行で修復が行われた仙洞御所とともに、朝廷側へ引き渡された。3月22日、天皇と中宮はそれぞれ移徙し、天皇は同日譲位した。こうして普請そのものは終了した

が、5月3日、幕府は岡山藩主池田斉政・秋月藩主黒田長韶・鳥取新田藩主池田仲雅にこの普請御用を命じた。

先述したように、この時期の手伝普請は、普請費用を大名に割り当てる方式（手伝金の納入）に移行しており、上記3家は同日、幕府から家臣を京都へ派遣する必要のないことや、具体的な勤め方については勘定奉行から指示を受けるよう申し渡されている。そして5月14日、勘定奉行からおよその割当金額を伝えられ、同時に幕府方の普請掛役人の名前書4通を手渡されて役人たちへの礼物に関する指示も受けた。これは「掛御役人江贈物之義、御用被 仰付候節并御用相済候節、右両度之外贈物ニ不及候」というもので、つまり掛役人への礼物は2度行うということになる(11)。名前書に記された掛役人の顔触れは、老中土井利厚を筆頭に、勘定奉行の服部貞勝・古川氏清以下、勘定組頭の中川忠五郎・中村長十郎、勘定の石原孫助、支配勘定の前田平右衛門・内山半次郎、普請役の大塚空助・梶山鍊六・藤井円四郎といった勘定所の者たちと、前述した京都町奉行の佐野・仙洞付の渡辺(12)・代官の小堀・大工頭の中井・入用取調役の浅井のほか京都所司代・京都町奉行・禁裏付・仙洞付の各与力同心たちや小堀の手代たち、棟梁らで総勢84人であった。しかしその後、京都所司代の大久保忠真ほか12人が加えられて97人となる。岡山藩ではこれら掛役人への礼物・員数を帳面に認め、6月24日幕府勘定組頭中村長十郎に提出し、勘定奉行の判断を仰いだ。勘定所では8月10日、特に問題はないとして承諾している。

ただ、実際には礼物の対象者はさらに大幅に増えることになる。京都で普請に携わった86人に変動はないが、江戸方の関係者が増大するからである。まず、手伝金の納入に関わる金奉行以下同心らがおり、勘定所の同心も加えられる。その他、藩が御用を勤めるにあたって指示を受ける際に接触する老中・勘定奉行の用人たちや中之口番・湯呑所陸尺の面々も対象となる。また、相役の黒田・池田両家の江戸留守居や同年同日に任命された川普請の助役の広島藩浅野・姫路藩酒井・小城藩鍋島・一関藩田村の4家の江戸留守居とその書役にも礼物を贈っており、江戸方だけで130人ほどに達する。この内、普請御用に直接関与しない老中・若年寄、金奉行の用人たちに対しては、「御用済祝儀」の一度だけの礼物であった(13)。藩では「御用被蒙仰候祝儀」を10月上旬に、「御用済祝儀」を12月上旬に贈る予定を立て、現実に、江戸では10月9日と12月21日に贈った。贈物の中身は白銀や金子といった金錢がほとんどである。

現地で普請に携わった延宝3年との大きな違いは、朝廷側への礼物がなくなるかわりに、幕府側、とりわけ江戸方への礼物が多数生じるという点である。そして、贈物の内容も現物中心から金銭中心へと変化している。なお、藩からの礼物の対象者はこれのみに止まらない。御用終了後、江戸城で幕府から藩の関係者へ拝領物があるが、これにともない、江戸城坊主衆・中之口番世話役・湯呑所頭取と陸尺・玄関番など100人以上に拝領物祝儀として金子などを贈るのである(14)。したがって、藩からの礼物は300人以上を対象に行われ、この費用も多大なものであった。

江戸城での行賞の儀式は、大名の手伝普請では定式化しており、今回は12月1日に藩主、同月26日に藩士が登城して行われた。11月24日、岡山藩は勘定組頭中村長十郎に、諸役を勤めた家臣13名の名前に当時在府中か否かを記した書付と文化6年に川普請の助役を行った際の家臣への拝領物の例書を提出している。当時、藩主斉政は在国中で、12月1日には世子斉輝が名代として登城し、父に代わって時服30を拝領した。同月9日、家臣13名について江戸不在者と病気の者を再度、中村に伝え、26日登城できない者には名代を立てた。拝領物は下記の通りである。

惣奉行池田伊賀へ時服5・羽織1・銀50枚

副奉行用番頭中村主馬・池田貢へ時服3・羽織1・銀30枚ずつ

元締物頭広内権右衛門・片山慶左衛門へ時服3・羽織1・銀20枚ずつ  
留守居物頭松平兵右衛門・山脇兵作へ時服3・羽織1・銀20枚ずつ  
目付物頭森川助左衛門・薄田長兵衛へ時服3・羽織1・銀20枚ずつ  
普請奉行吉田源之丞・梶川甚太夫・波多野弥蔵・上泉侯平へ時服2・羽織  
1・銀10枚ずつ (15)

この幕府からの拝領に対して、翌年1月7日、斎輝は老中全員と老中格水野忠成の許へ御礼に廻り、口上書を手渡した。若年寄以下へは、同日使者が派遣されている。その後、家臣への拝領の御礼もなされた。

さて、藩としては京都へ出向かないことで、朝廷側との接触の機会はなくなったが、岡山藩の御用完了に際する朝廷からの拝領物へのこだわりはかなりのものであった。岡山藩では御用を命じられるとすぐに、明和7年(1770)に仙洞御所造営の助役を勤めた盛岡藩南部家に問い合わせたとみえ、延宝3年の自藩の事例と明和7年の南部家の事例を認めた例書を作成(5月25日付)し、6月16日掛老中土井利和に提出して、朝廷からも拝領があるよう内々に願い出、一応の承諾を得た。明和7年の件では、南部家江戸留守居に何度も問い合わせたようで、「会釈」として銀子2枚を2度にわたって贈っている。

しかし、この件はその後、容易に進まなかった。このため、文化14年11月から翌年1月にかけて、京都留守居上泉侯平と国元との間で書状が往来している。11月の上泉から国元への書状で、岡山藩が南部家に拝領時の状況なども問い合わせつつ、近例を調べるよう上泉に申し付けていたことが分かる。このため、上泉は、寛政度に「助役」を勤めた鹿児島藩島津家と熊本藩細川家に問い合わせ、11月になってようやく島津家の京都留守居からの回答を得た。細川家では記録が残っていないという回答であった。11月の書状はこの調査結果を国元へ知らせるためのものである(16)。

島津家の回答は、幕府からの拝領はあったが、朝廷からはなかったというものであった。上泉はさらに京都所司代や武家伝奏、池田家とは親戚筋にあたる一条家などにも情報を求めたが、結果は芳しくなかった(17)。このため結局、南部家など助役を勤めた5家に拝領された明和7年の事例を先例として働きかけている(18)。なお明和7年の時は、延宝3年時とは異なり、藩主は上京しておらず、拝領物も家臣が武家伝奏宅で受け取っている。

こうした岡山藩の働きかけが功を奏したのか、文政元年(1818)6月に拝領されることが内定し、7月、正式に決定した。7月7日、上泉は京都所司代の公用人から呼び出しを受け、9月上旬に拝領物受取のため家老1人を上京させるよう武家伝奏から知らせがあったことを伝えられた(19)。まだこの時には拝領の品まではわかつておらず、上泉が一条家諸太夫を通じ、関白一条忠良から内々に天皇からは手鑑、上皇からは歌書と薫物であるとの情報を得たのは、同月下旬になってからであった(20)。

一方、連絡を受けた江戸藩邸では同月17日、老中に拝領後の幕府と朝廷への御礼の仕方について、明和度の先例により伺いを立てた。翌日、老中青山忠裕の指示があり、19日に改めて伺書と例書を提出し、返答を受けた。それによれば、幕府へは老中に藩主の名代が御礼に出向くこと、朝廷へは関白・武家伝奏・院伝奏に御礼として使者を送る(進献物は必要ない)ことが指示されている。

8月26日、家老で惣奉行の池田伊賀が副使安藤与一左衛門を伴って上京し、9月8日、仁孝天皇から手鑑(三十六歌仙)1箱、光格上皇から古今和歌集と薫物一香合を拝領した。そして、同月29日、幕府からの指示通り、名代として世子斎輝が老中全員に御礼に廻って、口上書を渡した。同時に使者が老中や掛かりの勘定奉行などの許へ出向いた。こうして、御用任命以来、岡山藩がこだわった朝廷からの拝領問題は一

年余を経て、藩の希望通り実現した。この一件は、上泉の書状などに「御新法故」という文言がしばしば登場するように、助役を勤める藩が京都へ人員を派遣しなくなつて初めてともいえる禁裏普請であったため、派遣されていた明和7年の事例がそのまま先例として認可しうるものかどうかの判断が容易にはつかなかつたのであろう。寛政度の内裏造営でも家臣などの派遣はなく、島津・細川両家には朝廷からの拝領物もなかつたと見られるが、両家の勤め方は上納金（献金）で、今回の池田家らの手伝金とは性格が異なる。つまり、献金はあくまで幕府に対するもので、禁裏普請役を担っているという意識が藩の方でも薄かったのではないだろうか。したがつて朝廷からの拝領云々を論議する必要性を藩・幕府・朝廷3者とも感じなかつたと見るべきであろう。そのため、最終的には今回、明和7年の例が先例として認められたと考えられる。

### おわりに

以上、禁裏普請の際に岡山藩と朝廷・幕府間で行われた贈答を紹介した。史料上の制約で、幕府と朝廷間、特に京都で普請に携わった者と朝廷との贈答についてはまだ解明できていないが、贈答を通じて藩と朝廷との接点はかいま見ることができた。特に、延宝3年時では藩主自らが上京し参内なども行うこと、文化14年時では藩が朝廷からの拝領にこだわることなど、今後さらにそれぞれの持つ意味を追究していく必要があろう。禁裏普請は、幕府が大名に課す公儀普請役の1つではあるが、幕府と藩との関係にとどまらず、朝廷の存在が内包される点で特異性を有する。今後は禁裏普請をめぐる朝幕間の折衝や、幕府の普請責任者の変遷なども視野にいれて多角的に3者の関係を検討したい。

- (1)『嚴有院殿御実紀』延宝元年12月9日の条。
- (2)『嚴有院殿御実紀』延宝2年9月9日の条。
- (3)「禁中新院御普請御手伝留帳」（岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫。T-114-1）。この章では特に断らない限り、出典は同史料による。なお、T-114-1は『岡山大学所蔵池田家文庫総目録』の整理番号である。
- (4)斬始時の武家伝奏は日野弘資と中院通茂であるが、中院通茂は2月10日に辞任し、同日花山院定誠が補任、日野弘資は5月18日に辞任し、同日千種有能が補任したため、上棟時の武家伝奏は花山院定誠と千種有能である。
- (5)『嚴有院殿御実紀』延宝3年11月14日の条。
- (6)『嚴有院殿御実紀』延宝3年11月28日の条。
- (7)「庭田重条日記」（宮内庁書陵部所蔵）11月28日の条。なお、『寛政重修諸家譜』の仙石の項には雲次の剣（太刀）も下賜されたことが記されている。
- (8)『嚴有院殿御実紀』延宝3年11月23日の条。
- (9)『嚴有院殿御実紀』延宝4年9月26日の条。
- (10)『嚴有院殿御実紀』延宝5年10月18日の条。
- (11)「中宮御殿御造立 仙洞御所御修復御用記録」（岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫。P 1-286 T C G -021）。T C G -021は『池田家文庫藩政史料マイクロ版集成』のリールNoである。
- (12)仙洞付の渡辺守胤は、光格天皇の讓位に先立ち、文化14年1月20日に禁裏付から仙洞付に移った。なお、同11年に普請担当者の一人に任じられた禁裏付の土屋はなぜか礼物の対象者になつていない。
- (13)「御手伝御用ニ付御留守居より指出候書付写」（同上。C 7-377 T C G -021）。

「京都御普請御手伝御用二付、御上納金御請証券証文写并御進物終始共」（同上。  
P 1 - 510 T C G - 021）。

(14) 同上

(15) 「中宮御殿御造立仙洞御所御修復御用記録書抜」（同上。P 1 - 285 T C G -  
021）。

(16) 「〔御所にて御拝領物之事〕」（同上。※C 7 - 251 Y C G - 009）

(17) 「御拝領物之事」（同上。※C 7 - 228 Y C G - 009）。

(18) 「御普請御用御勤候御方様禁裏御所より御拝領物」（同上。※M 3 - 212 Y C G  
- 009）。明和 7 年の助役を勤めた各大名への拝領物は次の通りである。禁裏からは  
盛岡藩南部・飫肥藩伊東・明石藩松平・平戸藩松浦・小城藩鍋島 5 家にそれぞれ三  
十六歌仙御手鑑、後桜町院からは南部家に古今集・薰物 1 香合、松平家に後撰集・  
薰物 1 香合、松浦家に披遺集・薰物 1 香合、鍋島家に新古今集・薰物 1 香合、伊東  
家に千載集・薰物 1 香合。

(19) 「御所にて御拝領物之事」（同上。※C 7 - 219 Y C G - 009）。

(20) 「御拝領物之事」（同上。※C 7 - 230 Y C G - 009）。

# 武家官位をめぐる岡山藩・鳥取藩と幕府 —池田綱政の少将昇進をめぐって—

堀 新

「元禄九・十両年御任官前後御書類（18通）」（C 6-426、リールNo：YC D-001、コマNo：297～405）は、1696年（元禄9）の池田綱政の少将任官昇進運動が具体的に判明する、非常に珍しく、かつ興味深い史料である（表参照）。このうちの池田綱政の願書を手がかりとして、岡山藩と幕府・幕閣（柳沢）・鳥取藩との関係を考察したい。

## 【略年表】

承応 2年(1653) 12, 23	綱政元服、従四位下・侍従に叙任、伊豫守と称する
寛文元年(1661) 12, 26	綱清（鳥取藩主）元服、従四位下・侍従に叙任、伯耆守と称する
元禄 8年(1695) 9, 29	吉政（綱政の嫡子）、死去
12, 18	綱清、左少将に昇進
9年(1696) 8, 19	政順（綱政の嫡子）誕生→宝永 6年(1709) 9, 29死去
12, 5	綱政、少将昇進

まず、昇進運動の大略を述べよう。岡山藩側で折衝にあたったのは、吉崎甚兵衛（公儀使、禄高 500石）である。元禄9年(1696) 6月頃、吉崎は山中半兵衛・造酒右衛門兄弟を通じて、柳沢保明（後の吉保）の用人である平岡宇右衛門・藪田五郎右衛門に接触する。同年9月、平岡・藪田のアドバイスを得て、綱政は願書を柳沢に提出する（願書は数日後に綱政へ返却）。柳沢はその旨を將軍綱吉に伝え、12月に老中から綱政の少将昇進が伝えられる。

「除帳 山中半兵衛」（D 4-61の9、リールNo.TDD-029、コマNo.574～578）によれば、半兵衛は伊木長門守（岡山藩家老）の元家臣で、造酒右衛門は柳沢の家臣である。

綱政の願書（案）は、9月12日付（⑫）と9月16日付（⑬）の2通がある。吉崎（公儀使）はまず⑫を平岡・藪田（柳沢家用人）に提出し、平岡と藪田はこれに手を入れ、事実上新たに願書（案）を作り直した。綱政は新たな願書（案）にもとづいて、自筆で願書を認め、実際に柳沢に提出したのが⑬である。

以上の経緯から、⑫には官位昇進を願う岡山藩の論理（本音）、⑬には官位に関する幕府の論理が示されていると考えられる。

史料⑫では、少将昇進を願う理由として、第一に倅（政順）の初官が地下になれば、先祖に対し面目ないこと、第二に前年に鳥取藩主綱清が少将に昇進したこと、の2点があげられている。第一点目については、「親と同官ニ難被 仰付様ニ粗承候」として、当時の一般的な傾向として、大名の官位が下落傾向にあることが述べられている。事実、加賀藩でも「當御代者一萬石以上に而も、城主並御役人之外は叙爵不被仰付候」（『加賀藩史料』5-p157）と認識しており、綱政の危機感は当時の大名の認識に一般化できよう。針谷武志氏のご教示によれば、元禄期には叙爵されない大名が実在する。

第二点目については、綱政の認識では岡山藩が「惣領」、鳥取藩は「庶子筋之家」である。それにもかかわらず、鳥取藩は「やゝもスレハ世上江紛カシ申觸」、そのうえ綱清（鳥取藩主）が綱政よりも先に少将に昇進したことで、いよいよ拍車がかかった。そこで綱政は少将昇進だけでなく、「新太郎（光政、前岡山藩主）・相模守（光仲、

# 「元禄九・十両年御任官前後御書類」内容構成

No.	日付	差出→宛所	内容
①	元禄 9年 8月 18日 (元禄 9年) 8月 3日	山中半兵衛・山中造酒右衛門→(池田綱政) 池田綱政→柳沢吉保	重き儀に付き、相違・他言ないことを誓う能を仰せ付られた御礼
②	(元禄 9年) 6月 11日	池田綱政→平岡資周	用事を頼み入る 江戸城正月儀礼の作法
③	(元禄 10年) 1月 2日	「御礼之控」 池田綱政→柳沢吉保	昇進の御礼案（平岡作成、山中半兵衛筆）
④	(元禄 10年) 1月 7日	山中半兵衛→(池田綱政)	⑤ a の副状
⑤ a	(元禄 10年) 1月 5日	柳沢吉保→池田綱政	⑤ aへの返翰
b	(元禄 10年) 1月 7日	柳沢吉保→池田綱政	昇進前後の登城御礼
⑥	元禄 9年 12月 4~16日	「任官前後控」 池田綱政→柳沢吉保	昇進願書(⑩の案、平岡作成、山中半兵衛筆)
⑦	(元禄 9年) 9月 16日	山中造酒右衛門カ→(吉崎甚兵衛)	⑧の副状
⑧	(元禄 9年 9月 16日)	柳沢吉保→池田綱政	⑪への返翰（柳沢自筆）
⑨	(元禄 9年) 12月 14日	柳沢吉保→池田綱政	一昨日対面の御礼
⑩	(元禄 9年) 12月 14日	池田綱政→柳沢吉保	昇進願書
⑪	(元禄 9年 9月 12日)	池田綱政→柳沢吉保	明日柳沢と対面
⑫	(元禄 9年 9月 16日)	池田綱政→柳沢吉保	対面の御礼
⑬	(元禄 10年) 4月 25日	山中半兵衛・山中造酒右衛門→池田大学	柳沢と対面時の覚書
⑭	(元禄 10年) 4月 25日	(池田綱政)→柳沢吉保	⑯請取と柳沢承知の旨連絡
⑮	(元禄 10年 4月 25日)	「御礼」 平岡資周・數田重守→吉崎甚兵衛	⑰の副状
⑯	(元禄 9年 9月 16日)	吉崎甚兵衛→(池田綱政)	
⑰	(元禄 9年 9月 16日)		

註1 「日付」欄の( )は、包紙等の記載により推定した年月日を記した。

註2 「差出→宛所」欄の「 」は、書状以外の史料（覚書等）の内容を示す、史料中の文言を記した。

註3 「差出→宛所」欄の( )は、差出・宛所を内容から推定して記した。

前鳥取藩主)」「伊豫守(綱政)・伯耆守(綱清)」の序列を明確化することを希望する。

⑬では、これらの理由が姿を消し、将軍の御恩と今後の奉公が強調されている。すなわち、今までの「従 御上之御厚恩」、昇進すれば「一生之御大恩」、今後は「如何様之儀ニ而茂御奉公申上度奉存候」というのである。そして、昇進後の柳沢宛綱政書状では、「客(格)式ニ構申義ニ無御座候、何分ニも御奉公申上度奉存候」と述べている。すなわち、⑫で理由としていた地下になることや鳥取藩との序列(=格式)を否定し、⑬の幕府への奉公のみが強調されているのである。

かつて深谷克己氏は、官位昇進が將軍の恩恵と認識され、大名が幕府への忠誠を誓うことから、官位制度は幕藩関係を強化するとした(『近世の国家・社会と天皇』、校倉書房、1991年)。しかし、以上の検討から、深谷氏の見解は幕府の論理にもとづくもので、藩の論理は別にあるとしなければならないであろう。

また、深谷氏をはじめ従来の研究では、大名の叙爵は「公儀」の構成員である証とされてきた。しかし、元禄(綱吉政権)期には、叙爵されない大名が存在する一方で、加賀藩陪臣の叙爵が45年ぶりに復活する。このような動向は、元禄(綱吉政権)期が官位秩序再編成の時期であったことを示している。

以上述べてきたような、岡山藩と幕府、岡山藩と鳥取藩の関係は、官位の問題だけでなく、当該期のさまざまな問題とも絡めて考察する必要がある。

最後に、従来の武家官位制研究との関連を述べておきたい。官位叙任は、暦の制定、元号の制定とともに、近世天皇に残された最後の権能とされてきた(石井良助氏『天皇』)。しかし、近世武家官位は律令官位そのままの継承ではなく、独自の要素をもっている。実際、幕初と幕末を除き、武家官位の叙任(決定)は武家の間で取り行なわれた。官位は、究極的には天皇から叙任されるものではあるが、実質は將軍から叙任されるものであり、「朝臣意識」は一般大名ではない。官位制度の存続(形式的な)を、ストレートに天皇・朝廷の過大評価に結びつけるのは慎まなければならない。

松平(上野)秀治氏は、大名の家格を最も直接的に表現するのが官位であると評価する(「大名家格制についての問題点」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和48年度)。

しかし、松尾美恵子氏の研究に明らかのように、官位は大名の家格を構成するさまざまな要素のうちの一つに過ぎない(「近世大名の類型」『岡山藩研究』14)。それでは、なぜ大名は官位昇進にこだわるのか。それは、石高・領知の規模・殿席などは大名「家」につくものであり、官位は大名「個人」につくことにある。前者の上昇・変更は難しいが、後者の上昇・変更はありうる。大名からすれば、官位昇進に賭けるしかないのである。そして官位昇進を突破口にして、大名は家格の上昇を試みた、いや夢見たのではないだろうか。

家格の一環として官位を検討する場合、従来は極官が重視してきた。極官の重要性はもちろんである。だが、歴代藩主よりも極官が低い藩主が、どの大名家にも必ず存在する。それは死亡等の理由による場合が多い。それに比較して、初官の変動は家格の上下に直結すると考えてよい(ただし、嫡子の死去により2~3男が繰上げ家督となった場合を除く)。綱政の願書でも、惣の初官が問題とされており、初官の意義を再評価する必要があろう。

以上の考察から、武家官位の問題を藩側の史料で再検討することによって、藩の幕府・同族他藩への認識を抽出できることが明らかとなった。今後の課題としては、幕府・同族他藩の岡山藩に対する認識を検討することがある。これによって、職制的・機構的な傾向の強い幕藩関係論・藩々関係論とは異なる関係論を提示することができるであろう。また、藩領民と藩主の官位の問題を、藩庁史料と地方史料を併用して検討する必要があろう。

# 一七世紀後半岡山藩における徒党

保坂 智

従来、17世紀後半の主要な民衆運動は、代表越訴型の百姓一揆であると考えられてきた。しかし私は、小百姓が対領主・対村役人に対して起こす運動こそがこの時代の中心的闘争であり、幕藩領主はかかる運動を徒党として認識し、厳しい処罰を行なったと考えている（拙稿「百姓一揆」『岩波講座日本通史』13巻所収参照）。岡山藩の「刑罰書抜」(1)（『岡山県史』24巻所収）は、同藩に展開した徒党とそれに対する藩の処罰の実態を示す恰好の史料である。この史料に所収されている徒党については、『編年百姓一揆史料集成』にも未収録のものが少なくない（番号の後に＊がついているのが未収録を示す）。以下この史料で判明する徒党とそれに対する藩の姿勢を時代を追って見て行くことにする。なお史料の性格から徒党の発生年代が判明することは少なく、以下の年次は処罰が出された日時である。

- 1 寛永19年8月9日 この日は以下の3件に対する処罰がなされている。
  - A 三野郡求日知行「あいさ」(2)村の庄屋が、郡中を触れ歩き、党を立てたとして成敗された。
  - B 佐渡知行の百姓が、「山取仕、給人江使を立」てた行為を「一揆同前」と認識し、磔に処したが、その人数は不明である。「山取仕、給人江使を立」とはどのような行為なのか明確ではないが、山上がり逃散ではないかと推測する。
  - C 村田弥兵衛知行の百姓が、給人により田地を取り上げられ流浪しなければならない状況に陥っているという目安を提出したが、すでにこの百姓が「何方江成共被遣作らせ可被成」という書状を給人に提出していることを理由に、成敗に処した。史料からは一百姓と給人の対立しか読み取れないが、この百姓の後に徒党が形成されていた可能性は否定できない。
- この日、光政は3人の老中と飛驒・兵部・監物・左馬・藤右衛門という重臣を呼び、「御国中目安之義大成候儀に而候」という認識を示し、彼らに吟味・裁許させており、その結果処罰を下した目安がこの3件なのであり、その他にも多くの目安が存在したことを推測させる。寛永危機のさなか、岡山藩でも対給人闘争を中心とした広範な闘争が展開していた可能性を示す史料として注目できる。
- 2 正保3年8月7日 鴨方村の百姓が大庄屋と争った事件への裁決。百姓の訴訟26条のうち3、4条しか認められず、大庄屋に理があるとされた。28人の百姓を成敗することとなったが、その理由は庄屋への公事に負けたことだけでなく、「大勢徒党を組、其上、郡奉行呼ニ遣候時茂、我儘申候而不参」したことに求められている。徒党した百姓らが村に蟠り居る状況が推測される。なお成敗に処された百姓の男子も縁坐してすべて成敗に処されている。
- 3 慶安2年3月4日 田中次左衛門知行百姓の目安。目安の内3条は給人の非違と認定され、給人は改易の処分を受けたが、その他は百姓の「申懸」であると判定され1人が籠舎、1人が成敗に処されている。処罰が大きく異なるが、その理由は判決書だけでは必ずしも明確ではない。ただ成敗に処された者に対し、特に2箇条が「申懸」にあたるとされている。なお庄屋3人も籠舎の刑に処されたが、「其身に不懸儀とても、目安ヲ取立加判」したことに求められており、主たる闘争主体ではない。

以上の3例は、すべて「池田光政日記」にもほぼ同文で存在する。

- 4\* 明暦3年12月5日 児島郡の「民」が斬罪に処された。彼は未進が皆済出来な

い旨を代官へ書付を提出し、不届であるとされたが一門の者の詫びによって許されていた。それが再度皆済できないと申し出たのである。取調の結果、彼の家から米・諸道具・鉄砲などが発見されたので極刑となった。彼の行為の背景に徒党が存在したかは不明であり、正確には徒党の事例には含めるべきではない。しかし彼の末進は単なる窮乏によるものではなく意図的な行為であったこと、また鉄砲を所持していることなどは注目できる。

- 5\* 明暦3年5月18日 三野郡浜田村の十三郎が追放に処された。彼は2度目安を上げている。彼が追放になる契機は、この2度にわたる目安であった。しかし藩は「三野郡不残此者之不孝存候程之者ニ候ヘハ、大悪人ニ而候」ことを理由に追放の処罰を下した。そして「目安二度指上候義不届故ニ、御國ヲ払候と有之事ハ必不可少申出候」と強調している。その理由は「己か道理ヲ持申者も悪敷心得」で目安を出さなくなることを恐れたのである。幕府・諸藩は百姓らが目安を提出すること、すなわち直訴することをけして否定しなかったと考える（前掲拙稿および拙稿「百姓一揆一その虚像と実像」『日本の近世』10、中央公論社所収参照）が、岡山藩でもその原則は貫かれていたことをこの事例は示している。ただしこの事例でも、彼の2度にわたる目安提出の背景に徒党の形成があったか否かは確認できない。
- 6 万治3年8月10日 上道郡国府市場村の庄屋非違訴訟。この訴訟の背景に松崎新田開発をめぐる動きが存在する。この開発は郡奉行(3)波多野夫左衛門手代市右衛門が中心となって展開した。彼は国府市場村庄屋三郎左衛門もこの開発に参加させる約束をしていたが、粒江村の八郎左衛門を開発頭取とし、三郎左衛門を参加させなかった。藩はこの開発を停止させたが、それを三郎左衛門の訴願によるものと理解した彼は、国府市場村年寄三郎兵衛を援助して、庄屋非違を訴えだした。この訴願は三郎兵衛を初め頭百姓・小百姓40人によってなされ、訴状は10条におよんだ。百姓の訴訟は「大方偽多」として敗訴し、市右衛門が磔（男子斬罪、母娘追放）、年寄三郎兵衛も磔（妻子追放）、年寄2名、小百姓1名、寄合宿の久右衛門、三郎兵衛兄作兵衛の5人が追放（妻子共）、小百姓5人が指を1つ切断された上で「在郷被赦免」となった。なお訴状に三郎左衛門子平七が無判の計升を使用していることが含まれていたと考えられ、その罪により平七も追放され、彼からこの升で計った菜種を買った岡山橋本町淀屋九郎左衛門は牢舎となっている。
- 7\* 寛文5年3月14日 窪屋郡白楽市村の百姓八右衛門・仁左衛門両人が無名の訴状を「諫之箱」へ数度入れ、吟味の結果庄屋に非違はないとなれ、両人が追放に処された。
- 8\* 寛文6年10月23日 武士の若党・家来・下人が訴状を張訴し、「諫箱」や横目宅へ投込みをしたもの。下級武士の行為であり民衆運動ではないが、下人が参加しており、また在所払いをされた者などは、元百姓であった可能性は高い。処罰は追放・在所への払いなどであるが、最も重い3人は、指を切って上での追放刑である。
- 9\* 寛文7年3月1日 和氣郡蕃山村の百姓が庄屋の非違を訴えたが、不実の訴えとされ追放に処される。もっとも庄屋のこの百姓へ対応にわるい面があったとし、暫く牢舎に処される。
- 10\* 寛文7年9月23日 三野郡大供村の百姓が郡奉行武田佐吉宅へ投込み訴をし、吟味の結果庄屋非分が明確となつたため、斬罪に処されたもの。投込み訴をした百姓に対する処罰の記録はない。不間にふされたものと考えられる。
- 11 寛文8年6月19日 磐梨郡矢田部村の日蓮宗不受不施派百姓の徒党。寛文6年に同派僧侶を追放したことによる。同村の12名がキリストン宗門改め帳への

調印を拒否。藩は7年春に頭分の百姓3人を入牢させたが屈伏しなかった。さらに同年冬追放された僧了円（百姓五兵衛子）が帰村、彼を五兵衛の裏屋に隠し「如寺朝暮参詣致させ法ヲ聞」いた。この了円は年寄へ目安を提出したが藩は彼を捕え牢舎に処すると、百姓らは赦免願いを出し、さらに「国廻り衆」への訴願も計画した。これらの行為を藩は「徒党同前」として捉られ、矢田部村百姓五兵衛とその子仁兵衛・了円、同村百姓喜右衛門、了円に参詣するなどして矢田部村民と一味した加部村百姓七太夫・五郎右衛門を刎首、矢田部村百姓三十郎ほか10名を追放に処した。なお三郎左衛門など7人は子供の孝行な歎願行為に免じて赦免された。

12\* 延宝2年3月15日 上道郡広谷村の庄屋を初め村民一同が公役米を拒否した。奉行が度々村へ赴き説得するも拒否し続けたため、庄屋を刎首、頭百姓2名を片耳切りに処した。ここでの鬭争は目安等を提出する行為ではなく、村に蟠り居る形態であったと推測される。

13\* 同日 奥津高郡広面村 小百姓が庄屋非違の目安提出。扱いが入り、又郡奉行・代官も和談を勧めるも拒否したが、藩は小百姓の訴訟は偽りであるとした。連判には入らなかったが目安の下書きをしたもの斬罪、頭取で和談を拒否したもの2名討首、頭取だが和談に応じようとしたもの2名は鼻・小指切断、穿鑿の時偽りを申したもの鼻切断、組頭で状持給につき判を押しながら庄屋が委細を申さなかったと書き上げたもの耳切断、外に連判に参加した小百姓8名が小指切断の刑を受けた。

14\* 延宝6年7月28日 奥上道郡寺山村の庄屋喜兵衛が斬首・梶首され、妻子4人が追放に処された。彼は百姓の米を取り込み、加損米・日用麦等を正当に割り渡さなかった等が発覚し、所帯闕所の罪に問われていた。この非分が発覚した背景には百姓らの訴訟行為が存在したと思われるが、史料には記載がない。しかし彼は反撃に転じ、奉行人や百姓の非違を訴える36条の目安を提出した。この目安を吟味の結果、目安に正当性がないとされ、上記の刑に処されたものである。

15\* 天和1年1月24日 この日台徳院50年回忌により咎人の赦免が布告された。その中に「土民之分として、互之憤を以御城下に罷出、我まゝ成仕形動」をして籠舎に処されていた三野郡新福村吉右衛門も赦免されている。なお同村肝煎孫右衛門も同事件に関係して籠舎となっていたが、彼も赦免された。

16\* 天和3年4月12日 児島郡田之浦村年寄彦三郎が無断で魚肝煎を勤め、郡奉行の差し止めの手紙に従わず、吟味の時には郡奉行の許可があると偽ったとして子の勘助と共に追放に処された。この動きの背景には組頭権左衛門を中心とした庄屋・組頭の一味（徒党）の動きが存在し、彼らは庄屋宅にて魚肝煎は多い方がよいとした目安を村中一等として提出した。この一味の行為が不当であるとして、組頭権左衛門が追放、庄屋孫十郎が指を1つ切り庄屋役取上、組頭2名が小指切断に処された。なお刑罰は大猷院33回忌のため減刑されたものであり、本来ならば外に5名の組頭が処罰される筈であった。この一味の動きに小百姓らがどのように拘わったかは判明しない。

17\* 天和3年4月20日 和氣郡入田・尺所・南曾根・下原・大田原・北曾根・日室・小中山・野吉の9か村140～150名が、稻坪村にある山に盗刈に入り、3名が領内追放、8人が親・妻子共村払、3名が田地5分1取上に処された。

18\* 同日 児島郡後閑村で村中が申し合せて留山に盗伐に入り、庄屋と組頭2名が田地5分1取上に処された。

19\* 天和3年5月22日 児島郡日比村八太夫は、延宝八年に庄屋への申かけをしたため、岡山にて籠舎となっていたが、この日追放に処され、妻子は村払いにされた。本来断罪に処すべきであるが、遷廟につき輕減され追放となった。

これらの事例から注目できるものとして以下の諸点が指摘できるであろう。まず『編年百姓一揆史料集成』に収録されていない一揆・村方騒動として新たに9件(\*と1のC)を発見した。また史料上では明確ではなく一揆年表などに収録しえないが、4、5、14、15、19と1のCの6件も徒党が存在した可能性が高い事例である。さらに8の事例も下級武士団の徒党行為として注目できる。

これらの徒党行為のうち対領主闘争(対給人闘争)は1、3、12の3例であり、その他は村方騒動の範疇に属する。その内2例は1640年代に発生しており、時代が下るにつれ村方騒動が多く発生するようになる。当然この村方騒動の闘争主体は小百姓層によって担われており、16を例外として岡山藩下でも17世紀後半の闘争主体は小百姓層であったことが確認出来る。

闘争形態は目安提出であるが、1のAは山上り逃散の可能性が高い。また2、12では百姓らはたんに目安を提出するのではなく、提出後も徒党して村内に蟠り居る状況があったのではないかと推測でき、他の多くの事例も同様ではなかったかと考える。藩はこの目安を提出した徒党に対し苛酷な処罰を加えた。その刑は極刑や追放、さらに耳を切り鼻をそぐような肉体刑が行なわれている。これは近世後期の「内済」により解決される村方騒動とは一線を画するものである。しかしこれを藩の目安行為否定として理解してはならない。5の事例に見られるように、藩は目安行為そのものは認めていたのであり、処罰は目安の内容の正否・虚実に求められたのである。

#### 注

- (1)この史料は寛政十年に岡山藩留方によって作成されたものであり、下級家臣及び民衆への処罰を収録したものである。寛永19年から寛政8年までの事例が存在するが、その大半は寛文から天和年間のものである。
- (2)『編年百姓一揆史料集成』は「池田光政日記」を根拠に、「あいた」村としているが、三野郡には「あいた」村も「あいさ」村も存在しない。B・Cの2件は取り上げていない。
- (3)『編年百姓一揆史料集成』1巻299頁所収の「吉備温古秘録」による。